

令和7年 9月 4日開会

令和7年 9月 24日閉会

令和7年 第 3 回
大分県議会定例会会議録

大 分 県 議 会

日 程 と 目 次

会期 21日間〔本会議 6日間、休会 15日（議案調査 3日、委員会 3日、議事整理 1日、県の休日 8日）〕

| 月 日 | 曜 | 議 事 | ペー ジ |
|-------|---|---|---------|
| 9. 4 | 木 | 本 会 議（第1号） | |
| | | 1 和田人事委員長の就任挨拶..... | 1 |
| | | 1 中村人事委員会委員の就任挨拶..... | 2 |
| | | 1 小田切商工観光労働部長の就任挨拶..... | 2 |
| | | 1 開会..... | 2 |
| | | 1 諸般の報告（6月及び7月の例月出納検査結果、報告29件及び書類の提出、議員派遣報告）..... | 2 |
| | | 1 会議録署名議員の指名..... | 2 |
| | | 1 会期決定の件..... | 2 |
| | | 1 第71号議案から第102号議案までを一括議題..... | 2 |
| | | 1 佐藤知事の提案理由説明..... | 3 |
| 9. 5 | 金 | 休会（議案調査のため） | |
| 9. 6 | 土 | 休会（県の休日のため） | |
| 9. 7 | 日 | 休会（県の休日のため） | |
| 9. 8 | 月 | 休会（議案調査のため） | |
| 9. 9 | 火 | 休会（議案調査のため） | |
| 9. 10 | 水 | 本 会 議（第2号） | |
| | | 1 平川公安委員会委員の就任挨拶..... | 9 |
| | | 1 代表質問..... | 10 |
| | | 1 森議員（自由民主党）の質問..... | 10 |
| | | ・県政について | |
| | | ・南海トラフ地震に備えた受援体制について | |
| | | ・地域を支える産業の振興について | |
| | | ・東九州新幹線について | |
| | | ・教育行政について | |
| | | 1 成迫議員（県民クラブ）の質問..... | 19 |
| | | ・物価高騰対策について | |
| | | ・米の生産振興について | |
| | | ・日出生台での日米共同訓練について | |
| | | ・買い物弱者対策について | |
| | | ・大分空港からの誘客対策について | |
| | | ・在宅介護を支える介護人材の確保について | |
| | | ・教育を巡る諸課題について | |
| | | ・自転車の交通反則通告制度について | |
| | | ・ガソリン減税について | |
| | | 1 戸高議員（公明党）の質問..... | 30 |
| | | ・県内経済について | |
| | | ・県民の安心について | |

第3回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

| | | | | |
|--|---|---|---|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における諸課題について ・環境施策について | | |
| | | 1 協議又は調整を行うための場の設置の件 41 | | |
| 9. 11 | 木 | 本 会 議 (第3号) | | |
| | | 1 一般質問及び質疑 43 | | |
| | | 1 古手川議員（自由民主党）の質問 43 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツによる地域の活性化について ・過疎地域の活性化について ・中小企業等の賃上げへの対応について ・県土の強靭化について | | |
| | | 1 末宗議員（志士の会）の質問 56 <ul style="list-style-type: none"> ・全県一区制度の見直しについて ・東九州新幹線及び豊予海峡ルート構想について ・農業政策について | | |
| | | 1 木田議員（県民クラブ）の質問 67 <ul style="list-style-type: none"> ・ウェルビーイングに基づいた政策形成について ・大友宗麟公生誕500年に向けた取組について ・関係人口の創出と移住支援について ・物流拠点の強化について ・教育における諸課題について | | |
| | | 1 宮成議員（自由民主党）の質問 78 <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療における諸課題について ・農林水産業の振興について ・交通の安全・安心について | | |
| | | 9. 12 | 金 | 本 会 議 (第4号) |
| | | | | 1 一般質問及び質疑 89 |
| | | | | 1 穴見議員（自由民主党）の質問 89 <ul style="list-style-type: none"> ・選ばれるおおいたに向けた取組について ・こども・子育て施策について ・おおいた消防指令センターについて ・県管理河川の草刈りについて |
| | | | | 1 吉村（哲）議員（公明党）の質問 100 <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して暮らせる社会づくりについて ・男女共同参画社会の実現について ・次世代を担う人材育成について ・図書文化を守る取組について |
| 1 三浦（正）議員（自由民主党）の質問 111 <ul style="list-style-type: none"> ・元気な大分県づくりについて ・こどもたちの健全な育成について ・安心な大分県づくりについて | | | | |
| 1 高橋議員（県民クラブ）の質問 123 <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金引き上げのための中小企業における価格転嫁について | | | | |

| | | |
|-------|---|--|
| | | て ・温暖化対策について ・教育行政の諸課題について ・トンネルの老朽化対策について ・県立病院の面会制限について |
| 9. 13 | 土 | 休会（県の休日のため） |
| 9. 14 | 日 | 休会（県の休日のため） |
| 9. 15 | 月 | 休会（県の休日のため） |
| 9. 16 | 火 | 本会議（第5号） <p>1 諸般の報告（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告、人事委員会の意見聴取結果） 135</p> <p>1 一般質問及び質疑、委員会付託 136</p> <p>1 守永議員（県民クラブ）の質問 136</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平和行政について ・多文化共生について ・太陽光発電施設の環境面への配慮について ・建設キャリアアップシステムの活用について ・大分市内の新庁舎について ・県職員の執務環境等の整備について <p>1 中野議員（自由民主党）の質問 146</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある地域づくりについて ・聴覚障がい者の情報バリアフリーについて ・子育てにおける諸課題について ・農林水産業における諸課題について ・大規模災害に備えた道路啓開について <p>1 堤議員（日本共産党）の質問 156</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日出生台での訓練及び大分分屯地の弾薬庫について ・中小企業支援等について ・消費税とインボイス制度について ・医療提供体制の整備について ・降下ばいじん問題について <p>1 清田議員（自由民主党）の質問 169</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造船業の振興について ・ツール・ド・九州について ・医療施策における諸課題について ・社会资本整備における諸課題について <p>1 第71号議案から第88号議案まで及び請願2件を所管の常任委員会に付託 180</p> <p>1 付託表 180</p> <p>1 特別委員会設置の件 181</p> <p>1 決算特別委員会を設置し、第89号議案から第102号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することに決定 181</p> |

第3回 大分県議会定例会会議録 日程と目次

| | | | |
|-------|---|---|-----|
| | | 1 決算特別委員の選任..... | 182 |
| 9. 17 | 水 | 休会（常任委員会のため） | |
| 9. 18 | 木 | 休会（常任委員会のため） | |
| 9. 19 | 金 | 休会（常任委員会予備日） | |
| 9. 20 | 土 | 休会（県の休日のため） | |
| 9. 21 | 日 | 休会（県の休日のため） | |
| 9. 22 | 月 | 休会（議事整理のため） | |
| 9. 23 | 火 | 休会（県の休日のため） | |
| 9. 24 | 水 | 本会議（第6号） | |
| | | 1 諸般の報告（決算特別委員会の正副委員長互選結果、8月の例 月出検査結果） | 186 |
| | | 1 第71号議案から第88号議案まで及び請願12、13に対する各常任委員長の報告..... | 186 |
| | | 1 今吉福祉保健生活環境委員長の報告..... | 186 |
| | | 1 小川商工観光労働企業委員長の報告..... | 186 |
| | | 1 森農林水産委員長の報告..... | 186 |
| | | 1 阿部（長）土木建築委員長の報告..... | 187 |
| | | 1 清田文教警察委員長の報告..... | 187 |
| | | 1 太田総務企画委員長の報告..... | 187 |
| | | 1 堤議員の討論..... | 188 |
| | | 1 猿渡議員の討論..... | 188 |
| | | 1 第72号議案から第88号議案までを委員長の報告のとおり 可決..... | 189 |
| | | 1 第71号議案を委員長の報告のとおり可決..... | 190 |
| | | 1 請願12を委員長の報告のとおり不採択..... | 190 |
| | | 1 請願13を委員長の報告のとおり不採択..... | 190 |
| | | 1 第103号議案及び第104号議案を一括議題..... | 190 |
| | | 1 佐藤知事の提案理由説明..... | 190 |
| | | 1 第103号議案及び第104号議案に同意..... | 190 |
| | | 1 議員提出第9号議案（私学助成制度の充実強化等を求める意 見書）を議題..... | 191 |
| | | 1 清田議員の提案理由説明..... | 191 |
| | | 1 議員提出第9号議案を可決..... | 191 |
| | | 1 議員派遣の件..... | 191 |
| | | 1 閉会中の継続調査の件..... | 192 |
| | | 1 閉会..... | 193 |
| 付 | | 1 請願..... | 195 |

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月4日（木曜日）

議事日程第1号

令和7年9月4日
午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期決定の件
第3 第71号議案から第102号議案まで
(議題、提出者の説明)

本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件
日程第3 第71号議案から第102号議案まで
(議題、提出者の説明)

出席議員 41名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 舛田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 森 誠一 |
| 木付 親次 | 三浦 正臣 |
| 古手川正治 | 元吉 俊博 |
| 麻生 栄作 | 阿部 英仁 |
| 御手洗朋宏 | 福崎 智幸 |
| 吉村 尚久 | 若山 雅敏 |
| 成迫 健児 | 高橋 肇 |
| 木田 昇 | 二ノ宮健治 |
| 守永 信幸 | 原田 孝司 |
| 玉田 輝義 | 澤田 友広 |
| 吉村 哲彦 | 戸高 賢史 |
| 猿渡 久子 | 堤 栄三 |
| 末宗 秀雄 | 佐藤 之則 |

三浦 由紀

欠席議員 2名

後藤慎太郎 井上 明夫

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 人事委員長 | 和田 久継 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 労働委員会会长 | 深田 茂人 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 丈彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 將護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時

嶋議長 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、先般新たに就任されました和田久継人事委員会委員長及び中村多美子人事委員会委員から御挨拶があります。和田久継人事委員会委員長。

和田人事委員長 おはようございます。7月22日付で人事委員長に就任いたしました和田久継でございます。どうぞよろしくお願ひいたし

ます。 (拍手)

嶋議長 中村多美子人事委員会委員。

中村人事委員会委員 おはようございます。7月22日付で人事委員を拝命いたしました中村多美子と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。 (拍手)

嶋議長 次に、先般新たに就任された小田切未来商工観光労働部長から御挨拶があります。

小田切商工観光労働部長 おはようございます。7月1日より商工観光労働部長を拝命することになりました小田切未来と申します。どうぞよろしくお願いします。 (拍手)

午前10時3分 開会

嶋議長 ただいまから令和7年第3回定例会を開会します。

嶋議長 これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

嶋議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

まず、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、6月及び7月の例月出納検査の結果について、それぞれ文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

次に、知事から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定についてなど29件の報告及び書類の提出がありました。

なお、報告書等は、いずれもお手元に配付の議案書の末尾に添付してあります。

次に、会議規則第125条第1項ただし書の規定により、お手元に配付の表のとおり議員を派遣しました。

以上、報告を終わります。

嶋議長 本日の議事は、議事日程第1号により行います。

日程第1 会議録署名議員の指名

嶋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、小川克己議員及び守永信幸議員を指名します。

日程第2 会期決定の件

嶋議長 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から9月24日までの21日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は21日間と決定します。

日程第3 第71号議案から第102号議案まで

(議題、提出者の説明)

嶋議長 日程第3、第71号議案から第102号議案までを一括議題とします。

第 71号議案 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）

第 72号議案 令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）

第 73号議案 工事請負契約の変更について

第 74号議案 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

第 75号議案 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について

第 76号議案 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について

第 77号議案 大分県税条例の一部改正について

第 78号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第 79号議案 大分県住民基本台帳法施行条

| | | | |
|---------|---|--|--|
| 第 80号議案 | 例の一部改正について 児童福祉施設の設備及び運営 に関する基準を定める条例等 の一部改正について | 第 97号議案 | 令和6年度大分県流通業務団 地造成事業特別会計歳入歳出 決算の認定について |
| 第 81号議案 | 大分県身体障害者更生相談所 の設置及び管理に関する条例 の一部改正について | 第 98号議案 | 令和6年度大分県林業・木材 産業改善資金特別会計歳入歳 出決算の認定について |
| 第 82号報告 | 工事請負契約の変更について | 第 99号議案 | 令和6年度大分県沿岸漁業改 善資金特別会計歳入歳出決算 の認定について |
| 第 83号議案 | 損害賠償請求に関する和解を することについて | 第100号議案 | 令和6年度大分県県営林事業 特別会計歳入歳出決算の認定 について |
| 第 84号議案 | 物品の取得について | 第101号議案 | 令和6年度大分県臨海工業地 帶建設事業特別会計歳入歳出 決算の認定について |
| 第 85号議案 | 大分県立学校の設置に関する 条例の一部改正について | 第102号議案 | 令和6年度大分県港湾施設整 備事業特別会計歳入歳出決算 の認定について |
| 第 86号議案 | 工事請負契約の締結について | →…← | |
| 第 87号議案 | 大分県警察の警察官等に対する 支給品及び貸与品に関する 条例の一部改正について | 鳴議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。 〔佐藤知事登壇〕 | |
| 第 88号議案 | 警察署の名称、位置及び管轄 区域条例の一部改正について | 佐藤知事 おはようございます。 | |
| 第 89号議案 | 令和6年度大分県病院事業会 計利益の処分及び決算の認定 について | 令和7年第3回定例県議会の開会にあたり、 県政諸般の報告を申し上げ、あわせて、今回提 出しました諸議案について説明を申し上げます。 | |
| 第 90号議案 | 令和6年度大分県電気事業会 計利益の処分及び決算の認定 について | まず、災害についてでございますが、8月1 0日からの大雨では、県西部で線状降水帯が発 生し、日田市では観測史上最大となる1時間1 17ミリメートルの雨量が記録されました。県 内で人的被害はありませんでしたが、日田市や 玖珠町で26棟の住家被害が確認されており、 被害に遭われた皆様には心からお見舞い申し上 げます。 | |
| 第 91号議案 | 令和6年度大分県工業用水道 事業会計利益の処分及び決算 の認定について | 県としては、土木施設や農地等も含め早期復 旧に取り組むとともに、今後の災害への備えに 万全を期してまいります。 | |
| 第 92号議案 | 令和6年度大分県一般会計歳 入歳出決算の認定について | そのような中、本日、台風第15号が発生し、 本県への接近も予想されております。県民の皆 様には、今後の気象情報に十分注意いただき、 早めの避難等、御自身や御家族を守る行動を実 行いただきますようにお願い申し上げます。 | |
| 第 93号議案 | 令和6年度大分県公債管理特 別会計歳入歳出決算の認定に ついて | 県経済の状況でございます。8月の内閣府に | |
| 第 94号議案 | 令和6年度大分県国民健康保 険事業特別会計歳入歳出決算 の認定について | | |
| 第 95号議案 | 令和6年度大分県母子父子寡 婦福祉資金特別会計歳入歳出 決算の認定について | | |
| 第 96号議案 | 令和6年度大分県中小企業設 備導入資金特別会計歳入歳出 決算の認定について | | |

よる月例経済報告では、景気は、米国の通商政策等による影響が一部に見られるものの、緩やかに回復しているとされました。関税措置に関する日米合意が確実に実行されれば、先行きの不透明感は一定程度和らぐと見込まれます。

しかし、新たな関税は、当初米国から示された税率よりは低くなったものの、従来からは大幅に引き上げられており、県内でも輸出関連企業を中心に負担増も懸念されます。このため、県では、既に設置している相談窓口や個別聞き取りを通じ、企業活動への影響の有無や程度について状況把握に努めているところです。

また、合意内容には従来のミニマムアクセスの枠内での米の輸入拡大のほか、トウモロコシなど農産品の輸入が増加する内容も含まれております。飼料価格の変動など県内農業への波及にも注意が必要です。今後、新たな課題が顕在化することも念頭に、必要な対策を速やかに講じられるよう備えてまいります。

こうした中、県内の暮らしを守り、地域経済を持続的に成長させるには、賃金と物価の好循環を着実に実現していくことが必要です。この夏の物価高への対応として、国は7月から3か月間、電気や都市ガス料金を対象に支援を行っています。県も独自にLPガスや特別高圧の電力について、国と同水準の負担軽減措置を講じており、このうちLPガス代は8月分で値引きされたところです。現在、国においてはガソリンの暫定税率廃止をめぐる議論が進められており、その動きも注視してまいります。

物価上昇に負けない継続的な賃上げの実現も求められています。大分地方最低賃金審議会での審議が続く今年度の最低賃金の改定額について、国は過去最大となる64円の引上げ目安を示しています。また、春闘においても、県内の賃上げ額・率はいずれも全国を上回り、高い水準で推移しています。

一方で、この流れを持続的な成長につなげるには、中小企業が賃上げに踏み出せる環境づくりが欠かせません。春に実施した500社企業訪問調査によれば、一部又は全部の価格転嫁が実施できた企業の割合は、昨年秋の63.3%

から70.5%へと改善しています。

県では、こうした動きをさらに促進するため、独自の支援策を強化しています。例えば、価格転嫁が特に進んでいない貨物自動車運送業では、原価を明示して荷主との価格交渉を行う事業者への支援金を交付し、その取組を支えています。その結果、7月末までの交渉の約7割で提示額での運賃改定が実現するなど、着実な成果が見られます。このほか、賃上げを行う企業を対象に補助率や上限額を引き上げた賃上げ枠についても、支援内容を拡充しています。8月末時点で昨年同期を上回る33の事業者から申請があり、これにより600名を超える従業員の賃上げが見込まれています。さらに、賃上げに向けた経営強化や生産性向上を資金面から後押しするため、保証料を免除した県独自の制度資金を昨年10月に創設し、今年度も、これまでに66件の融資が行われているところであります。

これら既決予算での対応に加え、最低賃金や労務単価の上昇を踏まえた対策を、今定例会に提案している補正予算案にも盛り込んでおります。現在、国の業務改善助成金を活用する中小企業に対し、県独自の上乗せ奨励金により支援していますが、最低賃金の改定幅を超えて賃上げを行う企業に対し、その奨励金を拡充いたします。また、県が発注する指定管理施設や庁舎管理等の委託業務について、契約後の労務単価上昇に適切に対応できるよう、受託事業者の申し出により契約金額を変更可能とする賃金スライド制度を導入いたします。

また、国は、目安を超えて最低賃金を引き上げる都道府県に重点支援を講じるとの方針を示しています。具体的な支援策を注視しながら、引き続き県内企業の賃上げをしっかりと後押しし、県経済の持続的成長につなげてまいります。

今年度は、長期総合計画「安心・元気・未来創造ビジョン2024」の実行元年として、各分野での取組が本格化しています。人口減少が進む中、地域の活力維持に欠かせない人材確保の分野では、企業と求職者の課題解決の拠点として、おおいた産業人材センターを大分駅ビル「アミュプラザおおいた」内に移転リニューア

ルし、今月1日から、おおいたジョブステーションの愛称で活動を行っています。新たな施設では、企業の人材確保への支援や外国人材の雇用に関する相談窓口の設置など、機能を大幅に強化するとともに、学生との接点の充実を望む企業の声を踏まえ、企業と学生等との交流スペースを新設し、学生主体の就活イベントも週2回開催します。駅直結という立地の利便性もいかしながら、新拠点を核とした産業人材の確保に一層注力してまいります。

少子高齢化の進行に伴い、人手不足が深刻化する介護分野では、現場の負担軽減とサービス向上の両立に向けた対策を進めています。中でも介護現場のDX推進を集中的に進めた結果、県内の入所型介護施設の85%で、音声入力による介護記録の自動化や、夜間巡回等を効率化する見守りセンサーなどが導入されており、年度末までに全施設での導入を目指しております。

また、人材確保の面では、昨年連携協定を締結しましたインドネシアの人材養成機関から、第1陣として約40名の就労が予定され、そのうち11名は既に来県するなど、受入れが順調に進んでいます。7月には、今後の採用拡大に向け、県内の介護事業者が現地を訪問して就労希望者と面談し、県内施設を紹介しました。参加法人は就労希望者の高い意欲を感じたと手応えを得ており、今後も、現地との関係を深めながら継続的な人材確保を図ってまいります。

未来を担う世代の育成も重要であり、高校教育のさらなる充実に向け、遠隔授業を開始しました。今年度は県内4校で授業を実施しており、参加生徒の学力向上はもとより、それ以外の生徒に対する習熟度に応じた対面授業の充実にもつながっています。将来的には、生徒の興味・関心に応じた多様な学びの実現を目指し、例えば教員が限られる科目や専門性の高い分野での活用など、遠隔授業の可能性を広げてまいります。あわせて、このような質の高い教育に不可欠な1人1台端末については、公立高校分を県が責任を持って整備することとしており、その契約議案を今定例会に提出いたします。こうした取組を通じて、誰もが意欲を持って学べる環

境の充実を図ってまいります。

健康寿命日本一に向けては、高齢者が集う通いの場への参加率が11年連続で日本一となりました。この成果を継続するとともに、働く世代も含めた全世代の健康づくりに向け、10月の健康寿命延伸推進月間を中心に、今月から11月にかけて、食やスポーツなどをテーマとしたイベントを各地で実施します。リニューアル後、約2万8千人がダウンロードしている健康アプリ「あるとっく」を活用して、スタンプラリーや職場対抗戦など、楽しみながら健康意識を高める機会を創出することで、県民の健康づくりを推進してまいります。

地域の活力を支えるには、地域経済の根幹をなす一次産業の振興が欠かせません。農林水産分野では、さきほど申し上げた米国の関税交渉による輸出入双方への影響を注視しつつ、EUへの牛肉や、韓国・台湾への養殖ブリなど、輸出国の多角化に取り組んでいるところでございます。

このような中、中国政府が6月末に日本産水産物の禁輸措置を一部地域を除いて解除しました。これを受け、県内事業者に輸出再開の準備を進めている動きもあり、県としても、国や関係者と連携しつつ、今後の動きに対応できるよう備えてまいります。

こうした喫緊の課題への対応に加え、気候変動といった中長期的な課題にも取り組む必要があります。昨年10月に始まった県民運動、グリーンアップおおいたでは、家庭はもちろん企業にも脱炭素の実践を促しています。環境目標に取り組む事業者を支援する認証制度の拡充や温室効果ガス削減の達成状況に金利が連動する融資制度の導入を進めるほか、企業の太陽光発電による二酸化炭素削減量を取りまとめ売却する大分カーボンクレジットクラブを創設し、今月から参加企業の募集を始めました。経済と環境の好循環を生み出し、未来を見据えた持続可能な地域づくりを進めてまいります。

九州の東の玄関口としての取組も着実に進展しているところでございます。物流分野では、大分港大在西地区の新RORO船ターミナルが

5月から稼働し、大型船舶への対応が可能となりました。加えて、DXによる駐車位置の自動管理などにより、荷役作業の効率も大きく向上しています。化学工業品や食品関連をはじめ、多様な業種で活用されており、週6便が運航される中、シャーシ置場の利用は従前の1.6倍まで増加しています。今後は、2バース目の整備も予定しており、地域産業を支える重要な物流拠点として、さらなる利用促進と機能強化を図ってまいります。

交通と観光の両面で新たな価値が期待されるのがホーバークラフトの空港アクセス便の就航です。7月26日から運航を開始し、便によって満席となるなど、夏休み期間とも重なり順調な滑り出しとなりました。実際利用された方からは、移動時間の短縮に加えて、ホーバーから別府湾を望む景観のよさなどが好評で、新たな観光資源としての効果も期待されます。運航事業者には、今後も安全かつ安定的な運航により利用拡大を目指していただくとともに、県としても、その希少性を観光PRに活用しながら、ターミナルを核とした西大分エリアのにぎわい創出にも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

あわせて、空の玄関口であります大分ハローキティ空港も大きな話題を呼んでおり、これらを通じて県全体の魅力発信を一層強化してまいります。

大阪・関西万博でございますけれども、九州7県が合同で魅力を発信するイベントが昨日から始まり、私も昨日出席してまいりました。竹細工の体験をはじめ、食や文化、ハローキティや進撃の巨人などのブースに多くの来場者が訪れておりまして、会場は大変なにぎわいを見せていました。昨日は鶴崎踊りが披露されましたし、本日は草地おどりが披露される予定になっております。引き続き、こうした取組や県内各地を周遊する観光ルートの魅力も積極的に発信して、大分への来訪促進につなげてまいります。

人や物の流れを活性化するためには、広域交通ネットワークの形成に向けた取組も前に進める必要があります。新幹線の整備については、

現行の国の予算額や財源では、現在の整備新幹線の完成にも時間を要し、東九州新幹線等の議論が進展しないことが懸念されます。こうした課題を踏まえて、7月の全国知事会では、私から、新幹線施設の貸付料算定の適正化や出国時の国際観光旅客税の活用といった新たな財源確保について案を提起し、早速全国知事会として国への要望活動が行われたところであります。早期の整備計画路線への格上げに向けて、県域を超えた連携を強化し、機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

将来を見据えたこれらの取組を着実に進めていくためには、安定した財政基盤の構築が不可欠であります。先般、取りまとめました令和6年度決算では、91億円の黒字を確保するとともに、財政調整用基金残高も331億円となり、3年連続で行財政改革推進計画の目標額を達成しました。県債残高については、総額が3年連続で減少し、臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高についても、強靭な県土づくりを進める一方、交付税措置のない県債の発行抑制に努めたことで微増にとどめ、目標である6,500億円以下を堅持しております。今後も人件費や金利の上昇、社会保障関係費の増加などの財政負担の拡大に備えつつ、安心・元気・未来創造ビジョンを下支えするため、引き続き健全かつ持続可能な財政運営に努めてまいります。

次に、提出しました諸議案について、主な内容を説明申し上げます。

初めに、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）についてであります。補正額は108億3,378万4千円であります。これに既決予算額を加えますと、累計で7,139億2,722万4千円となります。

以下、主なものを説明申し上げます。

まず、賃上げへの対策として、さきほど申し上げました国の業務改善助成金を活用する中小企業への県独自の上乗せ奨励金について、事業所内最低賃金を国の改定幅を超えて引き上げる中小企業に対し、奨励金の拡充を行います。また、県が発注する委託業務について、契約後の労務単価の上昇に対応するため、契約額の変更

を可能とする賃金スライド制度を導入します。これらの取組により、官民を通じた持続的な賃上げを後押ししてまいります。

次に、安定的な地域の医療提供体制の確保であります。人口減少などによる医療需要の変化に対応し、病床数の適正化を行う医療機関に対して給付金を交付するとともに、物価高騰の影響を受ける施設整備への助成などを行います。

続いて、農林水産業における人手不足解消に向けた取組強化についてです。人口減少や高齢化により担い手が減少する中、県内の生産者が規模拡大や生産体制の確保を図る上で労働力不足が課題となっています。そこで、ドローンによる防除などを行う農業支援サービス事業体の機器導入等を支援し、作業の分業化や省力化を進めることで地域農業の生産性向上を推進してまいります。

さらに、担い手不足に直面する給油所の支援にも取り組みます。給油所は、生活インフラとして欠かせない存在であるとともに、地域の安心を支える拠点であります。一方で、県外の観光客などからは、価格表示がされていない給油所には入りづらいとの声も寄せられています。

そこで、子どもの見守りや価格の店頭表示、観光客へのおもてなしなどに取り組む給油所を地域あんしん給油所として認定して、周知を図るとともに、必要な設備整備を支援します。地域に根差した給油所づくりを進め、暮らしの安全と地域の活性化につなげてまいります。

そのほか、令和6年度の決算剰余金の処分について、条例に基づき、その3分の1を下らない30億2,593万4千円を財政調整基金及び減債基金にそれぞれ積み立てます。また、今後の新たな施策展開に備え、10億円を企業立地促進等基金に、19億3,644万2千円をおおいた元気創出基金に積み立てます。

次に、予算外議案でございます。

第85号議案大分県立学校の設置に関する条例の一部改正については、二つの県立学校に関するものであります。

一つは、南石垣支援学校について、特別支援学校設置基準を満たす運動場等を確保するため、

別府羽室台高校跡地に移転し、名称を別府やまなみ支援学校に変更するものであります。

もう一つは、県立夜間中学校についてです。義務教育段階の学び直しを希望する方に対して就学機会を提供するため、爽風館高校内に新たに学びヶ丘中学校を設置するものです。

以上をもちまして提出しました諸議案の説明を終わります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようにお願い申し上げます。

嶋議長 これをもって提出者の説明は終わりました。

→…←
嶋議長 以上で本日の議事日程は終了しました。

お諮りします。明5日、8日及び9日は、議案調査のため休会したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

嶋議長 御異議なしと認めます。

よって、明5日、8日及び9日は、休会と決定しました。

なお、6日及び7日は、県の休日のため休会とします。

次会は、10日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

→…←
嶋議長 本日はこれをもって散会します。

午前10時25分 散会

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月10日（水曜日）

議事日程第2号

令和7年9月10日
午前10時開議

第1 代表質問

第2 協議又は調整を行うための場の設置の件

本日の会議に付した案件

日程第1 代表質問

日程第2 協議又は調整を行うための場の設置の件

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 舛田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 丈彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 將護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 井下 秀子 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時 開議

鳴議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

鳴議長 開会に先立ち、先般、公安委員会委員に再任されました平川加奈江委員から御挨拶があります。

平川公安委員会委員 9月8日付で公安委員に再任されました平川加奈江でございます。2期目となります。どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

鳴議長 本日の議事は、議事日程第2号により

行います。

→…←

日程第1 代表質問

嶋議長 日程第1、代表質問に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。森誠一議員。

[森議員登壇] (拍手)

森議員 おはようございます。15番、自由民主党、森誠一でございます。本日、代表質問の貴重な機会をいただきました同僚、先輩議員の皆様に心からの感謝を申し上げます。

また、足元の悪い中、傍聴にお越しくださった皆様、そして、オンラインで視聴してくださっている皆様に心からの感謝を申し上げます。

さて、去る9月7日、石破総理から、自由民主党総裁の職を辞する旨の表明がなされました。連日、様々な動きがございますが、その動向を私どもも注視しつつ、目下、県民の皆様、そして、県政が直面する諸課題について、会派を代表いたしまして質問いたします。

佐藤知事をはじめ、執行部の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、まず、県政運営について伺います。

佐藤知事が就任され、2年余りが経過します。早くも任期の折り返しを迎えたところですが、この2年間というのはなかなか難しいかじ取りを迫られる状況でなかったかと思います。未曾有の混乱をもたらした新型コロナの影響から脱し、回復に向け、社会経済活動の活性化を急ぎ進める中、円安や物価上昇が生活を直撃、加速する人口減少などに起因する人手不足や急激な賃金上昇など、歴史的な出来事が続く期間であったと思います。

そのような中、知事は「安心・元気・未来創造の大分県づくり」を掲げ、夢と希望あふれる大分県の未来を見据え、果敢に取り組んでこられました。昨年の福岡・大分デスティネーションキャンペーンの取組、8年ぶりとなる台湾直行便の就航や大分ハローキティ空港をはじめとした観光キャンペーンの実施、そして、定期就航が実現したホーバークラフトなどにより、国内外に対する本県のプレゼンスが次第に高まり

つつあります。

さらに、本県の発展の可能性を高めるため、熱意を持って取り組まれている広域交通ネットワークの形成や遠隔教育の実現など、未来の創造に向けた姿勢に心強く感じております。

一方、足元では目まぐるしく情勢が変化しており、その対応も必要です。長引く物価高騰に對しては、引き続きの支援が求められます。

先週4日、大分県の最低賃金は81円の引上げ、1,035円と答申され、初めて1千円を超える過去最高の上昇幅となる見込みであり、急激な賃金の上昇により、中小企業や小規模事業者の負担はさらに大きなものとなってきます。米国関税においても、本県のみならず、世界経済に与える影響の行方といった不確実性から目の離せない状況であることに変わりはありません。

少子高齢化・人口減少の進行に伴う構造的な課題もあります。地域では買物ができず、農地には作り手がない。今や医療・教育の提供も持続可能性に課題を抱えています。地域の産業が衰退し、地域が疲弊していく悪循環に対し、難しい課題ではありますが、対策の手綱を緩めるわけにはまいりません。

加えて、先週には、本県の一部を感染確認地域に含む形で豚熱の感染が隣県で確認されるなど、こうした突発的な事象にも機動的に対応していくかなければなりません。

昨年策定されましたビジョン2024においては、「共生社会おおいた」、「選ばれるおおいた」を目指すとして、様々な施策の展開が盛り込まれていますが、足元の課題にしっかりと対応し、解決していくと同時に、その先にある夢と希望あふれる大分県の実現に向け取り組んでいただきたいと思います。

そこでお伺いいたします。これまでの2年間をどのように総括し、今後の県政運営を行っていくのか、知事のお考えをお聞かせください。

続いて、今後の財政運営について伺います。

ビジョン2024が目指す姿を実現するためには、財政的な裏づけが欠かせません。先般発表された令和6年度決算と7年度9月補正予算

案を見てみると県税収入の増加や執行段階での節約等により、単年度の実質収支は91億円の黒字となるとともに、行革目標である財政調整用基金残高も331億円を確保されています。

しかしながら、さきほど申し上げたように、物価高騰の長期化や賃金上昇、米国関税措置の強化などの影響も懸念されることから、必要な対策を講じるため、機動的な財政出動を常に求められる状況が続いております。

9月補正予算案で早速、各種対策が講じられているところですが、中でも、全国においていち早く導入される委託契約のインフレスライド条項は、賃金の上昇にあわせぐ県内中小企業等にとって、非常に心強い制度となるのではないかと期待しています。

他方、骨太の方針2025では、賃上げこそが成長の要として、持続的・安定的な物価上昇の下、1%程度の実質賃金上昇の定着を目指すとしています。こうした方向性も踏まえますと、さらなる資材や労務単価等の上昇により、事業費の増加も予想されます。つまり、予算の総額が増えない限り、事業費の増加は事業量の減少につながることになります。もちろん、企業業績の改善等による税収増も見込めるでしょうが、一方で、国の税制改正の動向により受ける影響も懸念されます。

また、金利の上昇に伴う公債費の増加を含め、人件費や社会保障関係費といった義務的経費の継続的な増加も予想されます。

こうした中においても、夢と希望あふれる大分県の実現に向けては、積極的な施策の展開が求められています。必要な事業量を確保し、高まる財政需要に応えると同時に、財政健全化の実現を両立するバランスの取れた財政運営が必要であると考えます。

そこで、今後の財政運営について、総務部長にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震に備えた受援体制について伺います。

誰もが安心して暮らせる大分県の実現に向けては、自然災害への備えが何より重要です。8月には、鹿児島県や福岡県、熊本県等で線状降

水帯が発生したことなどに伴い、記録的な大雨による被害が全国各地で相次いでおります。本県でも、床上浸水などの住家被害が報告されているところであり、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

こうした豪雨災害はもちろんですが、いつやってくるか分からない地震への備えも忘れてはなりません。特に、本年1月に発生確率が引き上げられた南海トラフ地震については、あらゆる備えを着実に進めていかなければなりません。南海トラフ地震が発生した場合には、広域的かつ甚大な被害が同時多発的に発生する未曾有の災害となることが想定されています。本県においても沿岸部では津波、内陸部では激しい搖れの危険性が高く、ライフラインや交通・通信の寸断などにより、県や市町村の職員自身が被災する中で災害対応に当たらなければならないという極めて厳しい事態が現実に起こり得ます。

こうした状況に備えるため、国は今年3月、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランを策定しました。この制度は、地震発生直後の混乱期においても、都道府県や市町村の災害対応体制を維持・確保できるよう、必要な応援体制をあらかじめ構築しておくことが目的としています。このアクションプランにおいては、被災した自治体と速やかに職員を派遣する自治体とが平時から協力・連携を深めていくことが明記されており、実動を想定した備えが求められています。

本県は、応援を受ける県として位置付けられており、災害発生時に本県を支援するカウンターパートとして、佐賀県が即時応援県に指定されています。アクションプランでは、平時より両県が意見交換や実動訓練を重ねておくとともに、佐賀県からの移動ルートや手段の確保、受援側の受け入れ体制の準備なども具体的に検討しておくよう示されているところです。

南海トラフ地震発生時には、県庁や市町村の庁舎そのものが被災し、指揮系統や業務の継続に深刻な支障が生じる可能性も否定できません。だからこそ、いかに迅速かつ確実に佐賀県からの応援職員を本県の災害対策本部や市町村に受

け入れ、必要な業務に従事してもらうか、その段取りや運用を平時から具体的に詰めておくことが不可欠です。県民の命と暮らしを守るためにには、こうした応援体制が単なる形式にとどまらず、実際に機能する強固なものでなければなりません。絵に描いた餅でなく、有事の際に即応力を発揮できる仕組みとする必要があります。

そこで、佐賀県との協議や訓練などの現在の連携状況を含め、南海トラフ地震に備えた受援体制をどのように構築していくのか、防災局長に伺います。

次に、地域を支える産業の振興について伺います。

本県の将来を見据える上では、県内各地域の振興も欠かせません。特にその地域を支える産業の振興は重要です。そこで、まずものづくり産業の振興について伺いたいと思います。

本県では、これまで積極的に進めてきた企業誘致の取組により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気、自動車、精密機器など、幅広い分野の産業がバランスよく集積しています。この結果、特に県内総生産の産業別構成比に占める製造業の割合は全国平均よりも高く、九州では製出品出荷額等が福岡県に次ぐ第2位の工業県として発展してきました。

佐藤知事も就任以来、県内各地に企業を呼び込むべく、市町村と連携して用地確保に積極的に取り組まれているほか、昨年には、台湾で自ら講演されるなど、海外や首都圏等での企業誘致セミナーの開催といった情報発信にも力を入れられております。

中でも、100年に一度と言われる大変革期を迎えており、自動車関連産業や世界的に市場の成長を続ける半導体関連産業などでは、拡大する需要を取り込む絶好の機会が訪れています。引き続き積極的な企業誘致を進めるとともに、立地企業と地場企業が共に発展し、産業集積の効果を最大化していくよう、県としてもしっかりと後押ししていただきたいと思います。

一方で、本県の基幹産業とも言えるこれらの産業は、米国の関税措置といった貿易政策の影響や国内の少子高齢化の要因などから先行きに

不安を覚えざるを得ない状況でもあります。8月に内閣府が公表した月例経済報告による基調判断において、企業収益に関する項目では、米国の通商政策等による影響を踏まえ、「改善に足踏みが見られる」へと8か月ぶりに引き下げられており、今後の経済政策が大変重要になってきます。

今、物価や賃金をめぐる環境が大きく変わり、長く続いたデフレからインフレへのシフトが進みつつあります。賃上げ率は約30年ぶりとなる高い伸び率を実現し、昨年には17年ぶりとなる利上げが行われるなど、日本経済は歴史的な転換点を迎えていると言えます。

こうした状況の中、本県経済の屋台骨でもある製造業を中心としたものづくり産業の在り方は、今後の県内経済の動向を左右する重要な要素であり、その成長に向けた取組をしっかりと支えていく必要があると考えます。

そこで、現状の認識と今後の展開を含め、本県のものづくり産業の振興をどのように進めていこうと考えているのか、知事の見解をお伺いいたします。

続いて、持続可能な林業の実現について伺います。

森林面積が県土の7割を占める本県において、豊かな森林資源をいかした林業も基幹産業の一つです。本県の森林は、戦後に植林されたスギやヒノキが伐採適齢期を迎え、本格的な利用期に入っていることから、今こそ、適切な森林資源の活用を進め、林業の再生と地域経済の活性化を図る好機であると言えます。一方で、森林資源の状況を見てみると、現在、高齢級の人工林が県内に偏在しており、その更新が十分に進んでいないという課題がございます。

森林の年齢構成を見ますと、若齢林の割合は非常に少なく、将来的な林業の担い手や木材の安定供給体制の確保という点で大きな支障を来すおそれがあります。今後、伐採、搬出を計画的に進めるとともに、伐採後の確実な再造造林を推進し、循環型の森林経営に取り組まなければ、本県の林業は持続可能な産業として成り立たなくなってしまいます。そういう意味では、今回

の9月補正予算に計上された早生樹の再造林に関する事業の効果に私も期待を寄せております。

さらに、高齢林から伐採される原木の多くは、径が大きく、従来の製材設備では対応が困難なケースが増えています。こうした大径木は、せっかくの資源でありながら十分に活用されず、価格面でも評価が低くなる傾向にあることから、伐採に見合う収益が得られず、林業経営の採算性を圧迫する要因となっています。今後、県内製材施設・設備の大型化や加工技術の高度化を支援し、さらなる大径木の活用促進を図ることが求められます。

本県が誇る豊かな森林資源を次世代にしっかりと引き継ぎ、環境、経済、地域社会が調和する形で林業を持続的に発展させていくためには、今、この時期にこそ、将来を見据えた具体的な対策を講じていく必要があるのではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、持続可能な林業の実現に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いいたします。

続いて、持続可能な建設業の実現について伺います。

建設業は、社会资本の整備・管理を担うとともに、災害時には、地域の守り手として県民の暮らしや社会経済を支える極めて重要な役割を果たしております。しかし、厳しい就労環境を背景に就業者の減少が続いていること、このままでは建設業が将来にわたって、その役割を担い続けることが困難になるおそれがあります。

厚生労働省等の資料によると、令和6年度における建設業の年間出勤日数は238日と、ほかの産業と比較して多く、十分な休日が確保されていない状況が明らかになっております。また、年間総実労働時間は1,943時間に上り、運輸業、郵便業に次いで長時間となっている状況を踏まえ、働き方改革の推進を通じた長時間労働の是正や、働く人のワーク・ライフ・バランスの改善に向けた環境整備が求められています。

少子高齢化・人口減少の進行に伴い、今後、さらに人手不足が深刻化することが見込まれる

中、限られた人材で安定的にその役割を遂行していくためには生産性の向上も不可欠です。また、近年の猛暑により現場環境は一層厳しさを増しており、作業員の安全を確保することも大変重要だと考えます。

そこで、地域の重要な役割を担う建設業を持続可能なものとするため、県としてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

次に、東九州新幹線について伺います。

産業の振興を支えるとともに、本県の発展に向け、未来を創造する上で欠かせないのが、人や物の流れを活性化する広域交通ネットワークの充実であります。特に我が会派といたしましては、これまで県議会において幾度となく議論させていただいておりますが、県民の悲願である東九州新幹線の実現に全力を挙げるべきと考えております。

新幹線は地域間の移動時間を大幅に短縮させ、地域経済の活性化に大きな効果をもたらすものであります。九州の中では本県と宮崎県のみ整備されておらず、この状況が長く続いていることは、地域間競争の中で埋没してしまうことにつながるものと危惧しております。

こうした中、現在の整備新幹線の未着工区間が残り2か所となり、全国の基本計画路線を有する自治体をはじめ、次の整備計画策定の機運が高まっている状況となっています。

6月に閣議決定された骨太の方針2025を見ますと、新幹線の基本計画路線等については、各地域の実情を踏まえ、地方創生2.0の実現にも資する幹線鉄道の高機能化に関する調査や方向性も含めた検討など、さらなる取組を進めるとされ、昨年より表現が一歩前進しているように受け取れます。

これまで、県では、シンポジウムや地域別説明会の開催等により、県内の機運醸成に積極的に取り組んでおられます。新幹線の整備というものは複数県にまたがる国家プロジェクトです。その誘致活動においては、関係県や団体等との連携を図ることが何よりも重要であり、関係県等の理解を得ながら、より密に連携を強化し、取

り組んでいく必要があります。

佐藤知事におかれでは、県政の最重点課題として、4県1市等と連携を図りながら、あらゆる手段を通じて、これまで以上に国などに強く訴えていただきたいと思います。

そこで、東九州新幹線の早期実現に向けて、どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

続いて、教育行政について伺います。

まず、今後の高校の在り方について伺います。

高校は、子どもたちが確かな学力を身につけ、社会性や人間性を育み、心身ともに成長するために重要な役割を果たす教育機関ですが、地域においてはその活力の源として必要不可欠な存在でもあります。地域の高校の在り方については、これまで幾度となく県議会でも議論されていますが、定員不足となる地域の高校が増加傾向にある現状などから地域の衰退を懸念する声が大きくなっています。

こうした中、先般、県教育委員会においては、全県一区の検証を行った通学区域検証委員会の答申を踏まえ、県立高校の入試改革などを含む対応策を発表されました。中でも、8年度の入学者選抜から導入を予定している複数校志願制度について、一度の受験で複数校を志願できる制度であり、一次入試における志願倍率は1倍を下回る、又は定員充足していない学校において第二志願を募集する内容となっています。これは欠員の生じている地域の高校にとっては、入学者を確保する手立ての一つになるものと大いに期待しているところです。ただ、重要なことは、県内のどの地域の高校であっても、生徒が自らの可能性を最大限に伸ばせる環境を整えていくことであり、実際の運用に際しては、生徒と地域のどちらにとってもよりよい制度となるよう、常に見直しを続けていただきたいと思っております。

県内のどの地域でもという意味では遠隔教育も重要です。現在は、難関大学合格を主眼としていますが、将来的に、例えば専門的で教員が限られる地学ですか美術などの分野も対象にすることができるれば、学校や教員を選ぶことな

く、どの地域からでも専門的な分野を学ぶことも可能となるなど、生徒の可能性が一層広がるのではないかでしょうか。

他方、国においては、高校授業料無償化の議論が進んでおります。来年度からは私立高校の無償化が予定されており、全ての高校が無償化されるということは、生徒にとってみれば、選択肢が増えることにもつながります。一方で、地域の県立高校から都市部の私立高校に生徒が偏ってしまうのではないかとの心配の声も聞きます。公立高校と私立高校がそれぞれの特色をいかし、本県全体の教育の魅力とその質を高めていくとともに、地域活性化の観点など、様々な面でのバランスにも配慮していくことが肝要だと考えます。

少子化が急速に進行する中、出生数は6千人を下回り、15年後には高等学校の生徒数が現在の3分の2となることは目に見えております。加えて、高校授業料無償化の拡充など、高校を取り巻く環境が刻々と変わっていく今だからこそ、その変化をしっかりと捉え、知事のリーダーシップの下、県全体の教育のあるべき姿を見据えた上で、公立、私立ともに存続していくための対応を進めていただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、今後の高校の在り方について、知事のお考えを伺います。

最後に、私学振興について伺います。

本県において、私立学校は公教育の一翼を担い、それぞれの建学の精神に基づきながら、一人一人の特性に応じたきめ細やかで特色ある教育を開いております。子どもたちに多様な学びの選択肢を提供し、個性や能力を最大限に引き出す役割を果たしている点で、県全体の教育の質を高める上でも極めて重要な存在であると認識しています。

こうした中、さきほども触れたとおり、高校授業料の無償化の動きが進んでおります。具体的には、今年度からは授業料支援額11万8,800円に係る所得制限が撤廃され、全ての高校生が支援の対象となっております。さらに、来年度からは私立高校生向けの上乗せ助成についても所得制限が撤廃され、私立高校授業料の

全国平均額に当たる最大45万7千円が支給される見込みです。これは、先般示された国の骨太の方針にも盛り込まれており、来年度の予算編成過程において成案を得て、実現することです。

経済的な理由で私立高校への進学を断念せざるを得なかった家庭にとって、今回の支援拡充は大きな前進であり、教育の機会均等に寄与するものと考えますが、一方で、さきほど申し上げたとおり、授業料の差が事実上なくなることにより、公立高校離れなどが危惧されています。私立高校においても、学校ごとに異なった教育方針や教育の質といった特色をより一層打ち出していかなければなりません。

こうした中、現在、私立中学高等学校協会において、次期私学振興プランの策定作業が進められていると伺っております。現行のプランでは、私学の強みをいかした各般の取組が進められているところですが、私立学校が持続可能な形でその教育的な使命を果たし続けることができるよう、県にもしっかりと関わっていただき、策定後には、プランの取組を積極的に後押ししていただきたいと思っております。

こうしたことを踏まえ、私学振興に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、総務部長にお伺いいたします。

通告させていただきました質問は以上でございます。

私たち自由民主党大分県連は、月初め、3日間をかけ、職種や業種も異なる多くの皆様との意見交換をさせていただきました。政策集団として、一つ一つの課題解決と夢ある未来の実現に向けて、経過の確認や現状の分析、情報収集を行い、関係する方々や次世代を担う皆様と将来を語り、しっかりと政策を形成していく。これからもその役割を果たすため、地に足をつけ、常に現場主義、その視点で行動をしてまいります。

引き続き、県民の皆様には、私たち県議会、自由民主党への忌憚のない御意見、御指導と力強い御支援をお願い申し上げまして、私の代表質問を終わらせていただきます。御清聴、誠に

ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 ただいまの森誠一議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

森誠一議員の代表質問にお答えを申し上げます。

まず、県政運営についてでございます。

私は、知事就任以来、県民との対話を基本姿勢の第一に据えまして、県政運営に努めてまいりました。

安心の分野では、能登半島地震を踏まえた本県の防災体制の再構築とともに、子育て世代の声を受け止めて、子ども医療費の高校生年代までの助成拡大や医療的ケア児への支援、児童虐待防止にも力を入れてまいりました。

元気分野では、企業の方々から多く寄せられた人手不足対策の求めに応えるため、県独自の賃上げ枠の創設や、今月から大分駅ビルに移転をしました産業人財センター「おおいたジョブステーション」の機能強化を図りました。また、昨年度の福岡・大分デスティネーションキャンペーンや全国豊かな海づくり大会なども成功裏に終えたことで、本県のプレゼンスの向上にもつながったと考えております。

未来創造では、タイガーエア台湾による大分－台北線の新規就航や遠隔教育配信センターの本格稼働、また、大分港RORO船ターミナルの供用も開始できたところであります。東九州新幹線については、知事会等で新たな財源の提案を行う中で、他県との協調の動きも広がりつつあります。

本定例会に提出しておりますビジョン2024の昨年度の総合評価では、全57施策のうち、96.5%が順調又はおおむね順調に進んでいるという評価となっております。

一方、不安定な国際情勢などを背景に変化する県政諸課題に迅速・適切に対応していくことは大変重要でございます。そのため、現在、来年度の県政重点方針の策定に向けて、府内議論を重ねているところであります。

例えば防災対策や社会インフラの老朽化対策

のほか、子育て満足度など、三つの日本一に向けた取組をさらに強化していきたいというふうに考えております。

また、元気な農林水産業の振興や観光の成長産業化、世界から選ばれる大分に向けた海外展開なども積極的に進めてまいります。

さらに、広域交通ネットワークの充実や大分県版カーボンニュートラルの加速、先駆的なDXの推進、教育環境の充実など、未来への投資にも引き続き力を入れてまいります。

今後も県民との対話と連携を基本として、10年後の、そして、その先に目指す大分の姿の実現に向けて果敢に挑戦してまいりたいというふうに考えております。

次に、ものづくり産業の振興についての御質問でございます。

国内有数のコンビナートや自動車、半導体など、様々な業種がバランスよく立地する本県において、裾野の広いものづくり産業の振興は最も重要な施策の一つであります。

他方、議員御指摘のとおり、ものづくり産業を取り巻く環境は、物価や賃金の上昇、米国の追加関税など、先行きを見通しにくい状況にあります。この春の500社企業訪問調査によりますと、7割を超える企業で賃上げが行われておりますが、価格転嫁を実施できていない企業も2割弱あることから、引き続き賃金と物価の好循環の創出に向けた取組を進めてまいります。また、米国追加関税の影響があると回答した企業は5%と、現時点では大きな影響は顕在化していないが、動向を注視して、必要な場合には速やかに対策が講じられるように備えてまいります。

一方、産業別に見ますと、自動車産業では、2028年3月に日産自動車が北部九州への生産移管を予定しており、生産台数の大幅な増加が見込まれております。さらに、九州が国内生産額の約2分の1を占めております半導体産業では、サプライチェーンの国内回帰やTSMCの熊本進出を契機に、投資が活発化をしております。こうした好機を逃がさぬように、中九州横断道路など、広域道路ネットワークの整備を

着実に進めるとともに、企業ニーズに対応した用地確保や東京、台湾での企業誘致セミナーなど、戦略的な企業誘致をさらに進めてまいります。

加えて、進出企業と地場企業の共生、発展に向けて、自動車や半導体など、各分野の企業会を核として、技術力向上や商談会への出展等を引き続き押しをしていきます。

また、ものづくり産業の持続的な発展には、人手不足への対応や人材育成も必要でございます。今月開設したおおいたジョブステーションを総合支援拠点として、人材確保を支援とともに、デジタルやAIの導入・活用を促し、生産性向上を図っていきます。さらに、県立工科短期大学校等の一部カリキュラムを企業の技術者に担っていただいており、即戦力となる人材育成にも取り組んでいるところであります。

ものづくり産業は、本県経済の基盤でございます。今後も本県の強みである多様で厚みのある産業集積をより一層発展させながら、ものづくり産業の振興に取り組んでまいります。

次に、東九州新幹線についての御質問でございます。

東九州新幹線の早期実現に向けて、関係県等と連携が欠かせないことから、大分県をはじめ、福岡県、北九州市、宮崎県、鹿児島県の4県1市で構成する期成会を中心に様々な活動に取り組んでおります。現在、期成会のPRロゴを活用したカーステッカーを1万枚作成中であり、県内の市町村や経済団体、交通事業者等に今月から配布をして、日常生活で目にすることを増やすことで県民の理解を深めてまいります。

また、次の整備計画策定の機運を高めるには、基本計画路線を有する全国各地の自治体や団体との連携を強化する必要があります。このため、今年の1月には、東北から九州まで25の自治体・経済団体が参加する勉強会を本県主催で開催いたしました。加えて2月には、私を含めて、東九州と四国の知事6名が山陽放送の特別番組に総出演しまして、新幹線の可能性や地域の未来についての議論を交わし、エリア全体の機運醸成を図っているところでございます。

こうした取組を進める一方で、現行の国の予算額や財源では、現在の整備新幹線の完成まで相当の年数を要し、このまま基本計画路線の議論が進展しないことが懸念されます。

そこで、5月の九州地方知事会に加えて、7月の全国知事会において、JRの貸付料算定の適正化や、国際観光旅客税の活用などといった具体的な財源確保策を私から提案いたしました。各県から賛同をいただきまして、政府・与党への提言項目に盛り込まれ、早速、知事会として要望が行われたところでございます。

また、昨日でございますけれども、退任されます石破総理と対談の機会いただきまして、その場におきましても、私から同じような要請を行ったところでございまして、総理に熱心に聞いていただいたところでございます。

さらに、全国的な機運を高めるために、基本計画路線の期成会が一堂に会して、整備計画策定に向けた調査の開始や新たな財源の確保等、地方の熱意を国へ届ける、言わば全国の総決起大会のような場をつくりたいというふうに考えているところでございます。その際には、是非、県議会の皆様を挙げて応援を賜りますとありがたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

未来の大分県を担う若者をはじめとしまして、県民の期待に応えるために、東九州新幹線等の整備計画路線への早期格上げに向けて、引き続きあらゆる手段を通じて、政府・与党に強く働きかけてまいりたいというふうに考えております。

次に、今後の高校の在り方についてでございます。

安心・元気・未来創造ビジョンでは、子どもの学びと成長を地域全体で支える環境が整い、学校と地域の双方に活気があふれる姿を目指しております。地域ならではの学びが地域との協働によって充実し、そこから生まれる地域の活力が学校の教育活動をより一層豊かにする好循環が望まれます。

このため、教育委員会では、令和9年度までに全ての県立高校に学校運営協議会を設置して、

地域との連携強化を図ることとしております。

また、令和8年度入試から導入する複数校志願制度は、生徒の主体的な進路選択と地域の活力創出の両立を可能にし、地域の高校の活性化にも資するものと期待しております。

さらに、今年は、遠隔教育もスタートいたしました。夏休みの短期集中講座も含めて、受講した生徒の反応もよく、手応えを感じているところであります。将来的には、生徒の興味・関心に応じた多様な学びの実現を目指して、教員が限られる科目や専門性の高い分野での活用等についても、遠隔授業の可能性を模索してまいりたいと考えております。

高校の授業料無償化は、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自分の個性や将来の目標に応じて、幅広い選択肢から高校を選べるように後押しをする意義があります。

他方で、進路選択は年々多様化、広域化をしておりまして、令和7年度には、全県で516名が県外の高校等に進学をしており、授業料無償化はこうした流れをさらに加速させることも考えられます。そのため、先日の総合教育会議では、県立、私立を問わず、本県の高校の魅力化について意見交換を行いました。産業界など、外部人材を活用した探究的な学びの充実や、県立、私立ともにそれぞれの強みや特徴をいかした魅力づくりを進める必要性が指摘されたところであります。

教育委員会では、令和9年度末に高校教育の在り方について方針を示す未来創造ビジョンの改定を予定しておりますが、生徒数が大きく減少する将来を見据えて議論をしていく必要があります。

教育をめぐる時代の要請や潮流の変化を注視しつつ、制度や保護者の声にもしっかりと耳を傾け、地域との緊密な連携の下、教育委員会と共に必要な取組を進めてまいります。

その他の御質問については、担当部局長から答弁をいたします。

嶋議長 若林総務部長。

[若林総務部長登壇]

若林総務部長 私から、まず今後の財政運営に

についてお答えいたします。

県政諸課題に着実に対応するためには、中長期的な視点に立って、持続可能な財政基盤を構築していくことが肝要でございます。こうした考えの下、常行革の精神で健全な財政運営に努めてまいりました結果、財政調整基金残高は3年連続で目標を達成したところです。

加えて、今般の補正予算案においては、ビジョン2024に掲げた施策により機動的に推進できるよう、おおいた元気創出基金や企業立地促進等基金への積立ても盛り込んだところであります。

物価や賃金、金利などが上昇する中での財政運営においては、増嵩する義務的経費等への対応が重要となります。今後も増加が見込まれる人件費や委託料等の的確な地方財政措置を引き続き国に要望するとともに、公債費の縮減を図るため、借入れにおける引き合い方式の拡大や資金手当債の発行抑制にも取り組んでまいります。

また、事業の選択と集中にも注力をしてまいります。今年度予算では、ビジョン実行元年としまして、151の事業を見直し、新たな特別枠事業の充実を図ったところです。8年度予算編成に向けてましても、事務事業評価を活用し、スクラップ・アンド・ビルトを徹底してまいります。これらの取組により、ビジョンに掲げた施策を展開可能な財政基盤の確保に努めてまいります。

次に、私学振興についてお答え申し上げます。

私立学校は、それぞれの建学の精神に基づき、特色ある学校づくりに取り組んでおりまして、公立学校と共に車の両輪として公教育の推進に大きな役割を果たしております。県では、これまで私立学校に対して経営基盤の確保や教育環境の整備、私学振興プランを含めた特色ある教育の充実等、幅広く支援してきたところです。

御指摘のとおり、私立中学高等学校協会においては、新たな私学振興プランを年内にも策定する予定と聞いており、県もオブザーバーとして参加しております。少子化のさらなる振興に加え、様々な困難を抱える生徒の増加など、

重要な課題を抱えており、引き続き私学全体の対応力強化が必要との議論がなされると承知しております。

県としては、私立学校がこうした様々な環境変化に対応し、公教育の一翼として力を発揮できるよう、新たなプランも含め、引き続き私学振興にしっかりと取り組んでまいります。

嶋議長 藤川防災局長。

[藤川防災局長登壇]

藤川防災局長 南海トラフ地震に備えた受援体制についてお答えいたします。

災害時における円滑な受援体制を構築するためには、平時からの連携が重要であり、特に本県の即時応援県である佐賀県とは、まずは顔の見える関係づくりが大切であります。

そこで、本年4月から両県の防災職員を相互に派遣する人事交流を開始するとともに、6月の総合防災訓練に佐賀県の職員も参加し、本県における災害対策本部の運営方法を確認するなど、連携を進めているところであります。

また、来月には、佐賀県や関係機関が参加する検討会を立ち上げ、南海トラフ地震における本県の被害想定を共有するほか、佐賀県からの進出経路の選定や県内の宿泊場所の確保など、諸課題の洗い出しを行ってまいります。

迅速な災害対応には、県外からの応援だけでなく、県内の市町村会における応援・受援体制の強化も不可欠であります。例えば大きな被害が想定される県南地域に対する他の市町村による職員の派遣や避難場所の確保など、具体的な応援・受援の在り方について、今後検討してまいります。

引き続き南海トラフ地震に備え、佐賀県や県内市町村と連携を深め、実効性のある体制の構築に努めてまいります。

嶋議長 淀野農林水産部長。

[淀野農林水産部長登壇]

淀野農林水産部長 私からは、持続可能な林業の実現についてお答えを申し上げます。

林業の持続的発展には、高齢林から生産される大径材の活用、伐採後の確実な再造林、そして、それを支える担い手の育成・確保が重要で

す。

まず、大径材加工施設の整備を支援してきており、年内にはいよいよその先駆けとなる佐伯広域森林組合の大型工場が稼働予定でありまして、外材が約8割を占めるツーバイフォー製品市場のシェア獲得を目指します。

また、木材商社等と連携し、海外や大都市圏へ大径材製品の販路拡大も推進してまいります。

次に、再造林についてですが、本県の伐採後の再造林率は80%と、全国的にも高い水準で推移しています。それに伴い、苗木生産者も順調に増加しているところです。そこで、2050年までに、花粉が少なく、林業経営にも有利な早生樹の割合を9割以上にすることを目標に、育苗施設への支援や寄附金を活用した再造林支援に取り組んでまいります。

これらの取組を進めるには、やはり就業者の確保と受皿となる中核的経営体の育成が必要です。林業アカデミーや高校生を対象とした研修の充実に加え、空調服の整備など、就業環境の改善を図ります。また、外国人技能実習制度の活用も積極的に進めています。

あわせて、高性能林業機械の導入支援や共同利用の推進、そして、林地の譲渡希望情報を提供する仕組みの構築などによりまして、中核的経営体の規模拡大を図ります。

伐って使い、植えて育てる循環型の取組を総合的に進め、持続可能な林業の実現を目指してまいります。

鳴議長 小野土木建築部長。

〔小野土木建築部長登壇〕

小野土木建築部長 私からは、持続可能な建設業の実現についてお答えいたします。

持続可能な建設業を実現するためには、就労環境の改善と生産性向上の取組が重要です。就労環境の改善については、各社が取り組む育児休業の規程整備などに加え、若年技術者の資格取得を後押しし、人材育成と働き方改革に取り組む企業を支援しているところです。加えて、県発注工事では、土日を休日とする完全週休2日制を促進し、就労環境のさらなる改善を進めています。

また、議員御指摘のとおり、現場作業員の熱中症対策は喫緊の課題です。そこで、今年度から、ミストファンやスポットクーラーなどの現場費用を経費として適切に計上することで、作業員の安全確保に努めているところです。

次に、生産性向上については、現場作業の効率化に向け、ICT活用工事に必要な建設機械の導入補助や人材育成のための研修会を継続して実施していきます。加えて、工事関係書類の簡素化の取組も進めており、企業アンケートによれば、取組前と比べ、作業時間が3割削減されたところです。

今後も建設業が将来にわたり、地域の守り手として重要な役割を担い続けられるよう、業界と連携して取り組んでまいります。

鳴議長 以上で森誠一議員の質問及び答弁は終わりました。成迫健児議員。

〔成迫議員登壇〕（拍手）

成迫議員 29番、県民クラブ、成迫健児です。本日、代表質問の機会をいただきました同僚議員の皆様、そして代表質問に係る様々な課題をいただきました県民の皆様、私の代表質問の原稿に様々な助言をいただきました関係者の皆様に深く感謝を申し上げながら、質問に移らせていただきます。

佐藤知事をはじめ、執行部の皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは、物価高騰対策について伺います。

令和4年2月24日にロシアによるウクライナ侵略が開始されてから3年余りが経過しました。同国では、これまで少なくとも1万2千人以上の民間人が犠牲となったとの報道もあり、住宅やインフラの被害も甚大なもので、一刻も早い戦争終結を願うところです。

ウクライナ侵略の影響は、両国間にとどまらず、世界的なエネルギー価格の高騰を引き起こし、さらに、我が国においては、同じく令和4年のアメリカF R Bによる政策金利引上げに端を発した急速な円安の進行も相まって、今日に至るまであらゆるもののが価格が上昇を続け、物価の高騰の影響が長期化しています。今年にな

ってからは、国内の食料品だけでも、最大で2万品目以外の値上げが見込まれています。総務省発表の7月の消費者物価指数は前年同月比で3.1%の上昇となり、今後の家計負担の増大が危惧されます。

本県においても、光熱費や食材費、人件費、原材料価格の上昇が人々の暮らしや経済活動に影を落としており、特に県内企業の大半を占める中小企業にあっては、その多くが経営基盤に課題を抱えており、経営継続を含め、その影響の大きさが憂慮される状況となっております。

本来、物価高騰に対しては、国が全国一律に策を講じるべきであり、昨年11月に閣議決定された事業規模約39億円の総合経済対策では、非課税世帯への支援や電気・ガス料金の軽減措置の再開、ガソリン補助金の継続等が盛り込まれましたが、そのほかに、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細かな取組を展開するための財源として、重点支援地方交付金の追加措置も行われました。

事業者向けの対策においては、経営コスト上昇に対する直接的な支援も即効性があり、一定の効果を得られるものと認識をしておりますが、例えばデジタル技術の急速な進展や将来的な労働力人口の減少を踏まえた生産性向上や人材確保につながる支援など、一過性の効果にとどまらない先を見据えた支援策を講じることも重要ではないかと考えます。

そこで、県では、長期化する物価高騰に苦慮する県内中小企業をどのように支援していくお考えなのか、知事に伺います。

次に、生産振興について伺います。

これまで、安定供給されていた米が、突然品不足になり、以来、米不足が心配されて、店頭の米の価格が5キログラムで4千円を上回るまでになりました。その後、備蓄米の放出により、価格はやや下がりましたが、備蓄米以外の銘柄米等を以前のように気軽に安心して購入できるようになるまではまだまだ時間がかかりそうです。

本県は、米については、消費県というよりも生産県に当たると思われますが、今回の騒動

の中で、県下には米はなかったのか、また、備蓄米の放出がなされたときに流通が円滑に行われず、県内での流通に時間がかかりましたが、県下で備蓄米の保存をしているのか、県内の消費者に備蓄米を放出する場合、必要とする方々に円滑に行き渡る方法が確立されているのかといった様々な疑問を抱きました。

また、本県の米の生産については、園芸作物と比較して、面積当たりの収益性が低いことから、水田の畠地化・汎用化を進め、収益性の高い園芸品目への転換に重点を置いてきました。しかし、主食としての米の位置付けはやはり重要なと考えます。米1俵には、田植、草刈り、稲刈り、そして高騰する肥料代、農薬代、さらには田植機・コンバインなどの減価償却費などの必要経費が含まれ、高騰前の価格では労務費の入る余地もないと言われていました。米の適正価格は、買取り、流通、小売販売など、どう設定されるべきなのか、根本的な解決に向けた対策なども急務だと考えます。

本県の本年産の主食用の米の作付面積の見込みは1万8,800ヘクタールと、昨年に比べ1千ヘクタールほど増加していると聞きました。今回の騒動の影響で、主食である米の生産について様々な意見が交わされ、先月には政府が米の増産へと政策を転換する表明をしたところです。

こうした状況を踏まえ、本県の耕地の有効活用を実現するには、米、麦、大豆といった普通作物を効率的に生産する体制を整え、大規模化や集落営農体制の整備によって、合理的な生産活動を進めていかなければならないと考えます。加えて、それに対応する農家などへの支援もさらに必要ではないでしょうか。

そこで、本県における米作りの現状をどう捉えており、米の生産振興にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、日出生台での日米共同訓練について伺います。

正に明日、9月11日から25日までの15日間、日出生台演習場において日米共同訓練が行われる予定となっています。レゾリュート・

ドラゴンと呼ばれるこの日米共同訓練は、離島防衛を想定し、陸上自衛隊とアメリカ海兵隊の連携強化などを目的に実施されることになっており、大分県内における参加人員は約5,200人と、過去最大規模が想定されています。

日出生台演習場における訓練については、これまで、我が会派としても、県議会において度々議論をさせていただいておりますが、米軍実弾射撃訓練については、縮小・廃止を基本方針とする中、日出生台演習場で繰り返し行われる他国との共同訓練の実態を見ていると、むしろ演習が強化・拡大されているのではないかと感じられます。

日出生台演習場では、昨年度、米国に加え、英国との共同訓練が行われただけでなく、本年2月には、アメリカ海兵隊による実弾射撃訓練が行われるなど、相次いで訓練が実施されています。こうした状況に対し、住民からは、自衛隊も含めて演習場の使い過ぎだ、訓練が過密になり生活に支障が出ているといった声も聞かれています。今回の共同訓練においては、採草放牧の時期と重なって訓練が行われることとなっており、やはり地域住民の暮らしに対する影響が懸念される状況です。

また、昨年の共同訓練では、事前の説明に反し、午後9時以降もオスプレイが飛行するなど、地元自治体や住民が軽んじられているのではないかと感じられます。

周辺住民の不安の解消や安全確保のためには、地元との協定を遵守することはもちろんですが、強化・拡大が懸念される演習を縮小させていくべきではないでしょうか。

そこで、日出生台での日米共同訓練について、住民の生活環境をいかに守っていこうと考えているのか、また懸念される今後の訓練の拡大等についてどのように考えているのか、知事の御見解を伺います。

次に、買物弱者対策について伺います。

高齢社会が進行する中、クローズアップされている問題に買物弱者対策があります。買物弱者は、移動手段を持てずに日常的に買物に行けない高齢者や様々なハンデを抱える方々に多く、

農林水産省や経済産業省では自宅から生鮮食品販売店舗までの直線距離が500メートル以上であり、自動車を保有しない人、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品等の日常の買物が困難な状況に置かれている人々と位置付けています。

少し前になりますが、2014年の国の調査によると、全国の買物弱者の推計値は約700万人で、2010年調査と比べて約100万人増加しており、今後、さらに増え続けるという見通しがなっておりました。さらに、この問題は、過疎地にとどまらず、交通手段の比較的豊かな地方の中心市街地でも起きており、大分市を含め、県内でも発生しています。

NPOや企業などが取り組む買物弱者対策に関する事業は、その約7割が赤字経営となっているという総務省の調査結果があり、国や自治体の積極的な支援、協力が求められるのではないでしょうか。

買物弱者問題の具体的な解決方法としては、第1に宅配、買物代行、配食など家まで商品を届けるシステムの構築、第2には移動販売や買物場の開設など、近くにお店をつくること、第3には移動手段の提供により家から出かけやすい環境の整備を図ること、第4にはコミュニティを形成すること、第5には基盤となる物流の改善・効率化を図ることが挙げられます。

こうした買物弱者対策を考える上では、高齢者福祉、地域商業、交通確保、地域活性化などの様々な面から総合的に検討を行う必要があると考えます。そのため、県において、組織的、横断的なプロジェクトチームを編成するなど、市町村を支援する体制づくりも必要だと考えます。

こうしたことを踏まえ、買物弱者対策について、県として今後、どのように取り組んでいくのか、企画振興部長に伺います。

次に、大分空港から誘客対策について伺います。

まずは大分空港の利用促進について。

現在、大分空港では、搭乗待合室の拡張と旅客搭乗橋増設などの改修工事が進められており、

搭乗・到着の動線整理を通じた利便性の飛躍的な向上が期待されております。こうした施設整備は、単なるインフラの拡充にとどまらず、大分空港の利用促進と地域経済への波及効果を最大化する契機として捉えるべきだと考えます。

ハード整備とともに取り組むべき課題の一つとして、新たな国内外の定期路線誘致が挙げられ、とりわけアジア圏を中心とする国際定期便の拡充は本県の観光振興の促進、地域経済の活性化、人的交流の促進に不可欠と考えます。実際、本年4月にタイガーエアによる台湾への直航便が就航し、当初、10月までの予定でしたが、利用が好調であることから、来年3月までの運航が延長されることになりました。これは本県における国際線拡充の可能性を示す大きな成果と言えます。

一方、国際線誘致の地域間競争が激化する中では、インバウンド増加のみならず、県民の国際線の利用、いわゆるアウトバウンドが多いことも鍵を握るのではないかでしょうか。県民の需要喚起を図る上で注意すべき施策の一つとしては、パスポート取得費用への助成制度と考えます。例えば新潟県では、新潟空港の国際線を利用する29歳以下の若者を対象にパスポート取得費用の一部を補助する取組を行っています。これにより海外渡航のハードルを下げるとともに、若者の国際的な視野の拡大と航空路線の利用促進の両立を図っております。このような施策は、単なる海外旅行の促進にとどまらず、将来的な国際人材の育成や地域の国際化にも資する極めて意義深いものです。

今回の施設拡張を契機とし、大分空港が真に本県の人流・物流の結節点として役割を果たしていくよう、国内外の新規路線誘致に向けた県としての戦略的アプローチを展開していくべきだと考えます。

こうしたことを踏まえ、アウトバウンド対策を含め、大分空港の利用促進にどのように取り組んでいくのか、交通政策局長に伺います。

次に、ホーバー就航を契機とした誘客対策について伺います。

ホーバーの定期便が7月26日から16年ぶ

りに復活をしました。これまで大分空港から大分市へ行くためには1時間10分ほどかかっていましたが、片道約30分での移動で済むことになります。また、実際に搭乗された多くの皆様から、以前よりも安定して、揺れを感じず、乗り心地が快適だったと高い評価を得ており、今後の利用・観光促進への期待が高まっております。

これまで大分空港に到着した旅行者はそのまま別府市や由布市に足を延ばす傾向にあり、県が実施している令和6年度大分県観光実態調査においても、県内で立ち寄った市町村の状況では全体の約5割の観光客が別府市や由布市へ立ち寄っており、その他の地域については令和4年から6年にかけて足を運ぶ人の全体の割合が下がっている結果となっています。

ホーバーは空港と西大分を結んでいるため、県のちょうど中心部から県内各地へ旅行ツアーが組める分、PRの仕方によっては県内の広範囲にわたって観光客を誘導できる可能性があります。大分空港からホーバーを利用した観光客の方々に、別府や湯布院といった主要な観光地だけでなく、県内各地に足を運んでもらえるよう、これまでとは異なる観光客の流れをつくる戦略が必要だと思います。また、これを機に、ホーバー利用者を含め、大分空港全体の利用者に対する県内周遊に向けた取組もあわせて検討いただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、今回のホーバー就航を契機とした県下全域の誘客対策にどのように取り組んでいくのか、観光局長に伺います。

次に、在宅介護を支える介護人材の確保について伺います。

介護の現場を担う人材の不足が深刻さを増しております。厚生労働省の職業安定業務統計によると、2022年の施設介護職員の有効求人倍率は3.79倍、訪問介護員、いわゆるホームヘルパーは15.53倍に達しています。また、全国社会福祉協議会中央福祉人材センターでの調査でも、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの有効求人倍率が9.70倍と報告されており、厚生労働省が発表した昨年の全産

業平均の有効求人倍率1.25倍を大きく上回っています。

特に介護が必要な、自宅へ訪問し、介護を行うヘルパーの不足は深刻な課題です。在宅で介護を行う人材が枯渇してしまうと、家族で介護をする必要が生じ、生活が成り立たなくなってしまい、介護離職の増加を招くなど、社会経済全体への打撃も大いに懸念されるところです。

このような中、2024年度に行われた訪問介護の介護報酬の改定が2%程度のマイナスとなりました。厚生労働省の説明によりますと、介護職員処遇改善加算のプラス幅を大きくすることで実質的に増額となるということですが、基本報酬の引下げによって処遇改善加算のプラスと相殺されてしまうおそれがあると考えます。マイナス改定の理由としては、直近の全介護サービスの介護事業経営実態調査の結果から、訪問介護の利益率が7.8%と、前年度の5.8%から2ポイント改善していることなどが挙げられています。

しかし、特に小規模の訪問介護事業所では、処遇改善加算についても上位区分での算定ができていないなど、経営実態は大変厳しいとお聞きしています。利益率が改善しているのも、収入が増えていない中で、人材確保が困難で人手不足による人件費の減少があるため、現場の逼迫状況に変わりはないといった分析もあります。事実、東京商工リサーチによる昨年度の訪問介護事業者の倒産件数は全国で86件と、過去最多となっています。

また、訪問介護の肝であるケアマネの成り手不足や離職も深刻です。従来は介護現場で経験を積んだ方がキャリアアップとしてケアマネを目指すといったプロセスが想定されていました。しかし、介護職員には処遇改善加算が適用される一方で、在宅介護を支援するケアマネは処遇改善加算の対象外とされ、処遇改善が進められていません。そのため、ケアマネを目指すインセンティブが乏しく、ケアマネに求められる5年ごとの資格更新に際しては費用面や時間的な負担により離職を選択するといった残念なケースが多いと聞きます。

私は、在宅介護の現場を支える訪問介護のヘルパーや居宅介護支援のケアマネの存在がこれから2040年に向けてさらなる高齢化と生産人口の減少が進むと予測される地域社会にとって極めて重要だと考えています。県としてできることが限られるかもしれません、懸命に取り組む地域の事業者を事業から撤退せざるを得ない状況に追い込むことは何としても避けなければなりません。

そこで、居宅介護を支える介護人材の確保対策について、これまでの取組を踏まえた成果と課題をどのように認識し、今後、どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

次に、教育をめぐる諸課題について伺います。今後の学校部活動について。

先頃、中学校の部活動改革について議論を進めていた国の有識者会議が令和13年度までに休日の部活動は原則として地域展開を目指すなどとする提言をまとめました。国は、今後、各自治体の取組状況を調査し、この冬をめどにガイドラインを改定する方針です。

現在、県においては、国の学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに基づき、地域連携や地域展開に向けた実証事業を進めていると承知しております。

休日の部活動の地域展開については、教育委員会や学校、関係団体の連携が欠かせません。しかし、課題は多く、外部指導者との調整に加え、平日と休日で異なる指導者が関わる場合の協力体制づくりも必要です。別々の指導者による方向性や専門性の違いが生じると、生徒と教員との学校生活にも影響が及ぶ可能性があり、地域連携、地域展開を進めていく上では統括する推進協議会等の組織なども考えていく必要があります。

また、改革を円滑に進めるには各市町村の実情に応じた柔軟な対応が求められます。具体的には、一つは地域展開型、二つは地域展開と地域連携のハイブリッド型、三つは地域連携型の、三つのタイプによるロードマップを検討していく必要があります。学校管理下での学校教育の

一環としての部活動であるのか、若しくは学校管理外での社会教育としての地域クラブによる受入れなのか、あるいはそれらを融合したものになるのか、いずれの類型においても、部活動が持続可能な形で展開していくためには責任の主体や運営理念、活動の場の確保といった大きな課題が含まれていると考えます。冒頭に触れた国のガイドラインでは新たな地域クラブ活動は社会教育の一環と捉えており、責任の主体も基盤となる理念も従来の部活動とは大きく異なることから、地域との連携・協力の在り方が課題となるのも当然です。

私は、このテーマの一番大きな課題は、そもそもクラブ活動とはどのようにあるべきかといった根本的な理解と、なぜ改革が必要なのかといった目的意識を関係者が共有し、意識改革を進めることだと思います。学校部活動が持っている、初心者が気軽に参加できる間口の広さ、同じ興味関心を持った生徒が自主的、自発的に参加して、人間形成に資するといった、体力や技能の向上にとどまらない意義をいかしながら、教員の負担を軽減し、部活動の持続可能性を高めていく道筋を、生徒をはじめ教員や保護者、地域スポーツ関係者などを巻き込み、対話によって見いだしていく、そのプロセスこそが重要だと考えます。

また、中期的には地域への展開を目指すとしても、今現在、来年度のクラブ活動はどうなっていくのかと不安を抱える生徒や保護者への配慮も忘れてはなりません。部活動改革を通じ、中学生が自主的、主体的に、部活動がこうなつたらいいな、こんなクラブ活動がしたいなどといった意見を出し合い、実現する機会となることを願っています。

地域展開への取組の一方で、教員の負担軽減と専門的な技術指導を受けられない生徒への指導を目的に、部活動の技術的指導や大会引率等を学校職員として単独で実施できる部活動指導員の配置も進められています。これは、学校管理下での部活動に地域人材を受け入れる仕組みであり、これまで教員が担ってきた役割を人件費として明確化する点で意義があります。各市

町からの要望が多いと聞いており、従来の部活動との連続性を保ちながら地域連携を選択できるよう、予算の確保も含め、さらなる対応を進めていただきたいと思います。

以上のような観点から、学校部活動における地域連携・地域展開を進める上での課題をどのように認識し、今後の学校部活動の在り方をどのように考えているのか、教育長に伺います。

次に、複数校志望制度について伺います。

昨年の大分県の出生数は6千人を割り込み、明治32年の統計開始以来、過去最少となりました。今後も劇的な増加は見込めず、少子化への歯止めがかかりません。

一方で、高校教育を取り巻く環境も大きく変化しています。高等学校等就学支援金制度の拡充により、来年度から公立・私立高校ともに授業料が実質無償化されます。そのため、既に県立高校の進学割合は下降傾向にありますが、さらに加速するのではないかと懸念されています。

そうした中、県教育委員会では、県立高校における全県一区制度の在り方について検証するため、学識経験者や教育関係者といった外部有識者による通学区域制度検証委員会を昨年秋に設置しました。そして、本年5月30日、大分県立高等学校における魅力ある学校の実現についてという答申が取りまとめられました。この答申を受け、県教育委員会では、7月10日に、来年度の高校入試から複数校志望制度を導入することを発表しました。高校入試は多くの中学3年生にとって重要なことは間違いないありません。その制度が大きく変更されることをこの時期に発表したことで、生徒や保護者、学校関係者に動搖が広がったのではないかと懸念します。周知徹底に十分な期間を設け、令和9年度入試からの実施でよかったですのではないかと考えます。

そこで、通学区域制度検証委員会からの答申から2か月もたたずに新制度を導入した経緯も含め、複数校志望制度の導入が受験生及び県立高校にどのようなメリットをもたらすのか、教育長の見解を伺います。

次に、自転車交通違反通告制度について伺い

ます。

交通反則通告制度とは、比較的軽微であって、事実が明白で、定型的な道路交通法違反について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は公訴が提起されない制度であり、一般に青切符と呼ばれています。

これまで自転車を含む軽車両はこの対象外とされていましたが、昨年成立した改正道路交通法では、自転車の交通違反に対して、車やオートバイと同様に反則金の納付を通告し、反則金を納めれば刑事罰が科されない、いわゆる青切符による取締りが来年4月から導入されることになりました。

主な反則金の額は、携帯電話を使用しながら運転する、いわゆるながら運転が1万2千円、信号無視が6千円、右側通行や歩道通行などの通行区分違反は6千円、並んで走行する並進禁止違反が3千円などとなっています。

青切符による取締りについては、単に歩道を通行しているといった違反を対象とするものではなく、交通事故に直結するような危険な行為をした場合や、警察官の通告に従わず違反行為を続けた場合など、悪質・危険な行為に限って対象するとしていますが、この導入について事前の周知啓発がまだ十分ではないと感じています。例えば現状、通行区分の周知が不十分ではないかと思います。

また、青切符交付の対象年齢は16歳以上とされていますが、県民への周知啓発、とりわけ小・中学生や高校生などの未成年者への啓発も十分でないと考えます。

そこで、来年4月から導入される自転車の交通違反通告制度、いわゆる青切符について、学校現場を含め、広く県民への啓発にどのように取り組んでいくのか、警察本部長に伺います。

ガソリン減税について伺います。

現在、いわゆるガソリンの暫定税率の廃止に向け政治的な協議が本格化しており、実現すれば、県民の家計負担の軽減につながる一方で、地方自治体の財政運営に深刻な影響を与えることが懸念されています。暫定税率の廃止により国、地方合わせて年約1.5兆円規模の税収減

少となり、特に約5千億円が地方の財源の減少分になるとされ、総務大臣が懸念を示したところです。

ガソリン税を財源とする地方揮発油譲与税は、大分県においても県政運営における重要な一般財源となっています。特に本県のような中山間地帯を多く抱える自治体では、生活道路の維持管理や防災・減災対策、過疎地域における交通インフラの整備など、継続的な投資が求められており、これらの財源の確保は県政運営上、重要課題であります。

県民の負担軽減と地方財源の安定確保の両立は容易ではありませんが、持続可能な県政運営のため、明確な答弁をお願いいたします。

今後、ガソリン暫定税率が廃止された場合、本県への影響をどのように捉え、どう対応されるのか、総務部長に伺います。

以上、通告いたしました質問については以上となります。御清聴ありがとうございました。

(拍手)

嶋議長 ただいまの成迫健児議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 成迫健児議員の代表質問に対する答弁を申し上げます。

まず、物価高騰対策についてございます。

日本銀行大分支店によりますと、県内の景気は、個人消費が底堅く推移しているものの、回復のペースが鈍化しているとされております。本年7月の大分市の消費者物価指数は前年同月と比べ3.2%上昇しており、長期化する物価高騰に伴う原材料やエネルギー価格上昇等の影響を受ける県内中小企業等の事業活動を守っていくことが県政の喫緊の課題の一つとなっているところであります。

県では、令和5年から、エネルギー価格高騰対策としまして、国の交付金を活用して、LPガスや特別高圧電力を使用する中小企業等に対して県独自の負担軽減策を、さきの6月補正予算も含めまして、数次にわたり講じてきたところでございます。

こうした緊急対応に加えて、物価高騰対策に

は、議員御指摘のとおり、生産性向上など一過性の効果にとどまらない支援策も重要であります。このため、省力化や生産性向上を目指してロボット等を導入する中小企業等に助成するほか、宿泊事業者にはDX導入による業務効率化やインターンシップ推進などによる人材確保を支援してきたところであります。

また、円滑な価格転嫁に向けた環境整備も重要であります。本年1月の大分県政労使会議では、物価上昇に負けない構造的な賃上げや価格転嫁の円滑化に取り組むことを県内経済団体等と共に宣言をしたところです。今後も、セミナーの開催等を通じて、取組を促進してまいります。

これらの物価高騰対策と並行して、物価上昇に見合う持続的な賃上げに中小企業が踏み出せる環境整備にも取り組む必要があります。今月、連合大分が公表した春闘交渉の賃上げ率は5.81%と、全国平均を上回る水準が続いている。また、県の最低賃金は、国の目安を大きく上回る81円を引き上げて、1,035円とするよう答申がなされたところであります。この引上げ額は全国で2番目に高い水準となっております。

この流れを、県内中小企業に波及させることが重要であります。このため、補助事業における賃上げ枠の拡大に加えて、今定例会で提案しています補正予算案では、国の助成制度を活用して、生産性向上による持続的な賃上げを図る中小企業等への県独自の奨励金を拡充する案となっております。

こうした賃金と物価の好循環に向けた対策を通じて、中小企業が長引く物価高においても事業を継続し、さらに成長するための後押しを関係機関と一体となって進めてまいりたいと考えております。

次に、米の生産振興についてであります。

昨年からの米価格の高騰について、国は、インバウンド需要等による消費量の増加や高温障害に伴う精米歩留りの低下を考慮せず、需給見通しを示したことで、需要量に対して生産量が不足したことが要因と分析しております。こう

した状況もあり、今年産の全国の作付面積は昨年と比較して10万4千ヘクタール増加して、本県でも同様に大幅に増える見込みとなっております。

全国知事会では、米の安定供給と適切な価格形成に向けて、実態に応じた需給見通しを示し、実効性のある対策を講じるよう、国に緊急提言を行ったところであります。国においても、統計手法の見直し等が検討されております。

議員御指摘いただきましたとおり、米をはじめとする水田作の生産振興は、大規模経営体や集落営農法人等の中核的経営体が農地をいかし、効率的・効果的に生産していくことが重要であります。そのため、県では、地域計画の見直しによる農地の集積・集約化や基盤整備による大区画化のほか、スマート農業技術の導入等を推進して、生産コストの低減を図っております。

例えば宇佐市ですけれども、代かきや育苗が必要のない乾田直播栽培や農業機械自動操舵システムの導入などにより、米の生産コストを全国平均と比較して半減することができた経営体もあります。あわせて、特A評価の獲得など付加価値の高い、特色ある米作りや県内の醸造業を中心に需要が非常に高まっている麦、大豆、飼料作物の生産も支援しているところであります。

一方、7割が中山間地域の本県では、圃場の大区画化など、コスト削減に限界のある地域も多く、水田作だけでは経営が難しい状況にあります。こうした地域では、高収益な園芸品目の導入も引き続き積極的に推進してまいります。

加えて、労働力の確保も重要でございます。今回の補正予算では、人材派遣やドローンによる農薬散布といった作業の代行等を担う農業支援サービス事業体の立ち上げ支援を盛り込んだところであります。農業者の生産性向上を図ってまいりたいと考えております。

現在、国において、水田政策の抜本的な見直しに向けて、生産体制の強化や適正価格の形成の議論が進んでおります。県としましても、こうした動向を注視しつつ、意欲ある中核的経営体の規模拡大など、水田をフル活用した持続的

な地域農業の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、日出生台での日米共同訓練についてであります。

昨今の国際情勢や我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえ、国は、普遍的価値観などを共有する同盟国や同志国との協力・連携が不可欠としているところでございます。

他方、地元の方々が他国軍との訓練に対して負担を感じていることは、私も大変深く理解をしているところでございます。玖珠町が実施した住民説明会では、オスプレイの安全性に対する不安や、採草の最盛期に訓練が実施されることへの不満の声があったというふうに聞いております。

県としましては、こうした声も踏まえて、先般、九州防衛局長に対して、地域の皆さんの負担を軽減できるよう情報開示と安全管理の徹底を関係市町と共同で要請いたしました。中でも、オスプレイの安全対策と地域住民の日常生活や観光への配慮、畜産農家の採草について、特段の対応を求めたところでございます。これに対して、九州防衛局からは、オスプレイを含む航空機については可能な限り住宅地等の上空の飛行を避けることや、採草についても時間を確保するとの回答を得たところであります。

訓練が実施されるに当たっては、地元市町や警察などと連携して情報収集を行うとともに、現地の巡回を実施いたします。

外交・防衛政策は国の専管事項ですけれども、引き続き、国の動きを注視して、地元市町と協力しながら、地域住民の不安の解消と安全確保に取り組んでまいります。

その他の御質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

鳴議長 工藤企画振興部長。

〔工藤企画振興部長登壇〕

工藤企画振興部長 それでは、私から、買物弱者対策についてお答えいたします。

県内では昨年4,700件余りの運転免許証の返納がありましたけれども、団塊世代の全てが後期高齢者となります今年以降は、買物弱者

のさらなる増加が見込まれるというところでございます。

こうした中、国東市内の8地域では、令和3年度から市の社協が中心となりまして、高齢者の買物を支援する、ちょっと加勢するという、ちょいかせ事業を実施しております。また、由布市の2地域では、地元のイオン九州が市と連携しまして、移動販売車の巡回や小学校の跡地での無人販売を行っております。加えて、地元スーパーが独自に移動販売を行っている地域等もありますけれども、行政が買物支援対策を行うに当たりましては、まずは現在、そうした支援のない空白地域の実態を把握し、事業に携わる関係者との調整が必要となります。

さらに、事業の継続に向けましては、利用する高齢者の方々の確保や買物の需要見込みの把握も重要です。そのため、この7月に市町村担当課長会議を立ち上げまして、企画・福祉部門に社協も加わりまして、地域ごとの実態把握や具体的な課題整理に着手しております。

今後は、全国でこうした買物支援に取り組んでおります先行事例を調査しながら、既存の集落支援補助金を活用しまして、ニーズが高く、地域の推進体制が整った市町村から段階的に買物支援の枠組みを整備してまいります。

鳴議長 嶋川交通政策局長。

〔嶋川交通政策局長登壇〕

嶋川交通政策局長 私からは、大分空港の利用促進についてお答え申し上げます。

本県のビジョン2024で掲げる年間266万人の空港乗降客数の目標達成に向けましては、既存路線の維持拡充と新規路線の誘致が課題でございます。その中でも、特に国際線については、来年4月に供用開始予定の空港施設の拡張を契機としまして、官民一体となった誘致活動をさらに加速させていきたいと考えております。

航空会社との誘致交渉の際に重視されます搭乗率を向上するためには、インバウンドはもとより、県民主体のアウトバウンドも非常に重要でございます。そのため、県民の需要喚起に向けまして、大分駅でのデジタルサイネージ広告や情報誌への掲載に加え、年内には旅行代理店

へのツアーコース支援など新たな対策も予定しているところでございます。

こうしたアウトバウンド対策は、海外旅行の促進にとどまらず、産業や教育・文化などの面から、本県の国際交流やグローバル人材の育成にも大きく寄与するものでございます。議員御提案のような他県のパスポート取得支援制度なども研究しながら、効果的なアウトバウンド対策について検討していきたいと考えております。

今後とも、国際線の充実などによりまして、大分空港のさらなる利用促進に努めてまいります。

鳴議長 渡辺観光局長。

〔渡辺観光局長登壇〕

渡辺観光局長 私からは、ホーバー就航を契機とした誘客対策についてお答えいたします。

国内唯一のモビリティーであるホーバークラフトの就航によりまして、乗船体験の魅力をいかした観光需要の取り込みに加え、空港アクセスの選択肢増加による観光客の動線の変化にも注目しております。

空港からホーバーで結ばれる大分市を起点に、観光客が鉄道やバスなどで県内各地に足を延ばす動きが見込まれることから、国内外の商談会において、ホーバーのPRを含めた誘客対策を実施しているところです。

加えまして、年間200万人近い乗降客を有する本県の空の玄関口、大分空港から県内各地への周遊を促す取組も大変重要だと考えております。現在、実施中の宇佐神宮御鎮座1300年誘客促進事業では、航空事業者とも連携し、機内誌などを通じて空港から宇佐神宮とその周辺を周遊するルートをPRしております。あわせて、佐伯市など18市町村を周遊するキャンペーンも行っているところです。

さらに、空港や主要駅など交通結節点を発着するバスツアー、大分ゆめバスを活用し、別府や湯布院のみならず、県内の魅力ある観光スポットへの誘導を図っております。

今後も、関係団体と連携し、ホーバー就航を契機に、観光客の皆様に県内各地の魅力をより広くお伝えし、さらなる誘客の促進に取り組ん

でまいります。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

〔首藤福祉保健部長登壇〕

首藤福祉保健部長 私からは、在宅介護を支える介護人材の確保についてお答えいたします。

令和5年度の国の調査では、県内の訪問介護事業所の86%が人材不足を訴えており、その対策が課題と認識しております。このため、処遇改善加算の取得に向け、専任の職員2名による訪問支援を本県独自に実施しております。この1年間で21の事業所が上位区分に移行し、訪問介護事業所全体の71.4%が上位の加算区分を取得しております。加えまして、事業所の経営改善を支援いたしますコンサルタントの派遣や新任のヘルパーへの同行支援に対する助成を新たに開始したところでございます。

また、要介護者が増加を続ける中、ケアマネジャーはこの5年間で約25%減少しており、人材の確保にはケアマネジメント業務に注力するための負担軽減等の環境整備が必要でございます。そこで昨年度、モデル事業として、ケアプランのやり取りを紙媒体からデジタル化いたしましたところ、11時間の作業が25分に短縮された事業所もあり、今後は、その横展開も図ってまいります。あわせて、国に対しましては、処遇改善加算のさらなる充実とケアマネジャーへのその対象拡大、資格更新に係るケアマネジャーの負担軽減等を要望しております。

今後とも、こうした取組によりまして、在宅介護を支える人材の確保に努めてまいります。

鳴議長 山田教育長。

〔山田教育長登壇〕

山田教育長 私からは、2点についてお答えします。

まず1点目は、今後の学校部活動についてです。

現在、本県でも部活動の地域展開を進めているところですが、御指摘のとおり、異なる指導者間での一貫性の確保や各市町村の実情に応じた柔軟な対応、多様な関係者との連携は重要な課題と認識しています。

まず、指導の一貫性については、指導者間で

円滑な情報交換を行う連絡協議会を学校内に設置するよう働きかけています。また、市町村の実情に応じた取組が重要であることから、それぞれの実態に合った全国の好事例の情報を収集し、きめ細かく提供するように努めています。

次に、多様な関係者との連携強化に向けては、市町村において、中体連や保護者代表、校長会等から成る検討委員会を設置し、地域展開の在り方や目的の共有を図っているところです。

また、生徒の不安解消に向けた取組としては、生徒や保護者からの意見聴取や説明会の実施を働きかけています。さらに、専門的な指導を受けられるよう、部活動指導員の活用も積極的に進めており、今年度は16市町で137名を配置しているところあります。

今後は、生徒の減少により学校単位の部活動が一層困難になると予想されることから、生徒の多様な活動機会の確保や教職員の負担軽減に向か、関係者が一丸となった持続可能な体制づくりを市町村と連携して進めてまいります。

2点目は、複数校志願制度についてです。

今回導入する制度は、一次入試における学力検査の成績を第二志願の選抜にも利用するため、従来は二次入試を受けていた受験生の負担軽減が図られ、また、入学考查料や入試事務の点で保護者や高校にとってもメリットがあると考えています。また、普通科高校への出願においては、出身中学校の所在市町村により出願可能な高校を設定することから、地域の高校への志願者の増加も期待されます。

複数校志願制度については、今年5月の通学区域制度検証委員会の答申を踏まえ導入を決めましたが、令和6年度3月に策定した県立高校未来創生ビジョンにおいても既に検討対象としており、一昨年度から研究を続けてきましたものであります。

議員御指摘の制度導入時期については、来年度から私立高校の授業料無償化が拡充される中、地域の県立高校の定員確保に向けた対応は急務と考えます。また、従来の二次入試に代えて実施するものであり、受験生の負担は軽減こそされても、新たな負担が生じることはないと判断

し、令和8年度入試からの導入を決めたものです。今後、中学校や高校へ丁寧な説明を行い、入試の円滑な実施に万全を期してまいります。

嶋議長 嶋野警察本部長。

〔幡野警察本部長登壇〕

幡野警察本部長 自転車の交通反則通告制度についてお答えいたします。

本制度については、近年、全国的に自転車が関連する交通事故が増加し、特に自転車と歩行者の事故が増加する傾向にある中で、実効性のある指導取締りを推進し、自転車に関する交通安全を実現するために導入されるものだというふうに認識いたしております。

他方で、自転車は小・中学生や高校生等も含め、あらゆる世代に幅広く利用されるものでありまして、議員御指摘のとおり、本制度開始に向けて、これまで以上に正しくルールを理解していただく必要があるというふうに認識いたしております。

そこで、県警察では、新たな取組といたしまして、本年7月から、自転車利用時の正しいルールを学ぶためのコンテンツであります「おんせん県おおいた湯～チャリトレーニング」というコンテンツを県警のホームページ上に開設いたしております。当該コンテンツでは、自転車の交通ルールを世代や利用目的に応じたマル・バツ形式のクイズで学ぶことができるほか、自転車の利用に関連する啓発動画の視聴や交通ルールの確認などもできるものとなっております。現在、教育委員会等と連携いたしまして、学校現場での本コンテンツの利用を進めておりますほか、幅広い世代に向けた利用の呼びかけについても行っておりまして、引き続き、本制度の導入と自転車の交通ルールについて広く県民に周知してまいりたいと考えております。

嶋議長 若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

若林総務部長 ガソリン減税についてお答え申し上げます。

いわゆるガソリンの暫定税率が廃止されました場合の本県税収への影響を国の試算に基づいて機械的に試算いたしますと、軽油引取税、地

方揮発油譲与税を合わせて年間約50億円の減収となります。これらの税収は道路整備や維持管理、福祉、教育など幅広い行政サービスに活用される貴重な財源となっておりまして、廃止される場合の影響を懸念しているところでございます。

このため、全国知事会より、暫定税率廃止については地方の影響等を十分に考慮し、減収に対し代替の恒久財源を措置するなど、国、地方を通じた安定的な財源確保を前提に議論を丁寧に進めるよう求めているところです。

引き続き、国等の動向を注視し、必要に応じて知事会などを通じ適切に対処してまいります。
嶋議長 以上で成迫健児議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時44分 休憩

→…←

午後1時 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

代表質問を続けます。戸高賢史議員。

〔戸高議員登壇〕（拍手）

戸高議員 皆さん、こんにちは。公明党の戸高賢史でございます。会派を代表し、早速質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず、県内経済について。

米国関税措置に伴う県内産業の影響と今後の対応について伺います。

米国の第2次トランプ政権が発動を進めた関税措置により、世界は騒然となりました。米国向けの輸出額が全体の2割を占める日本においても同様であり、県内においても、輸出関連の企業を中心に影響を懸念する声が広がっています。

去る7月22日、米国関税措置に関する日米協議がようやく合意に至ったものの、半導体への追加措置の動きがあるなど、気が抜けない状況が続いている。また、この関税措置の強化が日本経済、ひいては県内産業にどの程度の影響を与えるのか、いまだに不透明な状況です。財務省が先月20日に発表した7月の貿易統計

速報によれば、米国向けの輸出額は1兆7,285億円であり、前年同月比10.1%の減少となっています。減少となるのは4か月連続ですが、中でも自動車の輸出額が減少しており、米国の関税措置の影響は確実に出始めているのではないかと思います。

九州には自動車完成品メーカーの4社が立地するとともに、1,200もの自動車関連産業・事業所が集積し、国内生産の15%ほどを担うカーランドとなっています。輸出額は九州の輸出品目の中で年間およそ2兆円超と最も多く、そのうち米国向けが2割を占めるなど、九州にとって極めて重要な基幹産業だと言えます。無論、県内にも部品メーカーなど多数の自動車関連企業が集積していることから、少なからず影響が生じるものと懸念しています。

また、県産加工品や農林水産物など、米国への輸出している事業者や生産者の方々における影響も心配です。昨年の県産加工品の輸出額は10.9億円と過去最高を記録したとの報道もありましたが、そのうち約34%を米国向け輸出が占めています。全国3位の生産量を誇る養殖ブリは、米国向け輸出も多いと伺っています。

また、米国産農産物の輸入についても注意が必要です。例えば無関税の輸入枠であるミニマムアクセス米の枠は維持した上で、その中で実質的にアメリカからの輸入割合を増やすとしていますが、国内の主食用米の生産や流通に影響は生じないでしょうか。

そこで、知事にお尋ねします。

まず、米国関税措置に伴う県内産業が受ける影響についてどのように認識されているのでしょうか。また、その影響について、今後、どのように対応していくのか、知事の御見解を伺います。

次に、中小企業の生産性向上について伺います。

本年度の最低賃金の引上げ額は昨年に引き続き過去最高となりました。一方で、長引く物価の上昇に賃金の伸びが追いつかず、家計を圧迫し続けているという現状もあることから、引き続き、物価高を上回る賃上げの実現・定着を急

ぐ必要があります。中でも、日本の雇用の7割を占める中小企業の賃上げは極めて重要です。

こうした中、政府は、本年5月、中小企業の持続的な賃上げを実現するため、2029年度までの5年間を集中期間と定めた中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画を取りまとめました。この計画においては、国や自治体が発注する官公需を含め、中小企業が受注する取引価格の適正化を強力に進めるとともに、生産性の向上を後押しすることとされています。中小企業自身が賃上げ原資を稼ぐ力につけるには、生産性の向上が欠かせません。この5か年計画において、飲食や宿泊、製造業など人手不足が深刻な12業種で、それぞれ生産性向上の目標や国のサポート体制を示した省力化投資促進プランが定められ、計画の5年間で集中的な生産性向上を実現するための具体的なロードマップとしています。

現在、企業の人手不足感はバブル期以来の高水準まで達しており、特に中小企業で深刻な状況となっています。今後も生産年齢人口の減少により一層の労働力不足が見込まれる中、十分な省力化投資やデジタル化は進んでいないのが現状です。特にサービス業を中心に人手不足がとりわけ深刻であり、生産性向上の必要性が一層高まっています。こうした課題を放置すれば、中小企業の事業継承が困難となり、雇用の基盤が崩壊し、地域経済の衰退につながりかねません。一方で、中小企業が生産性向上と賃上げを両立できれば、優秀な人材の確保と定着、さらなる成長投資の好循環を生み出すことが可能です。

そこで、本県の雇用と経済を支える中小企業の生産性向上について、今後の取組を商工観光労働部長に伺います。

次に、県民の安心について。

新たな地域医療構想について伺います。

団塊世代が全て75歳以上となる2025年を迎える、さらに2040年には85歳以上の人口が急増することが本県においても見込まれています。医療提供体制の持続可能性を確保し、県民の健康と安心を守るための取組は喫緊の課

題です。

これまでの地域医療構想では、2014年の医療介護総合確保推進法に基づき、2025年を見据えた病床数・機能の配置構想を推進し、入院病床の機能分化や連携によって必要病床数の適正化を進めてきました。

こうした中、国においては、外来医療や在宅医療との連携や病床機能分類などの課題もあり、これから2040年を見据えた医療体制整備の枠組みをどのように構築していくかという新たな地域医療構想について検討を行っているところであり、今年度中にガイドラインを公表する予定となっています。

新たな地域医療構想では、従来の病床機能報告の分類を見直すとともに、新たに急性期拠点機能、高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、そしてこれらに当てはまらない専門等機能などを基本とし、さらに大学病院などが担う医育及び広域診療機能を広域的機能として設定する新しい枠組みを打ち出しています。このことは、単に病床数を調整するだけではなく、外来、在宅、介護を含めた包括的な地域医療提供体制を構築するものであり、本県としても避けて通れない対応と考えます。

本県は、県土の約7割が中山間地域であり、人口減少と高齢化が全国平均を上回るペースで進んでいます。特に医師確保の面では都市部と比べて厳しい状況が続いており、救急医療や産科、小児科といった分野においては、地域間格差が課題となっています。また、在宅医療の推進や介護との連携についても地域によっては進捗に差があり、今後の高齢化の進行に対応するためにさらなる体制強化が不可欠であります。

6月に開かれた自由民主党、公明党、日本維新の会の社会保障制度改革協議では、新たな地域医療構想のスタートまでに現役世代の保険料負担軽減を実現するため、国民医療費を年間最低1兆円削減する方針が示されました。しかし、本県の現状をよく分析する必要があります。

県民の命と暮らしを守るためにには、大分県の各地域の特性をいかし、将来を見据えた持続可

能な医療提供体制の構築が不可欠です。そのためには、県内の現状をしっかりと分析し、課題を整理していく必要があります。その上で、急性期拠点機能や高齢者救急・地域急性期機能について本県の実情に即した役割分担を構築していくことや、在宅医療等連携機能の強化について、医師不足や地理的条件といった制約を踏まえつつ、ICT活用や訪問看護体制の充実など、取り組んでいかなければなりません。

こうしたことを踏まえ、今後、新たな地域医療構想の策定に向け、どのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、避難者への支援について伺います。

本県においても、南海トラフ巨大地震、豪雨、台風など大規模災害に対する備えが喫緊の課題であります。災害時に県民の命と暮らしを守る最前線となるのが避難所であり、その防災機能の設備の充実は極めて重要です。

国の実施した指定避難所の防災機能設備等の確保状況に関する調査では、本県において、冷暖房設備はほぼ全国平均並みとなっていますが、非常用発電機や入浴・洗濯等の生活用水の確保については十分な状況にないことがうかがえます。国の方債による地方財政措置や県単独の補助制度等を活用して、市町村と共に整備を進めていっていただきたいと思っております。

一方で、心配される南海トラフ巨大地震では、避難生活の長期化が懸念されております。いわゆる災害関連死の発生が問題となっています。こういった痛ましいことが起きないよう、避難所の環境整備、特にTKB、トイレ・キッチン・ベッドといった避難所生活における根本となる対策が重要視されています。また、避難所の生活においては被災者に寄り添った災害ケースマネジメントも重要です。

そこで、避難所運営の強化や関係機関との連携を含む避難所の環境整備など、避難者への支援について、県としてどのように取り組んでいくのか、生活環境部長に伺います。

次に、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止について伺います。

近年、携帯電話や金融機関を介した特殊詐欺

に加え、SNS等を介した投資詐欺やロマンス詐欺が急増しています。県警のまとめによれば、令和6年中に本県で認知されたSNS型投資・ロマンス詐欺は279件、被害総額は約16億1,237万円に上っています。内訳としては、投資詐欺が約47%、ロマンス詐欺が約53%となっており、SNS型投資・ロマンス詐欺全体で、約76%がSNSを介して近づく手口となっています。

被害者の中心は50代以上が約7割となっており、特に中高年層において警戒心の低下が懸念されます。投資詐欺では、フェイスブックなどのSNS上において、著名人の画像を無断使用した広告から誘導し、なりすましや信頼関係の構築を装って勧誘するなど、極めて巧妙、かつ悪質な手口が横行しており、非常に深刻な状況であります。本県警察本部におかれましても、特殊詐欺対策等の強化に取り組んでおられますが、依然として被害は減少の兆しを見せておりません。

こうした実態を踏まえれば、あらゆる媒体を活用した被害防止の周知徹底や注意喚起、相談体制の充実、さらには関係機関との連携強化が不可欠と考えます。

件数・被害額が急増している現状への認識を含め、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止に向けてどのような決意で取り組まれるのか、警察本部長の見解を伺います。

大きく3点目、地域社会における諸課題について伺います。

まず、孤独・孤立対策についてです。

近年、単身世帯の増加や働き方の多様化などに伴い、家族や地域、職場における人とのつながりが希薄化し、人生の様々な場面で誰もが孤独や孤立に陥りやすい状況にあります。

政府は、本年4月、いわゆる孤立死に関する初の推計を公表しました。これは自宅で誰にもみとられず、死後8日以上を経過して発見されたケースを対象としたもので、その件数は令和6年1年間で2万1,856件にも上り、そのうち65歳以上が7割を占めるなど、極めて深刻な実態がうかがえます。

一方、孤独・孤立は高齢者だけの課題ではありません。市販薬や処方薬を過剰に摂取する、いわゆるオーバードーズが若年層を中心に広がっており、その背景には孤独感や社会的孤立の問題があると指摘されています。

昨年の内閣府調査によれば、孤独感は常にある、しばしばある、時々ある、たまにあると答えた人を含めると、約4割が孤独感を抱いているとの結果が示されています。さらに、経済的困窮や健康状態の悪化は孤独・孤立をより深刻化させ、場合によっては命の危険にも直結しかねません。

こうした中で、当事者のSOSを早期にキャッチし、適切な支援につなげる体制の整備が急務であります。特に地域における見守り活動や支援機関へと橋渡しを行うサポートーの役割は重要です。また、高齢者や若者の居場所づくりに取り組むNPOや地域団体に対する支援を一層充実させ、地域の中で気楽に立ち寄れ、人と緩やかにつながれる場を確保することが孤独・孤立対策に効果を發揮すると考えます。

孤独・孤立は誰もが起こり得る課題であります。その解決には、行政のみならず、地域住民、NPO、民間団体など多様な主体との連携も欠かせません。

そこで、誰一人取り残さない支援体制の構築に向けて、本県として孤独・孤立対策にどう取り組んでいくのか、知事に伺います。

次に、人口減少を見据えた市町村の行政サービスについて伺います。

急速な少子高齢化と人口減少の進行により、今後の地域社会の在り方は常に問われ続けています。県内の人口は、1955年に128万人のピークとなった後、1985年以降は減少局面に突入、2035年には100万人を下回り、2070年には65万人余りまで減少するとの推計も示されています。

こうした中で、市町村が担う行政サービスの提供体制は、住民の安心安全、地域の持続可能性を左右する重要な課題です。市町村は、住民に最も身近な基礎自治体であり、福祉・教育・防災・生活インフラ整備など幅広い行政サービ

スを提供しています。

しかし、少子高齢化や人口減少に伴う税収の減少、職員数の減少、専門職の確保の困難などから、サービスの質と持続可能性の確保が難しくなっています。特に中山間地域や離島などでは、交通網や医療・福祉サービスの確保が一層困難となり、生活の利便性や地域の魅力低下につながりかねません。

昨年、民間有識者で構成する人口戦略会議の提言においても、特に過疎化の進む地方について、住民を支えるインフラや社会サービスの維持コストが増大し、維持が困難になると警鐘を鳴らし、このまま放置すれば住民流出が加速し、地方消滅につながる危険性があると指摘されています。これは正に本県を含む地方が直面している現実でもあります。

そこで、こうした状況を開拓するためにはデジタル技術の活用が不可欠です。国は、デジタル田園都市国家構想を掲げ、リモートワークや遠隔医療、ドローン物流、スマート農業など、地方でも都市と同等の利便性を確保できる社会を目指しており、本県においても様々な実証が行われてきました。本県としても、今後、さらにICT導入やデータ活用を進め、市町村のサービス提供体制を支える取組を加速する必要があります。

また、地方創生2.0では、地域資源をいかした多様な担い手の参画、官民連携による新しい産業や雇用の創出が強調されています。人口減少を前提としつつも、地域の魅力や強みをいかし、選ばれる地方となる戦略が求められています。

市町村単独での対応には限界があることから、県の役割は重要です。県として、広域的な視点から人材育成や財政的なバックアップに加え、ICT導入や地域DXに関するノウハウ提供などにより、市町村の取組を後押ししていく必要があるのではないかでしょうか。さらに、複数の市町村では、共同事業や広域的な行政サービスの調整役としても県の存在は欠かせません。加えて、公共交通の維持や地域医療・介護サービスの確保など市町村単独では対応困難な分野に

については、基盤整備や制度設計など県の支援が必要です。

これらを踏まえ、今後の人口減少を見据え、市町村の行政サービスを持続可能なものとしていくため、県としていかに取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

次に、荒廃農地を活用した園芸団地の整備について伺います。

少子高齢化・人口減少は農業にも大きな影響を及ぼしています。農林業センサスによれば、本県の基幹的農業従事者の平均年齢は70.1歳であり、他産業の経営者と比べても非常に高齢化が進んでいます。加えて、後継者に関する調査においては、約8割の方が後継者不在と回答されており、今後を見据えれば、ますます荒廃農地が増加していくことが危惧されています。

荒廃農地は、病虫害・鳥獣被害の発生・拡大や農地利用集積の阻害といった営農面での影響のみならず、廃棄物の不法投棄や景観の悪化など、地域の生活面でも大きな影響が生じており、荒廃農地の発生防止や再生利用が求められているところです。

しかしながら、荒廃農地の再生には様々な課題があります。急峻な地形の多い本県では、再生利用に適した農地の確保が難しいことに加え、担い手の確保も簡単ではありません。また、規模拡大や農地の集積・集約化にも多大な労力と事業費が必要になります。

こうした中、津久見市の長目地区では、急傾斜を利用した柑橘栽培が主体であるところ、遊休農地を再生し、新たな樹園地として活用する基盤整備事業が進められています。地区外から新たな担い手も確保するなど、こうした事例が県内でも広く展開されるところを期待しているところであります。

本年3月に策定されたおおいた農業農村整備推進プラン2024では、耕作放棄地の農地再編整備により大規模園芸産地づくりを進めるとされています。また、先般、県の農業総合戦略会議で示された農業システム発展に向けた行動戦略においても、大規模園芸産地づくりが重点取組方針とされています。こうした意欲的な園

芸産地づくりに当たっては、荒廃農地の再生利用による園芸団地整備が進むよう事業費を確保するなど、県としても積極的に取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、荒廃農地を活用した園芸団地の整備について、今後、どのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

環境施策について。

まず、カーボンニュートラルポートについて伺います。

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向か、政府では2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを目指として掲げており、その達成のために排出削減施策の一つとして国土交通省において推奨されているのがカーボンニュートラルポート、CNPの形成です。

我が国にとって港湾は輸出入貨物の99%以上が経由する国際サプライチェーンの拠点であり、その港湾・臨海部にはCO₂排出量の約6割を占める産業の多くが集積しています。このため、港湾において、産業のエネルギー転換に必要となる水素・アンモニア等の供給に必要な環境整備を行うことで、産業構造の転換や競争力の強化に貢献することが重要とされています。

こうした中、国交省において、本年3月、港湾のターミナルにおける脱炭素化の取組を客観的に評価する認証制度、CNP認証（コンテナターミナル）を創設、6月30日から申請受付など、運用を開始しています。この制度は、認証を受けた脱炭素の取組成果を国交省港湾局が客観的な評価として示すことにより、脱炭素化による企業価値の向上に取り組む荷主や船会社、物流事業者等の港湾ユーザー、投資家や金融機関等の資金調達元などに対するPRツールとして活用することが期待されています。

また、本年6月には、神戸港において、世界初となる水素を燃料とする荷役機械の現地稼働実証が開始されました。国交省においては、この実証結果を踏まえ、水素を燃料とする荷役機械の導入拡大に向けた環境整備を行うこととしており、徐々にCNPの取組が進んでいるもの

と思われます。

本県においても、本年3月に、大分港港湾脱炭素化推進計画を策定したところであり、その取組の推進を期待しているところであります。一方で、2050年までを計画期間とし、民間事業者の大きな設備投資を含む本計画の実施に当たっては、様々な課題もあるかと思います。

そこで、本県のカーボンニュートラルポートの取組について、これからどのように進めていくのか、土木建築部長に伺います。

次に、海岸漂着物について伺います。

本県は、豊後水道や周防灘に面し、美しい海岸線を有しています。この海岸は、豊かな漁業資源や観光資源を生み出す大切な資源であります。

一方で、県内の海岸には依然として多くの漂着物が流れ着いており、景観の悪化や漁業への被害、さらには海洋環境全体に深刻な影響を及ぼしています。

先日、県内で海岸清掃活動を続けておられるボランティアの方からお話を伺いましたが、県と契約をしている事業者の処理だけでは到底追いつかず、常に回収作業を行っているのが現状のことでした。プラスチックごみだけでなく、大量の流木や河川から流れてくるアシの塊が海藻と絡み合い、回収に大変苦労しているとの切実な声も聞きました。

令和5年度における本県の海岸漂着物処理事業では、年間約730トンのごみが回収され、処理経費は約8,400万円に上っています。しかし、その多くは河川を経由して海岸へと流れ出たものであり、発生抑制のためには海岸だけでなく、上流域や河川管理の強化も欠かせないとの指摘もあります。

さらに、以前も指摘しましたが、マイクロプラスチック問題は、海洋生態系や人体への影響も懸念されています。本県の水産業にとっても、こうした海洋汚染は避けて通れない課題であります。

国は、海岸漂着物処理推進法に基づき、地方自治体に対して財政的支援を行っていますが、その規模は決して十分とは言えません。本県と

しても、国の補助制度を最大限に活用するとともに、漂着物の発生抑制や回収処理、さらには県民一人一人の意識啓発まで総合的な取組が求められていると考えます。

昨年、本県で開催された第43回全国豊かな海づくり大会では、「つなぐバトン 豊かな海を 次世代へ」をテーマに、全国に向けて本県の美しい海と、その保全への思いを発信しました。この理念を一過性のイベントで終わらせるのではなく、漂着ごみ問題の解決をはじめ、海洋環境保全に向けた持続的な取組としてレガシーを残していくことが大分県の責務であると考えます。

海岸漂着物の対策においては、国の補助制度を活用した漂着物処理の強化や、市町村・漁協・NPO・ボランティアとの連携が欠かせません。また、日常生活で排出されるプラスチックごみなど、上流域での発生抑制策も重要です。

こうしたことを踏まえ、海岸漂着物に対し、どのように対応していくのか、生活環境部長に伺います。

最後に、生活排水処理について伺います。

本県の山系から流れ出る水流は、山国川、駅館川、八坂川、大分川、大野川、番匠川、筑後川などの河川となり、それぞれの流域に豊富な水資源をもたらし、清澄かつ豊富な湧水や地下水にも恵まれ、県民が豊かな生活に欠くことのできない貴重な資源であります。こうした水環境を守り、後世へつないでいくことは今を生きる我々の使命ではないかと感じます。

本県では、公共用水域の水質測定計画の下、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、区域内の水質汚濁の状況を常時監視するために水質測定を行っております。それによると、多くの観測地点で環境基準をおおむね達成しているものの、一部の水域においては基準を超過する状況も見られます。

河川の汚れの主な要因は、これまで生活排水によるものとされてきましたが、自然由来のものや流量の少ない時期における河川自浄作用の低下など様々な要因が考えられます。

他方、令和6年度末時点での本県の生活排水処

理率は84.0%と全国平均の93.7%を下回る状況となっていますが、中山間地域の割合が多い本県では、下水道による処理が他県と比較して低いといった事情もあります。

本県では、これまで国の補助制度を活用した上で、県独自の上乗せ補助も実施し、下水道整備や浄化槽設置を支援してまいりました。一方で、少子高齢化や人口減少の進捗に伴い、維持管理コストの増加と限られた財源リソースとの調整が迫られる中、市町村と連携し、下水道区域の見直しや維持管理を視野に入れた計画の修正を進めています。こうした状況の中、今後の課題は、未処理の16.0%に対し、どのように生活排水処理施設の整備を進めていくかです。

さらに、下水道管の老朽化に伴う更新に関しては、社会资本整備総合交付金の内示額が要望額を下回っており、予算配分の見直しや事業の先送りなどを余儀なくされている現状もあります。

こうした制約もある中、持続可能な生活排水処理をどう実現していくかは極めて重要な課題であり、新設や更新、維持管理コストの増大が見込まれる中、最適な計画の下で事業選択をしていくには、しっかりととしたコストの試算が重要であると考えます。

そこで、県民生活や県内産業に直結する水環境を守っていくため、今後の生活排水処理についてどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

以上で質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 ただいまの戸高賢史議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 戸高賢史議員の代表質問にお答えいたします。

まず、米国関税措置に伴う県内産業の影響と今後の対応についてでございます。

先般、米国関税に関する日米協議が合意されました。引き続き、本県への影響を的確に見極めることが何より重要であります。

県が4月から6月にかけて実施しました50社企業訪問調査によれば、米国関税について影響があると答えた企業は5%の24社になっております。また、4月4日に府内に設置をしました相談窓口への問合せも、影響が生じた場合の支援策を尋ねる4件にとどまっているところでございます。

影響が懸念されます九州の自動車産業の状況については、7月の米国向け輸出額は前年同月比で39.2%の減となった一方、EUや中東向けが増加しており、全体では2.4%の減少にとどまっています。本県に立地するダイハツ九州は全て国内市場向けの生産と聞いておりますが、県内には他の自動車メーカーの部品を製造する企業も多くあります。自動車関連企業会を通じ、継続して状況把握に努めていますが、現時点での大きな影響は確認されておりません。

また、加工品や農林水産物の輸出については、一部で出荷量が減少したとの声もありましたが、酒類をはじめ養殖ブリや牛肉などの主な輸出品目は継続的に出荷されていると伺っているところであります。

米国産農産物の輸入拡大についても動向を見守る必要がありますが、米については、米国からの輸入割合の増加分は非主食用として取り扱われるため、国内の主食用米の生産や流通への影響はほとんどないと見込んでいるところでございます。

一方で、先行きの不透明感や影響拡大を懸念する声もあります。関係事業者への支援には万全を期す必要があると考えております。

資金繰りについては、運転資金として活用できる県制度資金を用意しております。今後、影響が拡大する場合には、国の追加対策と歩調を合わせて、県としてもさらなる資金繰り支援を躊躇なく、機動的に講じてまいります。

このほか輸出事業者に対しては、ジェトロと連携して、セミナー等を通じた情報提供を行うとともに、輸出先の多角化を後押しいたします。

引き続き、米国関税措置の影響を注視するとともに、県内産業への影響を最小限に抑えるべく、関係団体や国、金融機関等と緊密に連携

して、県内事業者を支援してまいります。

次に、新たな地域医療構想についてでございます。

本県では、平成28年度に策定した現行の地域医療構想に基づき、県内6圏域ごとの調整会議で、地域の実情に応じた病床の機能分化や連携に向けて協議を重ねてきました。その結果、2025年に不足が見込まれていた回復期病床が、この9年間で約1.5倍の3,732床に増加するなど、病床の機能転換が図られてきたところであります。

新たな医療構想については、議員御指摘のとおり、国による検討が進められている段階ですけれども、県としては、その動向も踏まえて、先を見据えた取組を進めてまいります。

一つは、治す医療から、治し、地域で支える医療への転換に向けた、病院と在宅医療や介護との連携の強化であります。

別府市においては、医師会を中心に病院や診療所等が検査や健診、服薬などの情報連携を行う医療ネットワークとしまして、ゆけむり医療ネットが運用されております。同様の取組が臼杵市、大分市等でも行われています。

加えて、昨年度から都市医師会単位で医療・介護従事者による連携会議を順次開催して、在宅医療提供体制の強化に向けた課題の共有や改善策の協議等を行っているところであります。

さらに、在宅医療に不可欠な訪問看護の充実に向けて、24時間365日体制で対応できる機能強化型ステーションを拡充するために、アドバイザーの派遣等により移行を支援しているところでございます。

二つ目は、医療需要の将来予測等の分析であります。

本年3月に地域ごとの入院や外来などの現状と将来予測等の分析に基づき、今後の病院経営を考えるセミナーを開催しました。参加者へのアンケートでは、75%の医療関係者が今後を担うべき医療機能や役割を検討したいと回答しており、意識の醸成が図られたというふうに考えております。

今年度は、各病院の医師や医療従事者の年齢

構成や診療データなどの詳細な分析を行って、各圏域の調整会議で共有して、2040年を見据えた医療機能の分化・連携をさらに促進してまいります。

こうした取組を進めながら、新たな地域医療構想の策定に当たっては、医療機関や医療関係団体はもとより、介護現場や市町村など幅広い関係者の参画の下、圏域ごとに丁寧に議論を進めていきたいというふうに考えております。

次に、孤独・孤立対策についてでございます。直近の国勢調査では、県内の一人暮らし世帯は36%を占め、2040年には4割を超えると推計されております。孤独・孤立問題の深刻化が懸念されるところであります。

県では、孤独・孤立に悩む方々への支援として、次の取組を進めております。

一つ目は、きめ細かな相談支援であります。

県のひきこもり地域支援センターでは、ひきこもりの当事者やその家族の思いに寄り添いながら、昨年度1,064件の相談を受け、適宜適切な支援につないでけております。また、大分いのちの電話では、誰にも話せない悩みについて24時間365日体制でボランティアが傾聴しており、昨年度は9,223件の相談に応じております。このほかにも、認知症や障がい、DV、独り親、ヤングケアラーなど様々な分野の相談窓口を用意し、専門人材が丁寧に対応しているところであります。

二つ目は、つながりを実感できる地域づくりであります。

高齢者が公民館などの身近な場所に集う通いの場は、県内3,258か所で活動しており、介護予防はもとより、地域参加や交流を促進しております。また、日常生活の困り事を地域で支え合う住民参加型サービスは、県内116か所で提供されており、独り暮らしの高齢者等の生活を支えています。

三つ目は、孤独・孤立対策を効果的に進めるための体制づくりであります。

県では、本年2月に、市町村や大分大学、社会福祉協議会、子ども関連NPO等で構成する孤独・孤立対策プラットフォームを立ち上げ、

それぞれが持つ支援ノウハウの共有や市町村の体制整備を後押ししてきております。これらに加えて、ポータルサイトやチャットボット等による周知啓発も行い、孤独・孤立に悩む方々が声を上げやすくなる環境づくりも進めております。

孤独・孤立の問題は、対象者も、また、その悩みも多岐にわたることから、今後とも多様な主体と連携しながら、対策の充実を図ってまいりたいと考えています。

その他の御質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

〔小田切商工観光労働部長登壇〕

小田切商工観光労働部長 私からは、中小企業の生産性向上についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、県内中小企業の人手不足は深刻な状況でありまして、賃上げと生産性向上の両立が不可欠であります。県では、昨年度、経営力強化を通じて継続的な賃上げを目指す中小企業向けに保証料免除の制度資金を創設したところでございます。さらに、今定例会の補正予算案では、国の助成制度を活用し、生産性向上による持続的な賃上げを図る中小企業等への県独自の奨励金を拡充することとしています。また、補助事業における賃上げ枠の拡充に加え、ロボットやセルフレジ、券売機などの導入による業務改善を促すために、国の補助金への県独自の上乗せ支援を実施しているところでございます。

このほかに、生産性向上に向けたDXへの支援も重要だと考えております。県では、デジタル化の途上にある企業向けに専門家による無料相談や課題整理支援に加え、ITツール導入費用の補助などを実施しています。データの分析・活用による生産性向上を目指す企業には、県が育成した専門的知識を有する人材による伴走支援も行っているところでございます。

引き続き、県内中小企業の賃上げと生産性向上の取組を様々な形で支援していきます。

大友副議長 首藤生活環境部長。

〔首藤生活環境部長登壇〕

首藤生活環境部長 私からは、まず、避難者への支援についてお答えいたします。

県では、避難者の支援に向けまして、市町村や関係団体と連携・協力し、避難所環境や運営体制の充実に努めています。

議員御指摘の防災機能設備については、市町村に対し、各種会議等を通じて国や県の支援制度を説明し、積極的な導入を促しているところでございます。特にいわゆるTKB、トイレ・キッチン・ベッドについては、県においても簡易トイレや段ボールベッドを重点的に備蓄するとともに、各振興局にトイレカーの配備を進めています。また、キッチンカーなどはNPO等での保有を進めておりまして、今般、助成する8団体と災害派遣協定を締結いたします。さらに、孤立可能性集落では資材などの備蓄不足が明らかになったことから、補助率を引き上げ、充実を図ってまいります。

もう1点、避難所運営の強化に向けましては、昨年度、避難所運営の基本指針を見直したほか、今年度は運営に適切な助言を行うコーディネーターの養成を開始いたします。また、県内外からボランティア団体を円滑に受け入れできるよう、災害中間支援組織、O-Link（オーリンク）の立ち上げを支援したところでございます。加えて、被災者ごとにきめ細かく支援できるよう、災害ケースマネジメントの議論も進めています。

今後とも、市町村、関係団体と連携し、災害関連死ゼロの実現を目指し、取り組んでまいります。

次に、海岸漂着物についてお答えいたします。絶えず運ばれてくる海岸漂着物は、継続的な回収と発生の抑制が重要です。県では、海岸管理者が行う回収や処分に必要な予算の確保に努めるほか、自治会やNPO等が行う海岸清掃や環境教育などを支援しております。

また、災害時に大量に発生する流木等については、県、国土交通省、海上保安庁等関係機関で構成する流木等処理対策検討会議で早期処理のための連絡調整を行っております。

一方、人工ごみの発生抑制に向けましては、

新聞・テレビCMによる広報や県内全小学5年生への学習冊子の配付のほか、豊かな海づくり大会を契機とした、小・中学生を対象とする海づくり教室の開催など、意識啓発にも取り組んでおります。

さらに、人工ごみの約7割に及ぶプラスチックごみについては、事業者や消費者、市町村等で構成する協議会を通じまして、大半を占める陸域由来のプラスチックごみに加え、漁業系など海域由来のものについても削減やリサイクルを働きかけております。

県の実態調査では、これまでの取組によりまして、人工ごみは年々減少傾向にあります。引き続き、ごみのない、きれいな海岸づくりに向かまして、国、市町村や各種団体、県民と共に取り組んでまいります。

大友副議長 幡野警察本部長。

〔幡野警察本部長登壇〕

幡野警察本部長 私からは、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害防止についてお答えいたします。

議員御指摘いただいたとおり、SNS等を介して知り合った者から、投資やロマンスの名目で金銭をだまし取られる詐欺の被害が多発しているところでございます。これらは、SNSでやり取りを重ね、信頼関係を構築した上で犯行を行うことから、被害に気づきにくく、長期間にわたり被害が継続するという特徴がございまして、本年も既に10億円近い被害が発生しているなど、極めて憂慮すべき状況にあります。

また、被害者を信じ込ませるために勧められた投資で大金を得た者が実際に存在するかのようなコメントを書き込んだり、また、少額の金銭を実際に被害者の口座に振り込んで、利益が出ているかのように偽装したりするなど、その手口も巧妙化しているところでございます。

そこで、県警察では、報道機関を通じた広報のほか、警察公式SNSや、まもめーる等各種広報媒体を活用するとともに、企業、また、中高年層のコミュニティ等に直接出向いて講話をを行うなど、広報啓発に力を入れているところでございます。

また、金融機関等と連携いたしまして、詐欺の被害が疑われる方に対する声かけであったり、また、そうした方に関する警察への情報提供にも取り組んでいただいているところでございまして、こうした取組によって、多額の被害を食い止めているところでございます。引き続き、こうした対策を推進し、被害防止に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 若林総務部長。

〔若林総務部長登壇〕

若林総務部長 人口減少を見据えた市町村の行政サービスについてお答えいたします。

少子高齢化や人口減少に伴い、市町村の行政サービス提供体制の維持・確保は全国的に課題となっております。県では、これまでも公共土木施設の維持管理や税の徴収対策などの分野で技術支援や体制強化等の支援を行ってきたところです。また、デジタル化への対応については、県による外部人材とのマッチングや業務システムの共同調達など、積極的に取り組んでまいりました。

一方で、今後見込まれる技術職を中心とした人材不足に対処するためには、さらなる連携強化やデジタル技術の活用が不可欠と考えております。

そこで、先般、新しいおおいた共創会議において、こうした課題について、県と市町村でワーキンググループを設置し、人材の確保や事務の共同処理などの対応策を幅広く検討していくとしたところであります。

国も、市町村の持続可能な行政運営について制度見直しを含めた議論を進めるとしており、その動向も踏まえながら、引き続き、県内市町村が自主性・自立性を発揮できるよう取り組んでまいります。

大友副議長 淀野農林水産部長。

〔淀野農林水産部長登壇〕

淀野農林水産部長 私からは、荒廃農地を活用した園芸団地の整備についてお答えいたします。

近年、園芸品目では国産需要が大いに高まっています。特に果樹では、県内法人や県外企業等からの新たな栽培希望面積は約300ヘクタ

ールに上ります。これを好機と捉えまして、園芸団地整備を県下各地で進め、荒廃農地を再生しているところです。例えば宇佐市のブドウや佐伯市のレモン等では新たな担い手が営農を始め、地域と連携し、活性化にも貢献しています。

こうした好事例をさらに広げるには未利用農地の情報収集や地権者との合意、担い手とのマッチングなど多岐にわたる取組が重要となります。そのため、地域をよく知る市町と共に、今後、できるだけ多くの大規模園芸団地を整備する予定にしておりまして、既に国東市などでは多くの候補地を準備し、マッチングを進めているところです。

農業総合戦略会議の新たな行動戦略においても、大規模園芸産地づくりや労働力確保を重点戦略としており、農業団体が主体となって支える体制も構築したところであります、関係機関一体となって取り組んでまいります。

また、経営安定には早期の収穫が必要です。小規模な圃場整備から果樹棚の整備、植付けまでを短期間で実施するスタートアップも支援しているところです。

これらによりまして、荒廃農地の再生による元気な産地づくりを進め、資本力のある企業や意欲ある担い手を呼び込む好循環につなげてまいります。

大友副議長 小野土木建築部長。

〔小野土木建築部長登壇〕

小野土木建築部長 カーボンニュートラルポートについてお答えいたします。

県では、中津、別府、大分、津久見、佐伯の五つの重要港湾において、官民で構成する協議会を設立し、カーボンニュートラルポート形成に向け、港の利用状況や産業特性に応じた港湾脱炭素化推進計画の策定を進めています。

このうち大分港では、本年3月に策定した計画に基づき、公共埠頭照明設備のLED化などの対策を順次講じながら、大在コンテナターミナルでのCNP認証取得の検討を進め、カーボンニュートラルポート形成に向けた機運醸成とブランド力向上を図っていきます。また、残る4港でも、来年度までに計画を策定するととも

に、照明のLED化に加え、停泊中船舶への陸上電力供給など、港湾管理者として実施する施設整備などの抽出に着手します。

一方、民間事業者も目標を掲げ、取組を進めているものの、技術開発や大規模な設備投資を必要とするなどの課題がございます。このため、他港の先進事例や国の支援制度など、情報を積極的に収集して、民間事業者に共有するとともに、協議会を定期開催し、計画のフォローアップを行っていきます。

今後も、国、市、関係企業などと連携を密に取組を進め、カーボンニュートラル社会を支える港湾を目指していきます。

次に、生活排水処理についてお答えいたします。

県では、これまで地域特性に応じた下水道整備区域の見直しや合併処理浄化槽への転換に対する県独自の上乗せ補助により、処理率向上に取り組んできましたが、依然として全国順位は低く、未処理区域の解消が課題となっています。このため、下水道では、時間やコストのかかる管路や処理場の整備において、複数年度にまたがる工事発注や工期短縮につながる設計施工一括方式により、合理的な整備を推進しているところです。また、合併処理浄化槽では、住宅リフォーム時など適切なタイミングでの転換を着実に進めるため、各種イベントなどを活用し、市町村と合同で支援制度に関する広報・啓発を展開しています。

他方、持続可能な生活排水処理に向けては、施設の老朽化や経営の安定化などが課題です。老朽化対策の技術支援として、管路点検用水中ドローンの活用など効率的な点検作業を促すとともに、補修状況を適宜確認していきます。また、経営の安定化には、複数市町村による施設の共同化や運営権の民間設定など様々な手法を提案し、運営基盤の強化を図ります。

今後も、水環境の保全に向け、情報調整会議などを通じて、市町村としっかりと連携を図りながら、生活排水処理に取り組んでまいります。

大友副議長 以上で戸高賢史議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって代表質問を終わります。

→…←
日程第2 協議又は調整を行うための場の設置の件

大友副議長 日程第2、協議又は調整を行うための場の設置の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第124条第2項の規定により、お手元に配付のとおり、議員定数調査会を協議又は調整を行うための場として臨時に設けたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、議員定数調査会を協議又は調整を行うための場として臨時に設けることに決定いたしました。

→…←
大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

次会は、明日定刻より開きます。日程は、決定次第通知します。

→…←
大友副議長 本日はこれをもって散会します。
お疲れさまでした。

午後1時56分 散会

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月11日（木曜日）

議事日程第3号

令和7年9月11日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 舛田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

| | |
|-----|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |

| | |
|--------------|-------|
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 丈彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 将護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 井下 秀子 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時 開議

鳴議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

鳴議長 本日の議事は、議事日程第3号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

鳴議長 日程第1、第71号議案から第102号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次、これを許します。古手川正治議員。

〔古手川議員登壇〕（拍手）

古手川議員 皆さん、おはようございます。

20番、自由民主党、古手川正治です。よろ

しくお願ひいたします。

本日は、会派の政調会、そして同僚の皆さんから一般質問の機会をいただきました。そしてまた、今回は久しぶりの質問で、地元のこととも織り込んでいるということで、地元の皆さんにも大勢お越しいただきましてありがとうございます。ここに立たせていただくのは、4年ぶりでございますので、この緊張感をしっかりと味わいながら、そして、後で後輩の皆さんから冷やかされないように、そういう思いで質問させていただきます。知事はじめ執行部の皆さん、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

4年ぶりとなります一般質問は、私たちのふるさとであるこの大分を、何としても元気にしていかなければならぬという強い思いを持って、活性化ということを大きなテーマとして、執行部の皆さんと議論をさせていただきたいと思います。

まず、スポーツによる地域の活性化について。

最初に、スポーツ施設の在り方についてであります。

スポーツは、見る者に感動を与えるだけでなく、地域へ社会的、経済的効果をもたらし、その活性化を実現する大きな可能性を秘めています。特に、近年注目を集めているのが、スポーツ施設を核としたまちづくりです。昨年10月、長崎県ではサッカースタジアムやホテル、商業施設等から成る大型複合施設、長崎スタジアムシティが開業しました。この施設は、民間企業主体で整備されたものですが、県と市も検討推進チーム等により、支援体制を構築し、地域にもたらす効果をしっかりと検討されたそうです。

実際、長崎県の観光動向調査によれば、本年1月から3月の県内の主な宿泊利用者数は、約140万6千人と前年同期比で9万2千人増加しており、県外からのスポーツ観戦者の増加もその要因の一つと分析されています。

その他、広島県や佐賀県など、各地でも都心部に位置するスポーツ施設を核とした魅力あるまちづくりが進んでいます。

本県でも、大分市営陸上競技場の活用を含む

サッカー専用スタジアム構想が民間企業から示されており、私自身、非常に関心を持って見守っているところです。

こうした中、佐藤知事は、ビジョン2024の実行元年となる本年度の組織改正に当たり、スポーツによる地域の元気づくりを加速させるため、スポーツ推進室をスポーツ推進課とする体制強化を打ち出されました。新たな組織では、地域活性化に資するスポーツ施設の在り方を調査、検討することとされており、正に魅力あるまちづくりに欠かせない社会情勢の変化に的確に対応する新たな取組として、大いに期待を寄せているところであります。

そこで、スポーツ施設の在り方について、改めて知事の思いをお聞かせいただくとともに、現在の検討状況についてお伺いいたします。

以下、対面席で質問させていただきます。

〔古手川議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの古手川正治議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。古手川正治議員のスポーツ施設の在り方についての質問にお答え申し上げます。

スポーツは、多くの人々に感動を呼び、活力や希望をもたらすとともに、人口減少に直面する地域経済に一体感を醸成して、活性化の大きな原動力としても期待されるところでございます。

スポーツ施設を核とした魅力あるまちづくりの好事例としまして、日本ハム球団の本拠地となりました北海道のエスコンフィールドは、野球ファンはもとより、多くの市民や観光客でにぎわいが生まれ、まち全体が大いに活気づいております。

本県でも、先月、15年ぶりにスタジアムライブが開催されましたクラサスドームには、県内外から2日間で8万人もの来場者を迎えて、大変高い評価をいただいたところでございます。スポーツ施設の持つポテンシャルの高さを改めて実感いたしましたけれども、大規模イベント

の継続的な誘致には、交通アクセスも課題となっております。このため、大分松岡パーキングエリアのスマートインターチェンジ化の検討も進めているところでございます。

また、県内のスポーツ施設の大半は老朽化が進んでおり、興行サイドからの要請に対応できない設備も多く、複数の競技団体からも改善を求める声が寄せられております。

これらを踏まえ、今年度の組織改正で担当部局の体制を強化し、まちづくりや地域活性化の核となり得るスポーツ施設の在り方について、調査・検討を進めているところでございます。

現在、スポーツ庁などからの受注実績豊富な民間コンサルの協力もいただきながら、他県の先進事例や県内施設の利用状況等について、調査しております、年明けをめどに結果をまとめるとしております。

さらに、県ゆかりの内川選手などのトップアスリートの方々からは、専門的な見地で随時助言もいただいておりますが、今後は、競技団体のみならず、広く県民の皆さんのお意見もいただきたいというふうに考えております。

また、最近では、豊後大野市や別府市でスポーツ施設が新設・改修されたほか、大分市でも陸上競技場について、今後の在り方が議論されております。県と市町村との適切な役割分担を念頭に置いて進めていくことも必要でございます。

このように解決すべき課題はありますが、大分県の元気づくりにつながるよう、スポーツ施設の在り方について検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございました。まだ検討を始めて時間が短いということでもあるんでしょうけれども、もう少し具体的なお話をいただけるかなと思っておりました。

ただ、引き続き、県と市町村との適切な役割分担を念頭にということでありますから、また、そのときに報告を聞かせていただきたいと思います。

そして、スポーツ施設の充実の中で、県民も

1年でも1か月でも早く、スピード感を持ってやっぱり整備していただきたい。その効果ははっきり各地で出ておりますので、そういうことで前向きに進めていただければと思います。

そして、どうしてもそういう時間が要る中で、今、一生懸命スポーツをしている地元の子どもたち、そういう子どもたちは周辺のことを見ながら、大分にも欲しいな、そういういた思いの中で、一生懸命、今、練習に頑張っているんだと思います。子どもたちの思いを何か形で示していただける、若しくは、ああ、大分にもこういうものができるんだ、そういうふうな観点で何か現在考えられていることがございましたら、答弁いただきたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 子どもたちに夢を持つてもらえるような取組ということでございますけれども、今まで県内のスポーツチーム、トリニータなどと連携しました観戦の招待でございますとか、学校訪問などを通じて、子どもたちにスポーツの楽しさを体験していただいているところでございます。

先週だったと思いませんけれども、世界陸上に出場するポルトガルの陸上チームが、クラススドームで今、事前合宿を行っておりますけれども、その際にも、県内各地から集まった中高生と交流していただいておりますし、また、青山学院大学の駅伝のチームでありますとか、いろんな交流を進めていただいております。

また、本県は例えば水泳の渡辺選手でありますとか、フェンシングの江村選手とか、空手の西山選手など、世界を舞台に活躍するトップアスリートがたくさんいまして、この選手たちというのは子どもたちの目標となっていると思いますし、また、この選手の皆さんも子どもたちと交流していただく、そういうような取組もしていただいております。

プロ野球の選手でございますとか、それから、甲子園での活躍とか、いろんなところでスポーツの力に子どもたちが触れていただいて、そして、子供たち自身も大きな夢を抱いていただく、そのような場面がたくさんあるのではないかと

いうふうに思っております。

引き続き、子どもたちに夢や希望を抱かせるような、そのような取組をしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

鳴議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。知事のお話にもありました野球場もなかなかプロ野球の公式戦が呼べない、そして、プールについても室内の50メートルのプールがない、いろんな各競技で要望が出ております。一遍にはできないでしようけれども、そういうことも含めて、是非、前向きに進めていただきたい。よろしくお願ひいたします。

次に、ラグビーワールドカップについてであります。

スポーツによる地域の活性化といえば、忘れてならないのが、2019年に開催されたラグビーワールドカップです。アジアでも初開催となったこの日本大会では、日本代表史上初の決勝トーナメント進出という歴史的瞬間を迎えるなど、日本中が興奮のるつぼと化しました。

ラグビー発祥の地であり、私自身、県の視察団の一員として視察をしたイングランド大会と比べても、何ら遜色のないどころか、それを上回るほどすばらしい大会だったと思っています。県内でも憧れのスター選手にサインをもらった子どもたちはもちろん、街で杯を交わし、言葉の壁などないかのようにお互いの肩を抱き合い、熱狂した大人たちも、正に大会のキャッチコピーである「4年に一度じゃない。一生に一度だ。」を体感した大会となりました。

我々県議会においては、2016年3月に、各会派を横断したラグビーワールドカップ大分開催協議会を立ち上げ、このチャンスを何とか本県の地域活性化につなげるべく、政策提言を取りまとめるなど、私も協議会の会長として尽力させていただきました。

中でも、レガシーの構築には特に心を砕いたところですが、国内外からの来県に際し、県民の皆さんのがいにおもてなしや国際交流にチャレンジした、その経験が、現在の多文化共生などにもいかされているのではないか。また、そ

れまでアジア中心だった観光面においても、ウェールズとの交流をはじめ、インバウンドの多角化などにつながっているのではないかと感じております。

もちろん本県の受け入れ環境や熱意が評価され、継続している日本代表合宿や、エディー・ジョンズのラグビークリニック開催なども貴重な財産ですが、一方で、気になるのは日本代表戦の誘致です。2021年のオーストラリア戦を最後に、本県では近年開催されておらず、ラグビーへの熱意や大会のレガシー継承が停滞しているのではないかと危惧しているところです。

2035年以降のラグビーワールドカップの日本再誘致を見据えれば、再度、本県も開催地としてアピールしていくべきではないでしょうか。無論、開催地として選ばれるには、集客力を証明する必要があり、そのためにも本県への代表戦誘致など、取組に勢いをつけていく必要があると思います。

そこで、2035年以降の大会の日本開催も見据え、本県としてどのように取り組んでいるのか、企画振興部長にお伺いいたします。

鳴議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 お答えいたします。

2019年のラグビーワールドカップ日本大会で5試合を開催しました本県には、当時、国内外から多くの観戦客が押し寄せまして、256億円に上る経済波及効果で、県全体が大いに活気づいたということは、私も当時、担当部署におりましたが、今なお記憶に新しいところでございます。

その後、県では、大分開催を一過性に終わらせらず、そのレガシーの継承に向けて、行政や経済界、競技団体などで推進委員会を発足し、競技人口の拡大やラグビーを通じた地域活性化に継続的に取り組んでいるところです。

昨年度は、県のラグビー協会と連携しまして、県内122校の小学校などでラグビー教室の開催や横浜キヤノンイーグルスの現クラサドームでのホームゲーム2試合に、県民の皆様、6,300人を招待するとともに、国内外から年間8チームの合宿を誘致いたしました。

2035年以降のワールドカップ日本再誘致を見据えまして、開催候補地としての優位性を高めるためにも、定期的な代表戦の本県への誘致開催は必要と考えております。

そのため、課題となります交通アクセスの改善に向けた調査・研究を進めるとともに、県協会と綿密に連携しながら、日本協会への働きかけを再度強化しまして、県民の多くが一生で2度目の感動を体験できますよう、引き続き努力してまいります。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。代表戦の誘致に関しましては、しっかりとやっぱり県協会、だいぶ育ってきていると思っておりますんで、県協会と共に、そしてまた、ラグビースクールですかタグラグビー、子どもたちのラグビー、そういうことも含めて、地道な努力をしながら、しっかりと基礎をつくっていく、そういう思いでこれからも援助をしていただければ、また、一生懸命取り組んでいただけると思います。どうぞ一生に二度あるように、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、過疎地域の活性化についてお伺いいたします。

津久見市街地の活性化についてあります。さきほど申し上げましたスポーツ施設やラグビーワールドカップについては、主に本県都市部における活性化に資する取組として、期待の持てる話ですが、一方で、都市部以外の過疎地域においてこそ、その生き残りをかけて活性化に取り組む必要があります。

それは、私の地元である津久見市も例外ではありません。津久見市は、中心部に位置する津久見駅を基点に、半径1キロメートル以内に都市機能や交通機能が集約されたコンパクトな都市構造であるものの、かつてにぎわいを見せていた駅前の商店街は空き家や空き地が増加の一途をたどっています。

来園者でにぎわうつくみん公園との周遊も進まず、市民生活においても、駅周辺の人の往来は少なくなっているのが現状です。

急速に進む人口減少に少しでも歯止めをかけ

るためにも、住民が地元に愛着を感じ、誇りを持てるよう、中心市街地の魅力を高めるまちづくりの実務が急務です。

こうした中で、希望ある取組も進んでいます。昨年には、駅前の商店街を舞台に、津久見高校生による体験プログラム「津っぽく」が開催されました。「津っぽく」は、津久見市の文化や風土を体感する参加型イベントであり、昨年は初めて、地元高校生が運営を担う特別版として開催され、高校生が商店街を行き来しながら準備を進めていることで、地域とのつながりを生み出すよい機会にもなったと伺っています。

現在、市役所の移転工事が順調に進んでいます。紆余曲折ありましたが、現地を目の当たりにすると、多くの住民の皆さんのが、新しい庁舎の完成を楽しみにしているのではないかと実感できます。市役所の移転により、まちづくりが新たな段階を迎えるとしている中、市が主体的に取り組むのはもちろんですが、県として、中心市街地の活性化に際し、しっかりと後押ししていただきたいと思います。私も微力ながら、しっかりと汗をかくつもりでおります。

そこで、津久見市街地の活性化について、県としてどのように考えているか、商工観光労働部長にお伺いいたします。

続いて、津久見市街地の道路整備についてであります。

中心市街地における課題がもう一つあると考えています。それは、津久見市中心部が線路によって南北にその動線を分断されているという課題です。北側、すなわち海側に大型スーパー市民会館、つくみん公園など多くの集客施設が集まっているところに、さらに今回、市役所も移転します。線路を挟んだ両側の一体的な発展を考えると、津久見駅周辺の線路の高架化が極めて有効ですが、莫大な事業費が想定され、現状ではさすがに実現は困難ではないかと思います。

しかしながら、無策であれば何も変わりません。そこで、解決策の一つとして、1か所でも線路が障壁にならない、市の一体的発展に寄与する高架構造の道路を造るということが考えら

れるのではないでしょうか。新しい市役所から佐伯市中心部に直接向かう道路は、東西どちらの方向とも大きく迂回し、複数の屈曲部があるほか、十分な歩道幅のない箇所が多く残存するため幹線道路とはとても思えません。やはり市役所の移転に伴い、誰もが迷わず安心して通ることのできる直線的な道路が必要だと思います。

国道217号線バイパスの整備も進む中、高架構造に多額な事業費も想定されることから、早期事業化は難しいかもしれません、中心市街地の一体的な発展のためにも、是非、この南北を結ぶ高架構造の道路整備を検討していただきたいと思います。

そこで、津久見市街地の道路整備について、土木建築部長の見解をお伺いいたします。

次に、地域の周遊促進についてであります。

地域の一体的な発展に向けては、中心市街地の活性化と併せて、周辺部のにぎわいづくりも進めいかなければなりません。そのため、魅力あふれるまちづくりにより、県内外から訪れる人々の増加を図るとともに、その効果を地域の隅々まで波及させるため、地域の周遊を促す取組が必要と考えます。

津久見市は、温泉地に代表されるような誘客力の強い、いわゆる観光地ではありません。もちろん津久見扇子踊りや河津桜まつりをはじめ、地域の誇りとなる魅力的な観光資源は存在しています。加えて、平成23年のつくみイルカ島開業を契機として、津久見モイカフェスタや津久見ひゅうが丼キャンペーンなど、地域独特のイベントにも取り組んできました。

しかしながら、市街地が渋滞するほどの観光客が訪れたつくみイルカ島の開業当時ですら、飲食店等が多く立地する中心部は素通りされ、市内での観光消費は極めて限定的であったとの指摘もあります。

こうした中、本年4月、市は観光協会や別府市の観光業者2社と地域活性化に関する包括連携協定を締結しました。この協定は、観光客の周遊促進や離島振興を目的として、市内観光ツアーといった新たな旅行商品の造成を企画するなど、観光による関係人口の増加を目指してい

ます。

この一環として、5月に早速、「釣りマナーと観光の共存」などをテーマに、APUの学生7人によるフィールドワークが実施されるなど、その取組は着実に進んでいます。

また、津久見商工会議所が企画して、観光協会と共に連携して進めていた市の特産品、サンクイーンを使ったフルーツワインの商品化がこの夏実現しました。

さらに、このサンクイーンの生産拡大に向けて、若手農業者が生産法人を立ち上げ、遊休農地約4ヘクタールを再生するなど、地域資源を活用した取組にも新たな動きが見え始めています。

観光を核とした地域の周遊の実現に向けては、こうした意欲的な取組が積み重なり、有機的に連携して進められることが重要です。そのためには、市単独ではなく、広域的な視点を含めた県の積極的な後押しが必要であると考えます。

そこで、津久見市における地域の周遊促進について、観光局長の考えをお伺いいたします。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 津久見市街地の活性化についてお答えいたします。

中心市街地のにぎわい創出、さらには魅力向上は、地域活性化に向けて重要な取組であります。

県では昨年、サンロード中央通り商店街で開催された、津久見高校生版「津っぽく」の事業費の一部を支援しております。

本イベントでは、高校生が主体となりまして、商店街や地域との交流促進とともに、TikTok（ティックトック）を活用したPRを実施するなど、商店街の認知度向上にも寄与しているところでございます。

このほか、集客力・発信力の強化を図るため、デジタルマーケティング活用事業を実施しまして、高校生をサポート役に、市内の飲食店など、12事業者が参加いたしました。

さらに、津久見みかんのPRイベントや駅前商店街の空き店舗を活用した交流カフェの整備を支援しております。

カフェは、商店街の活性化を目指し、起業セミナーなど多目的に活用されているところでございます。

今年度は、「津っぽく」に加え、高校生が交流人口創出のためのツアープランを企画する予定でございます。

津久見市では、新庁舎を、市民が協働し、まちづくりの拠点となる庁舎と位置付けており、にぎわい創出の契機になるものと期待しているところでございます。

引き続き、津久見市と連携しながら、中心市街地の活性化を後押ししてまいります。

鳴議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 私のほうからは、津久見市街地の道路整備についてお答えいたします。

議員御提案の市中心部を南北に結ぶ高架構造の道路といたしましては、都市計画道路高洲中の内線が位置付けられています。

本路線は、令和4年改訂の津久見市都市計画マスターplanにおいて、計画の見直しを検討することとなっており、今後の整備の方向性については、地域の方々としっかりと議論を重ねていく必要があると考えております。

一方、市役所の移転に伴う南側から中心部へのアクセス強化は、線路による動線分断の解消の観点からも、今後、重要性が一層高まっていくものと認識しています。

そのため、市では、市道岩屋線の岩屋三差路から駅前通りの区間において、新港橋の架け替えに合わせた道路の拡幅を進めています。

また、県では、国道217号平岩松崎バイパスの整備を進めており、津久見インターチェンジから市中心部への道路ネットワークの強化を図っているところです。

高架構造の道路を含めた市街地の道路整備の在り方については、市と連携を図り、整備中の道路事業の効果や市役所移転後の交通状況の変化を注視しながら、中長期的な視点で検討してまいります。

鳴議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 地域の周遊促進についてお答えいたします。

近年、多くの観光客は、その土地特有の体験を求める傾向にありまして、市街地も含めた周遊や誘客を図るためには、観光客への訴求力を高めるストーリーを構築することが大事だと考えております。

こうしたストーリーの構築には、行政と地域住民や民間企業等が連携し、地元ならではのアイデアを具現化させることが重要になります。

津久見市においては、石灰石の露天掘り鉱山や東洋のナポリと言われる保戸島の景観など、地域特有の観光資源が市内各地に点在しております。

これら地域ならではの魅力をいかすため、県では旅行会社との商談会などにおいて、ツーリズムおおいたとも連携し、地域で構築したストーリーを基に、広域的な周遊観光としてのPRを実施しています。例えば津久見市と佐伯市の観光地に立ち寄りながら、食文化を体験できる商品などを旅行会社に紹介しているところです。

加えて、ツーリズムおおいたにおける商品造成、磨き上げ、販売促進という一連の仕組みの構築と現地手配ができる体制強化について、県として本気度を持って支援し、また、一緒になって取り組んでいきます。

引き続き市町村などとも連携し、観光客のニーズに沿った広域的な周遊観光をしっかりと進めてまいります。

鳴議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。地域の活性化とその周遊というところは、どちらがどうでなくて、一体となってという形、そして、両方の進捗具合ですとか、そのときの津久見市の状況、市民の皆さん考え方、そういうものを併せて複合的に実施していただければというふうに思っております。

また、そうした中で、是非、私もいろいろと部局の皆さんと意見交換をさせていただきたい。

そして、地元の皆さんにちょっとお話を聞きましたら、別府ですか大分に宿泊される方、その次のプランの中には是非、臼杵、津久見、佐伯ですかのそういう形のものの商品をつくりていただきたい。今は別府の業者さんといく

つかやっておりますが、まだまだ限られた形だと思っております。

そして、ツーリズムおおいた、局長、思いが強い部分であるかと思いますが、是非、そういうところですね。そのときに、どこでどう意見交換していくのか、市の観光協会ですとか市の担当部課とか、そういう部分というのもまた、調整をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

そして、道路についてありますが、昨年の土木の常任委員会の県外視察の中で、九州中央自動車道、そして、中九州横断道路の現地視察をやらせていただきました。高千穂では延岡河川国道事務所長の説明で、童里トンネルを見学させていただき、そのときに所長さんからは、高千穂から熊本に通勤する、若しくはそこにトンネルの入り（岩石の屑）で造った造成地に企業誘致するという説明がありました。熊本県山都町の九州中央自動車道の通潤橋インターチェンジから向こうはもう通っていますから、実際に高千穂の県議さんは、1時間ちょっとの所要時間で今もう熊本空港を使われているといった状況です。翌日、熊本河川国道事務所長の話を聞き、TSMCをずっと通って、そして中九州横断道路の滝室坂トンネルに至りました、もうこれも完成が間近です。道路の状況が随分変わっています。

大分も犬飼から宮河内、急ピッチで今、知事が進めていただいております。私は、是非大分市吉野地区にインターチェンジを作っていただきたいと思っています。そうしたときに、吉野から下りて臼杵、津久見、佐伯若しくは佐伯、津久見、臼杵、これが県内だけではなくて、東九州の縦として、中九州横断道路、九州中央自動車道の中で、10年後には全く変わってくるわけです。

そうしたときに、津久見インターチェンジからの道は、それぐらいにはもうできていると思います。そして、今、松崎交差点もそうですが、こんな道が、こんな交差点が津久見にできるのかというように全く違うまちに、見違えるようになっています。道路によって、やっぱり感覚

が変わるわけです。だから、佐伯のほうに抜けていく道路がないと、臼杵インターチェンジから佐伯インターチェンジまで直接抜けていってしまう。県南の一体的な発展若しくはこれから観光戦略、そういうことも踏まえて、津久見のことではありますが、津久見だけでなくて、県南の、若しくは東九州自動車道から九州中央自動車道を結ぶような、そういう視点では是非考えていただければありがたいかというふうに思っております。

それでは、次に、中小企業の賃上げの対応についてお伺いいたします。

現下、最大の課題である県内中小企業等の活性化について議論したいと思います。

県経済の活性化において、その根幹をなす県内中小企業や小規模事業者の活性化が不可欠であることは、論を待ちません。しかしながら、多くの中小企業等は、コロナ禍の経済停滞に起因する経営不振等をやっとの思いで乗り越えようとしている中、原材料費やエネルギーコストの上昇などに直面し、成長はおろか経営を維持することすら課題に感じている、そういう現状ではないでしょうか。

それに加えて、昨今の賃上げの流れです。賃上げは、物価上昇や人材不足への対応、処遇改善といった観点等から、非常に重要なテーマとなっており、その着実な実現が待たれます。

その一方で、多くの中小企業等については、さらなる負荷がかかっていた側面も持っております。特に地方や業種によっては、慢性的な人手不足が重なり、人件費の高騰に拍車をかけている状況でもあります。

こうした中、去る9月4日、今年度の本県の最低賃金については、過去最高となる81円の引上げ、初の1千円台となることが答申されました。実質賃金の上昇に向けて、大事なことはありますが、経営コストの上昇による利益が圧迫されている中小企業にとっては、限られた資金の中で賃上げを優先した場合、IT導入も含めた設備投資や人材育成など、中長期的な成長に必要な投資が後回しになりやすいのが実態です。

今回、賃上げを行う中小企業等の設備投資などへ、支援策が9月補正予算案として計上されており、県の迅速な対応には感謝申し上げるところですが、その経営を安定させると同時に、持続可能な成長へと導くことにより、県経済を活性化させるためには、さらなる投資の促進など、中小企業等の活性化を実現することが求められます。

こうしたことを踏まえ、賃上げを行う県内中小企業に対し、今後、県としてどのように対応していくのか、知事の見解を伺います。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 中小企業等の賃上げ等の対応についてでございます。

物価高騰が続き、慢性的な人手不足も進む中で、県民生活を守るとともに、県内の中小企業等がビジネスの維持、発展に必要な人材を確保していくために、物価上昇に負けない賃上げの実現が不可欠な状況でございます。

今月、連合大分が公表した春闘交渉の賃上げ率は、全国平均を上回る水準となっております。また、最低賃金も国の引上げ目安を大きく上回る1,035円とする答申がなされたところでございます。

こうした中で、賃金と物価の好循環を創出して、中小企業などが持続的な賃上げに踏み出せる環境整備を進めていくことが重要でございます。

提案中の補正予算でございますけれども、生産性向上による持続的な賃上げの実現を図るために、国の業務改善助成金に上乗せする県独自の奨励金に重点枠を設けまして、改定幅を超えて賃金を引き上げた事業者への補助率を3分の2に引き上げる案となっております。

また、中小企業等が行う販路開拓、商品改良、宿泊施設の業務少量化、機器の導入を支援する補助事業等において、賃上げを併せて行う場合に、補助率や限度額を引き上げる賃上げ枠を今年度から12事業に拡大しております。

昨年度までに113件、御利用がありまして、2,146名の賃上げが既に実施されております。

また、今年度も8月末時点で33件申請がありまして、今年度だけで、さらに約700名の賃上げが見込まれるところでございます。

さらに、経営力強化を通じて、継続的な賃上げを目指す中小企業等に向けて、昨年度創設しました保証料免除の県制度資金、これまで134件、約33億円の利用がございます。金融面からも下支えをしてまいります。

他方、中小企業が賃上げに踏み出すには、労務費を含めた価格転嫁の円滑化が不可欠でございます。本年1月に開催しました大分県政労使会議では、物価上昇に負けない構造的な賃上げや価格転嫁の円滑化に取り組むことを、県内経済団体等と共に宣言しまして、機運醸成に努めております。

本年5月に、サプライチェーン全体で構造的な価格転嫁を実現するために、いわゆる下請法が改正されました。来年1月の施行に向けて、関係機関と連携して、セミナーの開催等を通じて、改正内容の周知徹底を図ってまいります。

今後とも関係機関と連携して、県内の中小企業等が持続的な賃上げに踏み出せる環境づくりに取り組んでまいります。

鳴議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございました。9月補正も含めて、迅速な対応をしていただいているところではありますが、ちょっと私の知り合いに、実際に81円上がったときにどうなのとききました。そうしましたら、100人規模の会社ですけれども、最低賃金が950円から81円上がり1,035円になって、月額1万4千円、それに社会保険料が約15%と見て2,100円、1人月額1万6,100円、これがその会社は30名ぐらい、そういう方がいらっしゃる。月額48万3千円、年間579万6千円。そして、現在、その少し上の1千円ぐらいの方が40人ぐらいいらっしゃる。それを1,100円にしたときに、1万7,500円と保険料が2,625円、それを40名とすると月額80万5千円、年間で966万、これ、合わせますと1,545万6千円、これに月額の賞与が

大体、今2か月、2か月で4か月、それに残業代、そういうところに全て跳ね返る。30億円規模の会社ですから、売上げの利益が6、7%全部人件費で消えていくという話です。

普通の値上げとかなんとかでは対応できない。それプラス原材料ですとかいろんなコスト、今、私どもの車も1千万のものが今1,800万で納期が半年以上、そういうふうな状況の中で、それが実態であります。

ですから、従来の考え方ではなくて、本当にまた、賃上げだけじゃなくて、やっぱり経済が回っていかなければいけない。国のそういう経済対策というのは、非常に大事だと思っています。今、期待もしておりますが、やっぱり県としてもそういう部分で、県のできる、金融とかいろんな面でいつもよくやっていただいとるんですが、知事なりにこれから、新年度予算、今、いろいろと考えていかれる中で、そういう県としての経済対策のような形のものが、もし、今、少しお話をいただければありがたいところであります。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 今、古手川議員がおっしゃったのが実態だと思います。本当に賃金上げしていかないといけないんだけれども、一体どうやって上げていこうかという悩みでいっぱいの経営者が、もうたくさんおられると思います。

そのような中小企業の経営者の皆さんの悩みに少しでも応えるべく、今、金融等が中心になっておりますけれども、そういうものの拡充でございますとか、賃上げ枠をさらに広げていくとか、あらゆる手段で環境整備をしていく。そして、やはり何より大事なのは、価格が転嫁されていって、今度は売値のほうとか製品の価格が上がっていくような環境になっていくことによりまして、最後は社会全体でそこを吸収していくという。物価と賃金の好循環とよく言われておりますけれども、そういうものをどうやって達成していくかということであろうと思います。

そういう意味では、政労使会議なども非常に重要な役割を果たしていると思いますし、価格

転嫁の取組、これもちょっと今、昨日は御説明させていただいたかもしませんけれども、価格転嫁の努力している、例えばトラック業等に対しましては、また支援するとか、いろんな手立てをさらに考えて、そして、環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。なかなか大変大きな、物すごい課題でありますんで、是非、よろしくお願ひいたします。

それと、商工観光労働部長に1点。どうしても今、ITとかDXという形で改革をということがよく言われるんですけども、私はやっぱり既存のそういうビジネスモデルとか組織を抜本的に変えないと、もう企業体系も全く壊れてしまっている、そういうものも再構築しなければいけない、そういう環境にあるかと思っています。

そういう部分の、商工観光労働部としての助言等ございましたら。

嶋議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 中小企業等の経営改善について御質問がありましたので、御回答いたします。

中小企業の経営改善に向けて、県だとか信用保証協会では、生産性向上を目指す中小企業に対しまして、例えば専門家派遣による経営戦略策定支援などを実施しているところでございます。

さらに、県では、県内金融機関、さらには、商工団体等から成る中小企業サポート推進会議を毎年開催しております、中小企業の経営改善や事業再生のさらなる支援体制の強化を推進しているところでございます。

加えて、中小企業が新商品、さらにはサービス開発、新市場開拓等の新事業活動を行う経営向上を図る経営革新計画の策定の推進をしているところでございまして、その計画の承認後は、補助金審査が通ればござりますけれども、補助金交付により支援しているところでございまして、このような支援を通じて、県内の中小企業等の経営改善に努めてまいりたいと考えてお

ります。

鳴議長 古手川正治議員。

古手川議員 県内3万社に近い中小企業がございます。さきほど、知事から具体的な数字が上がりました。一部であります。3万社の中の100件、200件、これはありがたいことではあるんですが、まだまだ求めているところがたくさんありますので、是非、これは部局と共に、手の届く、そしてやはり、制度の申請が難しい、自社ではできない、コンサルにお願いするとお金がかかる、人材がいない、そういう方々がほとんどです。そういうところに、是非500社訪問ですとかそういうことも。そしてまた、部長も直接現地に出向いていただいて、そういう解決を推進していただきたい、そういうふうに思っております。

そして、基本はやはり、経営者の方が20年のデフレで、価格を上げることに慣れていないんです。3%、5%じゃなくて、2割上げなきやいけないものが、2割って、自身が考えられないんですね。まず、経営者の意識を変えること。それと、さきほどお願いしました経済対策。ドームでのコンサート、4万人の、ほぼそのうちの4分の3以上は県外からの方。1泊3万円。そして、旅館業の方が言っておりました。夏場の家族旅行が暑さでほとんど困っていたところに、皆さんのが2泊、3泊。たまたま翌日上京するときに後ろの席にコンサート関係者の方がいらして、あのバンドのメンバーが別府に行ってみたいと、ということで別府からスタートした。そして、別府タワーで写真を撮った。そういうふうなことで、やっぱりイベントを起こしていくと、仕掛けていくと、スポーツ施設による、そういうところだと思います。早く乗つかっていかないと遅れていきます。

経済効果を出すためにも、それだけではございませんが、さきほど、知事、幅広く答弁いただきましたけれども、そういう観点からもやっぱりスポーツの施設、スポーツによるという、今、時流でありますので、そういうこともお願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

次、県土強靭化の検証と今後についてであります。

9月17日、私はもう忘れる事はありません。平成29年のこの日、津久見市は台風第18号による集中豪雨に見舞われました。朝6時から降り始めた雨は、僅か12時間で426ミリに達し、市街地を流れる津久見川などが氾濫し、浸水面積105ヘクタール、床上浸水575戸など、未曾有の被害をもたらしました。

近年、目立った災害がなかった津久見は、私は、日本一安全なまちと、そういうふうに各地で言っておりました。しかし、大変な被害に遭い、本当の日本一のまちをつくるなければいけない、そういうことも決意したところでもあります。

被災直後から、市民の皆さんはすぐさま復旧に動き始め、私も時間の許す限り奔走しました。今でも思い出すのが、国土交通省の治水課と防災課に1人で参りまして、課長の机の前に陣取り、時間がたつのも忘れ、津久見の現状、地元の声、そして、いち早い復旧・復興を強く訴えたところです。

県職員や関係者の皆さんが真剣に動いた結果、被災後約3か月という極めて短期間で、総事業費約50億となる津久見川・彦の内川河川激甚災害対策特別緊急事業、いわゆる激特事業が採択されました。その一報を聞いた私は、本当にこれで本格的な復旧・復興が進むと小躍りをして喜んだところでもあります。

激特事業では、多くの市民の皆さんに身を削る御協力をいただきました。特に、河川拡幅などのための土地提供は、合計7千平方メートル、家屋移転も27棟に上りました。

地元の建設業界の皆さんも頑張ってくれました。大規模で困難な事業であったにもかかわらず、異例の早さで対応し、令和5年には、佐藤知事を迎えて竣工式を行うことができました。市民一丸となったチーム津久見の成果であり、工事の見栄え、出来栄えも含めて、自慢できる河川改修になりました。

先日、改修後の津久見川を孫たちと散歩しながら、昔の姿と被災後の現状を思い出したとこ

ろです。頻繁・激甚化する集中豪雨を鑑みると、ここまでやれば絶対に安全ということはありません。常日頃から、災害への備えに万全を期すべきであると思います。

そうした中、6月には、第1次国土強靭化実施中期計画が閣議決定されました。来年度からの5年間で、おおむね20兆円強の強靭化対策が行われることとなっています。

そこで、お尋ねします。国土強靭化について、これまでの3か年緊急対策と5か年加速化対策で、どのように強靭化が図られてきたのでしょうか。また、日本一安全なまち津久見を目指すには、今回の中期計画に大きく期待するところですが、今後、どのように国土強靭化に取り組んでいくのか、知事の御見解をお伺いいたします。

次に、青江川の治水対策についてあります。

台風第18号による豪雨では、津久見川、彦の内川流域だけでなく、津久見市内に多くの被害が発生しました。しかしながら、青江ダムや多くの砂防ダムなど、既存の防災施設が被害軽減に役立っていたことは言うまでもありません。これらの防災施設がなかったらと考えると、今でもぞっとなります。

ただ、昭和53年に完成した青江ダムは、頻発・激甚化している現在の降雨に対し、果たして万全なのでしょうか。平成29年当時も、青江川下流部の橋梁や護岸が被災するとともに、多くの浸水被害が確認されました。

昭和46年に完成した国東の安岐ダムでは、現在の降雨に対応するため、ダムのかさ上げを行うなど、治水効果を上げる再生事業が採択され、事業が開始されたところです。

既存のダムを活用する、この再生事業は、新規にダムを造ることに比べ、コストの削減になる極めて有効な事業だと考えますが、次は、青江ダムの再生事業を検討していただきたいと思います。

こうしたことを踏まえ、青江川の治水対策について、土木建築部長の見解をお伺いいたします。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 県土強靭化の検証と今後についてでございます。

津久見川の改修工事は、地元の皆様の御協力により、早期に完成いたしました。昨年の台風第10号では、その効果を十分に発揮しまして、大きな被害もなく、一安心したところでございます。

県では、これまで、国の3か年緊急対策や5か年加速化対策の予算を活用して、重点施策として国土強靭化に取り組んでまいりました。

その結果、玉来ダムは、台風襲来時に治水効果を発揮し、下流の竹田市街地を守ることができました。また、中津日田道路は、豪雨災害で全面通行止めとなった国道212号の代替路としての機能を発揮しました。さらに、別府市境川等に整備した砂防ダムは、土石流による被害を未然に防ぐなど、成果を上げてきたところでございます。

それでもなお、毎年のように県下で自然災害が頻発しております。

安心・元気・未来創造ビジョン2024では、災害に強い県土づくりを安心分野の先頭に掲げて、より積極的に国土強靭化の取組を進めることとしております。

まず、気候変動に伴う水災害リスク増大への備えでございますが、堤体のかさ上げによる安岐ダムの再生や抜本的な河川改修・河床掘削等による治水対策、砂防ダムの整備等による土砂災害対策を推進いたします。

次に、南海トラフ地震などへの備えでございます。大分臨海コンビナートをはじめとする護岸・堤防の強化をかさ上げなどを進めて、橋梁や岸壁、住宅の耐震化も加速してまいります。

さらに、災害に強い道路ネットワークの整備として、東九州自動車道の4車線化や中九州横断道路など、高規格道路のミッシングリンク解消、優先啓開ルート上における法面対策を進めてまいります。

加えて、AIによるダムの水位自動予測システムの導入や夜間の視認性を高めた河川監視カメラへの更新などにより、防災情報の充実を図り、住民の早期避難を促してまいります。

これらの取組を着実に推進するためには、安定的な財源が必要でございます。第1次国土強靭化実施中期計画に基づく対策予算の確保を、機を逸することなく国に要望してまいりたいと考えております。

県民の命と暮らしを災害から守り、人的被害ゼロの大分県実現に向けて、県土強靭化に総力を挙げて取り組んでまいります。

その他の質問については、担当部長から答弁させていただきます。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 青江川の治水対策についてお答えいたします。

青江ダムは、昭和53年に治水ダムとして整備されて以来、長年にわたり、青江川の治水対策の要として大きな役割を果たしてきました。

特に、平成29年の台風第18号では、計画を上回る約1.1倍の最大流入量に対し、その約8割をダムで貯留することで、下流の河川水位を下げる一定の治水効果を発揮しました。

一方で、ダム下流の支川や谷からの水量が多く、内水氾濫によるものも含め、市街地では10戸の床上・床下浸水被害が発生しました。

このため、堆積土砂の撤去や護岸のかさ上げを早期に実施するとともに、台風第18号時の流量に対応した局部的な河川改修の検討も進めているところです。

さらには、近年の気候変動による影響も考慮し、河川改修やダム再生等の有効性を比較・検証した上で、青江川の河川整備計画の策定に着手する予定でございます。

引き続き、関係機関と協議を重ねながら、青江川の治水安全度向上に向けた取組を着実に進めてまいります。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。県土強靭化には、社会インフラの老朽化対策も重要ではないかと考えます。高度経済成長期に整備された社会インフラは、加速度的に老朽化が進行しており、全国各地で道路陥没事故が発生するなど、社会経済活動に大きな影響をもたらしています。

そこで、社会インフラの老朽化対策を今後どのように進めていくのか、知事にお伺いさせていただきたいと思います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 社会インフラの老朽化対策でございますけれども、社会インフラが将来にわたって役割を果たすためには、予防保全型の計画的な維持管理によるトータルコストの縮減も含めた老朽化対策が必要と考えております。

そのため、橋梁やトンネルなど、主要な施設ごとに、長寿命化計画を策定して、定期的な点検、診断に基づき、適切な対策を行ってきております。

点検や診断時には、ドローンやA Iなどの先端技術を積極的に導入し、損傷や劣化の早期発見に努めています。

引き続き、県民生活を支える社会インフラの老朽化対策について、着実に進めてまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 土木部長にちょっとお伺いしたいんですが、砂防ダムですか急傾斜の、今、整備率、そして、以前は河川はよく時間50ミリという想定の中で整備が行われたというふうに聞いていますが、その辺の基準値というのは、今、変更になっているかどうか、その辺はいかがでしょうか。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

まず、砂防の整備率についてでございますが、今、全体でおおむね砂防、急傾斜合わせて3割程度というのが現状でございます。

河川については、整備率としては40%強でございますけれども、整備の考え方といたしましては、まず、過去に起こった既往最大の災害の流量、そういうものを参考にしながら、あと、県内の河川改修のバランスを見ながら、各安全度を設定しているところでございます。

嶋議長 古手川正治議員。

古手川議員 ありがとうございます。かなりここ数年、単費も含めて積極的にやっていただいている。でも、まだ3割です。裏山がいつどう

なるか、河川がどうなるか、そういう不安を持った方、たくさんいらっしゃいますんで、そういう中で、河床掘削なんていうのは、知事、やっぱり一番、目の、直接広がっていくことが見えるんで、そして効果が、雨が降ったときに水位が全然違うとか、そういう面でも非常に、5千万の予算を数年かけて8億まで、今、上げていただいておりますけれども、引き続きそういうあたりも、目に見えて安心していただける、そういう面でよろしくお願ひいたします。

また、青江川について、是非、河川整備計画を策定というお話を今いただきました。また、今日も地元の方おいでですんで、土木事務所のほうに陳情させていただきたいというふうにも思っております。

そして、今回の質問に当たりまして、幅広くいろんな形で、久しぶりに、地元を一つの例として、津久見の出来事は県内各地の周辺部の同じような課題があるんではないかという思いで、津久見を題材にということで取り上げさせていただきました。

そういう中で、やっぱり縦のラインだけではできない。今、これ、私の持論ですが、各振興局、中部も100名超えていらっしゃいます。振興部は部長入れてたしか6名です。総務が少し、あとは今、農政部、そういう形の中で、やはり地域振興という中にもう少し、今、未曾有のそういう賃上げだとか、いろんな事業者、地域経済が困難に立ち向かっておりますんで、商工の部分、そういう部分も含めた、そういう人材も少し入れていただく。そして、どうしても横串がいるんです。直接、本庁に行って、商工観光労働部に来てくださいって言うんですけれども、なかなかやっぱり一般の人行けない。そういう部分も含めて、やっぱり身近なのは振興局です。振興局の組織、体制の在り方。そして、どうしても今、県も若い方が多いんで、振興局の職員の人で、私のところに直接やっぱり来ない。そういうことも含めて、是非、組織の在り方、これから地域の課題の中で、振興局がより、私は頑張ってほしいという思いがありますんで、それを要望いたしまして、質問を終わら

せていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で古手川正治議員の質問及び答弁は終わりました。末宗秀雄議員。

〔末宗議員登壇〕（拍手）

末宗議員 皆さん、おはようございます。

私の番が参りましたので、どうにか質問いたしたいと思いますけれども、大勢の傍聴の皆さんのが帰りますけれども、数少ない傍聴の皆さん、本当にありがとうございます。心よりお礼申し上げます。

今の日本、失われた30年と言われておりますけれども、20年前は当然、失われた10年だったわけでございますけれども、それから、ずっと10年が20年になって30年、そして、日本の政治はそれを取り戻す気力もないような状態で、この30年を過ごしてまいったわけでございますけれども、そして、先日、石破政権が崩壊いたしました。

石破政権のちょっと感想を申し上げたいんですけども、昨年の今頃かどうか知らないけれども、自民党の総裁になりました。そして、国会が当然開かれるわけですけれども、国会を開く前日、国会が開けばすぐ総理大臣の指名ですから、その前日に解散総選挙の日程を詳しく、自民党総裁という立場で発言したわけでございますけれども、解散総選挙、総理の権限で、自民党の総裁の権限は1%もありません。それを聞いたとき、ああ、この政権は駄目だなど、私はもうそのときに見限りました。それほど、日本の民主主義の根本、とにかく民主主義を、解散権というのを誰が持っているのか、そういうことを用いてやらせた、やった石破総理、そして、自民党の幹部、そして、それを率先した官僚、この国はどうなるんだろうかなという唖然とした思いがした次第でございます。

そして、衆議院で負け、東京都議選で負け、今度の参議院選で負けたわけでございますけれども、石破総理、今まで麻生総理とか安倍総理のときに、選挙の敗北の責任を取って辞任を要求した人でございます。その人が、自分が負けてまだやりたいという、そういう人間としての

矜持といいますか、誇りといいますか、当たり前のことなんだけれども、人に要求して自分がやりたいという、そういう人材しか自民党にはいないという現実、そういうことに唖然としながら過ごしている次第でございます。

そして、特に世界が、ロシアがウクライナを侵略、そして、米中の対立、北朝鮮が核開発、新しい冷戦時代が生じました。

そして、アメリカはトランプ関税、そして、アメリカは日米安保で、今まで日本はアメリカが守ってくれるというのが頭の中にあったわけでございますけれども、明白にアメリカは日本を守らない、日本人が頑張らない限り応援もしないということが明白となりました。

そういう中で、後ほども申しますけれども、非常に今から日本が防衛力の強化、そういうものを求められるんじやないかと思っております。

そしてまた、政治が過半数を割り込んで、今から連立とかいろいろなことが起こるんでしょうけれども、小手先の改革を、そういう手段で、私はこの政治が持ち直すとは思っておりません。これから、日本の政治は産みの苦しみ、そういうものを抱えてやっていかないといけない、しようがない、多党化というのは。

そして、佐藤知事に申し上げますけれども、私、佐藤市長時代の不祥事で、知事が裁判所に傍聴という姿を見て、これ、異例だなというような印象を持ったわけでございます。そのときに、中身はよく分からないんだけれども、佐藤知事の人柄、そういうものがほのぼのとうかがえました。中身が分かりませんから、それ以上は申し上げませんけれども、非常に人間性が出たところだなというふうに思っております。

それでは、もう質問にいよいよ入りたいと思っておりますけれども、全県一区の制度でございますけれども、私、この10年ぐらい議論しているんですけども、全県一区の制度で質問するわけでございますけれども、最近、地元宇佐市を回ってみると、地域の活力がなく疲弊が進んでいるとつくづく感じています。宇佐市の人口は減少しており、合計特殊出生率も一時は県平均を上回っていたんですけども、直近

5年間の平均は1.39と県平均を下回り、減少しております。

これは、若者が都会へ流れ、高齢化が進み、そして、地域の活力を減退させるという悪循環が進んでいるためだと思っております。

そういう中で、学校というのは子どもたちの学びの場にとどまらず、地域に活力と希望を与えてくれるかけがえのない存在です。こうした存在は、地元としては何としても守っていかなければならず、そうした使命感から、議会の中で議論を続けてまいりました。

1番に、複数校志願制度。

さて、本県の高校入試制度を見てみると、通学区域制度については、平成20年度入試から、自分に合った高校を主体的に選択できるよう、普通科高校において全県一区が導入されています。この制度の導入以降、地方の高校では定員割れを起こし、大分市などの都市部の高校では志願者が定員を超すという状況が続いているです。

令和7年度入試の実施結果を見ると、全日制39校のうち、約6割に当たる23校で欠員が生じています。さきほど申し上げた悪循環の温床になっていると感じざるを得ません。

このような状況が続く中、教育委員会は通学区域制度検証委員会の答申を踏まえ、令和8年度入試から複数校志願制度を導入しようとしています。本制度は、第2志願校出願の際、普通科については、出身中学校の所在市町村により出願可能な高校に制限を設けると伺っています。

まず、本制度のメリットとデメリットをどのように考えて採用しようとしているのか、教育長にお伺いします。

あとは、対面席で。

〔末宗議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの末宗秀雄議員の質問に対する答弁を求めます。山田教育長。

山田教育長 末宗議員から質問い合わせました複数校志願制度についてお答えします。

複数校志願制度は、県立高校全体の志願者を増やしつつ、地域の学校にも目を向けてもらう入試制度として、今回、導入を決めたものです。

メリットとしては、まず、1度の選抜試験で2校の出願が可能なため、受験生の負担を増やさずに進路の選択肢が広がることです。従来の二次入試においては、再度の受験は負担が大きいこともあり、受験者数は募集人員の1割程度にとどまっていたところです。

メリットの二つ目は、第二志願として地域の生徒が地元の高校を選びやすくなり、また、大分市の生徒は市外の高校も選択できるため、地域の高校の定員充足の改善が期待されることです。

三つ目は、二次入試を廃止するため、その分の入学考查料の保護者負担や高校側の事務負担が軽減されることです。

デメリットとしては、地域の高校が第一志願の合格者で定員に達した場合、地域の生徒が地元の高校に第二志願で出願できなくなることもあります。得るという点が考えられます。

いずれにしても、高校自身に魅力がなければ、授業料無償化により県外を含む私立高校への流れが加速することも懸念されるため、本制度を着実に実行に移しつつ、県立高校の魅力づくりにも一層力を入れてまいりたいと考えております。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 答弁に対しまして、いろいろ思いはあるんですけれども、2番目に通学区域制度という質問を設けていますんで、2番目の質問をして、その後にまとめて再質問いたしたいと思っております。よろしくお願ひします。

通学区域制度について、全県一区導入以降、上野丘、舞鶴高校への大分市以外からの進学者は増加しております。具体的に見てみると、上野丘は導入前の平成19年度は36人に対し、令和6年は75人、舞鶴高校は同様に21人に対し76人、いずれも倍以上に増えています。複数校志願制度が始まても、この流れが変わることは考えられず、優秀な学生が地域からどんどん離れていくと思います。

さらに、高校の授業料無償化が始まれば、施設、設備が充実し、特色ある教育を展開する都市部の私立高校への進学者が増えると予想され

ており、地方の高校はますます取り残されてしまうのではないかでしょうか。

こうしたことを考えると、やはり全県一区制度は見直すべきです。現場で指揮を執る県立高校の校長先生も、全県一区を希望するのは約半数ということでございます。

そこで、通学区域制度について伺います。

複数校志願制度の導入を機に、全県一区も見直す考えはないのか、教育長の見解をお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 通学区域制度についてお答えします。

さきの検証委員会において、個々の適性や希望に応じて主体的に進路選択をする経験は、若者の人間形成において重要であり、全県一区の理念は大切にすることが望ましいとされています。

今回改めて実施した生徒や保護者向けのアンケートでは、前回同様、中学では7割以上、高校では8割以上が全県一区を希望しています。

また、希望する学校に挑戦できる環境は、生徒の学習意欲を高めてくれます。全県一区導入以降、各高校が魅力化に取り組み、生徒募集に努め、切磋琢磨する環境が生まれたことにより、県全体の進学力が向上しました。

昨年度の国公立大学現役合格率は、平成元年度以降37年間で最高を記録しています。

進路選択の多様化・広域化と私立高校の実質無償化を勘案すると、遠隔教育や探求授業のさらなる充実などによって、地域の高校の学びの質と魅力を高めることが何よりも重要と考えます。

まずは、全県一区をベースとしつつ、複数校志願制度による中学生の進路選択の変化を分析し、必要な改善を加えながら、高校教育の充実と地域の活力創出の両立を目指して、しっかりと取り組んでまいります。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 それでは、まとめて質問いたしたいと思います。

地方の高校、さきほど6割に当たる23校で

欠員ということを申し上げましたけれども、地方の高校はもう定員 자체をずっと減らしてきております。

その中で、それでも欠員が6割以上という状態、そして、全県一区をまず九州で採用しているのは大分、宮崎、佐賀の3県のみ、沖縄まで入れたら8県ありますけれども、その3県はどうして全県一区を採用するのか、残りの5県は採用しないのか、そこ辺りが私、ちょっと意味がどうしてもなかなかつかめない、そういう特殊事情がどんなふうになっているのかなというのがよく分からない。そこ辺りを含めて、全県一区の在り方、そして、全県一区にすると、今、上野とか舞鶴とか、高校のランクづけといいますか差別化が進んでいる、そういうものを県教委が望んでいるのかどうか。どうしても差別化が進むわけでございますから、その差別化をやっても、大分県の高校教育をやる必要があるという理屈を教えていただきたい。

それと、知事が遠隔教育等で教育をやっている。その中で、遠隔教育というのは、地域が、生徒が大分に集まらなくても地方で勉強できるというのが、その根本の趣旨だと私は思っております。そういう中で、その一極集中をまだ進める、そこ辺りは時代の要請として見直す必要があるんじゃないかと私思っております。そこ辺り含めて、答弁をお願いしたいと思います。

鳴議長 山田教育長。

山田教育長 じゃあ、まず私のほうから、今、4点御質問いただきましたけれども、お答えさせていただきます。

まず、地方の高校が定員割れが非常に増加していると、それは、正に御指摘のとおりで、事実でございます。この志願者の減少というのは、いろんな要因があると。

一つは、そもそも少子化、人口減少が進んで、子どもの数が減っているという状況がございます。当然、中学を卒業する卒業生の数に合わせて、定員を設定していくわけで、子どもの数が減れば、その定員を減らすというのは致し方ないところかと思います。

あと、地域の高校が減っている理由、全県一

区で市外の高校に出ていくということもござりますけれども、最近の傾向として、私立高校への志願者、さらには県外に進学するような方も非常に増えています。特に最近、顕著な傾向として、広域通信制の志願者が非常に増えていると。本県ではそれほどでもないんですが、もう全国的には今年度、30万人を超えて、実際に高校生10人に1人が広域通信制に進学すると、そういう状況になっております。

そういう意味で、そういういろんな要因が影響して、地域の高校を中心に志願者が減ってきているという状況でございます。

九州が、さきほどお話があったように、大分、宮崎、佐賀のみが全県一区でその他の県については学区制を敷いているということですが、全国的な流れとして、この全県一区を導入する県はどんどん増えておりまして、最近では、令和5年に佐賀、令和6年に富山県が全県一区に移行しております。さらには、徳島県が令和11年入試から全県一区を導入するということを公表しております。

学区制を敷いているところも、従来、その学区制を細かく区分していたものを大きくするなど、そういう流れがございまして、九州でも、例えば長崎県は7学区ありますけれども、そのうち3学区は離島に関する学区ですので、離島以外であれば4学区ということになりますし、鹿児島県も7学区のうちの2学区が離島ですので、5学区と。ほか、全国的にも2学区とか3学区とか、そういう形で広域の学区に移行しつつあると。全体の流れとしては、自由に生徒の希望に応じて進路選択できる、そういうことを尊重するという流れにあると考えているところでございます。

それから、県内の高校のランキングができるということについては、県としては、どこの高校に進学しても質の高い同じような学びが得られると、そういう環境づくりが一番大事だと思っておりますが、現状、確かに進学成績で見ますと、そういうランキングみたいなものがあるということは否めないと思います。

県全体の進学力を考えたときに、その進学力

を牽引するような核となる学校が存在するというのは、いいことじゃないかというふうに思っております。

ただ、序列化が進んで、あるいは学力重視でほかのことがおろそかになるようであれば、本当に必要な質の向上というものは図れないわけで、全体のバランスを考えた学力づくりということが重要であると思っております。

それから、遠隔教育ですが、遠隔教育は、かねてから説明しておりますように、地域の高校で習熟度の幅が広い、なかなか授業をするときにそこが非常に難しい点ということで、その困難を解消するために、遠隔教育を入れて、難関校を目指す生徒に対して遠隔授業を行うというようなことに取り組んでいます。

それによりまして、地域の高校においては、より難関校を目指す子ども以外の子どもに対する濃密な指導ができるということで、そういうところも目指してやっているところでございます。

ということで、地域にいても質の高い学びの保障というのは大変重要であると考えております。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 通学区制度でございますけれども、いろんな議論を議会でもしていただいておりまして、感謝申し上げたいと思います。

このたびの複数校志願制度の導入でございますけれども、この導入によりまして、さきほど教育長答弁しましたように、より地域の生徒が地域の学校を選択しやすくなる制度設計になっているのではないかということで、私も期待しております。

そのような制度設計によりまして、地域で学校、高校の果たす役割というのは大変、地域にとって重要なものがございますので、そこを確保していくということ、そして、片方で、お子さんたちといいますか、進学を希望する生徒が自由に選択できるという、その両方のバランスを図りながら、制度設計をしていくということではないかと思います。

また、遠隔教育も、一つには、多様で質の高

い授業をその地域の高校で受けられるということもありますし、また、それが同時に地域の高校生の、地域の生徒さんが地域の学校を選択しやすくする制度設計の一つとしても、それが機能してくることを期待しながら、今は4校ですけれども、また来年度にはプラス8校で、3年以内に地域の普通科17校に広げていくということを予定しております。

あわせて、大変全県一区で重要なことというふうに私も考えておりますのは、さきほどのランキングの関係でありますけれども、やはり例えば地域の高校の先生方とか校長先生方にとりましては、自分が仕事している高校を選ばれるように、魅力的な学校づくりをしていかなければいけないという、そういう考え方方が非常に高まっているということです。

高校生になりましたら、自動的に高校に来てもらえるんであれば、定員割れということも起こりませんし、そういう状況と比べて、さきほどの進学にしましても、進学以外のいろんなランキングというのはあると思うんですけども、そのようないろんな魅力をそれぞれの高校が高めることによって、少しでも多くの皆さんに、生徒に自分の高校を選んでもらおうと。

そして、全国募集の高校というのも増えてきました。各地で県人会開きますと、全国募集の高校の校長先生とか教頭先生が来まして、自分の高校は今、こういう教育をしています、魅力的な高校を目指して頑張っていますので、是非、県人会の皆さん、その地域でも、首都圏とか大阪でも、進学を大分にしてきてくださいということを熱心に話をさせていただいているけれども、そういう高校の間で、ある意味で生徒を入れていくというインセンティブが高まりまして、そして、魅力的な高校づくり自身が行われていると、そういう状況が出てきているというふうに思います。

これは、ある意味では、高校がよりよい教育を提供していく上で大変重要なことだというふうに思いますので、そのような意味でも、この全県一区を、いろんな理念があると思いますけれども、その理念を大切にしながら、ただ、

地域のお子さん方が地域の学校に進学していくという、そういうことをしやすくするような仕組みを併せて整備していくと、そういう考え方だと思いますけれども、そういうふうな考え方で進めていくということが大事ではないかなというふうに考えております。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 知事さんに突然答弁いただきましてありがとうございました。

そして、私、この制度、時代も変わって変遷してきたし、結構、随分前から言っているんだけれども、その中で一生懸命、教育委員会挙げて、こういう制度に変更するんだと私は思っております。

ただ、1点だけ聞きたいのは、この制度が思ったほど効果が出ないときに、ずっとこれを引きずらんで、そこら辺りで、ああ、これ、ここら辺りがうまくいかんかったなという、そういう手続、そういう分が出てきたときに、本当に対応できるかどうか、そこ辺りを含んで、今度採用するかどうか、そういう問題が起きたときに、ほんなら、ここ、ちょっと当たろうとかいうのをやっていただきたいという気持ちで、特に教育長には、知事さん、私、今までの教育長を30年弱見ているんだけれども、今度の教育長が一番、何かすばらしいような気がして、あんまり人を褒めたことはないんだけれども、間違いないから、力合わせてよろしく。その点だけ、質問兼ねてお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 大変過分なお言葉をいただきましてありがとうございました。

今、御質問がありました複数校志願制度については、私ども、いろいろ研究して、工夫を重ねたところあります。

ほかの県で導入しているところというのが、今、福岡県が実は、これ、全県一区ではないんですけども、学区制の中で、一次入試で欠員が出た高校が、校長の判断で第二志望者を一次入試の結果をもって合格を出すことができるという、そういう制度を設けております。これは、一次入試を行う前に、その第二志望の合格を認

める高校として登録をすると。その登録した高校について、受験者は第二志望の志願をすることができるということで、それを令和5年度に開始しました。

開始した当初、導入時の、その登録した高校が6校しかなかったんですけども、7年度の登録校は26校ということで、福岡県も本県と同様に、かなり定員割れがどこの高校も増えております。

そういう中で、こういう対策を講じて、これを採用した高校が6校から26校に増えているということは、一定の効果が上がっているんじゃないかなというふうに判断します。

あと、ほかの県で、奈良県が今年度行う入試について、本県と全く同じ方式を導入するということを伺っております。これ、示し合せたわけじゃないんですけども、たまたま同じものを導入するということで、今後、今、国においてもデジタル併願制ということで、公立の志願者を確保するために、今、検討が進んでおりますが、基本的にこの複数校志願という流れは、これから全国に広がっていくんじゃないかなと、そういうふうに見ております。

もちろんやってみて課題があれば、それは速やかに改善するということで考えております。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 どうもありがとうございました。

それでは、次に入ります。

次に、東九州新幹線と豊予海峡ルートの構想についてお聞きしますけれども、佐藤知事は、看板政策として、未来へつながる広域交通ネットワークの整備を掲げており、昨年度策定された長期総合計画を見ると、東九州新幹線と豊予海峡ルートの二つの構想が記載されています。当然ながら、どちらもその実現には多くの課題があります。

まず、東九州新幹線について触ると、ルート問題があります。二つのルート案があることは御案内のとおりですが、どちらのルートにするかを決めなければ、いつまでたっても具体的な議論が進みません。また、財源確保の問題もあります。新幹線の整備費用総額のうち、本県

内の負担は9千億と試算され、これはいいかげんな数字でしょうけれども、膨大な金額となっております。

知事は、その財源確保に向け、知事会を通して出国税の活用等を国に提案していますが、地方にとっては大きな負担であり、どのように確保していくかが課題です。

さらに、費用対効果の面でも便益が上回るとしているようですが、今後、加速する人口減少等を考慮すると、果たして本当に達成できるのか疑問を感じます。現時点では、その実現に向けては課題が多いと言わざるを得ません。

次に、豊予海峡ルート構想ですが、こちらはもっと深刻です。豊予海峡ルートの約7キロメートル先に活断層である中央構造線断層帯が存在しております。近年の熊本地震や能登半島地震などでも、トンネルの被災事例があり、30年以内の発生確率が8割とされる南海トラフ地震も予想される中、どのように安全性を担保するのでしょうか。

海峡トンネルとしては、昭和60年に貫通した青函トンネルが有名ですが、延長53.8キロメートル、23.3キロメートルが海底にあります。そのため、その工事は大出水事故を繰り返す大変な難工事であったと聞いております。

一方、豊予海峡ルートの海峡部は、約14キロメートルとされていますが、さきほど申し上げた活断層のことも考えると、さらに難しい工事になるのではないかでしょうか。豊予海峡ルート構想では、財源や費用対効果の前に、安全性の面で問題があると考えております。

そこで、東九州新幹線と豊予海峡ルート構想の課題について、どのように考えているのか、知事の見解をお伺いします。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 東九州新幹線、豊予海峡ルートでございます。

東九州新幹線、豊予海峡ルートは、将来の重要な広域交通インフラでございまして、早期実現に向けて、一つ一つ課題に対応していくながら、国への要望活動や各種調査に取り組んでまいりたいと考えております。

まず、東九州新幹線のルート調査でございますけれども、広く県民の関心を高めて、実現の機運を盛り上げるということを期待して、実施したところでございます。

ルート案自身は、最終的には国が決定するものでございまして、今、整備新幹線中の北陸新幹線などでは、着工間際まで複数の案が協議されておりまして、小浜ルート、米原ルートが、今はまだ大きな論点、争点となっております。

その点、東九州新幹線は、まだ基本計画の段階であり、詳細なルートが議論される時合いでございません。まずは基本路線の整備計画路線への早期格上げを国に求めてきております。

整備に当たりましては、地方に一定の財政負担が生じる、今、そういうスキームでございますので、できる限り軽減されるように、7月の全国知事会等において、私から、新たな財源確保の案を提起しまして、それが反映された形で、全国知事会から国への要望が行われております。

今後も全国の自治体等と連携して、強く働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

また、整備効果でございますけれども、金沢や福井、長崎など、最近の開業事例を見ましても、民間の不動産投資の周辺への活発化等、目覚ましい発展を遂げているというふうに評価できるのではないかと思います。このため、新幹線の整備は、人口減少下の地方都市においても、大きな経済効果があるというふうに認識しているところでございます。

次に、豊予海峡ルートでございますが、安全性の御指摘がたくさんございまして、その確認を改めてするために、旧日本鉄道建設公団が過去に調査しました断層や地質のデータ、これを国の研究機関であります産業技術総合研究所の専門家に再検証していただきました。これは、昨年度に実施しました。

その結果としまして、今年の3月ですけれども、トンネルのルート上に活断層は認められないとの報告があったところでございまして、加えて、豊予海峡のトンネル建設は十分可能と旧鉄建公団が結論づけた当時の地質と大きく変わ

らないという報告も受けております。

これを受けまして、過去の被災事例等を調査して、有識者から御意見をいただきながら、工法の選定等を今進めておりまして、費用も含めまして、引き続き、そのような安全性の検討も行いながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

バランスの取れた国土の発展、そして、災害に強い国土づくりということで、東九州新幹線、豊予海峡ルートの整備は不可欠でございますし、特に、大分は九州の中で一番東側にございます。瀬戸内に面しておりますので、そのような意味で、豊予海峡ルートというのは、九州の中で大分が果たす役割を大きく変えるものになるというふうに考えております。

今後とも、国のプロジェクトとして推進されるべく、全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 この東九州新幹線と豊予海峡なんですけれども、私、先日、議会の広域交通ネットワーク特別委員会というのがありますて、北九州市、そして、福岡県庁、そして、佐賀県庁、長崎県庁に伺って、いくらか知識を入れてまいりました。

その中で、北九州のほうはいくらか、大分県の2ルート案というのに非常にちょっと懸念を持っておりました。それを乗り越えて、北九州どおりで一緒になってやろうということでございました。

そして、福岡県に行くと、ルートから何から、もう地図ができていたんですけども、大分県は2ルートになつていません。もう日豊本線1本。もう要するに、東九州じゃなくて中九州でしょうけれども、そっちの路線はもう地図に載っていない。あれ、多分、福岡県の知事が管理会社ですよね、東九州新幹線は。そういう状況で、そういう二つのルートになつていませんよ、もうほとんど。

それと、佐賀に行くと、今度、地元負担のこと非常に言う、財源がないないいうて。長崎から、だから、佐賀が一番問題で、もう何か3

0年ぐらいもめているそうです。

そして、長崎に行くと、今度、佐賀がなかなか返事せんから、なかなか困って困ってという、もう困り果てたような状況をお伺いした次第です。

そして、僕はそれを聞きながら、今、アメリカの大統領がトランプさん。そしたら、今、この新幹線は国土交通省が所管しているんだろうけれども、トランプさんが日本の防衛費は5%以上要求している。日本政府も恐らく、それに同意せざるを得ないような状況。そしたら、鉄道というのは一番防衛の最前線だから、これを防衛予算に入れて、そして、防衛省の予算から国交省に委託すれば、非常に貢献できる。そして、地元負担もなくて、防衛費だからね。そういう発想をしたらいいんじゃないかなって、長崎の議会で言うて、よう知事に伝えちょっとくれという、そこまでは言ったんだけれども。そういう発想の転換って、アメリカのトランプさんが言っているのは、5%のうち3.5%は防衛装備品、1.5%はほかのに使って何でもいいんだという、自分たちで。だったら、もう恐ろしい金が浮くから、そういう発想が一つ。

それと、やっぱり東九州でも豊予海峡でも一緒なんだけれども、一つは政治力、国家プロジェクトだから、政府の中核が決定するわけから、その政治力が、福岡から大分県で、宮崎、鹿児島まで出ているんだけれども、そこ辺りの政治力が非常にちょっと足りないんかなと。福岡県はあんまり困っていないんで、いるからなんか分からんけれども、やっぱり大分、宮崎あたりが、非常にその政治力を、大分県の歴代国会議員があんまりだらしないから、こういう状況で取り残されているんだろうけれども、そこ辺りの力を、もう国会議員に頼らんで、知事が総理大臣になったら一発で決まるんだろうけれども、そういう壁もあるしね、うんと。なかなかすぐそういうわけにもいかないところもあると思うから、そういう政治力を、やっぱり大分県が高めないと、その二つの考え方を、もう、これは一層、発想の転換で必要じゃないかなというような気がいたしております。

そこ辺り含めて、知事さん、答弁よろしくお願いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 新幹線の整備については、さきほどの安全性の問題でありますとか、コストベネフィットでありますとか、そういう地道な事務的な検討も必要ですし、また、政治的な働きかけというのも大変重要でございます。

そのような意味で、来年になりますと、大分県が全国の、特に基本路線を抱える自治体に働きかけしまして、今年の1月にも関係の26県集まって、勉強会、検討会したんですけども、今度はさらに国に働きかけるような、そういう大会を開けないかということで、今、準備しているところでございます。

そして、豊予海峡のほうは、特に対岸の愛媛県との関係が重要でございますので、昨年は私が松山まで行きまして、坂の上の雲ミュージアムで愛媛県知事と議論しまして、その後、事務方も一晩か、何か次の日までかかったと聞いておりますけれども、ずっと議論したというふうに聞いております。

今年の秋には、今度は愛媛県知事が大分へ来て、今度は佐賀県の海星館という施設があります。そこで対談しまして、その後、また意見交換するということで関係を深めていくような、そういう取組も併せて行いまして、あらゆる手段を使いまして、財源のほうもこちらから、今、三つ提案しておりますけれども、いろんなまた可能性もあるかと思いますので、そういうところも含めまして、国のほうにも要請してまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 東九州以外に豊予海峡も知事さんが力を入れて答弁してくださったから、あまり質問することが少なくなったんだけれども、豊予海峡、私、豊予海峡だけ、ちょっと1点だけ、私の感想を述べときたいんだけれども、あの15キロメートルぐらいの海底の中で、南海トラフとか、こういう地震が起きたときに、私の頭の中に、もう捨て去られていく海峡、豊予海峡が頭に浮かぶんよ。あの海の中で事故が起きた

ときに、あれを今の世界の土木工学で、こうできるだろうか。

例えば、阪神大震災で事故があったときに、日本の道路、一つも壊れないって土木工学者がみんな言っていたんが、あっけなくみんな倒れた。9・11のときに、アメリカのツインタワー、あれがもろくも二つとも崩れた。ツインタワーにしても、飛行機が追突しても壊れない設計だったはずなんだけれども、時代によって変わってきて、飛行機が大きくなったりいろいろあるなんだけれども、それを今の人間の知恵でここまで設計できるかどうか、非常に不安を持っている。莫大な金をかけてそれが使えなくなるようなのが頭に浮かぶもんだから、非常に心配もしているなんだけれども、今のことじゃないといったら今のことじゃないき、次に進むけれども、そういう不安も持つります。そこ辺り含めて、もうこれは、この答弁はいりません。

そして、次に、質問に入りますけれども、次に、農業の問題、特に米ですけれども、国際的な需給の変動や円安の影響により、食料品の価格は高騰し続けています。今年に入り、7月までに値上げ品目数は約1万9千品目となっており、前年の通年実績を既に大幅に上回っている。中でも、我が国の主食である米の平均小売価格は、5月には5キログラム当たり4,285円と過去最高値を記録し、家計に重くのしかかっています。

こうした状況の背景には、農林水産省が米の需要見通しを誤り、需給バランスを崩したことがあります。先日は、事務次官らが謝罪するという異例の事態にまで発展しました。

同省は、反省を踏まえ、米の需要に応じた増産実現予算として、来年度予算を前年度比17.1%増の2.7兆円要求しています。新規事業として、乾いた田んぼに種もみをまく、乾田直播の有効性調査や高温に強い新品種の導入支援などが掲げられていますが、他県等でも既に取り組んでいる内容であり、果たして全国的に効果があるのか疑問が残り、来年度以降も同じ騒動が繰り返されるのではないかという不安を拭えません。

そして、今回の騒動を通じて浮き彫りになったのは、米の適正価格はいくらかという議論です。米の価格は、一般的には生産者からJAを通じ、卸、流通、小売という経路において各段階で経費等が上乗せされ、決まっていきます。今回の価格高騰を踏まえ、どの段階に問題があったのか明らかにすべきではないでしょうか。

また、農業を将来にわたり維持するには、担い手の確保が欠かせません。5年ごとの統計である農林業センサスによると、全国の令和2年の基幹的農業従事者は136万3千人、2割減少しており、65歳以上の割合が70%となっています。

一方、本県の令和2年の従事者は2万1千人と5年前と比べ3割減少し、65歳以上の割合も77%と高くなっています。特に平均年齢が70.1歳まで達しているなど、今後が大変気がかりです。どの産業においても人手不足が叫ばれていますが、農業はより深刻であり、全国から注目されるような大胆な施策が必要ではないでしょうか。

さらに近年では、異常気象等、農業経営に大きな打撃も与えております。こうした現在の農業を取り巻く環境を踏まえ、本県農業の今後について改めて見つめ直すべきだと考えます。

国の政策に追従するだけではなく、本県独自の地勢的、気候的、構造的な特性にもしっかりと向き合う必要があります。特に、国が米の増産を掲げる中で、本県がこれまで進めてきた水田畠地化による園芸振興を継続するのか、それとも軌道修正するのか、その方向性も明確にしていただきたいと思います。

そこで、農業政策を今後どのように進めていくのか、知事の見解をお伺いします。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 農業政策でございます。

本県農業は、気候変動や人口減少に伴う担い手不足など、幾多の変化に直面しております。その持続的発展には、これらに柔軟に対応し、収益性の高い生産体制を構築していくことが重要であります。

米価格の高騰については、国は、今後需要に

応じた増産へ政策転換するほか、生産コストの見える化により、合理的な価格形成を促すこととしているところでございます。

こうした国の動向を注視しながら、本県の米をはじめとする水田作や園芸の収益力を高めるには、中核的経営体による効率的、効果的な生産が求められます。

そのため、地域計画の見直しによる農地の集積、集約化や自動操舵システム等のスマート技術の導入など、低コスト化を進めているところであります。

一方で、7割が中山間地域の本県では地形的制約もあり、コスト削減に限界のある地域が多く、引き続き水田の畠地化等による高収益な園芸品目の導入も推進してまいります。

近年の気候変動への対応も喫緊の課題であります。特に猛暑対策が必要となっております。今年産の生育を支えるために緊急的に園芸施設への遮光資材の導入等を支援しているほか、今後も見据えて高温耐性品種への転換等にも取り組んでおります。また、比較的冷涼な標高の高い農地を活用して、園芸基幹品目でありますネギやキャベツなどの生産拡大を進めているところでございます。

さらに、今後の農業従事者の減少を見据えると、外部の力も活用しながら、新たな担い手を確保する必要があります。本県では、企業の参入から営農まで切れ目ない支援体制を構築しております。大規模園芸団地等への企業誘致をより一層推進していきます。加えて、労働力対策として、ドローンなどスマート技術を使った作業代行や機器のレンタル等を行うサービス事業体の活用も促進いたします。

あわせて、生産性向上には農地の基盤整備も大切であります。圃場の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化などを宇佐平野等で推進しているところであります。

こうしたことにより、情勢の変化に柔軟に対応し得る元気な産地と担い手の育成に取り組んでまいります。

鳴議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 知事さん、いい答弁だったと私は思

っておりますけれども、なかなか具体的に今の国の政策、増産に向けてやるという、小泉農林水産大臣が言っているんだけれども、私、小泉さんとか、全く信用していない。あの人は農業知らないのに、知らない人が大臣で、明治以降、ずっとやってきた農業、そんなに本当に、僕も七十数年生きているけれども、農業、非常に難しい。もう毎年毎年天候の具合とか何だら、裏作があつたり表があつたり、非常に難しい中で、そして時間もかかる中で、そういう今の国の方策、農林水産大臣を筆頭に、首相もそうだけれども、そういうので、私、成功するなんか一つも思っていない。だけれども、それに対抗する手段を県が持たないといけないけれども、国に対する面従腹背と申しますか、県の確固たる政策、そこら辺りが本当はいるんじゃないかな。

例えば米の値段が今4千円ぐらいとすると、1俵が2万円から、まあ、2万円前後かね、今、例えば宇佐市でいえば、概算金が。そしたら、その場合、概算金の計算でいたら、840円から850円ぐらいになるんよ。今ちょっと計算している。それで、それを1俵、5キログラム4千円と計算したら、大方370円ぐらいだと思うけれども、そこ辺りが、そしたら、500円ぐらいの流通経費がかかっている。その流通が、全くこれが分からない。米を扱っている流通と米を扱わない流通がある。そこら辺りの考え方か、これは、知事さんも通産省にいたから分かりにくい、部長でもいい、そこ辺りを踏まえて、そこ辺りが分からないと、この米の値段、いくらやっても解決しない。消費者にいいこと言うて、生産者にいいこと言うて、流通段階にいいこと言っても解決しないわけやから、そこ辺りをどんなふうに持つていったらこの米ができるんかなと、私、そういう疑問を持ちながらちょっと質問しているわけやけれども、そこ辺り、知事さんじゃなくて、部長でも結構じやき、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

嶋議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

なかなか流通全般にわたる難しい問題ではござ

りますけれども、過去を振り返りますと、平成入りまして、いろんな米の流通の自由化が進んでまいりました。それによりまして、これまで主導権を握っていましたJA系統での集荷率というものが、昔と比べまして今現在はかなり下がってきておりまして、実質、今時点では、そういう組織が価格をコントロールするところは難しい状況になっております。

そうした中で、最近では、大手量販店や卸、そして、商社系とかが直接生産者と取引する中で集荷競争が起きて、価格も高騰しているところでございます。

振り返れば、数年前から国内で物価上昇の局面を迎えておりますけれども、米をはじめ、農産品は少し価格転嫁が据え置かれていたというところもございます。それに加えまして、資材費の高騰とか、いろんな需給のアンバランスが生じたということで、最近では急激に高騰している、そういう状況でございます。

本来であれば、そうした価格はじわじわとゆっくり上がっていくのが本当の姿ではないかと思うんですけども、そうした環境になかったというところでございます。

そうした中で、この6月にも、食料システム法というものが制定されておりまして、それによりますと、これから米をはじめ、いろんな農産品の生産コスト、こうしたものを見る化して、いろんな商取引に活用してもらおうというようなシステム化が図られるようになっております。

あわせまして、今年産、来年産の米の出来も大事になってこようかと思いますけれども、これからそうしたコスト指標の見える化などにより、こうした法律がうまく運用されていくというところが全体的に米の価格がこれから落ち着いていく大事な要素になってこようかと思います。

嶋議長 末宗秀雄議員。

末宗議員 そろそろ時間も少なくなったんですけども、米の流通問題、さきほどから言っているんだけれども、私、これ、国は国で、全農とか何から、農林水産省のOBがたくさん入っ

ているし、県の農協も大分県のO Bがたくさん入っているんじやないかと、そういう矛盾をちょっとちっとおらえて、県民のためにもう少し農業を進めていただきたい。やっぱり根本は、僕はこれ、流通の問題じやないかというような気がいたしております。そこ辺り、本質を突き詰めて、今、部長の返事はあんまりよう分からんかった。そこ辺りを含めて、私もこの農業は、これだけは分からんないんよ、なかなか。昔から、江戸時代から米騒動とかいろんな問題が、米を通じてやっぱり社会動乱というのが起こるようになっているから、この動乱のもとだから、これを解決しないわけには、こう執行部はいかないだろうから、それを踏まえて、今後とも、もう今、結論は出らんだろうから、知事さん、よう本質を見とってください。米を当たらん業者にあんまりもうけさせる必要はない。そこ辺りを踏まえて、よろしくお願ひいたしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

嶋議長 以上で末宗秀雄議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

—————→…←—————

午後1時 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。木田昇議員。

〔木田議員登壇〕（拍手）

木田議員 皆さん、こんにちは。県民クラブの木田昇です。

今日は大変貴重な一般質問の機会をいただきました。本日7項目準備しております。2項目めに大友宗麟公生誕500年に向けた取組ということも入れております。実は今日は、私は生誕58年を迎えております。宗麟公とは比べ物になりませんけれども、そういう記念の日にこうした質問の機会をいただいたこと、本当にありがとうございます。是非、知事はじめ執行部の皆様、すてきな答弁のプレゼントを期待しておりますので、ぜひともよろしくお願いい

たします。

では、質問させていただきます。

まず、1点目、ウェルビーイングに基づいた政策形成についてあります。

近年、ウェルビーイング、すなわち個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態のことを示す概念が行政運営や企業経営における新たな指標として国際的に注目を集めています。これは、単に健康や一時的な満足にとどまらず、個人と社会全体の持続可能な幸福の実現を志向する包括的な概念であり、県民生活の質的向上に資する極めて本質的な視座であります。

現実においても、従業員のウェルビーイング向上を経営戦略の中核に据えた企業においては、組織の活力が高まり、業績の向上や離職率の低下といった成果が顕著に表れており、国内外の研究や実践事例がこれを裏づけております。本県としても、この理念を単なる福祉政策にとどまらず、行政運営の根幹に据え、戦略的に展開していくことが求められます。

中でも鍵となるのが、県民のウェルビーイングの可視化です。ウェルビーイングには、客観的なもの、主観的なものを指數とする2種類があります。この中でも、主観的ウェルビーイング、すなわち主観的な幸福度、生活満足度、社会的つながり、健康状態等の多元的な要素を横断的に測定し、指標として定量化することで、科学的根拠に基づいた政策立案を可能とする基盤を構築すべきと考えます。

御承知のとおり、本県は、都道府県幸福度ランキングにおいて全国第2位という極めて高い評価を得ておりますが、私はこの評価に安住するのではなく、さらなる高みを目指し、真に選ばれる大分県へと進化を遂げていく必要があると考えます。

富山県では、ウェルビーイング推進課という専門部署を府内に設置し、全ての政策分野に横断的にウェルビーイングの視点を取り込むという先駆的な体制整備を進めております。本県においても、こうした先進事例に学びつつ、独自の戦略的体制を構築していくべきではないでし

ようか。

そこで、さきに挙げた他県の事例や現状を踏まえ、ウェルビーイングに基づいた政策形成を進めていくべきだと考えますが、知事の見解をお伺いいたします。

あとは対面席にて行います。

[木田議員、対面演壇横の待機席へ移動]

大友副議長 ただいまの木田昇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 木田昇議員のウェルビーイングに基づいた政策形成についての御質問にお答えいたします。

その前に、生誕58年、誠にありがとうございます。

国の骨太の方針においても、生活のウェルビーイング改善につながる実効的なKPIの設定を進めるというふうにされておりまして、県政の推進に当たりましても、県民のウェルビーイングの向上は重視されるべき視点であるというふうに考えております。

もとより自治体の大切な役割は、住民の福祉の増進であります。県民のウェルビーイング、すなわち幸福度の追求であります。

民間の調査会社が発表しました都道府県別の幸福度ランキングを見ますと、昨年は、大分県は沖縄に次いで第2位ということで高い評価をいただいているところでございます。そうした中、ビジョン2024の策定に当たりましては、一昨年の夏から秋にかけまして、県民意識調査や全高校生アンケートを通じまして、生活満足度や暮らしやすさ、県への愛着など、幸福度ランキングの手法も参考にしながら、幅広く意見を求めたところであります。

そうした意見も反映をしたビジョンでは、誰もが安心して元気に活躍できる大分県、知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県を基本目標としたところでありますけれども、これは正に県民のウェルビーイングの追求そのものであります。ビジョンに盛り込んだ各種施策の着実な推進により、県民全体のウェルビーイングの向上を図ってまいりたいと考えております。

安心の分野で進める災害に強い県土づくりや子育て満足度、健康寿命、障がい者活躍の三つの日本一の実現、子どもから高齢者まで多様な世代がつながる共生社会の構築などは、いずれもウェルビーイングの向上につながります。

農林水産や企業活動の振興は、力強く元気な経済を創出し、スポーツや芸術文化の創造は、一人一人の豊かな感性や創造力を育むなど、元気分野の施策も県民のウェルビーイングには欠かせるものではありません。

また、未来を創造する交通ネットワークの整備、先端技術への挑戦、教育環境の充実なども自己実現を後押しして、より大きな幸福感をもたらすことが期待されるものでございます。

今後、国から示されるウェルビーイングに関するKPIも参考しながら、引き続き多くの方々との対話を重ね、県民一人一人が求めるウェルビーイングの実現を目指して、諸般の政策形成とその実践に取り組んでまいる所存でございます。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。また、誕生日のメッセージも併せて御礼申し上げます。

今日はタブレットのほうに資料配付をさせていただいておりますが、これはウェルビーイングデザインが運営する幸福度診断、Well-Being Circleという仕組みがございまして、私が自分のウェルビーイングに対する意識を入力したものを資料として配付させていただいております。

先般、一般社団法人の地域共生社会とウェルビーイングを考える関愛会アカデミーさんが主催されたセミナーに私も出席してまいりました。日本でもウェルビーイングの研究の第一人者という太田雄介先生がたまたま大分県に来られるということで、私もこの太田先生の本は読んだことはあるんですけども、先生が来られるということで受講してまいりました。私も、本を読んで、何となくウェルビーイングの考え方ってこうなんだろうなっていうふうに感じましたけれども、実際、先生の講義聞いて、そして、この幸福度診断、Well-Being Ci

rcleを入力して、これが見える化なんだなということが実感できました。この仕組み、ちょっと5分か10分ぐらい入力するのに時間がかかりますが、是非県庁の職員さんも、これ一回やってみたらいいと思うんです。

この仕組みのいいところが、入力して、自分のウェルビーイング度の目安が出てきますが、それにAI診断がついておりまして、あなたの心の持ちよう、こういうふうにしたら、もっと幸せ感増しますよみたいなアドバイスまでしてくれます。最近、いろんな相談をAIにされる方、多いようありますけれども、正にこのWell-Being Circleの仕組み、よくできておりまして、是非県庁の職員さん、1回これをやってみるといいと思いますんで、お披露目いただけするとよろしいんではなかろうかというふうに思っております。

県の施策においても、長計にしろ、地方創生総合戦略にしろ、KPIという指針を設定して、いろいろ取り組んで、長計の成果としてはおおむね達成ということが、順調達成というのが、ほぼ9割になります。これが我々議会でも示されてまいりますが、本当にこれでよしとしていいのかということを毎年我々は悩みます。9割方よしとしながらも、地方創生総合戦略でいえば、じゃあ、人口ビジョンの達成状況はどうなのかといったときには、かなりそれとは乖離がある結果になっているということで、じゃあ、KPIの設定に問題があるのか、それとも、人口ビジョンを達成しようとする目標設定に、そのプロセスに何か勘違いがあるのか、どっちなんだろうと。本当にこの10年間、議会でそういった地方創生の審議をする際に悩むところでありますので、その中でこのウェルビーイングの指標というのを持ち込むというのは非常に大切なことだと思います。富山県もそうですし、北陸では、福井県もかなりウェルビーイングの政策、施策を県民アンケートも入れて取り組んでおられます。

知事も答弁でおっしゃったように、県民一人一人の幸福度を追求するということが一番大切なんだ。これは本当に事の本質だと思います。

本当に我々は長期総合計画や地方総合戦略でそこを目指すことが一番重要ではないんだろうかというふうに思うところでありますので、是非県の重要な施策の評価の位置付けの中へ、このウェルビーイング指標を取り入れて進めていただきたいというふうに思っております。

ややもすると、目標というのが合計とか平均とかになりがちなんです。そうすると、個々の県民の状態がどうなのかということが我々は分からぬ。やはりこういったことを、福井県も県民アンケートしていますが、そういったサンプルを見ながら、県の政策をしっかりと県民の幸福度が上がるよう進めていく、そういった思考、ロジックが必要だと思っております。そういう考え方について、どうかも一度お尋ねさせていただきます。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 やはり地方自治体の仕事の究極の目的といいますのは、個人、住民、県民一人一人が安心して元気で幸福度を持って生活できる、そういう環境をどういうふうにつくっていくかということであると思いますので、このウェルビーイングの考え方も是非参考にさせていただいて、さらに検討してまいりたいなというふうに考えております。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。

今、公表されている幸福度ランキング2位は、ほぼほぼ客観的データに基づいたもので評価されておりますので、是非主観的データにおいても、この幸福度ランキングが大分が1位になるように是非進めていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次ですね。冒頭申し上げました大友宗麟公生誕500年に向けた取組についてお尋ねいたします。

5年後の2030年は、大友宗麟公の生誕500年という、郷土にとって歴史的かつ意義深い節目の年を迎えます。宗麟公は、約4世紀にわたり豊後を治めた大友氏の中でも、とりわけ卓越した戦国大名であり、九州6か国を勢力下に治めた英傑であると同時に、我が国における

初期キリスト教受容の先駆者として、西洋との文化的、宗教的交流を積極的に推し進め、天正遣欧使節によって、その名がヨーロッパに広く知られた文化外交の先覚者でもあります。その一方で、宗麟公の治世や晩年の混乱などをめぐっては、江戸時代以降の歴史観の中で否定的に語られることも少なくなく、県民の中には、いまだに肯定的な評価に親しみを持てないという声があることも否めません。

しかしながら、現代に生きる私たちこそが、当時の時代背景や宗麟公の先駆性に光を当て、歴史上、単なる勝者、敗者の物語としてではなく、多面的に捉え直すことが求められているのではないかでしょうか。

宗麟公生誕500年という記念の年は、こうした歴史的再評価の好機であると同時に、県民一人一人が郷土の歩みと向き合い、地域への誇り、シビックプライドを育む絶好の契機でもあります。県内各地に点在する歴史・文化資産を掘り起こし、観光振興や地域の活性化へつなげていくチャンスとして、県としても積極的にこの機会を捉えるべきと考えます。加えて、文化振興、観光資源の創出、次世代教育など、複数分野にまたがる横断的な取組として総合的戦略を描いていく必要があると考えます。

そこで、大友宗麟公生誕500年に向けた取組について、現時点での検討状況を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 大友宗麟公生誕500年に向けた取組についてでございます。

大友宗麟公は、戦国時代にいち早く海外との交流や貿易に力を入れ、ヨーロッパ史にも名を刻むとともに、当地が南蛮文化、西洋音楽及び西洋医学発祥の地として栄えるきっかけをもたらしました。

県では、平素から埋蔵文化財センターでの企画展等を通じて宗麟公の人物像やキリストン、南蛮文化等を紹介してきています。また、11月22日からのOPAM10周年記念展第二弾では、豊臣秀吉へ献上された茶入など、現存す

る宗麟公ゆかりの茶道具3点が初めて一堂に展示される予定となっております。

また、民間団体や関係市と連携して大河ドラマの誘致にも取り組んでおりまして、私も、市長時代から合わせますと4度にわたりましてNHKを訪問しまして、渋谷まで行きました、地元の熱意を伝えてきたところでございます。

昨年6月には、NHKの人気番組「歴史探偵」において、国際感覚豊かな先見性あふれる戦国大名として、宗麟公の新たな人物像が全国に発信をされました。誘致活動の成果の一つかというふうにも考えております。

このような中、生誕500年の節目は、宗麟公の足跡とともに郷土の歴史を再認識して、本県の魅力を広く発信する好機となります。これまで民間団体が毎年フォーラムを開催するなど、宗麟公の顕彰に尽力されているほか、大友氏館跡や臼杵城跡を活用したイベントも関係市が随時開催しております。

今後は、こうした機運醸成や関係自治体による環境整備が重要となるため、県では、総合補助金等を活用して関係者の活動を支援していくことも行ってまいりたいと考えております。

また、本年3月の総合教育会議では、生誕500年を契機として、関連文化財の活用による地域活性化や誘客促進を図ることとして、7月末には大分、臼杵、津久見の3市と県で構成するプロジェクトチームを立ち上げたところであります。今後は埋蔵文化財センターを核とした連携展示や情報発信の強化、子どもガイドの育成などにも取り組んでまいります。

引き続き生誕500年の2030年を目指して、大友氏館跡の整備を進めている大分市をはじめ、関係自治体や民間団体とも連携を図りながら、大友宗麟公生誕500年に向けて広く県民の間の機運醸成に努めてまいりたいと考えております。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

今年はルイス・デ・アルメイダの生誕500年でもあります、いろんなイベントが開かれています。

今日、資料配付をさせていただいておりますが、宗麟公没後350年のイベントが昭和11年、12年にかけてかなり開催されております。資料で配付しとるのは、一つは、春日浦にあります南蛮貿易跡に大友宗麟公像がございますけれども、以前の、昭和12年に造られたときの模様が新聞に掲載されております。「100万県民が祝福をする」というタイトルで新聞に掲載されておりますけれども、神宮寺浦公園にある大友宗麟公と今は違うものが展示されておりますけれども、もともとは大分・臼杵市出身の日名子実三さんという方が造られた銅像がございました。日名子先生は、皆さん御存じの日本サッカー協会のエンブレム、八咫鳥のデザインをなされた方であります。もともとはその方の銅像があったわけですが、そのときの式典の模様ですね。

そして、もう一つが、大友宗麟展幕開けということで、トキハデパートの5階ホールでという記事でございます。このときが、また、トキハデパートが昭和11年にできます。そして、昭和12年に増改築が完成します。その5階大ホールのこけら落としに大友宗麟展が開かれたということで、その当時のトキハさんのポスターをお持ちの県民の方がいらっしゃいまして、今、私もそのコピーを持っておりますが、後で情報提供、お渡しできればと思いますけれども、その昭和11年が没後350年祭が、大分県、大分市、そして、大友宗麟公顕彰会、その3者合同で開催されておりますので、生誕500年に向けても、そういった体制で、是非実行委員会でもつくって臨んでいただきたいと切に願うところであります。

そして、知事、もう一つ是非実現していただきたいのが、ヨーロッパには宗麟公を描いた絵がたくさん残されております。1999年に大ザビエル展というのがあって、そのときに宗麟公とザビエル謁見の場面を描いた絵のゆかりの地の巡回展がありました。鹿児島、山口とか、そういうところには展示があったんですが、実はその当時、まだ大分県に県立美術館がなかったということもあったんじゃないかと思うん

ですが、実はその大事な大分県にその絵が来なかつたんです。500年に向けて、ヨーロッパに残っている宗麟公の絵を是非、県立美術館に招致していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 ヨーロッパ各地に宗麟公ゆかりの美術品があるということは、正に異色の戦国大名、国際的な大名、宗麟公のヨーロッパでの活躍、また、宗麟公の魅力を示すものであるというふうに考えております。

御提案のありました件については、まず関係者に当たってみたいというふうに考えております。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 ありがとうございます。

是非その辺、接触を試みて、やはり美術品の招致はかなり時間を要しますんで、早めに取りかかっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次、関係人口の創出と移住支援についてであります。

まず、二地域居住について。

二地域居住、多地域居住、いわゆる二地域居住とは、主な拠点とは別の特定の地域に生活拠点を設ける暮らし方であり、都市部と地方部にそれぞれ生活拠点を構え、両地域を柔軟に行き来しながら暮らしと働き方を両立させる新たなライフスタイルです。これは新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、リモートワークやワーケーションが社会に定着する中、地方における豊かな生活への関心が以前よりも高まったこともあります、近年、ニーズが高まっています。

国土交通省においては、こうした潮流を受けて、二地域居住先導的プロジェクト実装事業が展開されており、都市と地方の双方向的な関係人口の創出、さらには移住定住の促進を図る動きが、徐々にではありますが、進み出しています。

本県に目を向ければ、温暖な気候、豊かな自然環境、そして、比較的低廉な生活コストといった諸条件がそろっており、都市部住民にとっ

て魅力的な移住、滞在先となる潜在力を有しています。

しかしながら、現実には住宅や交通インフラの整備、地域コミュニティとの信頼関係の構築、さらには受入れ体制の強化といった多岐にわたる課題も顕在化していると認識しております。

こうしたことを踏まえ、二地域居住について、今後どのように取り組んでいくのか、企画振興部長にお伺いします。

次に、ふるさと回帰支援センターについてです。

本県は、都市部からの移住促進を目的に、東京の有楽町駅前に立地するふるさと回帰支援センター内に移住相談員を配置し、都市住民との接点拡大に取り組んでまいりました。

こうした中、他県においては、移住相談機能の向上を図るべく、体制強化の取組が急速に進展しております。

例えば就業、転職に特化したセミナーの夜間開催やオンライン対応の拡充、さらには暮らし相談と就業相談を担う2名体制の導入といった機能分化と高度化を志向する事例が顕著に見受けられます。

このような状況を踏まえますと、本県においても、従来の住まいと暮らしに軸足を置いた支援体制から一歩進め、就業、転職といった働く場に関する課題にも的確に対応し得る人材と体制の整備が急務であると考えます。

また、公益社団法人ふるさと回帰・移住交流推進機構、JOIN-FURUSATOとの連携強化により、情報発信の一元化を図るとともに、より多様な移住層との接点を持つことで効果的なマッチングと定住支援が期待されます。

移住を希望する人から本県が選ばれるためには、他県が推進する暮らし相談と就業相談の2名体制の導入や就業セミナーの実施頻度の増加及び新たな手法の導入によって現場体制を強化し、移住希望者に寄り添ったきめ細かな支援を行っていくことが必要だと考えます。

そこで、本県の移住定住施策の最前線であるふるさと回帰支援センターにおける大分県ブースの現状と体制についてどのように考えるか、

企画振興部長にお伺いいたします。

大友副議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 それでは、2点お答えいたします。

まず、二地域居住についてでございます。

二地域居住の推進は、地方への人の流れを生み出し、地域の消費拡大や地域活動の担い手の確保か期待できる一方で、地域コミュニティにうまく溶け込み、将来的な移住定住につなげていくことが課題と考えております。

県内では、この6月に、由布院地区を対象としたプロジェクト事業が国に採択されておりまして、今年度中には都市部の企業へのニーズ調査や活用可能なその土地の空き家の調査などを由布市が実施し、取りまとめるという予定でございます。

また、昨年の10月から、玖珠町と大手航空会社が開始しました、東京圏とのお試し居住事業というのがございますが、これには既に玖珠町の関係者4世帯5名が登録しております、日出町でも先月から同様の事業を開始しております。

一方で、市町村側では、二地域居住者を受け入れる十分な支援体制が必要となります。加えて、新たな居住先で受ける行政サービスに見合った住民税の二つの自治体での割り振りや住民票登録の問題など、国レベルで解決すべき自治体共通の課題も残されております。引き続き、実施主体となる市町村と共に、国や他県の動向を注視しつつ、県内で先行する由布市などの成果や課題を県内他の市町村にも共有していきたいというふうに考えております。

次に、ふるさと回帰支援センターについてお答えいたします。

県や市町村の移住支援策を活用しました県内への移住者数は、昨年度1,746人ということで、5年連続で過去最多となっておりまして、このうち首都圏からの本県への移住者は400人程度で、これは堅調に推移しております。

首都圏からの移住を所管しております県の東京事務所では、随時の相談対応のほか、昨年度からは市ごとに特化したセミナーやトークセッ

ションを盛り込んだ移住相談会を毎月開催しておりますと、参加者も年間で400人あまりと、前年度から2割ほど増えておりますことから、大変好評をいただいているというふうに考えております。

加えまして、御紹介のふるさと回帰支援センターでは、専任の移住相談員1名を配置しておりますと、昨年度はこちらは延べ311件の相談を年間で受け付けております。求職者、職を求める方に対しましては、センター内のハローワークの分室を通じまして、大分県内の求人情報を適宜、随時提供しているところでございます。

このほか、現在、ITスキルやファイナンシャルプランナーなど、企業からのニーズの高い資格取得支援に加えまして、個別相談や職場訪問への同行、一緒に行くというようなことなど、きめ細かな伴走支援も行っているところでございます。

今後とも、こうした他県にない手厚い移住支援策を移住希望者に十分活用していただきまして、本県への移住を促進していきたいと考えております。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございました。

まず、二地域居住でありますけれども、総務省が、今回、ふるさと住民登録制度というのを創設を、概算要求というか、来年度予算の要求で、項目要求でありますが、されておりまして、ベーシック登録とプレミアム登録に2種類はどうだということで、さきほど言ったとおり、住民税の問題がありますが、ふるさと納税を一定程度すれば、ある程度の住民資格を与えようというような考え方ですね。ある程度納めてもらえば、その基礎自治体の学校なり保育サービス、あるいはごみ収集、そういったサービスも受けられるとか、そういった条件もあるようですが、そういった検討がなされております。

気になるのが、ちょうど新聞報道がございまして、10年後の農地の担い手の耕作不在地域の面積が大分県はかなり高いということで、令

和6年度末のデータで51%を超えるということです。私も車で通っていて、ここも植えていないなちゅうところ、本当に目につくと感じておりますが、九州では大分が突出して高いんです、この51%。農林水産部長にも関係ありますけれども。宮崎が23%ですね。長崎19%、佐賀が27%となったときに、大分は51%ですから、これはやはり二地域居住の中で何か解決する手だてはないのかというふうに感じたところでありますので、その辺も是非念頭に入れていただきたいと思います。

ふるさと回帰支援センターは今1名体制なんです。ほぼ暮らしの支援がメインでありますので、あれは1名じやあ厳しいんじゃないかなと、我々も会派で視察行ったんですが、やはり2名体制なり、就業専門員のコンシェルジュ、これの配置が不可欠だと思いました。

ちょうど和歌山が今、移住人気になってまして、和歌山のブースに行ったら、やっぱり就業専門員のコンシェルジュがいらっしゃるんです。お尋ねすると、私、いつでも100社紹介できますというぐらいのパイプをお持ちで、かなり和歌山の移住人気が高いということで回帰支援センターの理事長さんもおっしゃっておりました。

是非実際に配置するか、オンラインでもできるかもしれないんで、その辺の専門体制、確かにハローワークありました、行ったら。ただ、やはり大分の専門員を、オンラインでもいいし、実際に配置するなりの対策が必要だと思いましたので、是非そのことも念頭に入れて、移住支援体制、強化をしていただきたいと思います。

じゃあ、次、4点目ですね。物流拠点の強化についてです。

本県は、九州の東側に位置する地理的優位性を生かし、アジア諸国や首都圏との結節点として戦略的物流拠点としての可能性を豊富に有しております。中でも、海上輸送と陸上輸送とが有機的に連携する港湾周辺の機能整備は、地域産業の競争力を高める上で不可欠であると同時に、災害時の代替輸送路としての機能確保という観点からもその重要性は一層高まっています。

このような物流基盤の整備を着実に進めていくに当たり、財源確保の在り方が極めて重要な論点となります。とりわけ注目すべきは、地方消費税のうち外国貨物の輸入取引に対し課税される貨物割です。本県にとっても、この貨物割は貴重な一般財源の一つであるということは承知していますが、輸入取引に対し課税されるという性質を勘案すれば、さらなる戦略的な活用を考えてもよいかと思います。優れた港湾を有する自治体では、港湾事業基金を積み立て、港湾機能の強化や物流効率化のための先行投資に活用する動きが具体化しております。本県においても、将来を見据えたインフラ更新や新たな戦略的整備に備え、目的を明確にした安定的財源の確保に向けた検討を進めるべき時期に来ているのではないでしょうか。

九州の東の玄関口としての本県港湾及び物流拠点の機能強化に向けて、さきほど申し上げた地方消費税の貨物割を活用した港湾物流事業基金の創設やその戦略的運用について、今後取り組んでいく必要があると考えます。

そこで、本県経済の根幹をなす物流基盤の強化に向け、安定的な財源の確保も含め、物流拠点の強化について、今後どう取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県では、ビジョン2024において、九州の東の玄関口としての空港・港湾機能の強化を施策の一つに据え、利用者に選ばれる港を目指し、港湾整備を進めているところです。

本年5月には、臼杵港新フェリーターミナルと大分港大在西地区のRORO船ターミナルが供用開始し、港湾機能の強化が着実に図られているところです。

港湾整備は、岸壁や臨港道路などの公共性の高い施設を国の補助金等を財源に一般会計で実施し、埠頭用地など特定の利用者が使用する施設は、港湾施設使用料等を財源とする港湾施設整備事業特別会計で実施しています。

RORO船のシャーシ台数等が増加した近年は、特別会計での収入が支出を上回っており、

その収益の一部を区分経理の上、減債基金に積み立て、将来の整備に備えています。

加えまして、港湾の整備の財源には県債なども活用し、必要な予算を確保しているところであります。現時点で減債基金への積立ては堅調であることから、特定の税収を積立ての財源とする予定はありません。

今後もポートセールスによる利用促進を図り、使用料収入等による財源確保に努め、物流拠点の強化を進めてまいります。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

土木建築部長はもともと港湾課長でもいらっしゃいましたが、御理解があると思います。まだまだRORO船ターミナルもできて、2バース目が必要になりますし、もともとの大在公共埠頭もさらなる機能強化も御認識もあるかと思います。

佐伯港は、今回、6月の予算でも用地の拡大はできだし、今後、中津日田の道路の状況によっては、中津港のさらなる強化、これも必要になってくると。そういう計画的な整備をこれからつくっていかなくちゃならない。それに合わせた財源が必要だということで今回の質問にさせていただいております。

知事、この貨物割というのが、大分県にとっては非常に優位な財源であります。大分県は200億円ぐらいございます。もちろん半分は市町村に交付しますけれども、これはお隣の宮崎県は5億か6億ぐらいです、貨物割というのは。熊本は100億ぐらいございますけれども、大分はその倍ですね、200億。これ本当に貴重な財源で、これがある程度毎年安定的に入ってくるというこの財源をやっぱり有効的に、さきほど申し上げたとおり、貨物割で入るんであれば、物流強化に充てるべきだということをちょっと今回申し上げておるところであります。

財源を統括されておる総務部長にちょっとお尋ねいたしますが、この貨物割、安定的に入ってきてはおりますけれども、ある意味、時の情勢によってはこの収入が左右されます。令和3年度予算、前年度から実はマイナス60億円ぐ

らい減るような見込みで予算立てされました。これは石油備蓄基地のいろんなトラブルがあつてそうせざるを得なかつた。だから、前年に比べてやっぱりマイナス60億というのは、非常に厳しいやりくりになつたと思うんですね。だから、そういったことにも備える意味でも、やっぱり貨物割の一部は基金として、私は持つておくべきだと思います。

今、中東情勢も非常に不安定です。イランもあれば、カタールも大変な状況で、もしホルムズ海峡がどうかなれば、この貨物割、大分県では相当な減額になってまいりますので、そういうことにも備えるためにも、この貨物割という基金化は必要ではないかと思うんですね。基金をつくること自体は不可能ではないと思うんですね。その可能か不可能かということも含めて、そして、その不測の事態に備えるべきの基金を持つべきだということに対して、総務部長、財源を管理する立場としてどうお考えか、お願ひいたします。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 お答えいたします。

港湾整備に関する基金の考え方については、さきほど土木建築部長よりお答えしたとおりであります。

もう1点、貨物割でありますけれども、議員が御指摘のとおり、特定企業の企業活動の結果、振れ幅が比較的大きいということは事実であろうと考えておりますが、地方消費税は、制度上、これは最終消費地にそれぞれ帰属させようということで、税収とは別に精算という制度が制度の中に入つておりまして、そういった面も含めて、最終的な税収については評価すべきかということで、振れ幅が多いことをもつて基金が直ちに必要かというと、そこは、何といいますか、今の段階ではそういったことは考えていないところでございます。いずれにしましても、引き続きこの税収が安定的に確保される、そしてまた、様々な事業の財源が適切に確保できるように総務部としては対処してまいりたいと思います。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 基金は可能か不可能かといえば、可能だと思うんですね。やはりこの性格上、いろんな、森林環境税とか、そういう名前がついたものは、もちろんその使途に沿つて使うということであります。知事も提案されている新幹線の財源も、いずれそういうふうな使い方をしてほしいということでの要望だと思いますが、この貨物割、さきほど言った性格がございます。消費税でありますので、半分というか、2.2%のうちの1.2%は社会保障に使いますんで、残り1%は自由に使っていいという財源ですから、それがしっかりと、一般財源でありますが、やはり貨物割という性格上、ある程度、そういう使途は明確に見える化していくべきではないかというふうに思っております。

物流事業者にとっても、本当に我々のやっていることがどのような物流事業に役立てられているんだろうかということは、大変関心が高うございます。是非そういった財源の見える化といった意味でも、今後是非、またこの貨物割、ある程度、不測の事態に備えるということと併せて使途を見る化する。この両面から検討いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

次ですね、教育における諸課題です。

教育におけるジェンダーギャップについてです。

先般公表された都道府県版ジェンダー・ギャップ指数2025において、本県は、経済分野で第7位、行政分野で第20位、政治分野で第24位と一定の評価を得た一方、教育分野においては全国43位という厳しい評価を受けております。

教育は、社会の価値観を次代に継承する基盤であり、多様性と公平性が何より尊重されるべき領域であります。ジェンダー平等は、国際社会においても普遍的な価値として強く求められており、本県が掲げる男女共同参画の理念を現実のものとするには、教育分野における構造的格差の是正に真摯に取り組まなければならないと考えます。

そのためには、都道府県別ジェンダー・ギャ

ップ指数において、本県が教育分野で極めて低い順位にある現状を認識し、その上で校長、教頭をはじめとした教育管理職における女性登用の促進について、数値目標や具体的なロードマップの策定を含め、中長期的に取り組んでいくことが急務です。教育の場が全ての子どもにとってひとしく開かれた公平かつ希望に満ちた空間であるために、県教育行政としてしっかり責任を果たしていただきたいと思います。

そこで、教育におけるジェンダーギャップの現状と課題を踏まえ、その解消に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

次に、高校の特色化についてです。

本県のみならず、全国的に少子化が進行する中、高校及び大学は選ばれる教育機関としての価値創造がこれまで以上に求められる時代へと突入しております。

そのような中、高等学校教育の特色化への対応は極めて喫緊かつ本質的な課題であると考えます。とりわけ注視すべきは、大学入試制度の変容です。近年、学力試験の点数だけでなく、受験生の個性、意欲、探究的な学びなどを重視する総合型選抜（旧AO入試）の比重が急速に拡大しており、従来の一律的な学力重視型入試からの脱却が加速度的に進められています。そのため、探究学習や進路指導の体系的導入に向けたカリキュラムの見直し、教員研修の充実、さらには外部人材との連携による教育資源の多様化といった点についても戦略的に取り組んでいく必要があります。

このような現実を見据え、島根県では、高校段階から総合型選抜を強く意識した教育体制を構築し、探究的な学びの充実、志望理由書、面接指導などの実践的支援、さらには地域課題への取組を通じた表現力、主体性の育成に力を注いでおります。

一方、本県においては、こうした選抜制度への体系的対応はいまだ限定期であり、多くの生徒及び保護者の間に十分な理解が浸透していない現状も見受けられます。県内の複数の高校において入学定員割れが続いていることも踏まえ、

今こそ総合型選抜に強い高校、あるいは地域探求に特化した高校といった明確な特色と価値を持った教育モデルの構築に本格的に着手し、子どもたちの個性と意欲が存分に発揮され、それぞれの志が実現できる学びの場をつくっていくべきだと考えます。

そこで、大学入試制度における総合型選抜の拡大という変化への対応も含め、高校の特色化にどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 2点についてお答えします。

1点目は、教育におけるジェンダーギャップについてあります。

教育分野における女性活躍の推進については、これまで、大分県女性職員活躍推進行動計画に基づき、中長期的な視点に立って人材育成や環境整備を進めてまいりました。

その結果、公立学校等の女性管理職の割合は年々改善しているとはいえ、本年度は目標の25%を下回る23.1%にとどまっています。これは、管理職になった場合の長時間勤務や遠隔地への転勤に対する不安、家庭や育児と仕事の両立への懸念などにより、女性が管理職登用試験を回避する傾向が強いことも一因と考えられます。

こうした課題に対して、ICTの活用による公務の効率化や働き方改革に加え、産育休代替の早期配置や休暇制度の拡充など、ライフステージに応じた、家庭と仕事の両立を支える環境整備を進めているところです。

今後は、次期計画の策定に向けて、学校現場の子育て世代を中心としたワーキンググループを設置し、より踏み込んだ目標設定や女性管理職のロールモデルの発信、教頭の負担軽減対策など、実効性のある取組を検討してまいります。引き続き、真に女性が活躍できる職場づくりに向け、着実に歩みを進めてまいりたいと考えております。

2点目は、高校の特色化についてあります。

変化の激しい社会を生き抜くためには、自ら課題を設定し、解決しようとする課題発見、解

決力が重要です。大学入試においても、それらの力を評価する総合型選抜の比重が増加しています。

各学校では、地域、企業、大学等と連携した総合的な探究の時間などを通じ、生徒の課題発見、解決力を培う機会を組織的に設けてまいりました。

県教委としても、教員向けに探究的な学びを深めるためのスキルアップ講座を実施したり、生徒向けに学校や学年の枠を超えたグループで課題研究を進める特別講座を開講するなど、各校の取組を支援してきたところであります。

こうした取組の結果、総合型選抜が導入された4年前と比べ、昨年度の国公立大学入試の総合型を含む推薦入試合格者は、生徒数が減少する中でも前年の1.2倍の522人に増加するなど、生徒の進路実現につながっております。

今後も地域の魅力や強みをいかすなど、その学校ならではの特色ある学びを充実させることで社会が求める資質、能力を持った生徒の育成に取り組んでまいります。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 答弁ありがとうございます。

ジェンダーギャップについて、また資料配付をさせていただいております。

これ見ると、さきほど私が申したとおりでありますけれども、行政、政治、経済、教育という分野で、教育分野が非常に低位にあるということで、その上をこの資料の右に補足して記載させていただいております。Side Bookのほうに入っておりまして、いろいろと校長の男女比率とか、様々な部分でも非常に低い部分はあるんですけれども、一つまた特徴的なものが、4年制大学の進学率の男女差というのがあって、もともと大分県は非常に低うございました。2021年の資料では46位ですね。鹿児島が一番最後ですけれども、その際も大体35%ぐらいなんですね。東京のほうは74%ということで、やはりもう大学設置数の関係ももちろんあるとは思うんですけども、それほど差があるというのが現状がありました。若干、今、順位は上がってますが、過去の46位

は、そういう状況があるということを内訳の中でも是非、分析をしていただきたいと思います。

何も教育分野の低いのは、教育委員会に全て責任があるというふうに、私、申しているわけではなくて、県全体のいろんな風土の問題もあると思いますから、そういったことも県庁全体でそれは捉えていただいて、この教育分野のジェンダーギャップというのが解消され、縮まっていくということは、県庁全体でやっぱり取り組むべきだというふうに思っておりますので、そこはお伝えしておきたいと思います。

それから、1点、現場からの意見で一つ聞いたことがあるのが、やはり本府の教育委員会に女性管理職が少ないとなると、なかなかセクハラ相談もしづらいんだというような声が実際ございますから、是非そういったこともあるということを念頭にしっかり配置をしていただきたいなというふうに思います。

そして、あわせて、総合型選抜の特化した、取り組んでいるという、今、教育長答弁ありまして、さきほど、推薦入試を合わせた年内合格者の数が年々増えているということでありますけれども、総合型選抜、実はこの統計が教育委員会では、推薦入試なのか、総合型選抜で入ったのかの内訳の統計が取れていないという状況がありますので、合計では確かに伸びておりますけれども、若干伸びているかもしれません、推薦で入ったのか、総合選抜で入ったのかの統計は別々でやはり取るべきだと思いますので、そこは意識しておいていただきたいと思います。

県民クラブで行った視察先の島根県教育委員会、国立島根大学もAOが3割、県立島根大学は4割ということでありますので、是非そういった島根モデルのような、大分県でもモデル校をつくる必要があると思うんですが、是非そこは再答弁をいただきたいと思います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 今、大学側がこの総合型選抜の比重がどんどん増えているということで、本当に変化の激しい社会の中で、課題を発見する、解決する、この力が何よりも求められていると。

単にペーパーテストで答えを選択するとか、そういったものではなくって、そういった本当に社会に出てから役立つ人材を求められているということが、学校現場でもしっかりとその認識ができてきています。

今、そのために、探究学習については、どの学校も本当に力を入れているところでありまして、さきほど答弁でも申し上げましたように、そのためには、そのファシリテートをする教員のスキルが非常に重要ですので、その研修も力を入れて、各学校それぞれ地域の特色、あるいはその学校のスクールポリシー等に基づいた探究活動、探究学習に取り組んでいるというところあります。島根の例も参考にしながら、さらにこれを改善していきたいと考えております。

大友副議長 木田昇議員。

木田議員 先般、中津南高校で、冒頭申ししたウェルビーイングの探究学習を取り組んだという発表がございましたので、是非高校教育も変えて、なりたい自分になれる教育づくりを、入試制度も変えなくちゃいけないけれども、やっぱり教育そのものを変える、力を入れて取り組んでいただこうことをお願いし、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で木田昇議員の質問及び答弁は終わりました。宮成公一郎議員。

〔宮成議員登壇〕（拍手）

宮成議員 皆さん、こんにちは。議席番号7番、自由民主党の宮成公一郎でございます。まずもって、貴重な一般質問の機会を与えていただきました会派、先輩、同僚議員の皆様に御礼申し上げます。

それでは、早速ですが、通告に従って、順に質問させていただきます。

まず、地域医療を支える医療人材の確保について伺います。

今から6年前、公立病院や公的病院など全国424の病院について、再編・統合について特に議論が必要として病院名が公表され、大きな波紋を広げたことは記憶に残るところです。

一方で、近年、地域医療の中核を担う民間病

院を中心に深刻な経営危機が全国的に広がっているとの報道が相次いでいます。その背景には、物価やエネルギーコストの上昇に加え、医師のほか、看護師や薬剤師など、コメディカルの確保が年々困難となり、人件費が高騰していることがあります。

特に地方の中小医療機関では、人口減少による患者数の減少の中で医療体制を維持すること自体が重い負担となっており、2023年度には、民間病院の約半数が赤字に陥ったとの報告もあります。診療報酬の改定が来年に予定されていますが、それまで持ちこたえられるかどうか、また、十分な改定となるのかどうか、現場からは疲弊と不安の声が多く寄せられています。

こうした状況を放置すれば、救急や入院医療を担う地域の基幹的医療が維持できなくなり、病院がなくなる、イコール、地域で暮らせなくなるという深刻な事態を招きかねません。医療提供体制の維持は、単なる医療行政の問題にとどまらず、地方創生や地域福祉の根幹に関わる、極めて重要な問題です。

例えば小児科の減少は、今後、国が挙げて推進される5歳児健診や乳幼児のワクチン接種体制に大きな影響を及ぼします。内科など、診療所の減少は、無医地区の拡大を招くとともに、団塊世代の後期高齢化による医療ニーズの増加にも対応困難となります。さらには、将来の感染症流行にも備えが不十分となる不安が生じます。もちろん耳鼻咽喉科など、身近な診療科目も同様に、地域に欠かすことのできない医療体制です。

ここで注目すべきは、人材確保が医療機関の経営リスクとなっている点です。医師や看護師がいなければ、病床は使はず、診療収入も得られず、最終的には、病院そのものの存続が危ぶまれる事態につながります。人がいなければ医療は成り立たない。この単純でありながら厳しい現実を直視し、国は、早急に、そして長期的な視点に立った対策を講じるべきであり、県としても、市町村と連携し、積極的に対応していくことが求められているものだと考えます。

そこで、県内医療機関の経営実態等を踏まえ、地域医療を支える医療人材の確保について、県としてどのように取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

以下、対面席で一問一答方式により質問させていただきます。

〔宮成議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
大友副議長 ただいまの宮成公一郎議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 宮成公一郎議員の地域医療を支える医療人材の確保についての質問にお答えを申し上げます。

物価や賃金の上昇によりまして、地域医療を支える病院経営は大変厳しさを増してきております。県としましては、今回の補正予算案において、医療需要の変化に対応した病床数の適正化を行う医療機関への給付金等を計上するとともに、国に対して、診療報酬の臨時改定や緊急的な財政支援を要望しているところでございます。

一方、安定的な地域の医療提供体制を維持するには、議員御指摘の医療人材の確保が不可欠であります。県では、医師や看護師、薬剤師などの確保策の拡充に努めてまいりました。まず、医師については、大分大学医学部地域枠や自治医科大学の卒業生を各地域の中核的な病院やへき地診療所に配置しており、今年度は66名が診療に従事しています。加えて、特に不足している産科や小児科、救急科の専門医等は、研修資金制度により148名を確保しているところであります。

次に、看護師や薬剤師の確保に向けた取組では、就学資金制度について看護師の枠を拡大してきたほか、今年度からは薬剤師にも導入をしています。勤務している看護師は、就学資金の枠を拡大したこともあり、増加傾向にありますが、30歳代が年々減少していることが課題となっております。このため、昨年度から子育て世代の潜在看護師をターゲットに柔軟な働き方や復職後の支援に取り組む医療機関の紹介動画を配信するとともに、復職に向けた研修等に取

り組み、これまで38名を再就職につなげてまいりました。

さらに今年度から、看護師の負担軽減のため、看護師資格がなくても従事できる、院内業務を担う看護補助者の就業促進にも取り組んでおります。

こうした取組に加えて、医学生や看護学生、薬学生合同の病院見学ツアーも採用しております、今年度は県内外から66名の学生が参加しました。先月には、医師の県内定着を目的とした臨床研修医、合同研修会を開催し、研修医74名に対しまして、私も直接激励をしてまいりましたところであります。研修医からは、今後の豊富や地域医療への熱い思いを伺いまして、大変頼もしく感じたところであります。

今後ともこうした取組により、地域医療を支える医療人材を確保し、医療提供体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 御答弁ありがとうございました。

ドクター、コメディカルを問わず、考えられる様々な取組を広範に取り組まれていること、心から敬意を表します。

しかし、現実は本当に厳しい。コロナ禍を経て、あらゆる業種で人材不足が深刻になる中、特に医療や介護の世界、本当に厳しい状況になっています。竹田市においても、外国人の就労に向けて、管理団体である商工会議所がいろんな様々な知恵を絞っているところです。

そんな中でも、民間病院においては、人件費の上昇に加えて、諸物価、諸経費が増加しております、さらには受診者数がコロナ禍前に戻っていない医療機関もあります。厳しい経営状況に置かれていると聞いています。

こうした中、今の知事の答弁にもありましたけれども、地域の医療提供体制維持のための補正予算が今議会に計上されております。人員不足に加えて赤字経営が重なる中で、うがった見方かもしれませんけれども、給付金を目的とした病床削減へと仮に傾くようがあるとするならば、それはもう将来に禍根を残すことだと思いますので、医療現場の実態、直面する課

題を現場と危機感を共有する中でしっかりと把握しながら、支援を引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

次に、高次脳機能障がいについて質問いたします。

高次脳機能障がいは、脳の損傷によって、記憶、注意力、判断力、感情のコントロールなどに支障を来す見えにくい障がいであり、脳血管疾患に限らず、交通事故やウイルスや細菌感染などで誰にでも突然発症するものです。若年層や働き盛り世代での発症も少なくなく、本人や家族の生活に深刻な影響を及ぼしています。県においては、支援拠点機関の設置、支援者養成研修、家族会との連携などの取組を進めておられます。しかし、外見は健常に見えることが多く、理解が得られにくいこと、障がい認定が困難で必要なサービスにつながりにくいこと、医療から福祉、就労支援への移行が途切れやすいこと、さらには家族の負担が大きいことなどなど、多くの課題が残されています。また、障がいが軽度であることや、若年での発症であることなどから、既存制度の対象外となり、支援の手が十分に行き届かない例も少なくありません。

こうした課題に対応し、支援を必要とする方々に確実に手を差し伸べるためにには、まず、高次脳機能障がい者の実態を丁寧に把握することが重要であると考えます。そして、障がい認定の在り方、切れ目ない支援体制、家族の負担軽減などについて、さらに取組を進めていく必要があると考えます。その上で、医療から福祉、就労まで、切れ目ない支援体制を整備していくものと思っています。

こうしたことを踏まえ、現在の県内における実態も含め、県としてどのように高次脳機能障がいへの支援に取り組んでいかれるのか、福祉保健部長に伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

高次脳機能障がいについてです。令和3年度に県内の医療機関に対して行いました実態調査では、高次脳機能障がいと診断された新規の患者数は年間約1,200人と推計されたところ

です。県の支援拠点機関であります大分市の諒訪の杜病院と別府リハビリテーションセンターでは、本人や御家族からの相談支援を実施しており、昨年度は自動車運転の再開や就労、就学などに関する約1,300件に対応したところです。また、医療、福祉、就労など、関係機関との連携会議の開催のほか、高次脳機能障がいの特徴や対応方法のポイント、利用可能な社会資源をまとめた県民向けの支援ハンドブックなどによります普及啓発等も行っております。

加えまして、昨年度の報酬改定で障がい福祉サービス事業所の専門職員配置に対する加算制度新設されたことから、県では、その取得に必要な研修を実施しております、昨年度は59名が受講し、今年度も60名が受講見込みとなっております。

今後とも、支援拠点機関や関係機関と連携しながら、本人や御家族に対する切れ目のない支援の充実に努めてまいります。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 福祉保健部長から御答弁、ありがとうございました。

連携も進めており、広報活動等にも力を注いでいるということなんですかけれども、私の身近にも脳血管疾患を患った方が少なくありません。軽度の後遺症でも、できていたことができなくなる。この戸惑いや苦しみは本人にしか分からなくて、不安を抱える中で活動意欲が低下する。こういった方々を多く見てきました。また、重度の後遺症を患う方は、家族の介護に全面的に頼って、社会との関わりを失ってしまう方もおられました。

現在、国においては、法制化を目指す動きも出ているようですけれども、なかなか動きが前に進んでいかないようです。御答弁の最後にありました研修についても、本日、今この時間も行われていることと伺っていますけれども、人材育成や周囲の理解促進の啓発など、市町村と連携して進めていくべき取組は、まだまだあるんじゃないかと思っております。どうかこれまで以上に力強く力を注いで取り組んでいかれますようお願い申し上げまして、次の成年後見制

度について質問させていただきます。

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方を法的に支援する仕組みとして、介護保険制度とともに平成12年に創設されました。高齢化が進む中、その重要性は一層高まっていますが、運用開始から四半世紀を経て様々な問題も指摘されています。

例えば、本人の意思が十分尊重されていないこと。一度始まると、原則として解除できないということ。こういった硬直性の問題が指摘されています。また、支援が過剰、又は不足するといった問題の存在、後見人不足や地域による支援格差など、こういった問題もあります。

さらに、家族がいない方の入院時に医療同意が得られないことや、今後の多死社会における相続登記の問題なども周辺情報としては懸念されているところです。

こうした中、国では、本人の意思決定支援を重視した制度の設計や一時的利用を可能とする柔軟な仕組みづくり、市町村の関与の強化について検討が進められています。その内容は、厚生労働省の成年後見制度利用促進専門家会議が取りまとめた中間検証報告書や、法務省の法制審議会が示した中間試案に示されていますが、今後の制度改正を見据え、県や市町村においても制度の利用促進や相談体制の整備、後見人の要請・確保、司法と福祉の連携強化を図ることが求められています。

そこで、本県における成年後見制度の現状と課題をどのように把握しているのか、福祉保健部長にお伺いします。また、広域的な見地から、制度改正を見据えて、成年後見人等となる人材の確保、育成を含め、支援体制の充実に向かって、市町村とどのように連携していくのか、併せて伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 成年後見制度についてお答えいたします。

各市町村が設置しております成年後見支援センターなどでは、昨年度、判断能力が不十分な方への支援などに関する相談を過去最多の1,

940件受けておりまして、成年後見制度の重要性が高まっているものと認識しております。

制度の利用促進に向けましては、各市町村では、住民対象の説明会や介護、福祉関係への研修を実施しているほか、リーフレットの配付等による周知啓発に力を入れているところです。

また、県では、市町村や成年後見センター等の職員向けに4日間の研修を実施しております。加えまして、地域に暮らす同じ住民として寄り添い型の支援が期待できます市民後見人についても、これまで926人を要請したところです。

さらには、弁護士会など専門職団体をはじめ、福祉関係者、当事者団体、市町村等で構成します連絡会議を開催し、県内の取組状況について情報共有するなど、制度の普及促進に向け連携を図っております。

現在、国において議論されております制度改革の動向を注視いたしますとともに、市町村等と緊密に連携しながら、成年後見人等の確保、育成など、支援体制のさらなる充実に努めてまいります。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 私も数年前に市民後見人としての講習を受けたことがありますけれども、今、県では、高齢者の孤立、それから老老介護、8050問題、親亡き後、いろんな様々な課題に取り組まれていますけれども、その解決の大きな鍵となるのが、任意後見を含めた成年後見制度の普及であると考えています。

一方で、今回の国の見直しに当たっては、医療同意の扱いなど、慎重な姿勢も示されています。こうした動向を踏まえつつ、これまで継続的に取り組んできて、随分と進んできたなと思いますけれども、さきの高次脳機能障がい、この問題を含めて、県として制度普及に一層積極的に取り組んでいただきますようお願ひいたします。

それでは、次に、農林水産業の振興について。

まずは、スマート農林水産業の推進について伺います。

近年の急速な人口減少や少子高齢化の進行に

よって農林水産業の担い手の確保が改めて深刻な課題となっています。とりわけ農業では、家族経営を中心とする体制が急速に減少し、後継者不足という、古くて新しい課題が地域農業の根幹を揺るがしています。

これまで、就農学校やファーマーズスクールの設置、企業参入の促進などの取組が進められましたが、それを上回るペースで離農と高齢化が進んでおり、抜本的な構造変革が求められる段階に来ていると感じています。

こうした中、昨年策定された大分県農林水産業振興計画では、地域の中核となる経営体の育成と支援を柱として、経営の大規模化や高度化、収益性の高い産地づくりへの転換に取り組まれているものと承知しております。今後は、担い手減少を前提とした上で、限られた人材と資源をいかに活用し、持続可能な体制を構築するかが焦点になると考えています。

中核的経営体が規模拡大や生産性向上を進めるためには、これらに取り組む人材確保が不可欠ですが、地域の人口減少による労働力不足は深刻で、従来の人材対策だけでは限界があります。

この打開策として、先端技術を活用したスマート農林水産業の推進がこれまで以上に重要になってまいります。農業分野では、昨年10月にスマート農業技術活用促進法が施行され、国による現場導入や新技術の開発、普及が加速しております。

県においても、ドローンによる農薬散布やヒラメの成長促進に効果のある緑色LEDの導入などに取り組まれてきましたが、導入は一部の先進的な経営体に限られ、十分な広がりを見せておりません。

現場からは、初期費用の高さや機器操作、データ管理の難しさが導入の壁となっているとの声も聞こえてきます。こうした課題に正面から向き合い、地域の実情に応じた支援と導入促進を進めることこそ、スマート技術の定着と中核的経営体の育成につながり、ひいては、次世代への農林水産の継承を確かなものにするものと考えます。

そこで、県として、スマート農林水産業の推進にどのように取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 スマート農林水産業の推進についてでございますが、農林水産業の担い手が大きく減少していく中で、スマート技術の活用によって、効率的かつ収益性が高い持続可能な生産体制への転換を進めるということが大変重要だというふうに認識しております。

これまで、県内では、先進的機器の導入等が一定程度進んでいますけれども、技術は日々革新的に進歩しております。今後とも各分野で現地への普及や開発、実証をさらに進めていくことが重要でございます。まず、農業では、農薬散布等を行うドローンや、初心者でも正確な運転が可能な自動操舵トラクター、草刈りロボット等の導入を推進して省力化につなげてきております。

また、民間企業が提供するAI等で解析した先進農場の環境データを、クラウド上で産地全体に共有して、栽培技術の改善による収量向上に取り組んでまいります。加えて、農地の大区画化や情報通信環境の整備等、先端技術を効果的に活用できる基盤を整えていきます。

林業では、安全に作業が行える無人伐倒機や、ドローンで森林調査ができるレーザー測量機などの導入を進めております。先月には、国内外の先進的機械を実演する林業イノベーションフェスタを開催しまして、県内経営体を中心に多くの関係者に次世代の林業を実感していただきました。

水産業では陸上養殖で自動給餌システムの開発等を進めるほか、海上で高水温等の影響を受けにくい水深にブリ養殖の生けすを沈めて、AIや衛星通信技術を活用して常時魚を管理できる手法の実証に取り組んでいるところであります。

議員御指摘のとおり、こうしたスマート技術の導入に当たっては、初期費用が高い等の課題があり、個別経営体に導入を推進するだけでは、活用が広がりにくく状況にあります。

今後の推進に向けては、関係団体や民間企業と連携をして、費用負担も軽減でき、誰もが技術を利用しやすい環境をつくることが必要となっております。そのため、スマート技術を使った作業代行や機器レンタル、データ活用のサポート等を行うサービス事業体を今後増やしていくと考えており、今回の補正予算案にも支援経費を盛り込んだところであります。

こうした取組により、スマート技術を一層普及させることで、将来を担う中核的経営体の育成につなげ、農林水産業の成長産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 農林水産業、あらゆる部門に目を配っていただいているとのこと、本当にありがとうございます。

それから、技術の進歩、自動操舵等、A I 等含めて、そういったものに進歩に後れることなく、これからも引き続きということでの御答弁だったと思います。ありがとうございます。

竹田市には、100ヘクタールを超える農家さん、いらっしゃいますし、知事は竹田市を訪れるたびに、スタートアップファームでのふれあい対話に限らず、そういった大小いろんな農家さんのところにも顔を出していただいて、そして御理解を深めていただいていること、本当に心から敬意を表します。

少し続けさせていただきます。今年の夏も非常に記録的な猛暑が続いておりました。露地野菜の農家さん、水不足とともに深刻な高温障害に見舞われるのではないかと冷や冷やしながら日々の生産に追われておりました。

国や県では、これまで収益性の高い施設園芸やスマート農業をもうかる農業の柱として支援してきましたけれども、しかしながら、この広大な農地や水利をいかして、露地で多様な野菜を栽培している担い手は、米農家と共に地域農業を支えております。中山間地での農地、用水路の維持や鳥獣害の防止、景観の維持や雇用の確保など、公益的な役割を果たしていることは御案内のとおりです。

露地野菜の生産は、多くの人手や大型機械を

必要としながら、なお天候リスクも大きく、非常に厳しい営みであると承知しております。真っ黒に日焼けした顔、深いしわを刻み、土にまみれて日々働いている皆様、本当に御苦労は計り知れません。

こうした露地における農業の基盤を守り、持続可能な経営を確保するためには、スマート農業の導入含めて、気候変動に対応した技術の導入や経営安定化の支援など、認定農業者等への重点的な支援が不可欠だと考えます。

このようなことを踏まえて、露地野菜を担う中核的経営体に対して、県としてどのように経営的等技術導入を支援し、露地栽培の振興を図っていくのか、今度は農林水産部長にお伺いします。

大友副議長 淀野農林水産部長。

淀野農林水産部長 お答えいたします。

広大な農地で地域農業を支えていただいている露地野菜の生産者の経営安定に向けては、さきほど知事も答弁しましたとおり、省力化や労働力の確保、そして、気候変動への対応が重要になってくると思っております。

まず、省力化対策においては、例えば直進アシスト機能のあります定植機やマルチ張り機、そして、衛星通信技術を活用しました栽培管理などのスマート農業機械の導入や、作業全般にわたります機械化一貫体系を進めるとともに、こうした技術を効率的に活用できます圃場の大区画化、そして、生産者の皆さんに一番大事な水利施設の整備等を着実に推進してまいりたいと思っております。

それから、労働力対策においては、今後ますますその位置付けが重要になってまいります農業支援サービス事業体を活用した作業の外部化に取り組めるよう、環境を整備してまいります。また、近年の猛暑対策に対応した技術導入も必要だと思っております。

これまでやってまいりました、かん水技術であったり、肥培管理等、さらなる高度化をしてまいりたいと思っておりますし、高温耐性品種の選抜を急いでまいりたいと思っております。

加えて、苦労して皆様が収穫しました農産品

の保存の在り方も大事だと思っております。大分青果センター、昨年拡張しましたけれども、こうした施設、そして、竹田市菅生にもございますけれども、各地域の冷蔵施設をこれから効果的に活用した計画的な出荷等によりまして、生産者の皆さんの有利販売にもつなげていきたいと思っております。

こうしたことをやる中で、露地野菜の生産をしっかりと私どもも支えていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 ありがとうございます。

機械化や土地の大区画化、そういったことを含めて、出口の冷蔵保存、こういったことにまで目を配っていただいておるということで安心しております。

しかしながら、現在、米の価格や供給量が非常に大きな問題となっていますけれども、農林水産省の審議会の資料によると、5年前、2020年に108万戸あった農業経営体、5年後の2030年には54万経営体に半減するとされています。生産者が減少する中で、土地を荒らさずに有効活用し、生産量と品質を確保していくためには、施設園芸だけでなく、米や露地野菜について土地を大きく使うといった農家について、機械化やスマート化による効率化、精度の向上が必要不可欠なことだと思っております。

ちょっと余談になりますけれども、今、酷暑が続いている中です。ドローンによる遮熱塗料の塗布ですね、こちらが施設園芸にとって非常に有効な手段というふうに耳にしております。さらに畜産の分野でも、酪農の分野でも有効とする効果検証を大分県が行っているという話を耳にしました。このような新たな知見や技術を第一次産業、農林水産業全般に広く導入していくという姿勢、生産量の確保を図っていくという、こういう姿勢こそが重要であると思います。予算確保も含めて、今後一層の取組をお願いしたいと思います。

今の答弁にありました。水利施設の整備ということもありましたけれども、次の質問、世界

かんがい施設遺産について、移させていただきます。

昨年来の米価高騰を受けて、食料の安定供給への関心が一層高まる中、その根幹を支えているのが、命の水とも言える農業用水です。安定供給のためには、大分県内各地に張り巡らされた延長6千キロメートル、これに及ぶ水路やため池などのかんがい施設の存在は欠かすことができません。これらの施設は、地域農業の発展とともに築かれ、今まで地域の人々の手で受け継がれ、管理し、活用されてきました。中でも、歴史的技術的価値の高い施設については、国際かんがい排水委員会が世界かんがい施設遺産として登録し、かんがいの発展や文化を後世に伝える取組を進めています。

令和6年の時点で世界20か国177施設、日本国内では54施設が登録されており、県内では、令和3年に宇佐のかんがい用水群が初めて登録。そして昨日、9月10日に新たに竹田のかんがい用水群が登録されたとの喜ばしい知らせが、マレーシア・クアラルンプールの土居竹田市長から届けられました。今朝の報道にあったとおりです。

竹田のかんがい用水群は、江戸時代から大正期にかけて整備された21本の用水路の総称です。例えば1892年から利用され、地域に公平に水を分ける円形の分水施設を持つ音無井路、国内最大規模の石造の水路橋を有する明正井路など、地域農業を支え続けてきた施設で構成されています。中でも約360年前に岡藩第3代藩主、中川久清公が、遠く備前から熊沢藩山を招いて築かせた城原井路は、総延長130キロメートル、分水箇所は1,300以上にも上り、高度な土木技術と水を公平に分かち合う精神が凝縮されている施設です。豊後竹田駅背後の崖から落ちる落門の滝、これは廣瀬淡窓が作った詩に由来する滝ですけれども、これもその城原井路の一端です。

このように、竹田のかんがい用水群は、多くのエピソードと共に生きた農業遺産として今日に伝わっています。今回の登録は、こうした地域に根差した営みや技術、そして、地域住民や

土地改良区など、関係の皆様のたゆまぬ努力が国際的に認められたものであり、農業施設としての価値にとどまらず、観光、教育、地域振興の資源としての活用が一層期待されるところです。

そこでお伺いします。まず、宇佐のかんがい用水群登録を県としてどのように活用に取り組んできたのか。さらに、今回新たに認定された竹田のかんがい用水群について、観光や教育といった地域資源の観点も含めて今後どのように活用していくのか、農林水産部長にお伺いします。

大友副議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 まずは、昨日の世界かんがい施設遺産への登録、誠におめでとうございます。これまでの地元の皆さんのお努力に敬意を表する次第でありますし、私自身も振り返りますと、振興局時代に皆さんと頑張ろうと声を上げたことを思い出しながらこの日を迎えたことを本当にうれしく思っている次第でございます。

それでは、質問にお答えさせていただきます。
登録遺産の活用については、やはり地元での盛り上がりが非常に大切でございまして、県もこれまで支援をしてきてているところでございます。

県内初登録の宇佐の用水路については、広瀬井路建設に尽力しました南一郎平に大きくスポットを当て、活動を展開しております。例えば、市民劇のDVDや学校教材用の図書を作成しまして、こうした先人の偉業を子どもたちに伝承するほか、朝ドラの誘致活動なども積極的に行っております。また、世界農業遺産とも連携し、周遊コースの設定やガイドの育成など、観光面にも力を注いでおります。

今回の竹田のかんがい用水群の登録については、険しい山間部に造られました多くの隧道、そして石橋等の歴史・機能が世界的に高く評価されたものでございます。

当該エリアは、今後、中九州横断道路の延伸によりますアクセス向上も控え、観光や農業面での飛躍が大いに期待される地域でもあります。

地元では、先月、準備会を立ち上げ、関係者と具体的な活用策を練り始めたとお聞きしております。例えば小学生が参加するスタディーツーリズム、合宿など実施やユネスコエコパークと連携しました新たな観光コースの設定、さらには、登録遺産を付加価値と捉えた農産物のブランド認証の立ち上げ等も議論しています。

こうした活動を地元の振興局をはじめ、府内関係部局とも連携して支えていくとともに、次世代へ貴重な財産として引き継げるよう、施設の維持、保全にもしっかりと取り組んでまいります。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 そうですね、忘れておりました。知事はじめ、渕野部長、皆さん方には、この認定に当たって側面的な支援をいただいていたこと、本当にありがとうございます。

その上で、そうですね、「水は農家の魂なり」と、円形分水に刻まれた言葉です。荻地域には時間水の言葉が残ります。そして、毎年行われる水恩祭。かつて水の乏しい地域、遠くは豊後大野市まで山や谷を越え、米を作るために水を運んだ先人たちの努力の結晶が、今回、竹田のかんがい用水群として認定されたわけです。しかし、人の手を加えることをやめれば自然に返る宿命を抱えています。そして、今、施設を管理する農家さんの数は極めて少なくなっています。

今回の世界かんがい施設遺産への登録は、農家、地元にとって大きな誇りと希望、そして、勇気を与えていただく出来事となりました。竹田や宇佐だけでなく、県下至るところに残る農業土木遺産、これに興味や関心を抱く人が県民が増えるよう、観光や教育など、あらゆる面からの取組を地元と共にやっていただく、その支援をお願いしたいと申し上げまして、最後の質問、交通の安全・安心について伺います。

まずは、交通安全対策についてということで、近年全国的に交通事故件数は減少傾向にある一方で、ながら運転に起因する死亡・重傷事故は増加し、深刻な社会問題となっています。警察庁によれば、2024年のながら運転による死

亡・重傷事故は全国で136件と過去最悪を記録し、その多くがスマートフォンの画像注視によるものとされています。重大事故に直結する危険性が改めて浮き彫りとなっています。

他方、ながら運転の摘発件数は、10年前の103万件から、昨年は19万件へと5分の1以下に減少している。

こうした中、警察庁は、ハンズフリー装着であっても、画面注視が事故原因となっている可能性を否定できないと指摘しております。啓発の見直しが今改めて求められている状況です。

また、昨年11月には改正道路交通法が施行され、自転車によるながら運転に対しても新たに罰則が科されました。自転車は中高生など、交通弱者の重要な移動手段であることから、スマートフォンの使用やイヤホンの装着といった危険行為に対して、家庭、学校、地域が一体となった教育、啓発が不可欠だと思っております。

こうした中、私の地元、竹田市は、2年前の9月、交通事故ゼロ1千日を達成するなど、安心して生活できる交通安全都市であり、交通安全協会の加入率も80%を超えるなど、県下で群を抜いて高く、市民ボランティアによる活動も盛んです。しかし、昨年末から死亡事故が相次いでおります。5名の貴い命が失われました。中には、ながら運転の影響もあったのではないかと思っております。

また、県下全体を見ても死亡事故が頻発しており、今年1月から8月までの死者数は25人と、昨年同期より8人増加する深刻な状況が続いている。言うまでもなく、交通安全は法律やインフラ整備だけでなく、県民一人一人の自覚と行動に支えられます。特にながら運転のような日常に潜む気づきにくい危険行為への対策こそ、交通安全の原点です。

そこで、ながら運転の根絶を含めて、交通安全対策にどのように取り組んでいくのか、県警本部長にお伺いします。

大友副議長 幡野警察本部長。

幡野警察本部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、運転しながら携帯電話等を使用することは、運転への注意がおろそか

になって歩行者等の発見が遅れるなど、重大事故の一因となる極めて危険な行為というふうに認識いたしております。現在、昨年を大きく上回るペースで交通死亡事故が発生しておりますので、そうした中で、県警察では、こうしたながら運転の取締りを強力に進めておりますほか、自転車のながら運転も含め、その危険性について、各種の機会を通じて広報啓発も行っているところでございます。

また、同じく重大事故につながるおそれの高いものとして、飲酒運転や信号無視、横断歩行者妨害などもございまして、こうした悪質、危険な違反に対しまして、特に重点を置いて取締りを行っているところでございます。

あわせて、悲惨な結果を回避するためには、シートベルトの装着はもとよりでありますけれども、通行量の少ない夜間時はハイビーム走行によって歩行者等を早期に発見をするということや、自転車利用時のヘルメットの着用、また、交差点や道路を横断する際の安全確認等、道路を利用する一人一人の方が取るべき行動を理解し、確実にそれを実践していただくということが肝要であるというふうに認識いたしております。

そこで、竹田の皆様のように、日頃から多大な御協力をいただいている地域住民の方々や関係機関、団体の方々と連携するとともに、SNSや交通情報板等、各種の広報媒体も活用して、交通安全教育や広報啓発を行っているところでございまして、こうした取組を引き続き強力に進めてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 様々な取組をされているということ、承知いたしました。

私自身、18のときに大きな事故に遭い、その一瞬で人生が大きく変わりました。今も不自由を抱えながらですけれども、幸いにもこうして皆様の前に立つことができております。しかし、全ての人が同じように立ち上がるわけではありません。被害者となった方も、加害者となった方も、元の生活に戻れない方は多くいます。

法律の改正によって罰則が強化されたとして、取締りも強化されるとして、しかし、それでいいのかと。本当に必要なのは、その前に事故を起こさない、起きないようにするということだと思います。そのためにも、交通安全協会の皆さん方と共に、地域を挙げて教育や啓発活動に力を尽くしていただきたいと、今後ともそのようにしていただきたいと心から願っております。

それでは、最後に、関連して、道路環境について、一つ質問させていただきます。

交通の安全・安心を確保する上でもう一つ重要なのが、安全な道路環境の整備です。猛暑が続く中、道路沿いも草木が繁茂し、通行の支障となる事例が随所に見受けられます。特に路肩やカーブ、交差点付近では、視界を妨げたり、車両が支障木を避けてセンターラインを大きく越えていく危険な行為も目にすることがあります。

自然豊かな地域では、観光バスなど大型車両の通行も多くて、支障木への対策を求める声は、住民や観光関係者からも上がっておりまます。さらに、強風、豪雨、積雪時には倒木による通行障害も懸念されており、道路環境の改善は重要な課題です。

支障木の伐採は、基本的には土地所有者の責任と承知しておりますけれども、高齢化の進む山間部では、自力での伐採が困難なケースや、そもそも所有者不在のケースも少なくありません。緊急車両の通行や災害時の避難路確保の観点からも、支障木が危険な状況を発生させる前に予防的な対応を講じる必要があるのではないかでしょうか。

現在、県発注の業務仕様書には、枝打ちの対策課を3.8メートルと明示する例があると伺っておりますけれども、観光バスや大型トラックが多く通行する場所では、4.5メートル程度のクリアランスが必要な場合もあります。こうした箇所では、定期的な巡回点検を通じて事前の確認と個別の対応を行うことが望まれます。

そこで、道路管理者として、支障木の伐採、除去をはじめ、車両通行に支障のない道路環境の確保に向けてどのように取り組んでいくのか、

土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県では、管理する道路を常に良好な状態に保つため、パトロール等による異常箇所の迅速な対応に取り組み、車両の通行に支障となる樹木の除去については、車道上空4.5メーターを確保するよう努めています。

民地の樹木が支障となる場合においては、安全確保のための緊急的な措置として、所有者と協議の上、県が伐採することもあります。

加えて、令和2年度から予防保全対策として山間部で災害の発生につながるおそれのある樹木を対象に、森林環境税を活用した事前伐採にも取り組んでいます。また、景観や視界を阻害する雑草対策としては、令和6年度に大幅に予算を増額して草刈りの回数や面積を増やすとともに、コンクリート張りなど、発生源の抑制や除草剤散布による省力化などにも力を注いでいます。今後もこうした取組を着実に進め、地元や道路利用者の声に耳を傾けながら、安全で快適な道路環境の保全に努めてまいります。

大友副議長 宮成公一郎議員。

宮成議員 土木建築部長からの御答弁、ありがとうございました。

4.5メートルのクリアランスを行っていると。それから、森林環境税を使って事前にそういったことも行っているということです。また、昨年度からは、除草作業についても予算を大幅に増やしてということで、ここら辺りも周知しているところです。

そもそも大分県が管理する道路、4千キロメートル以上に及んで、その整備に加えて、日々の維持管理に本当に御苦労されていると思います。

さきほど、事前にと言ったのは、森林環境税を利用してということで、全てというわけではないと思いますけれども、現状では、支障木が見つかるたびに住民が土木事務所へ連絡して、職員が現地を確認した上で予算の範囲内で業者に発注する。業者は、その都度、発注に対応せざるを得ないということで、どこも煩わしい事

務手続があるのかなと思っております。森林環境税を利用してという事前伐採といったものが、より広く普及といいますか、広がっていくようになると、みんな助かるんだと思います。業者さんもそうだし、土木事務所のほうもそうだし、市民の方もそうで、ここら辺りをもう少し内部のほうでも、いろんな事情もありましょうから、検討していただければありがたいなと思っております。

さて、今年は、昭和でいえば昭和100年です。戦後でいえば、戦後80年という節目の年です。私たちは先人が築いてきたこの豊かな国、安心して暮らせる地域社会、こういったものを引き継いでいます。人口減少や労働力不足という、本当に簡単ではない課題が今我々の前に直面しておりますけれども、親や祖父母の世代がそうであったように、私どもの世代も知恵を絞って力を合わせれば、必ずこの困難を乗り越えられると信じております。そう思いながら、今回大きく3点について一般質問をさせていただきました。これで私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で宮成公一郎議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

→…←
大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

次回は、明日定刻より開きます。日程は決定次第通知します。

→…←
大友副議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時40分 散会

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月12日（金曜日）

議事日程第4号

令和7年9月12日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑

出席議員 41名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 舛田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 麻生 栄作 | 阿部 英仁 |
| 御手洗朋宏 | 福崎 智幸 |
| 吉村 尚久 | 若山 雅敏 |
| 成迫 健児 | 高橋 肇 |
| 木田 昇 | 二ノ宮健治 |
| 守永 信幸 | 原田 孝司 |
| 玉田 輝義 | 澤田 友広 |
| 吉村 哲彦 | 戸高 賢史 |
| 猿渡 久子 | 堤 栄三 |
| 末宗 秀雄 | 佐藤 之則 |
| 三浦 由紀 | |

欠席議員 2名

| | |
|-------|-------|
| 井上 明夫 | 元吉 俊博 |
|-------|-------|

出席した県側関係者

| | |
|-----|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |

| | |
|--------------|-------|
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 丈彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 将護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 井下 秀子 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時 開議

大友副議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

大友副議長 本日の議事は、議事日程第4号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑

大友副議長 日程第1、第71号議案から第102号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告があるので、これを順次許します。
穴見憲昭議員。

〔穴見議員登壇〕（拍手）

穴見議員 おはようございます。4番、自由民主党の穴見憲昭です。今回、一般質問の機会を

いただきました。先輩、同僚議員の皆様に感謝申し上げます。そして、恐らく僕の質問に皆勤賞じゃないかと思われる御友人と先輩のお二人、いつもありがとうございます。よろしくお願ひします。

それでは、選ばれるおおいたに向けた取組についてということで、2点ありますが、まずは移住・定住の促進についてお伺いします。

昨今、大分県のみならず、全国的に少子高齢化、人口減少は日々深刻化していると感じております。こうした急激な人口減少の結果、今はどの業界、どの企業の方々と話しても、人手が足りない、募集しても来ないというお声をたくさん耳にします。

この課題に対しては、生まれてくる子どもを増やす少子化対策や、健康寿命の延伸などによる自然増と、若年層を中心とした県外への転出を上回る転入超過の実現による社会増の両面から対策に取り組んでいく必要がありますが、入ってくる人を増やす、大分に来てもらうという移住・定住の観点から質問いたします。

移住・定住の促進という観点に絞りましても、本県を知ってもらうために本県の魅力を発信すること、又は新たな魅力を創出することが、まず重要であると考えます。また、移住に際して最も肝となる就労に関しては、選択肢となる職種や賃金水準といった環境の整備、幅広いサポート、マッチング支援の実施が欠かせません。加えて、住む場所の確保や子どもを安心して預けられる環境づくり、質の高い教育体制の構築など、様々な角度からの支援や対応が必要になってこようかと思います。さらに、それらの観点において、県外居住者が何を重視して移住を考えているのかというニーズをしっかりと把握することも肝要と考えます。

これら移住に関する支援においては、今年度の当初予算にも計上されています、おおいた移住定住促進事業や若年者県内就職促進事業などをはじめ、多様な切り口を持って既に取り組まれているものと思いますが、同様に、他県や他都市においても、移住・定住の促進に向けて様々な取組がなされております。

昨年度の本県への移住者は、5年連続で過去最高を更新したということですが、想定を超えるスピードで進む人口減少と人手不足の中、他地域との競争は一層の激化が予想され、そうした競争を勝ち抜いて、選んでもらえる大分県を目指していかなければならないと考えております。

そこで、選ばれるおおいたの実現に向け、今後どのように移住・定住の促進に取り組んでいくのか、知事にお伺いします。

以降、対面席にて質問いたします。

[穴見議員、対面演壇横の待機席へ移動]

大友副議長 ただいまの穴見憲昭議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 おはようございます。穴見憲昭議員の移住・定住の促進についての質問にお答えいたします。

本年1月1日現在の人口動態調査によりますと、本県の生産年齢人口は約60万2千人で、この10年間で約13%減少しております。生産年齢人口の減少は、あらゆる分野に深刻な人手不足を引き起こし、地域経済の維持が危惧される喫緊の課題となっております。

また、本県人口の社会増減は、コロナ後の外国人入国者の回復に伴い、ほぼ均衡しておりますが、若年者を中心に日本人の転出超過が続いているところであります。

このため、本県では、将来の担い手となり得る若年者や子育て世代に重点を置いて、三つの観点から移住・定住施策を進めています。

1点目は、県外からの移住決断の鍵となる仕事の確保であります。主に30代以下の若年者を対象とした、県内企業からニーズの高いITスキルの習得支援等を通じて、この4年間で300名を超える県内移住につなげました。また、今年度からは、新たにファイナンシャルプランナーの資格取得の支援も始めたところであります。

2点目は、県出身の新卒者への働きかけであります。Webマガジン「オオイタカテ！」を活用した県内企業の情報発信や、高校生を対

象とした合同企業説明会を通じて、県内企業への就職を促進しています。とりわけ、本県からの進学者が多い福岡県では、「d o t.」を拠点として、県内企業への就職相談やU I J ターンのイベントを重点的に開催しているところであります。

加えて、今月から県内就職を支援するおおいたジョブステーションを、移住希望者の利便性も高い大分駅ビル内に開設しており、企業と学生の交流やマッチングイベント等を充実させていきます。

3点目は、若い世代が安心して暮らせる環境づくりであります。移住に伴う負担軽減を図るため、今年度から本県独自の移住応援給付金について、市町村と連携して、子育て世帯や若年者への加算を充実させています。

また、こども医療費助成や保育料の減免をはじめ、全国トップクラスの経済的支援策を用意して、子育てに優しい地域づくりを進めている本県の取組も移住希望者に積極的にPRしてまいります。

引き続き移住予定者のニーズや他団体の施策も参考としながら、実効性の高い移住・定住施策を展開して、県内外から選ばれるおおいたの実現を目指してまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。三つの観点からということで、詳しく御説明いただきました。

さらに、その三つの中からもっと細分化すれば、いろんな事業が、いろんな取組があるんだろうなというふうに思っております。時間が許すのなら、その1個1個、詳しく議論させていただきたいところではありますが、一般質問という場でありますので、知事の俯瞰的なお考えを聞くことができました。言葉の中に全国トップクラスのメニューというか、支援をという言葉もありました。本当にほかの自治体に負けない取組を引き続き働きかけていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

では、次に、県産品の販路拡大についてお聞きします。

人口減少の進行に伴い、県産品の国内需要はその縮小が懸念されております。そうした中、海外市場においては、日本食ブームの影響などもあり、調味料をはじめとした質の高い日本の加工品等への需要が高まるなど、ビジネスチャンスが拡大しているところであります。

一方で、先般ようやく日米両国が関税交渉において合意したところではありますが、関税をはじめ、為替の変動など、国際的な経済環境の変化は、海外市場を目指す県内企業に対して少なからず影響を及ぼします。このため、県産品の輸出先や販売チャネルの多角化など、外部環境の変化に柔軟に対応できる体制づくりが海外展開を目指す県内中小企業にとっても重要であると考えております。

昨年の県産加工食品の輸出額は、10.9億円と過去最高額になったとのことでありますけれども、安心・元気・未来創造ビジョン2024では、令和15年には16.5億円まで引き上げるという目標が掲げられており、県としても、この分野にさらに注力していくものと期待しております。

少し話は変わりますが、先日、県外調査で東京にあります、おんせん県おおいた応援店の九州堂谷中銀座店さん、そしてima k a r aさん、さらに、県の公式アンテナショップである坐来大分さんを訪問させていただきました。いずれも大分県にゆかりのある商品の販売を行っている店舗さんでして、それぞれの販促に係る工夫ですとかお困り事を聞かせていただきました。全てを言うと長くなるので割愛しますが、押しなべて感じたことは、全国各地から人が集まる東京の地で大分の県産品を広めるに当たっては、仕入れや販路拡大又は商品の開発など、それぞれの自助努力だけでは限界があり、やはり行政のバックアップが必要不可欠だということと、さらに、アンテナショップというものは他県も積極的に推進しているケースがほとんどであるため、そこの競争にも負けないような働きかけが必要だということでありました。

現在、大阪・関西万博が開催されております。これは県産品の魅力を国内外に発信する、また

とない機会であります。先日、万博会場内において、九州7県の合同自治体催事を開催し、食や観光資源などの本県の魅力について発信を行ったと伺っておりますが、こうした取組を一過性のイベントで終わらせる事なく、県産品のさらなる販路開拓につなげていくべきであると考えます。

そこで、県産品の販路拡大に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、商工観光労働部長にお伺いします。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 お答えいたします。

県では、国内外への販路拡大に取り組む県内加工食品事業者を支援しているところでございます。輸出においては、昨年9月にOita食輸出コンソーシアムを立ち上げまして、ジェトロなどの支援機関と連携して、事業者への切れ目のない支援を実施しているところでございます。本年6月には、ジェトロや貿易協会と連携合意書を締結しまして、オンラインカタログの「Japan Street」を活用した商談機会の獲得など、県内事業者と海外バイヤーとのマッチングをさらに促進しているところでございます。国内では、大消費地である都市圏を中心に販路開拓を実施しております、首都圏では、坐来やおんせん県おおいた応援店での県産品消費拡大に向けた取組を支援してきたところでございます。

今後は坐来と応援店が連携を強化し、仕入れや新商品開発などの情報交換の機会を設けたいと考えております、このような機会を設けることで、相乗効果を生み出し、県産品の一層の取組拡大につなげていきたいと考えております。

また、大阪・関西万博での九州7県の合同催事や、KITTE大阪に設けた期間限定アンテナショップでは、多くの来場者に県産品をPRできたと考えております。これらのイベントなどで周知した県産品の継続購入につなげるため、オンラインショップのPRを強化するとともに、国内外の商談会、展示会の出展などを通じた、さらなる販路拡大を図ってまいりたいと考えております。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。この販路拡大にしましても、さっきの移住にも関連していくんですけども、まず、やはりスタートラインは大分を知つてもらうところから始まるんだろうというふうに思います。さきほど部長からも輸出の強化ですか応援店の強化、また、万博に関する部分もコメントありましたけれども、やはりそれらを通してしっかり大分を知つてもらう、そのための広報宣伝というのが重要なんだろうというふうに解釈しております。

部長、今回から大分のほうに着任されたということで、今時点では、恐らくこの中のどなたよりも客観的に大分を見れているんじゃないかなというふうに思います。外から見た大分というのが分かるんじゃないかなと思います。ですので、その観点から、今の大分に足りないところをどんどん指摘してほしいというふうに思っております。

あと、余談ですが、部長のSNSも見せていただいております。引き続きいろいろと発信していただけるとありがたいなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

では、次の項目に移ります。

子ども・子育て関連の質問に入りますが、まずは知事のお考えからお聞きしたいと思います。子育て満足度日本一の実現についてであります。

さっきの移住の部分では、人口の流出の増減に関する質問でしたが、人口減少に歯止めをかけるためには、自然増対策も打ち続けていかなければなりません。そのため、これまででも、県民が安心して子どもを産み育てやすい環境づくりに絶え間なく取り組んでこられていることだと思います。特に子育て満足度日本一については、平成21年からその取組が始まりましたが、以来16年の長きにわたり、様々な子ども・子育て施策が積み重ねられてきたと承知しております。

佐藤知事におかれましても、基本姿勢の一つに継承・発展を掲げられ、広瀬前知事時代から引き続き、政策目標として子育て満足度日本一の実現を目指し、出会いから結婚、妊娠・出産、

子育てと、ライフステージに合わせた切れ目ない施策を展開されております。

就任後初の当初予算編成となりました令和6年度予算では、こども医療費助成を高校生年代まで拡充するとともに、県立学校の給食費無償化にも取り組まれましたし、本年度予算においても、引き続き出会いの応援や子育て環境の整備促進、ヤングケアラーの実態調査を含め、困難を抱える子どもたちへの支援体制の強化などに積極的に取り組まれてきております。

こうした意欲的な施策の展開が、本県の子育て満足度を高めるものと期待しているところではありますが、やはり気になるのは出生数であります。本年6月、昨年1年間に県内で生まれた日本人の子どもの数が初めて6千人を割り込んだというニュースを目にしました。厚生労働省が発表した人口動態統計によれば、令和6年の出生数は前年より302人減となる5,957人であり、14年連続の減少、依然として過去最低を更新する状況となっております。1人の女性が産む子どもの数の指標となる合計特殊出生率は1.37と、こちらもこれまで最も低くなっています。同様に人口減少が進む全国の都道府県と比べれば、合計特殊出生率については、高いほうから10番目ということになりますので、これまでの施策の効果は一定程度現れているのかもしれません、急激に減少する本県の人口を考えれば、さらなる自然増対策を講じる必要があろうかと考えます。

本年度からは、子ども・子育て施策の行動計画である大分こどもまんなかプランに基づき、子育て満足度日本一の実現に向け、一層の取組が進められるものと期待しておりますが、その効果をより大きなものにするためには、これまでの課題を的確に分析し、より効果的な取組を講じる必要があろうかと考えます。

そこで、子育て満足度日本一の実現に向けて、今後どのように取り組んでいかれるのか、知事の見解をお伺いします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 子育て満足度日本一の実現についてでございます。

本県の合計特殊出生率は全国上位にあるものの、長期にわたる出生数の減少や若年層の県外転出の影響もあり、急速な少子化の流れに歯止めがかかっていない状況にあります。

そこで、昨年策定しました安心・元気・未来創造ビジョン2024では、引き続き子育て満足度日本一の実現を目指して、結婚から妊娠・出産、子育てまでを切れ目なく支援することとしています。

まず、結婚への支援ですけれども、AIを活用したマッチングなど、出会い系サポートセンターの仲介により、これまで244組が成婚に至っています。

また、知事公舎やホーバー、ホーバーターミナルを活用した婚活イベントも好評いただいており、引き続き地域の特性や観光資源をいかしたイベントを県内各地に展開してまいります。

次に、妊娠・出産については、県独自の不妊治療費助成や妊婦健診等に要する交通費支援に加えて、産後ケアは昨年度、前年の約3倍となる1,599人に御利用いただくなど、安心して出産前後を過ごせるよう支援してまいります。

子育て面では、高校生年代までの医療費助成や第2子以降の保育料全額免除、県立学校の給食費無償化など、全国トップクラスの経済的支援を行っているところでございます。

また、今年度からは企業の協賛もいただきながら、こどもルームなどの子育て支援拠点やファミリー・サポート・センターなどの子育てサービスの利用を促す動画を作成して、SNS等で配信することとしているところであります。

加えて、11月にハーモニーランドで開催するイベントでは、子育てタレントによるトークショーのほか、育児に関する園内クイズラリー、助産師による子育て相談等により、男女が共に家事や育児を行う機運醸成を図ってまいります。

さらに、要保護児童の安全確保をはじめ、発達障がいのある子どもや医療的ケア児、ヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子どもとその家族へのきめ細かな支援にも努めているところであります。

引き続きこうした取組によりまして、子育て

満足度日本一の実現に向けて力を尽くしてまいりたいと考えております。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。子育て満足度日本一といいましても、いろんな事業があるわけで、その一部を今、知事のほうから詳しく御説明いただきましたが、正にそれらは並行してやっていかないといけないと思います。

これまた、さっきの移住の件と同様に、本来であれば、1個ずつしっかり話し合いたいところではありますけれども、時間の関係もありますので、今回、数点、私の中で重要と思う子育て関連の分野、施策で各論部分を聞いていきたいと思います。

まず、その一つ目として、さっきの知事の御答弁の中にも出てきましたが、不妊治療に関する分野であります。

御承知のとおり、本県では、体外受精などの不妊治療に対する助成制度が設けられております。現在、40歳未満の方には最大6回、43歳未満の方には最大3回、1回当たりの最大10万円の助成、先進医療にかかる費用の7割までの助成という内容になっており、治療を必要とする方々の経済的な負担軽減に一定の効果を上げているものと認識しております。

しかしながら、不妊治療に取り組む年齢層は年々上昇しており、特に40代前半から半ばの女性にとりまして、現行制度ではカバーし切れないといった実情が見受けられます。現場の方からは、不妊治療を始める平均年齢は30代後半となっており、40歳以上で治療を受ける方も増加してきているとの声もお伺いしております。現在、42歳までの治療開始を助成対象の年齢上限としている自治体が多いようですが、この年齢上限は実態に即していないのではないかという御意見も耳にしております。

また、一部の先進県では、43歳以上を助成対象としている例もあり、こうした事例を踏まえれば、もう少し柔軟な対応が求められるのではないかというふうにも思います。さらに、高齢になるほど、治療成功率は下がるため、複数回の治療が必要であり、12回までの助成拡充

を望む声もあります。特に鳥取県や福井県では、独自に助成対象年齢や助成回数を拡大しております。不妊治療は時間との戦いでもあると思います。そして、当事者にとって経済的負担が重く、精神的な葛藤も大きいというのが現実であります。

こうした背景を踏まえ、子育て満足度日本一を掲げる本県として、子育て支援や少子化対策を進めていくのであれば、不妊治療の助成拡充はその根幹を支える施策の一つとして強く位置付け、当事者の切実な声に耳を傾け、より柔軟かつ実効性ある助成制度へ改善していくことが必要ではないかと考えます。

そこで、県として、不妊治療への支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 不妊治療への支援についてお答えいたします。

県では、国に先駆けて平成15年度から不妊治療への助成を開始し、保険適用後の令和4年度以降は、自己負担の大きい先進医療と不妊検査費を対象に市町村と共同で助成しており、全国でも高い水準の支援を行っております。

国は保険適用となる年齢要件について、年齢が高くなるほど出産の確率は低くなり、流産や妊娠合併症などのリスクが高まるとの医学的知見を基に、治療開始時の年齢を43歳未満と定めています。

また、不妊治療により出産された方のうち、92%が6回までの治療で分娩に至っており、さらに、40歳以上では3回目以降、回数を重ねてもほとんど効果が見られないとの知見を得ております。このことから、国は保険適用となる回数を、治療開始時の年齢が40歳未満の場合は6回、43歳未満では3回としているものであり、県の助成制度においても同じ要件としているものです。

また、こうした中、県では、早い時期から将来の妊娠や出産を考えていただくことが重要だと考えておりまして、高校生等を対象にした出前講座を実施しております。昨年度は2,2

27人が受講したところでございます。

今後とも、妊娠・出産を希望される方に寄り添った支援の充実に努めてまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 では、続けて、もう1点確認したいので、再質問をさせていただきます。

PGT又はPGT-Aと呼ばれる着床前胚異数性検査というものがあります。これは子宮内に移植する前に染色体の本数の過不足を調べる検査であり、検査し、その正常胚を移植することによって、流産率を低減させる効果があると言われております。

しかし、これにかかる費用が検査をする胚の数掛ける11万5,500円と高額でありまして、この検査をすると約50万円程度の負担が発生するため、検査を諦める人も少なくありません。この検査に対する補助も必要かと考えますが、県としての考えはいかがでしょうか。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 今、お話をあったPGTの検査については、先進医療として、今年の7月から国内の四つの施設で先進医療として実施できるようになっているということで、そのうち大分県の施設も1か所も含まれているというふうに伺っておりまして、それに対して、県としても先進医療の助成の対象とさせていただいております。

このPGTについては、ほかの先進医療と少し異なる点がございまして、ほかの先進医療は保険適用を目指している段階にある治療ではあるんですけども、このPGTについては、まだその一步手前の、有効性であるとか安全性であるとか、そういったところ、まだこれから評価していくかといけない、そういう段階にあるというところが特徴でございまして、現時点できさらなる拡充をというところを判断するのは難しいかなというふうに考えておりますので、今後も国のその審議の動向等も見ていただきたいと考えております。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。前の体外受精の部分、こちら、国が定める目安に沿ってい

ると、そして、その後のPGTに関しましても、いわゆる国の動向を見定めていくということであったかと思います。そもそもですが、最初の答弁がありましたとおり、大分県は不妊治療については、しっかりと取り組まれているとは思います。しかし、現場からすると、やはりもっと改善してほしい、拡充してほしいという声もありまして、今回この質問を取り上げさせていただきました。もちろん予算があってのことありますので、全部が全部、要望の声に応えると、これはもう不可能であろうかと思いますが、やはり現場の声や治療に取り組まれている方の声も反映しながら、今後の対応を検討していただきたいと思います。

さきほど御答弁がありましたとおり、いろんなエビデンスを基に今の基準を定められているとは思うんですが、それをさらに超える取組にしていくというのはなかなか勇気が要ることというか、難しいことだと思うんですが、ちょっと揚げ足を取るつもりはないんですけども、やはり子育て満足度日本一の実現を目指すということであれば、やはり他県の後追いではなくて、先進的な取組も必要になってくるのではないかというふうに思います。そして、この不妊治療の支援の充実というのは、少子化対策になるのはもちろんなんですけれども、冒頭の質問の移住促進に関してもプラスの要因になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

今後も、自分自身もまた、利用者のニーズなどを含めて、いろいろ調べて、そしてまた、改めていろいろと提案したいと思いますので、県としても現場の方、又は利用者の声を聞きながら今後の方向性考えていただきたいなということをお願いしております。

では、続きまして、子ども関連施策の二つ目、ヤングケアラーへの支援についてお聞きしたいと思います。

昨年の第1回定例会において、ヤングケアラーと呼ばれる子どもたちへの支援について質問させていただきました。当時の趣旨としましては、まずはヤングケアラーの実態把握が第一で

あり、そこから各ケースに応じた支援策を講じていくべきではないか、そういう内容ありました。それに対して、県としては令和6年度の当初予算にヤングケアラー等支援体制強化事業を計上し、早速、小学5年生から高校3年生までを対象とした実態調査を実施したというふうに聞いております。

その調査結果は昨年10月に発表されたところであります。その中において、ヤングケアラーの疑いのある児童生徒は県内で約2,100人いると推計されており、僅か3年前の調査結果と比較しても、2倍以上となっている実態が判明したところであります。そのような状況も踏まえ、今年度の当初予算においては、市町村の相談支援体制強化などを含む同事業が引き続き計上されており、県として、LINEアプリを活用したり、専門アドバイザーが各市町村を回ったりするなど、相談しやすい環境づくりにも取り組まれておりますし、また、さきほど申し上げた今年度の事業では、市町村が実施するコーディネーター配置経費の助成や、ヤングケアラーの悩みを持つ方々の居場所の提供なども実施されているものと思います。

まだ、年度の途中ではありますが、様々な取組を進めていく中で、成果が得られると同時に、新たな課題も見えてきているのではないかと思います。こうした課題に対応するために、今後力を入れていくべき新たな対策や市町村との連携強化も必要になってくるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、今後、ヤングケアラーへの支援にどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 ヤングケアラーへの支援についてお答えいたします。

ヤングケアラーの置かれた状況は、家族構成や経済状況、お世話する内容や負担感など、ケースごとに様々な課題が異なりますので、市町村による個別丁寧で粘り強い支援が求められます。県内の各市町村では、今年度これまで119件の相談に対応しております、7月末まで

に12件が福祉サービスの利用や児童相談所の措置などにつながり、終結に至っております。

県では市町村の取組を後押しするため、この5月の会議で実態調査の実施ノウハウを共有し、今年度は大分市など五つの市が、支援が必要な子どもを把握するための記名式調査を予定しております。また、コーディネーターについては、別府市など三つの市が配置しております。

また、17の市町では、見守りが必要な家庭に弁当などを持参いたします戸別訪問が行われています。さらに、今年度は県内5か所の児童家庭支援センターで、夏休み等に子どもが気軽に悩みを相談できるような居場所を提供しておりますところであります、8月末時点では延べ94人が利用しております。

引き続きこうした取組を市町村や関係機関と緊密に連携しながら行うことで、ヤングケアラーへのきめ細かな支援の充実に努めてまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。部長おっしゃるとおり、ヤングケアラーというのは非常にデリケートな課題であります、マンパワー、そしてまた専門性が、対応するのにですね、必要としてくる対応にならうかと思いますが、お言葉のとおり、きめ細かな支援を引き続きやっていただきますようお願い申し上げます。

次に、子ども関連施策の三つ目になります。学校教育における総合的な探究の時間についてお伺いします。

この質問は、昨日、木田議員の最後の質問の高校の特色化についてというところとちょっと似通っているといいますか、重なる部分がありますが、御容赦ください。

昨今、少子高齢化や人口減少をはじめとした社会構造の変化、働き方の変化、グローバル化、デジタル技術の進展など、様々な変化とその早さを感じているところであります。このように目まぐるしく変化する現代社会において、そういう状況に対応できる人材の育成が必要であり、そのためには単なる知識の伝達にとどまらない課題解決型や探究型の学びが求められて

ると思います。

また、それらは小学校、中学校の義務教育における総合的な学習の時間の重要性にとどまらず、高等教育においても不可欠な視点かと考えております。文部科学省においても、「今、求められる力を高める総合的な探究の時間の展開」というタイトルで、小学校編、中学校編に加え、高等学校用に計画や具体例を示した冊子を作成し、解説されているところであります。この中では、全体計画の策定から学習指導の考え方、細かいカリキュラムの構築、先生方への指導など、幅広く提示されております。全て必要な項目ではあるものの、これら全てを実践するにはかなりの時間と労力を要するのであろうと、素人ながらに感じた次第です。

しかし、それらにしっかりと取り組み、高校教育における探究的な学びを推進していくことは、生徒一人一人の自己実現と社会的役割の獲得に直結するとともに、地域の未来を担う人材育成を実現する手段でもあると思います。

そこで、本県の高校教育において、総合的な探究の時間の充実に向け、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

本県では、全ての県立高校で校内にチームを編成し、生徒に身に付けさせたい資質や能力を基に、総合的な探究の時間の年間指導計画を作成するなど、探究的な学びの質を向上させる取組を組織的に進めています。

例えば竹田高校や三重総合高校では、地元企業や自治体と連携した探究活動を年間を通して実施し、フィールドワークや意見交換を通じて、地域課題の解決に取り組んだ成果を全体発表会の場で地域関係者と共有しております。

また、県教育委員会でもSTEAM教育の一環として、学校や学年の枠を越えたグループを編成し、大学や企業の協力を得て、生徒の興味や関心に沿った課題研究を行い、課題発見、解決能力などの向上を図っています。

他方、教員向けにも全ての県立高校の総合的な探究の時間の担当者を対象に、データサイエ

ンスやメンターとしての教員の役割などを学ぶ講座やワークショップを実施し、指導力の向上を図っているところです。

今後も教室の中だけでは得られない実践的な学びの機会を提供することにより、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を持った人材の育成に努めてまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。ちょっと抽象的な質問というか、聞き方になってしまって申し訳なかったんですが、でも、今の学校教育において、ものすごく重要な部分じゃないかと自分は考えておりまして、今回どうしてもこの項目を入れたくありました。テストでいい点を取る、大学に受かる、いい大学に行くといったことももちろん大事なんですけれども、やはり自分で物事を正しく判断する力、思考力、表現力、そういうものを養っていく必要性が今の時代高まっているというふうに思いますし、いわゆる思考の柔軟性というものを高めていかないといけないのだろうというふうに、自分は解釈しております。

そして、それらというのは、必ずしもテストだけでははかれることでもないですし、授業だけで全てカバーできるものでもないというふうに感じております。そういうふうに考えると、恐らく先生方の仕事というのは本当にどんどん増えていくんだろうとは思うんですけども、しかし、一方で、やっぱり子どもたちがこの予測困難な時代を強く生きていく、そのためには、この総合的な探究の時間の展開、これにしっかりと取り組んでいただきたいなという思いを持っております。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

以上、子育て満足度日本一の観点からピックアップした三つ、子ども・子育て関連に関して質問させていただきました。いずれも重要と考えておりますので、積極的な取組をお願いしたいのと、そしてまた、不妊治療の部分に関しては、引き続き私も調べていろいろと提案させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

では、次の項目に移ります。おおいた消防指令センターについてお聞きします。

この質問も、昨年の第1回定例会において質問させていただきました。その後の令和6年10月に本格運用が始まりまして、約1年が経過しようとするタイミングであるため、今後の方針をお聞きしたいと思います。

おおいた消防指令センターは、県内の14消防本部が連携し、全ての119番通報の受付から出動指令までを一元的に担う全国初の取組として、大きな注目を集めました。通信回線や人員体制を強化することで、通報のつながりやすさや出動の迅速化が図られ、災害時の広域的な対応力向上も期待されているところであります。

全国的には消防指令に携わる職員の確保が年々難しくなっているという現状があり、とりわけ、規模の小さな自治体では、限られた人員で24時間365日の体制を維持することが困難になりつつあると考えられ、結果として、通報への初動対応のばらつきや災害発生時の情報共有の遅れといった課題が指摘されているところであります。

また、消防本部ごとに指令システムや運用ルールが異なることにより、広域災害時の円滑な連携が妨げられかねないといった課題もあります。

こうした中で、大分県が県域での一元化に踏み切り、センターを整備、運用することとした意義は極めて大きく、今後、一元化が全国で広がっていく際の先進事例としても位置付けられることと思っております。その意味では、一元化の効果を最大限に生かしつつ、全国の自治体の模範となるような運用が求められているとも思います。

また昨今、災害が激甚化している中、おおいた消防指令センターは県民の安全・安心のために非常に重要な役割を果たしているとも言えます。県においては、センターの維持管理費への支援などを行っていただいているところであります。また、数年先には機器の更新費なども発生してこようかと思います。今後もセンターが円滑に運用できるよう、引き続き連携を図っ

ていただきたく思っております。

そこで、運用開始から1年が経過しようとしておりますが、おおいた消防指令センターの効果及び今後の円滑な運用について、防災局長のお考えをお聞きします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

災害が多様化、頻発化し、救急需要が増加する中、消防指令の共同運用によりまして、全県で14名の通信指令員を現場等に再配置できるなど、現場の対応力向上に寄与しております。

昨年8月の台風第10号では、通常の2倍となる18台に指令台を増強して対応したところ、被害が大きかった国東市からは、当市で従前運用していた2台の指令台では通報への対応が難しく、効果が実感できたと評価する声も聞かれています。

また、今回新たに導入されました通報者のスマートフォンの映像をリアルタイムで指令センターに届けるシステムは、月平均約15件の利用がありまして、救命救急時の通報者との意思疎通や火災現場の状況把握等に効果を発揮しております。

加えまして、本年11月に開催いたします緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練では、ドローン等で撮影した現場の映像を関係機関で共有する訓練を行い、情報活用能力のさらなる向上を図ってまいります。

これらの効果を維持し、センターを円滑に運用していくためには、安定した財源確保が必要なことから、今年6月に国に対しまして、財政支援についての要望も行ったところであります。

今後も市町村と連携して、おおいた消防指令センターの円滑な運営に取り組んでまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 ありがとうございます。財源の部分で国に対して要請しているということでありまして、正にそこをしっかりとやっていただきたい、そしてまた、維持管理の部分に関してサポートしていただきたいと、これはもう強く思っております。

そしてまた、それとは別に、やはり1年経過してきた中で、いろんな課題、また改善点、見えてきたんじゃないかなというふうに思います。大分市、設置されている大分市はもちろんすけれども、各市町村ともよくよく情報共有を図っていただいて、しっかりと連携を取って、これからもセンターの運営に努めていただきたいと思います。

私も運用開始されて1か月後、2か月後かに現地視察させていただきました。また、1年たつので、また現地にお邪魔して、いろんな話を聞いてみたいと思いますし、その上で、今後のこのセンターの在り方、また、引き続き議論させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の項目です。県管理河川の草刈りについてお伺いします。

先日、とある民間の方から、河川から伸びた草が、自身が所有する敷地に入り込んでおり困っているという相談を受けまして、現地に行ってまいりました。その後、土木事務所のほうに相談に伺いましたが、基本的には地元地域の方々で草刈りをやってもらっていますということありました。

これまでこの内容は、この県議会において何度か議論されてきたことではあります、河川の土手や法面の草刈りについては、地域の自治会やボランティア頼みといった実情があります。リバーフренд事業として、地元のボランティアの方々に対し、年間2回の活動支援を行っているのですが、活動の中心となっている方々も高齢化による限界があるのではないかと思います。特に、私、大分市すけれども、地方ほどこういった状況が進んでいるというふうにも聞いております。

また、場所や地域によりましては、草が伸び過ぎていて、そもそもどこからが川の境目なのか、どこからが法面なのかというのがもう分からず、素人が草刈りするにはちょっと危険ではないかという状況も少なくありません。

本来、行政が管理、所有するエリアから伸びた木や草であるため、地元地域だからとか隣接

するからといって、地域の自治会やボランティアの方々に頼ってばかりではいられない状況ではないかとも思っております。もちろん予算には限りがあることではありますので、全ての道路や河川の草刈りを丁寧に対応することは難しい、これは理解しております。

一方で、近年の異常気象もあってか、雑木の繁茂も激しく、こうした状況は堤防の変状などの状態把握をしづらくさせるだけでなく、災害発生時には被害の増大を招くのではないかと危惧されるところでもあり、河川管理者としては適切な管理をしなければならないものと考えております。

そこで、県管理河川の草刈りにどのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

河川の草刈りは、水害の防止、施設の維持管理、環境の保全、河川空間の利活用などの観点から、重要な取組であると認識しております。県では、治水上、支障となる草木について、河床掘削や堤防の点検時に合わせて草刈りを行うなど、防災上、必要な箇所を優先的に実施するとともに、堤防天端を簡易舗装し、除草面積を減らす取組も行っています。

一方、環境保全の観点からの草刈りについては、県が全ての箇所を対応することは難しいため、地域で美化活動を行っている自治会やボランティア団体の方々に御協力をいただいているところでございます。

しかしながら、参加者の高齢化や記録的な猛暑の中での作業など、地域活動の継続には看過できない課題もあり、その対策は急務であると認識しています。そのため、作業の負担軽減に効果を発揮したラジコン草刈り機を追加導入するとともに、今年度から熱中症対策として、空調服の貸与も開始したところです。

今後も地域の方々と協働して、適切な河川環境の保全に取り組んでまいります。

大友副議長 穴見憲昭議員。

穴見議員 この質問、直近でいくと今年の第1

回定例会で福崎議員が質問されていたと思いますし、過去にも多くありました。そしてまた、この件取り上げるに当たって、ほかの議員さんからも、うちの地域も同じだよというような声もたくさんいただきました。

そもそも、行政が所有している土地、河川から草が伸びてきて、そして、民地に影響が出ていて、それをその土地の所有者、自治会、ボランティア団体で草刈ってくれ、これはなかなか理解を求めるのに難しい部分があるんじゃないかというふうに思っております。

しかし、さきほども申し上げましたが、部長の御答弁にもありましたとおり、県内にたくさんある道路や河川において、日々伸び続ける草を刈り続けるということは莫大な予算がかかるので、現実的には不可能で、やはり県民の善意に頼らざるを得ない、これもまた理解しております。ですが、当時、福崎議員も同じようなことをおっしゃっていた記憶があるんですが、やはり定期的に行行政のほうでやるんで、その間、地域の力を貸してくださいというような持つていき方と、補助事業があるので、それ使って地元で完結してくださいっていうのとでは、やっぱり受け取る側、全然違うと思うんですよ。ですので、各地域事情も踏まえた上で、予算配分、事業計画を立ててほしいですし、それプラス、その地域への説明、これをしっかりとやっていただきたいなということを強くお願ひしておきます。

以上で私の質問を全て終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で穴見憲昭議員の質問及び答弁は終わりました。吉村哲彦議員。

〔吉村（哲）議員登壇〕（拍手）

吉村（哲）議員 皆さん、こんにちは。37番、公明党、吉村哲彦でございます。

明日から3日間を中心に県民スポーツ大会が開催されます。私も先週、議員のソフトボール大会、参加させていただきまして、ホームランを打つ爽やかな汗、ストライクの入らない冷や汗、そしてエラーをしたときの仲間からやじられる冷や汗、非常にたくさんの汗をかく1日で

ございました。明日からの大会に出場される皆さん、また、関係者の皆さんのが日頃からのトレーニングの成果をしっかり発揮し、また、広く県民の皆さん元気、活力になる、そういう大会になるように心から応援をしていきたいと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

初めに、誰もが安心して暮らせる社会づくりについて、4点について質問させていただきます。

まず、ひきこもり対策についてあります。

私はこれまで8050問題などを通し、ひきこもりの課題について取り上げてまいりました。

現在、本県では、おおいた青少年総合相談所を一次相談窓口とし、運用し、市町村相談窓口や専門相談窓口として、大分県こころとからだの相談支援センターとの連携も図りながら、当事者やその家族に対するサポートを行っております。

しかし、ひきこもりの長期化や高年齢化、そして、コロナ禍以降の社会状況の変化により、従来の支援体制だけでは対応が困難なケースも増加しているのではないでしょうか。

2022年11月に内閣府が行ったアンケート調査によりますと、15歳から64歳のひきこもり状態にある方は、全国で推定146万人にも上ることが分かっております。中でも注目すべきは、ひきこもりとなった主な理由の一つとして、およそ5人に1人が新型コロナウイルスの流行を挙げており、コロナ禍での社会環境の変化が背景にあることをうかがわせる結果となっております。また、文部科学省の調査によりますと、不登校児童生徒数は過去最多を更新しており、大分県内でも同様の傾向が見られます。

本県教育委員会では、児童生徒及び保護者への情報提供とともに、関係機関や民間団体相互の連携を図り、よりきめ細かい不登校児童生徒の支援のネットワークを構築することを目的に、不登校児童生徒支援ガイドを作成し、取組を進めておられます。

しかし、不登校とひきこもりは密接な関連があり、不登校が長期化することで、ひきこもりへと移行するケースも少なくありません。不登校児童生徒が増加傾向にある中、この両者を一体的に捉えた切れ目ない支援体制の構築が喫緊の課題と言えるのではないかでしょうか。

ひきこもりは個人の努力だけでは解決し難い社会的課題であり、支援の遅れはその後の人生にも長期的な影響を及ぼします。そのため、県や関係機関、地域、民間団体と、それらが一体となって、誰一人取り残さない支援体制を構築することが重要であります。

こうしたことを踏まえ、誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現に向け、ひきこもり対策についてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

以下、対面席から質問いたします。

〔吉村（哲）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 ただいまの吉村哲彦議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 吉村哲彦議員のひきこもり対策についての質問にお答え申し上げます。

ひきこもりの要因は、内閣府調査によりますと、不登校と答えた方が最も多く、そのほかにも議員御指摘の新型コロナなど、多様化かつ複合化してきているところであります。このため、一人一人の状況に丁寧に寄り添った切れ目のない支援が必要でございます。

そこで、県では三つの取組を強化して、ひきこもり対策を進めています。

一つ目は、早期支援体制の構築であります。不登校状態の生徒が学校を離れた後も必要な支援が受けられるように、必要な情報を学校から市町村を中心とする支援ネットワークに引き継ぎ、支援を継続できる仕組みを構築します。そして、中学校との連携も進んできておりますし、また、小学校については、このたび予算措置で対策を強化したところでありますけれども、今後は高校と市町村の間の一層の連携を進めるために、県の福祉や教育部門で構成します早期ひ

きこもり防止連携部会で、高校からも適切な情報提供が行われる体制の構築を図ってまいりたいと考えております。

二つ目は、地域で支える人材の養成でございます。ひきこもりは支援の対象や背景が様々であります。支援者は当事者の背景をしっかりと把握して、本人の主体的意思を尊重して、丁寧に取り組むことが重要となります。

地域の見守り活動を行う、ひきこもりサポーターの研修では、多様な事例の紹介や実践的ワークショップを通じて、資質向上を図ってまいります。また、相談窓口従事者研修では、対応事例を通じて支援技術を学ぶスキルアップ研修に加え、長期の支援で心身が疲弊しないよう、支援者のためのエンパワーメント研修を取り入れております。

三つ目は、理解促進に向けた情報発信であります。県のWebサイト「このゆびとまれ」の昨年度の閲覧数は約2万5千件を超えるなど、当事者や家族へ地域の支援情報の発信が進んでいます。さらに、11月に国と共同でひきこもりVOICE STATION全国キャラバンを開催して、経験者や家族会、支援者などがおののおのの立場で思いを伝えることで、ひきこもりに関する理解の促進を図ってまいります。

今後とも市町村や家族会等の関係団体と協働して、地域に潜在するひきこもりの状況把握や、当事者、家族が安心して足を運べる居場所づくりなどを進めて、誰もが生き生きと活躍できる共生社会の実現を目指してまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 知事、ありがとうございました。これまでの県の積極的な取組によりまして、正にこの相談支援という部分では非常に充実してきたというふうに思っております。

その中で、さきほど知事がお話し、最後にいただきました、家族、当事者の居場所づくりということで、私も非常にこれが重要だと思っております。

そこで、これからさらに一步進めて、共同生活などを提供する自立支援施設など、やっぱり支援の実践現場、これを県内で増やしていくこ

とも重要でないかというふうに考えております。これは生活環境部長にお伺いしたいと思います。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

議員御指摘のひきこもりの方のための自立支援施設、これは全国にはいくつかございますが、大分県にはまだございません。言われるとおり、居場所づくりというものが非常に求められている状況と考えております。

本県では、いくつかの団体によりまして居場所づくりが提供されておりまして、身近な居場所づくりを今後、子ども食堂とか、高齢者サロンとか、そういうところを使って、市町村や民間団体とそういうところを増やしていきたいというふうに考えております。

また、言われるように、相談の次のステージの支援については、どういう支援がいいのか、どういう支援があるべきなのかということを考える上で、やっぱり実情、実態というものをもっとしっかりとつかんでいく必要があるとも考えております。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。ぜひとも実態把握とともに、やはり社会的課題ということを考えれば、さきほど知事も、また部長もお話しいただいたとおり、いろんな皆さんの力を借りて、社会全体として取り組んでいく必要もあると思いますので、ぜひとも推進のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、次に、バリアフリー対策について伺います。

本県では、大分県福祉のまちづくり条例に基づきまして、公共施設や交通機関など、バリアフリー化を推進しております。

しかし、高齢者や障がいのある方、子育て中の方など、様々な人々が安心して快適に暮らせるユニバーサルデザインのまちづくりは、依然として重要な課題であります。

また、見えにくい、聞こえにくいといった障がいへの対応や心のバリアフリーの推進、また、ハード面だけではなく、ソフト面での対応も求められております。さらに、観光県であります

本県においては、言語のバリアフリー対策も非常に重要であると考えます。

これまで私ども公明党は、当事者団体の声を踏まえ、国に要望を重ねてまいりました。その結果、国交省は建築物のバリアフリー基準を見直し、劇場や競技場、映画館など、客席を備えた施設を対象に、車椅子使用者用客席の一定数以上の設置を義務づけることとしております。見直された新基準は、今年の6月1日以降に着工する延べ床面積2千平方メートル以上の施設に適用されることとなっています。

加えて、車椅子使用者が観劇などをより楽しめるよう、専用客席の前の席の方が立ち上がつても、視界が遮られることがないよう、サイトラインの確保も求めているところであります。

そこで、この新基準を踏まえたバリアフリー対策にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

高齢化の進展や多様なニーズに対応するため、建築物におけるユニバーサルデザインの進展が重要であると認識しております。

これまで県では、県有建築物の段差解消や手すり、多目的トイレの設置、点字ブロックの敷設などに積極的に取り組んできました。特に大規模施設では障がい者団体等の御意見を伺いながら、利用者ニーズに配慮したバリアフリー化を進めています。例えばクラサス武道スポーツセンターでは、車椅子スペースからの視界が遮られないよう、サイトラインを確保する工夫をしたところです。また、昨年度リニューアルオープンしたi i c h i k o 総合文化センターでは、車椅子席の増設を行い、より多くの方が観劇などを楽しめる環境を整備しました。

今回のバリアフリー新基準では、車椅子使用者用のトイレ、駐車施設、客席への配慮が強化されたことから、今後は本基準等を踏まえた整備に取り組んでまいります。

なお、民間建築物についても、新基準が確實に遵守されるよう、建築士対象の講習会や建築確認等を通じた周知、指導に努めてまいります。

今後も、誰もが安心して快適に利用できる施設整備を目指してまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。予算のかかることですので、すぐにということは難しいかもしれません、着実に、まずは県有建築物から進めていただければと思いますし、また、さきほど部長おっしゃったように、この民間の団体、民間の企業にもしっかりと広めていただければと思っております。

ここで1点お伺いしたいと思いますが、このバリアフリーの推進は土木の分野だけではなくて、当然、福祉の分野にも大きく関わってくると思っております。バリアフリー化された建物について、しっかりと利用者に周知を図ることも重要であります。県内ではおおいたユニバーサルデザインマップが作成されており、こうした情報面での支援ツールを県全域で周知、また更新し、観光客なども含めた多くの方が利用しやすい環境を整えていくということも非常に重要なと考えておりますが、福祉保健部長のお考えを伺いたいと思います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

おおいたユニバーサルデザインマップについては、別府市にありますNPO法人の自立支援センターおおいたさんのほうが運営しているサイトでございまして、車椅子利用者、当事者目線で分かりやすい内容となっております。以前は県も公式のバリアフリーマップ公開しておりましたけれども、NPOのサイトが分かりやすいというようなことも踏まえて、両者で協議いたしまして、昨年の春のデスティネーションキャンペーンに間に合うように、令和5年度中に統合して、向こうのものを中心にして県の情報も全て統合させたというようなことをしております。現在もNPOのほうで情報の更新などもしていただいていますし、広報については、NPOだけじゃなくて、県のほうも県庁のホームページから見れるようにしておりますし、ツーリズムおおいたの観光の公式情報サイトのほうにもリンクを貼っていただいております。

また、いろんな形で市町村とも連携しながら、情報の更新や周知に努めてまいりたいと思います。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。私もサイト拝見いたしました。非常に見やすくつくられていると思っております。

1点、要望にもなりますが、さきほども質問でお伝えしましたとおり、観光県である本県は、やはり外国人観光客にもスムーズに情報提供できる仕組みというのは重要だと思っております。先日、お盆の前だったと思いますが、北部九州で豪雨がございました。私、ちょうど小倉駅にいまして、全てが止まって、どこにも行けず、小倉駅で一晩明かすという経験をいたしました。その際に、私が目にしたの、やはり観光客の方も当然、情報に触れることができなくて、日本語で皆さんしゃべられているので、何があったのか分からないと、どこに行っていいのか分からないというような形で、非常に困っている様子を拝見しました。北九州市は、夜遅くなつて、職員の方だと思うんですが、英語だったり、外国語で対応できる職員の方が避難所を案内している姿も見られましたが、やはりいろんな施設の中に多言語の掲示板とか、公共施設に幅広く設置するようなハード対策を進めることで、言語バリアフリーというのも一つは解消されていくのかなと思いますので、そういう部分もまた是非検討いただければと思っております。

それでは、次に、新総合防災情報システムについて伺います。

令和4年6月に閣議決定されたデジタル社会の実現に向けた重点計画においては、防災、健康・医療・介護、教育などをプラットフォーム整備に重点的に取り組む分野と位置付け、令和7年度までに実装することが目標とされました。

これに基づき、内閣府の防災担当では、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報を、共通のシステムに集約し共有することが可能となることを目指した共通基盤である防災デジタルプラットフォームを令和7年12月までに構築完了することを目指しております。

こうした中、内閣府の令和5年度事業において、災害対応機関が共有すべき、特に重要な災害情報が災害対応基本共有情報として定められるとともに、その防災デジタルプラットフォームの中核を担う新総合防災情報システム、いわゆるS O B O - W E B が構築されたところであります。令和6年4月より運用が開始されたこのS O B O - W E B は、災害情報を地理空間情報として共有するシステムであり、災害発生時において、災害対応機関が被災状況等を早期に把握、推計し、災害情報を俯瞰的に捉え、被害の全体像が把握できるよう支援することを目的としております。

また、このS O B O - W E B では、これまで国の機関しか利用できなかった旧システムと比較すると、操作性や扱うデータ量が大幅に強化され、地方自治体、また指定公共機関も利用できるようになっております。このため、各省庁や地方自治体など約1,900機関が利用し、災害対応基本共有情報に基づき、情報を集約することが可能となり、内閣府の災害時情報集約支援チーム、I S U T に限らず、広域応援を行う機関も含めた幅広い災害対応機関における情報の利活用拡大が目指されております。

他方、本県においては、防災・減災のための情報活用プラットフォーム、E D i S O N を活用し、先進的な取組が進められております。

この両者を比較すると、S O B O - W E B は広域、また即時情報共有、E D i S O N は地域特化、分析支援といった機能を有しております、これらを相互に補完する形で活用することができれば、さらに県民の皆さんの安心・安全に寄与することができるのではないかと考えます。

こうしたことを踏まえ、防災対応におけるS O B O - W E B の活用効果について、防災局長にお伺いいたします。また、E D i S O Nとの連携も図るなど、効果的な活用が検討できないのか、併せてお伺いいたします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 お答えいたします。

本県では、災害時の被害情報を地図上で関係機関と共有する大分県災害対応支援システムを

市町村と共同で運用しております、迅速かつ一元的な情報収集が可能となるなど、他県にはないメリットを有しております。本システムは、議員御指摘の国が運用いたしますS O B O - W E B とは連携済みであります、S O B O - W E B を介して、道路情報など民間のシステムともつながることで、例えば大規模災害時におけるプッシュ型での物資輸送等の判断に効果があると見込まれているところであります。

一方、S O B O - W E B の活用効果を最大限發揮するには、孤立集落の状況や避難者数など、幅広い情報の収集が不可欠であります、大分県災害対応支援システムにおいて、その入力を担う市町村等の負担が大きいことが課題となっております。

そこで、入力の省力化に向けて、A I の活用などを視野に入れた次期システムの在り方について、今年度から検討を開始しているところであります。

また、E D i S O N については、気象庁の情報を基にしたリスク分析に加えまして、過去の災害の被害状況を地図上で確認できる機能を備えており、学校や地域での防災教育にも活用されております。

それぞれのシステムを事前防災や応急対応、復旧活動など、場面に応じて活用することで、本県の災害対応力の一層の向上を図ってまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。様々なデータを活用しながら、県民の安心・安全のために迅速かつ丁寧な情報発信、行っていただければと思っております。

1点お伺いしますが、こういったデータを読み取って活用できる防災D X人材、またデジタル人材というのを育てていくことも非常に重要であると考えておりますが、こういった人材育成に今後どのように取り組んでいくのか、改めて防災局長、お伺いします。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 デジタル人材ということでありますけれども、いわゆるシステムの操作研修等

は毎年行っているところですが、デジタル情報の活用ということになりますと、どうしても災害対応力と切り離せない部分があるのかなというふうに思っています。そういう意味では、県のほうで総合防災訓練というのを毎年、図上訓練、実動訓練というのを行っておりまして、そういう中で、データの活用という視点も取り入れながら、災害対応力の向上とデジタル人材の育成というのを図っていきたいというふうに思っております。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。これからも県民の皆さん安心・安全のために、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に、スポーツ時における熱中症対策について伺います。

気候変動による猛暑は、県民の健康と安全に深刻な影響を及ぼしております。本県では、本年5月1日から9月7日にかけて、熱中症で1,074人が救急搬送されている状況であり、近年の猛暑に伴い、屋外で活動する児童生徒、部活動やスポーツ大会の参加者における熱中症リスクは年々高まっております。

環境省によると、全国の熱中症による救急搬送者数は、近年増加傾向が続いており、2024年には過去最高となる9万7,578名と、10年前の2倍以上となっております。

こうした状況も踏まえ、国は運動時の熱中症予防運動指針に基づく運動制限や暑さ指数、WBGT値の活用を推進しており、各競技団体においては、それぞれ対応が図られているところであります。例えば陸上競技においては、大会時において、WBGT値が高くなると予想される時間帯の競技をなくすなどの対応が図られております。実際に7月末に行われたインターハイにおいても、同様の措置が急遽取られたほか、加えて、スタンド、観客の皆さんいるスタンドでは、学生ボランティアの方が、観客の熱中症対策としてミストシャワーを使用しながら声かけを行っておりました。

しかしながら、県内の状況を見ますと、学校や競技団体によって対応の差があり、実効性に

課題があると感じております。指針を知っていても、現場の指導者による判断に委ねられ、結果として、危険な環境下で活動が続くケースも少なくありません。

こうした状況を改善するには、全ての運動施設、学校にWBGT計を配置し、リアルタイムで共有する仕組み、このようなものをつくることも必要でないかと考えます。熱中症は予防可能な災害であります。安全なスポーツ環境を整備することは、県民の健康と命を守る責務であり、競技力向上の基盤でもあります。

そこで、WBGT計の配置状況も含め、スポーツ時における熱中症対策にどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

児童生徒の命や健康を守ることは、教育委員会の最も重要な責務の一つと認識しています。運動時の熱中症は予防可能であり、学校や競技団体による対応の差は決して許容できないため、実効性のある対策の徹底を進めているところでです。

まず、中体連や高体連等の学校関係団体と緊密に連携し、大会開催時の熱中症対策を進めています。具体的には、WBGT値が高い日中の時間帯の活動を避けるよう調整するほか、看護師等の配置やスポットクーラーの設置、給水タイムの設定等に取り組んでいます。

次に、熱中症の危険度をリアルタイムで測定するWBGT計を県立学校の部活動の全ての活動場所に配置しており、現場での熱中症の危険度を把握し、安全管理に役立てています。

また、国のガイドラインに基づいた明確な判断基準を定め、県立学校への徹底はもとより、市町村や各スポーツ団体にも広く周知して、県全体での安全管理を図っているところです。

今後も指導者や教員を対象とした研修会を通じて、ガイドラインの遵守を徹底するなど、誰もが安全にスポーツを楽しめる環境整備に努めてまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 教育長、ありがとうございます。

す。答弁にありましたように、この命を守るというのは非常に、スポーツで結果を出す上でも、何よりも重要なことだと思っております。

また、W B G T計の配置も大きく進んでいるということで、安心いたしました。ぜひとも、また県が中心となって、これからも各競技団体と連携を取りながら好事例の横展開、こういったものを進めていただきたいと思いますし、さきほどありました指導者講習会等を通じて、しっかりと周知をお願いできればと思っております。

それでは、次の質間に移らせていただきます。男女共同参画社会の実現について伺います。

これまで、私は子育てなど、男性の目線から男女共同参画社会の推進に向けて質問してまいりました。

本県では、男女共同参画社会基本法に基づき、平成13年に初の基本計画となるおおいた男女共同参画プランを策定、翌14年には大分県男女共同参画推進条例を制定し、15年には大分県消費生活・男女共同参画プラザを開設するなど、その実現に向けた意識啓発や環境整備を着実に進めてこられました。現在は、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とする第5次おおいた男女共同参画プランが進められているところであります。

この計画では、「誰もが人権を尊重され、尊厳を持って暮らせる大分県」、「女性はもとより多様な人材を活かすダイバーシティ社会を実現し、誰もが個性と能力を發揮できる大分県」、「暴力やハラスメント等が根絶され、誰もが生涯を通じて心身ともに健やかに暮らせる大分県」を、目指す姿として掲げられております。

県は、本計画に設定された26の数値目標の現況値などを年次報告として取りまとめており、本年1月に発行された年次報告を見てみると、この26の目標のうち、令和7年目標値を達成しているものは、5年度実績で4項目、また、8割以上達成できているものは10項目がありました。

しかしながら、この年次報告では本県を取り巻く様々なデータ、さらに男女共同参画に関する事業等は掲載されておりますが、目標達成のための課題や取組、要因分析は記載されておりません。例えば雇用者のうち、管理的職業従事者に占める女性の割合は目標に遠く及ばず、13%程度にとどまっており、抜本的な解決策を見出せていません。この立場であるはずのこの議場の中を見渡してみても、それは一目瞭然であります。

そうした中、今定例会においては、次期プランの策定に向けた計画の骨子案が示されているところですが、コロナ後における働き方の多様化などの社会変化や、昨年秋に行われた男女共同参画社会づくりのための意識調査の結果などを踏まえ、何を最重要課題として取り上げるべきなのか、注目しているところであります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向け、これまでの取組をどのように評価し、その上で、次期プランの策定も含め、今後どのように取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 男女共同参画社会の実現についてでございます。

県では、これまで第5次おおいた男女共同参画プランに基づいて、人々の意識改革を促す啓発、女性活躍推進のための企業や女性への支援、働き方改革の推進や保育環境の整備、DV被害者の支援などに取り組んでまいりました。

令和6年度末時点で、女性活躍推進宣言企業の数や男性の育児休業取得率など、既に目標を上回っているものもありますが、議員御指摘のとおり、女性の管理職割合は目標達成が大変難しい状況でございます。管理職候補である係長級の割合は増加傾向にあり、今年度の女性リーダー育成研修にも多くの女性が参加しております。こうした女性が管理職として活躍するように、活躍できるように継続した取組が必要というふうに考えております。

昨年度の県民意識調査を見ますと、固定的な性別役割分担意識がまだ残っているということが明らかになりました。

こうした現状を受けまして、7月に開催しました男女共同参画審議会では、全年代に行き届くようなさらなる啓発や女性の意欲に応える継続的な支援が必要などといった意見をいただいたところでございます。

そこで、次期プランでは、次世代の意識醸成に向けた一層の啓発と事業者を巻き込んだ女性活躍のさらなる推進の2点を重点課題として捉え、取り組んでいきたいというふうに考えております。

次世代の意識醸成については、親子や地域住民など、幅広い年代が参加するワークショップを開催するなど、一層の充実を図ってまいります。女性活躍の推進では、先進的な取組を行うキャリエール認証企業の拡大や就労環境改善等への支援を強化いたします。また、女性のキャリア形成をテーマとする、学生と企業との交流イベントに加えて、今年度は女性の声を経済界のトップに届けるフォーラムを開催するなど、経済界と連携した取組も加速していきます。

県民の意見を伺いながら策定する次期プランを今後5年間の指針として、男女共同参画社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 知事、ありがとうございます。強力な推進をいただいていると理解いたしました。

さきほど知事の答弁の中に、男女の役割意識の差がまだあるんだというようなお話がございました。

先日、報道番組を目にしていたときに、女性の方が、キャリアアップしたいかどうかっていうような質問に対して、家事をやらなきゃいけない、子育てをしなきゃいけない、その中でキャリアアップしていくというのは非常に大変だというのが理解できるので、なかなかキャリアアップは望まないというような発言をされておりました。それに対して、私がどうこうということでは当然ないんですけども、正にさきほど知事のお話しになった役割分担の意識というのが根強く残っているんだなというのも感じたところでございます。

また、こういった男女の役割意識が強く残っているのが、農山漁村部などの地域だということもよく言われております。

こういった中で、地域活動や自治組織において、女性や若い世代の参画を促すために県はどう取り組んでいくのか、生活環境部長にお伺いしたいと思います。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 議員がおっしゃるとおり、自治会など、地域での活動への女性の参画というものは大きな課題でございます。現行のプランにも目標として、自治会長に占める女性の割合というものを掲げております。これがいまだ、3.8%という数字でございます。

こういうこともありますて、県では近年、毎年、自治会連合会の理事会のほうに担当者が参りまして、時間をちょっとつくっていただいて、男女が支える地域づくりの推進についてというテーマでお話をさせていただいて、県の取組も申し上げさせていただいております。

また、そのほか検証による啓発も行っておりまして、様々な分野で輝いている女性を大分女性のチャレンジ賞ということで、表彰、顕彰しております。この大賞には、もちろん地域で活動されている女性の方も対象としておりまして、そういう身近なモデルとして、顕彰して、皆さんにそういうことを知っていただく、そういう輝いている女性が地域にも多くいるということを知っていただく活動もやっております。

加えまして、さきほど知事が答弁の中で、親子などを対象としたワークショップを開催することを申し上げましたが、その中で、女性や若い世代が地域活動への参画を喚起したり、促進したりする企画が盛り込めないか考えてみたいと思います。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございました。

ぜひとも取組を強化いただければと思いますし、まずは家庭において、私自身もこの男女の役割意識というものをなくせるように、また頑張っていきたいなと思っております。

次に、次代を担う人材の育成について、2点

質問させていただきます。

まず、部活動の地域展開について伺います。

これまで国は、教員の負担軽減や少子化により、部活動の継続が難しくなっている状況を踏まえ、令和3年から、地域運動部活動推進事業を進めてきました。こうした中、本年5月には、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の最終取りまとめが発表されたところであります。

取りまとめにおいては、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するのが改革の主目的であることを明確にし、なおかつ、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承、発展させつつ、新たな価値を創出すること、都道府県が広域自治体としてリーダーシップを發揮し、市区町村に対して必要な支援をきめ細かく行うことなども示されております。

また、新たに、改革実行期間についても、前期、後期というふうに分けられておりまして、前期は令和10年度まで、そして、後期が令和13年度までとなっており、現時点で着手できていない地方公共団体においても、この前期の間、要は令和10年度までに休日の部活動の移行等に着手することが明記されるとともに、地域展開へと名称も変更されております。

本県においても、まずは休日の部活動について地域展開を目標に取り組んでいただいております。県の関係者の皆様、市町村の担当者の皆様の御苦労は大変なことであると思っております。心から敬意を表します。

しかしながら、県内市町村においては、その進捗に地域差が生じているのが現状であります。指導者の確保、活動場所の確保、子どもたちへの経済的な支援は市町村が進めていることから、地域差が生じているのではないかでしょうか。現に上級大会に出場した場合など、同じチーム内違う市町村の子どもたちが所属する場合があるため、行政からの補助金の額が異なり、家庭の負担する金額にも大きな差が出ております。このような経済的負担においては、受益者負担の原則となることは十分理解しておりますが、

どの地域においても、生徒がスポーツや文化芸術活動に親しむ機会を平等に確保するためには、県としても、市町村との連携を進め、支援に大きな差が生じないよう働きかける必要が出てくるのではないかと考えます。

そこで、地域差が生じることのないよう、部活動の地域展開を進めていただきたいと考えておりますが、教育長の考え方を伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

生徒がスポーツや文化芸術活動を継続して親しむ機会の確保と教員の働き方改革を推進するため、県と市町村が連携して部活動の地域展開に取り組んでおり、令和8年度からは、12の市町村で休日の地域クラブ活動が実施される予定となっています。

議員御指摘のとおり、取組の進捗に地域差が生じているため、県教委といたしましても、部活動改革に知見を有する専門家の派遣や指導者確保に向けた人材バンクの活用、好事例の情報提供など、市町村への支援を強めているところであります。

また、上級大会への出場時等の支援は、国の実行会議の最終取りまとめの中で、受益者負担の水準に自治体間で大きな差が生じないよう目安を提示する必要性を示しています。

これを受けて、現在、国がガイドラインの策定に着手しており、今後の動向を注視してまいります。

地域展開後も部活動の教育的意義は継承しつつ、どの地域に住んでいても全ての生徒が等しく取り組み、楽しむことができる環境を整えていく必要があります。

今後も引き続き、地域間の差が生じることのないよう、市町村にきめ細かな助言を行いながら、関係者との緊密な連携の下、部活動の地域展開を着実に進めてまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

さきほど教育長おっしゃった、教育的意義という部分を大事にしながら、是非進めていただきたいと思いますが、地域格差を解消していく

ためには、やはり地域の企業との連携というのも非常に重要ではないかと思っております。県内における部活動の地域展開における企業との連携、このような取組について、どのようにお考えなのか、改めて伺いたいと思います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 ただいま御指摘のありましたとおり、部活動の地域展開を進める上では、多様な関係者との連携が不可欠と考えております。その中で企業の存在というのは、非常に重要ではないかと思っております。

県内でも企業の協力を得て、部活動の指導者や活動の場の確保等に取り組んでいる事例がございます。

例えば宇佐市では、地元の企業の剣道部が市内の中学校の剣道部の受皿となって、その企業の剣道部の名前で中体連に出場しているという事例がございます。また、佐伯市や豊後大野市でも、複数の企業の支援による受皿づくりが始まっています。

今後は、こうした先進的な取組の横展開、情報共有を図るとともに、経済団体等を通じまして企業への働きかけもしっかりと行ってまいりたいと思います。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

宇佐や佐伯、豊後大野の事例もあるということで、こういった事例、是非展開をいただきたいと思います。

また、大人が子どもと関わる機会が増えることで、大人もまた元気になるのかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

それでは、続きまして、新規高卒者の就職について伺いたいと思います。

現在、高校卒業生の新規採用を求める企業が増えてきております。高卒就職制度には、若年層が早期に社会経験を積める点や、地域の中小企業を中心に安定した人材が確保できる点、また、就職率が高く、無業者の発生を抑制する点といったメリットがあると言われております。

一方で、学校推薦や1人1社制、また、1人

2社制などにより、進路選択の自由度が狭められること、情報格差や地域格差により選択肢が偏ること、さらには、入社後のミスマッチによる3年以内の離職率の高さなどが課題とされております。

また、株式会社リクルートの調査によると、最初に就職した会社、これを退職した後、非正規の仕事に就いている割合が、専門卒、また、大卒の同年代では10%程度であるのに対しまして、高卒の場合は21%に達していると、このようなデータもありました。

このような現状から見ても、高校生の段階において、キャリア教育の充実や企業とのマッチング精度の向上、就職前後のサポート、このような取組が非常に重要であると考えております。例えば新規高卒者が、就職後、安心してキャリアを積み重ねていけるよう、多様な選択肢を提供する仕組みづくりや地域格差を縮めるための企業情報の提供、インターンシップ機会の拡充などが必要ではないでしょうか。また、3年以内の離職率の高さを踏まえた対策も重要であります。

こうしたことを踏まえ、新規高卒者の就職についてどのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

新規高卒者の就職は、若者が早期に社会経験を積み、自立の基盤を築くとともに、地域産業の人材確保や経済活性化を支える重要な意義を有しています。県では、早期離職防止に向け、企業とのマッチング精度の向上を目的に様々な支援を行っています。

例えば、商工観光労働部との共催で合同企業説明会を毎年開催しており、今年度は県立高校28校、1,900人を超える生徒が、県内227社の魅力や働き方に触れる機会を得たところであります。

インターンシップは、昨年度、延べ915事業所において約2,500人が参加するなど、年々充実が図られています。

早期離職の防止には、卒業後のサポートも重

要です。各高校に卒業生の相談窓口を設け、いつでも相談できる体制を整えています。また、工業系高校にはキャリアプロデューサー4名を配置し、在校生への就職ガイダンスや、卒業生への就職支援も実施しています。加えて、先日、大分駅ビルに移設した、おおいたジョブステーションとも連携し、就労支援に取り組んでいるところです。

今後も関係機関との連携を強化し、高校生が安心して将来を描き、地域社会の担い手として活躍できるよう支援してまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 若い皆さんを支える様々な取組、大変ありがとうございます。

教育長からもありましたが、高校生のうちは教育の分野、そして、働き出せば、当然今度は商工の分野というふうにまたがってくると思っております。高校を卒業して大分で働く若者が、たとえ退職、離職しても、しっかりとキャリアアップしていくけるような支援というのも、商工観光労働部と共に取り上げていく必要があると思っております。これが非正規が進んでしまえば、将来的に賃金もなかなか上がらずに、結婚も、また、自分の家も持てない、そういう就職氷河期に似たような環境が万が一出てくることも考えられますので、早め早めにしっかりと早期離職者に対する支援という部分も横断的に行っていただければと思っております。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。

図書文化を守る取組について伺います。

昨今のデジタル社会の進展に伴い、紙の本に触れる機会や図書館に足を運ぶ機会が希薄化し、図書文化の継承や活性化が危機的状況にあります。読書は、知識、思考、創造力を育む重要な基盤であり、県民の感性や地域文化の根幹に関わります。

こうした意義を踏まえ、図書文化を守り、次の世代へ継承することは、行政にとって喫緊の課題であると考えます。

現に、近年の県立図書館における利用動向には明確な課題が浮上しております。県の資料に

よりますと、平成7年度を100とした入館者指数は、最新の令和6年度では53.1にとどまっており、個人貸出冊数の指数も59.5となり、いずれも平成7年度を大きく下回っていることが分かります。

県立図書館の来館者数は近年減少傾向にあり、特に若年層の利用低迷が顕著になっていると伺います。

一方で、リモートワークや生涯学習の高まり、地域資料や郷土史への関心、さらには多文化共生や情報リテラシー教育の必要性など、新しいニーズも生まれてきております。

県立図書館においては、おおいたデジタル資料室の充実や非来館型サービスの充実など、DX化にも大きく挑戦をしていただいておりますが、こうした変化に応え、図書館をさらに一步進めた、情報と人の交流拠点として進化させることが重要ではないでしょうか。

県立図書館は、その立地から、県立図書館を目的として来館する方がほとんどだと考えます。何かのついでに来館しようとは、なかなかなくにくい環境ではないでしょうか。そこで、以前と比べ、若い方の利用が少なくなっている現状も踏まえれば、ハード面については、小さなお子さんを連れていきやすい環境づくりを進める必要があると思っております。

磯崎新先生の建築として、建物自体の価値を考えると、簡単に改築に至らないというのは重々理解しておりますが、広く県民の皆さんにより使いやすい施設となるよう、工夫を凝らしていただきたいと思っております。

加えて、何よりも本に親しんでもらうという図書館の本来の目的に鑑み、時代に即したDX化などにも併せて取り組んでいくことが大切です。こうしたことを踏まえ、今以上に県民に開かれた県立図書館とし、図書文化を守る取組をどのように進めていくのか、教育長に伺います。

大友副議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

読書は、単なる知識や情報を得るための手段ではなく、子どもたちの豊かな感性を育み、人格形成にも資する重要な営みです。

近年、多様な情報メディアの普及に伴って読書離れが進んだことにより、若者の社会性や対人関係能力の低下も指摘されています。読書離れを防ぐためには、幼少期から本に親しむ機会を増やすことが大事であると考えています。

そこで、県立図書館では、子どもの読書機会拡充のため、おはなし会や親子向けイベントの実施、子育て世帯向け図書コーナーの設置や読み聞かせ講座の開催等に取り組んでいます。また、電子書籍など、非来館型サービスの充実も進め、県立学校等での電子書籍体験講座やデジタルアーカイブ学習会等の実施と併せ、若い世代が読書に親しむ機会の拡充に注力しています。

さらに、市町村や学校の図書館においても、県立図書館の本を利用できるネットワークを構築し、利便性の向上を図っているところです。

今後も図書文化を守る拠点として、また、より多くの県民に親しまれる交流拠点として、明るく居心地のよい空間づくりに努めるなど、県立図書館の魅力向上に取り組んでまいります。

大友副議長 吉村哲彦議員。

吉村（哲）議員 ありがとうございます。

先日、国が書店活性化プランというのを発表しておりますが、この中では、書店、地域の書店のDX化なども提案されていますが、それに加えて、地域の書店と図書館、自治体との連携というのも明記されております。関係機関が参画する協議会を設置し、読者へのアクセス確保や読書を通じた地域活性化に向けた取組を進める、こういったものが明記されておりまので、ぜひとも大分県の図書文化を守る取組の一つとして、協議会設置に向けても、私は期待していくたいなと思っております。

昨日、県議会のユースモニターの皆さんと意見交換をする機会がございました。その中で、一人の学生さんが、地域に書店がないと、もっと増やしてほしいという声とともに、蔵書も増やしてほしいというような要望もいただいたところでございます。県立図書館と地域の書店が図書文化を守るこの両輪として、一緒になって発展していくよう、心から期待と応援を、そしてまた、そのリーダーシップを県が取ってい

ただくようにお願いしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。
(拍手)

大友副議長 以上で吉村哲彦議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時42分 休憩

午後1時 再開

嶋議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。三浦正臣議員。

[三浦（正）議員登壇] (拍手)

三浦（正）議員 皆様、改めまして、こんにちは。19番、自由民主党、三浦正臣です。本日もこの一般質問の貴重な機会をいただきました会派の皆様方に感謝を申し上げます。

また、知事、今日は高校生が傍聴に来てくれています。就職や進学で大分を離れたとしても、また、ここ大分県に戻ってきてみたい、若しくは安心して大分県に帰ってこれる、そういう大分県づくりとなるよう、私自身、微力ではございますが、精一杯職責を全うしてまいりたいというふうに思っております。

また、そういった思いも込めて一般質問に入りたいと思いますので、執行部の皆様も何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、大阪・関西万博のレガシーについて質問します。

本年4月に開幕した大阪・関西万博も、残すところあと1か月あまりとなりました。万博は国際的な一大イベントであり、経済、文化、科学技術など、多岐にわたる分野において大きな波及効果がもたらされるとともに、開催地である大阪のみならず、本県のポテンシャルを發揮するよい機会となっています。

今年6月に国が示した骨太方針においては、大阪・関西万博に関して、社会課題解決につながる技術の実証、発信を行うほか、日本全国の魅力発信、来場者の地方への誘客、国際交流及び対日直接投資にも資するビジネスマッチングの機会の提供に取り組み、それらの成果をレガシーとするとの記載が盛り込まれています。

もちろん本県においても、万博開催期間中の取組の成果を一過性のものとするのではなく、レガシーとして未来へいかしていくことが大変重要と考えています。

これまで県は、万博に合わせて様々な事業やイベントなどを実施しています。例えば4月の開幕のタイミングに合わせ、世界的な知名度を持つサンリオキャラクターを活用した観光プロモーション、おおいたハローキティ空港の取組をスタートしました。8月には、大阪の商業施設に開設した期間限定アンテナショップ、9月には、万博会場内への大分県ブースの出展など、矢継ぎ早に取組を進めています。知事自らも登壇されるなど、本県の魅力発信や誘客促進を強力に進めておられることに、非常に頼もしさを覚えているところです。また、この機会を通じて、海外との国際交流などにも力を入れてきたとお聞きしています。

こうした取組を通じて、県産品の販売促進やハーモニーランドをはじめとした県内観光地への誘客が加速するなど、期間中のキャンペーンには大きな効果があったのではないかと思います。

一方、そうした成果が万博の終了と同時に途切れてしまうことのないよう、本県の将来の発展につながる取組については、万博のレガシーとして、万博期間後も継続しなければなりません。

そこで、これまでの取組の実施状況や成果を踏まえ、元気な大分県づくりに向けて、大阪・関西万博のレガシーをどのようにいかしていくのか、知事にお伺いします。

以降は対面より質問します。

〔三浦（正）議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

嶋議長 ただいまの三浦正臣議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 三浦正臣議員の大分・関西万博のレガシーについての質問にお答えいたします。

未来社会の実験場をコンセプトとする大阪・関西万博も終盤に差しかかっております。この

万博の期間中、様々な機会を捉えた情報発信を通じて本県への誘客に努め、引き続き万博も見据えて、次の3点に取り組んでまいりたいと考えております。

一つは、地域素材の磨き上げでございます。

これまで、万博会場でのブース出展や大阪駅周辺での大分フェア、アンテナショップを通じて、本県の豊かな食や、日本一の温泉に加えて、御鎮座1300年を迎える宇佐神宮等の観光、地域資源をPRしてきました。

今回の万博を契機として、磨き上げた県産品や観光素材、これは令和版の一村一品とも言うべきものでございますが、これを先般、写真集「Oita Essentials」として編さんしまして、来週末の大分駅前での地域博覧会や今後の観光プロモーションで大いに活用ていきたいというふうに考えております。議員の皆様にはお届けしたことと存じます。

また、万博期間中の観光キャンペーンの目玉であります大分ハローキティ空港でございますけれども、米国CNNの旅行情報サイトに取り上げられたほか、国内外のインフルエンサーのSNSで世界中に拡散されておりまして、大きな反響を呼んでおります。空港利用者へのアンケートでも、名称や空港内のドレッシングが大変好評を博しております。万博後も、その継続を求める声が多く寄せられているところでございます。

そこで、キャンペーンに協力をいただいているサンリオ社の協力、御賛同も得て、当面、今年度末までおおいたハローキティ空港を延長しまして、「世界でいちばん、あたたまる空港」として、引き続き誘客促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

二つ目は、先端技術の社会実装であります。

万博会場で、それから飛ぶクルマのデモ飛行を行ったSkyDrive社とJR九州社は、2028年度を目指して、別府湾周遊や別府ー由布院間のエアタクシーなど、九州初の商用運行を目指しております。本県も、離着陸場の候補地選定やルート調査等を支援して、先端技術を活用した未来創造のプロジェクトに参画してい

るところでございます。

三つ目は、国際交流の一層の推進、深化でございます。

2019年のラグビーワールドカップで熱戦を展開したウェールズやフィジーとは、万博期間中にさらなる交流を深めているところであります。また、今月の21日には、赤毛のアンで知られるカナダ・プリンスエドワードアイランド州から、首相が初めて大分県に来県される予定でありまして、交流の輪を、その機会を捉えて広げていくことを予定しております。

今回の万博を契機としまして、あらゆる分野で選ばれるおおいたの実現を目指して、元気で魅力ある大分県づくり、その大分の発信に全序挙げて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございました。

地域素材の磨き上げ、先端技術の社会実装、国際交流の一層の深化という3点が今答弁にあつたというふうに思います。

中でも今触れられていただきました、大分ハローキティの名称とドレッシングが年度末まで延長ということで、大変今うれしい御答弁もいただきました。今回の取組、大変好評だというふうに感じておりますが、中にはドレッシングの数を増やしてほしいとか、装飾が少ないのではないかという声も耳にしているところでございます。年度末まで継続していただけるのであれば、今のままの継続ではなく、他県の事例を挙げて大変恐縮ではございますが、高知の龍馬空港であったり、鳥取砂丘のコナン空港のような、先進事例で成功している空港等もありますので、しっかり研究検討していただきたいというふうに思いますが、部長、いかがでしょうか。

嶋議長 工藤企画振興部長。

工藤企画振興部長 大分空港に関心を持っていただきまして大変ありがとうございます。

今、二つの空港を挙げられましたけれども、たまたま私、プライベートで数年前に訪れたこ

とがありますけれども、まず、鳥取のほうは、今、県管理空港、鳥取県が管理している空港ということですけれども、到着ロビーはじめ、もう館内あちこちにコナン君のイラストやオブジェも大変たくさん配置しておりますし、空港利用者のみならず、そこに行くことが一つの楽しみというか、割と観光スポット化しているなどという印象を持ちました。

それから、高知のほうは、こちらは大分空港同様に国の管理の空港になっておりますけれども、降り立ちますと、坂本龍馬の像が迎えてくれたりはあるんですけども、龍馬そのものはあんまり派手な装飾はなかったなと思いますけれども、たまたま高知は、漫画家のやなせたかしさんの御出身ということで、代わりにアンパンマンの装飾があちこちにあって、子どもたちの写真スポットみたいな形で、こちらにもぎわっておりました。

今回の大分空港ですけれども、一応ターミナルの中の装飾については、今、ドレッシング（装飾）の第二弾まで終わって、ある程度好評をいただいているなということでございますけれども、我々が1年間用意した予算、多少まだ使える予算がございますんで、今、大分航空ターミナルの社のほうと、もう少し何かできないかということで鋭意協議しておりますんで、なるべくスピード感を持って、早く実現できるように取り組んでいきたいなということで考えておりますので、また、その節は御覧いただけるようになると思いますので、よろしくお願ひします。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 部長、ありがとうございました。

県庁本館1階、キティちゃんが来庁者を出迎えてくれているかというふうに思います。半年間延長、大変うれしく思います。

一番は、やっぱり大分空港の利用促進ということの観点を主眼に置いて、しっかり引き続いて取り組んでいってほしいなというふうに思います。

それでは、次に、観光振興財源について質問

したいと思います。

万博の成果などを見ても分かることおり、観光は本県にとって極めて重要な産業であり、地域経済の活性化や交流人口の拡大に大きく寄与する分野でもあります。ポストコロナの観光需要回復やインバウンドの着実な増加傾向も踏まえ、観光施策を持続的かつ戦略的に展開していくためには、その財源の確保が喫緊の課題となっています。

こうした中、東京都や大阪府、福岡県などの自治体においては、観光振興を目的とした宿泊税を導入されており、宮城県や広島県、北海道、長野県においても、試行に向けた準備が現在進められています。このほか、沖縄県や千葉県、長崎県などといった多くの県でも宿泊税等、観光振興財源についての検討が進められているようです。

本県においても、本年5月、県全体の観光振興に係る施策を将来にわたり安定的に実施するための財源の在り方について検討することを目的に、大分県観光振興財源検討会議が立ち上げられました。県におかれましては、県内各地において観光関連事業者や市町村等の関係者との意見交換を実施するなど、宿泊税等の観光振興財源に係る議論が着実に進められているものと理解しています。

宿泊税は、観光によってもたらされる便益の一部について、受益者である宿泊者に一定の負担をお願いするものであり、その税収を地域の観光振興策へと再投資する仕組みであります。宿泊税の導入に当たっては、観光産業への影響や税の使途に対する透明性の確保、県と市町村の役割分担、観光客への説明責任など、様々な観点から慎重な検討が求められます。

一方で、先行事例を見れば、明確な目的を持った活用方針を定めることにより、地域の理解と協力を得ながら、観光施策の質的向上と持続可能な財源確保を両立させている自治体も見られます。

これまでの関係者との意見交換や検討会議での議論を踏まえ、本県における宿泊税等の観光振興財源に対する知事のお考えをお聞かせくだ

さい。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 観光振興財源についてでございます。

観光産業は、インバウンドをはじめとした旅行需要による消費の創出を通じた地域経済への波及効果に加えて、地域資源の活用や雇用創出にも寄与する非常に重要な成長産業であります。

一方、観光振興を図る上では、インバウンドの増加に対応した受入れ環境の整備や多様化するニーズを踏まえた魅力的なコンテンツの創出、人材確保、さらには観光推進体制の強化など、多くの課題に対処していく必要があります。

県では、こうした様々な観光行政に対する財政需要に対応するため、本年5月に大分県観光振興財源検討会議を立ち上げ、議論を重ねてまいりました。この中で、委員からは、新たな観光振興財源が必要であること、また、その手法としては、先行事例の多い宿泊税を検討してはどうかとの意見をいただいたところであります。

並行して県内12か所で開催した宿泊事業者との意見交換会では、宿泊税を導入した場合の使途の明確化、事業者の負担軽減や制度設計など、導入に向けた建設的な御意見を数多くいただきました。

一方で、実質的な値上げにつながることへの懸念やビジネスホテル、農泊の事業者から反対の意見があつたところでございます。

また、先月開催しました新しいおおいた共創会議では、市町村長からも様々な意見が出されております。市町村の規模や状況が異なる中で、県全域での導入に慎重な意見が出た一方で、さらなる観光振興のために必要であり、単独での導入に要する事務負担などを考えると、県一括での導入を望むという意見も多く出されたところでございます。

このように、宿泊税については様々な意見があるところですが、地方創生の切り札として、今後も時代の潮流を捉えた観光振興に取り組むためには、新たな観光振興財源として宿泊税を検討することが必要であるというふうに考えております。

私としましては、宿泊税の導入については、

全市町村の賛同を得た上で進めたいというふうに考えております。事業者の皆様も含めて、その必要性や意義についてしっかりと説明を重ねて丁寧に意見交換を行い、議論を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 知事、ありがとうございました。

地方創生の切り札ということの御答弁ありました。また、全市町村の賛同を得たいということでありました。

現在、宿泊税、この導入に当たっては、別府市なども検討を現在進めている中、気になるのは、その使途や役割など、市町村との、今答弁でもありました、連携だというふうに思います。こうした議論もまだこれから進んでいくものだというふうに思いますが、宿泊税の導入による効果を県全体の観光振興に波及させるため、市町村とも一体になって進めていく制度設計となるよう、検討を重ねていく必要があると思います。市町村との連携、現時点でのどのようにお考えになっているのか、観光局長にお伺いしたいというふうに思います。

嶋議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

各市町村においては、その規模や状況が異なっておりますし、宿泊税についても様々なお考えをお持ちであることは重々承知しているところであります。

さきほど知事も答弁で申し上げましたとおり、御理解、御賛同を得ながら進めていくということは非常に大事なことだと認識しております。

仮に県税として導入する場合には、県としての使途は、広域周遊に資する取組や海外に向けた誘客活動、DMOの強化など、全県域をまたぐ取組への活用を想定しております。

一方、市町村においては、地域の実情に沿って観光振興策を図る必要があり、市町村ごとに柔軟な使途を検討できるよう、交付金方式での配分を想定しております。観光行政を進める上では、県と市町村の連携を強化した上で、役割分担を明確にして、それぞれの強みをいかしな

がら、観光振興施策の効果を最大限に発揮することが重要だと考えております。宿泊税の検討を進める上では、互いに実りある制度設計となるよう、引き続き各市町村と丁寧に意見交換を行なながら検討を進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございました。

宿泊税については導入する動きが全国的に今活発化しており、オーバーツーリズム対策等の財源としても脚光を浴びています。

しかし、今、答弁等ありました、県内の自治体間でも温度差が見られます。また、利用者だけでなく、徴収を担う宿泊業者の理解が欠かせません。どのような事業に使われるのか、使途も明確にする必要があります。スピード感を持って、全県での議論、検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、国際線の誘致について質問します。

観光産業の振興を図る上で、今やインバウンドは欠かせないものとなっています。昨年、全国の訪日外国人旅行者数は過去最高の3,687万人を記録、観光消費額も同様に8.1兆円と過去最高を更新するなど、コロナ禍前を大きく上回り、右肩上がりとなっている状況です。

こうした旺盛なインバウンド需要をできるだけ取り込もうと、全国各地では熾烈な誘致競争が広げられているところであります。観光立県として、世界に選ばれる「おんせん県おおいた」を目指す本県としても、万博のレガシー等もいかしつつ、積極的な施策の展開を図る必要があると感じています。中でも、直接海外からの誘客を実現する国際線の動向は、本県のインバウンドの増減に直結する重要な要素です。

県では、大分空港の将来ビジョンにおいて、2032年の国際線における乗降客数を2023年の3倍となる、30万人まで引き上げるといった高い目標を掲げられております。その達成のためにも、国際線のさらなる誘致は不可欠だと考えます。

こうした積極的な県の姿勢もあり、一昨年には、大分空港における国際線としては4年ぶり

となる韓国・仁川を結ぶ定期便が就航しました。さらに本年4月からは、台湾最大の都市である台北を初めて結んだ直行便も就航し、先月7日には、冬ダイヤの継続就航も発表されたところです。

しかしながら、国際線の誘致も、全国の空港との間における誘致競争にさらされており、機材や人材の確保も重要な判断基準となっているようです。特にこの人口減少下における人手不足は、空港の運営にも影響を及ぼしています。

観光客が多い北海道では、地上支援業務人材、いわゆるグランドハンドリングの不足により、国際線の新規就航や増便に対応できない状況が生じているとの報道もあり、大分空港においても同様の事態が生じていないのか、非常に気にかかるところです。

国際線の誘致は、航空会社の就航意欲を高め、機を逃さず就航に結びつけることが重要であることから、県としても受入れ体制の強化に向か、しっかりと後押ししていただきたいと考えます。

そこで、大分空港における国際線誘致の現状と課題について、どのように認識されているのか、また、今後のさらなる誘致に向けてどのように取り組んでいくのか、交通政策局長にお伺いします。

鳴議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 国際線の誘致でございますが、これに向けましては、現地の航空会社や旅行会社などへの積極的なアプローチはもちろんのこと、大分空港側の受入れ体制の確保が不可欠でございます。特に空港のグランドハンドリング人材については、御指摘いただきましたように全国的に需給が逼迫する中で、大分空港でも人手の確保に大変苦労しているところでございます。今年度は台湾便が就航できましたけれども、その際もグランドハンドリング人材が足らず、空港期成会を通じて緊急支援を行いました結果、何とか他空港からの応援派遣によって人手を確保できたということで、就航の実現につながったという一面がございます。

しかしながら、依然としてこの海外の航空会社から、新規就航であるとかダイヤの変更、こ

ういった相談を受けましても、空港側の人手確保の見通しが立たずに要望に応えられないといったような大変残念なケースもあるというふうに聞いております。

旺盛なインバウンド需要、今後もしっかりと県内に取り込むためには、この専門性を有するグランドハンドリング人材を、一時的ではなくて、いかに安定的に確保できるかが重要な鍵でございます。

そのため、県としましては、従来の空港業務見学会の開催などに加えまして、今後は、地元雇用の促進や待遇面での改善など、人材の確保プラス定着に向けて、さらなる対策を検討したいと考えております。引き続き関係機関と連携し、国際線の誘致とそのための受入れ体制の強化、積極的に進めてまいりたいと思います。

鳴議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございました。

大分県、大分空港としても、人手不足によって新規就航が残念ながらできなかつたというようなことの答弁でよかったですでしょうか、確認させてください。

鳴議長 嶋川交通政策局長。

嶋川交通政策局長 実際に、そのような相談がいくつか過去にも寄せられたことがありますし、実際に人手の確保ができないということで、就航をこちらが断つたということではないんですけども、実現できなかつたという事例はございます。

鳴議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 局長、ありがとうございました。

日本航空・JAL、全日本空輸・ANA、今の話に出た、グランドハンドリングの資格も一部統一してやっています。両社で人員を融通するといった、競争と協調で協業を始めたそうでありますので、是非他の空港との誘致競争は、これは激化しているわけであります。もう言うまでもありません。国際線の誘致、逃すことのないよう、しっかりと対策を講じていただきますよう、早急の対応、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、次に、子どもたちの健全な育成について、キャリア教育の推進について質問します。

さきほど地域経済の活性化や地場産業の振興の話に触れましたが、その地域を支える産業や担い手となる人材は、急速な少子高齢化や人口減少により、軒並み減少の一途をたどっています。特に、地域を支え、未来を切り開く産業人材の育成は喫緊の課題です。地域にとって必要な産業人材の育成に向けては、児童生徒が自らの将来を主体的に考え、地域や社会との関わりの中で職業観や勤労観を育むキャリア教育の充実が極めて重要と考えます。キャリア教育においては、就職する直前に働くことについて考えたり、地域の産業について学ぶのではなく、早い段階から児童生徒がそうした意識を持つことが重要なではないでしょうか。例えば小学校段階では、当番活動などにおいて自分の役割を果たすことの意味や大切さについて考え、友達と協力して最後までやり遂げること。中学校段階では、職場体験活動などを通じて働くことの意義や具体的な職業への理解を深めること。そして、高校段階では、将来の進路選択を見据え、より専門的な知識や技術を身に付けるなど、発達段階に応じたキャリア教育を推進していく必要があると考えます。

中でも、地域産業と深く結びついた教育活動を展開している専門高校の役割は大きく、農業、工業、商業、水産、看護、福祉、情報など、各分野において、地域の特色や課題に応じた学びの実践が実社会に直結する知識、技術、心を育て、将来、地域を担う人材の育成につながっていくのだと思います。

本県では、様々な産業分野における担い手が必要であり、とどまるなどを知らない少子高齢化の波により人手不足が深刻となっています。加えて、産業を支えるという側面から、常に能力の向上を求められているなど、質と量の両面から人材育成及び確保策を強化していくことが不可欠な状況です。

そこで、小・中・高校を通じたキャリア教育の推進にどのように取り組んでおられるのか、

教育長にお伺いします。

また、特に人手不足が深刻な地域の産業人材の育成に向け、キャリア教育にどのように取り組んでいくのか、併せてお聞かせください。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

小・中・高校を通じたキャリア教育の充実は、児童生徒が自らの将来を主体的に考え、自身の可能性を広げることや、大分県の次代を担う産業人材の育成、確保の観点からも重要であると認識しています。

小・中学校では、地域の方々との交流や職場体験活動などを通じて多様な職業に触れ、働くことの意味や社会とのつながりについて理解を深めるように努めています。

高校段階では、企業で活躍する方を講師とした授業や企業見学会、インターンシップ等を実施し、より進路に即した学びにつなげております。

また、産業人材の育成では、専門高校が重要な役割を果たしているにもかかわらず、その魅力が小・中学生やその保護者に十分伝わっていないため、定員割れの高校が増加しています。

そこで、今年度、新たに小・中学生と保護者を対象に専門高校の魅力を体験できるイベント、くらふとりんくの開催を予定しています。加えて、小・中学校の教員に対してもキャリアガイダンスを実施し、専門高校の学びについて理解を深めてもらうことで地域の専門高校の定員充足を図り、地域における産業人材の育成、確保につなげていきたいと考えております。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 教育長、ありがとうございました。

未来の大分県を担い、切り開いていく人材の育成、キャリア教育、必要不可欠であります。引き続いて後押しをお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、県立学校体育館の空調整備について質問します。

今年の夏も本当に非常に暑い夏でした。昨今、夏の暑さが厳しくなっており、学校での子ども

たちの体調面も気がかりです。通常の授業を行う教室には空調設備がおおむね整備されているようですが、活動が活発となる体育館にはなかなか手が回っていないのが実情です。

そのような中、県立高校や特別支援学校などにおいて、メインで使用する体育館の空調整備がほぼ完了するとお伺いしました。県立学校には、きめ細やかな対応が必要な児童生徒を抱える特別支援学校や、指定避難所に指定されている学校もあることなどから早急な整備が不可欠であるとともに、災害時には避難所としての機能も求められますので、予備電源の確保やガスなど、電気以外の電源確保等により、停電時でも稼働できるような工夫も必要ではないかと、我が会派としても指摘してまいりました。

空調整備の取組が進んでいることには感謝いたしますが、高校には武道場や、主に部活で使用する体育館など、ほかにも多数存在します。もともと広い空間のため、空調効率がよくないだけでなく、利用の実態などもあると思いますが、今後もできるだけ多くの体育館の空調整備を進めていただきたいと思います。

7月の暑いさなかに、津波に備えた避難を余儀なくされた地域もありましたが、避難所の環境整備という面でも、体育館の空調整備が不可欠であります。避難所に指定されていることが多い市町村立の小・中学校体育館への導入についても御配慮いただきたいというふうに思います。

こうしたことを踏まえ、県立学校体育館への空調整備の現状と今後の在り方について、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

児童生徒の熱中症対策や災害時における避難所の環境改善を目的に、県立学校では、昨年度から特別支援学校、中学校及び避難所として利用される高校の第一体育館、計47校で空調整備を進め、うち25校で既に稼働しています。

整備する空調の熱源については、イニシャルコストやランニングコストに加え、学校設備の状況等を考慮し、LPガスや都市ガスを利用す

る場合は、停電時も使用可能な電源自立型の空調を導入しています。一方、市町村立の小・中学校体育館については、多くが避難所に指定されていることから、昨年度創設された国の臨時特例交付金に関する情報を提供するなど、市町村の取組を促しているところであります。

今年も猛暑が続く中、未整備の高校9校に加え、武道場など、授業や部活動で使用する屋内体育施設の空調設備も喫緊の課題と認識しています。議員の御指摘も踏まえ、各施設の避難所指定の有無や利用実態も勘案しながら、優先順位や設置基準などの今後の整備の在り方について、引き続き検討してまいります。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 教育長、ありがとうございます。

6月の西日本新聞、小・中学校や特別支援学校において、耐震補強や長寿命化工事、バリアフリー等を幅広く活用できる学校施設環境改善交付金の6割が不採択という衝撃的な記事が掲載されておりました。残念ながら、私の地元の学校もそうでありました。

文部科学省の予算の問題であり、本県だけで改善できるものではないかもしれません。しかし、学校施設は、本県の教育の基本となるものであり、市町村が安心して整備を進められるよう御配慮いただきたいというふうに思います。是非県からのお力添えもお願いしたいというふうに思います。

また、せっかく設置するのであれば、今、教育長からも御答弁ありました、LPガスを利用して災害時に多用途で使用可能となる、災害型対応バルク供給システムを備えた空調を設置していくことが大切だと思います。設置にはいろいろな条件もあると思いますが、是非将来を見据えた投資と考え、設置箇所を増やしていただきますよう、重ねてお願いを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、安心な大分県づくりの地域の給油所について質問してまいります。

地域において県民の誰もが安心して暮らすことができるよう、安心な大分県づくりも重要で

す。そのためには、県民の暮らしを支える生活基盤の維持、確保も欠かせません。特に人口減少の進む地域においては、買物や移動手段など様々な生活基盤の維持、確保が課題となる中、今月、9月補正予算案において、地域の生活基盤を守るためとして、地域あんしん給油所を創設することが示されました。

給油所は、住民生活に不可欠な燃料供給インフラを担うほか、農林水産業や建設業の重機や設備等にも必要な燃料を供給することにより、地域産業の活動基盤も支えています。

しかしながら、近年、エコカーの普及や車離れ、人口減少による需要減、人手不足や後継者不在などにより、全国的にガソリンスタンドの減少が進んでいます。本県においてもその傾向は顕著であり、資源エネルギー庁の公表によれば、令和6年度末の店舗数は416と、この10年の間に102店舗、率にすると、約20%も減少していることになります。

そのような中、杵築市の合同会社おおた夢楽（むら）は、廃業検討中の地区唯一のガソリンスタンドを事業継承した上で、地域のコミュニケーションや見守り支援を兼ねた灯油配達支援を構築し、地域に貢献する取組を進めています。地域からは、近くに給油所があつて便利である。子どもや高齢者の見守りはありがたいといった声が聞かれるそうです。

給油所は、地域社会にとって重要なインフラであり、給油所の存続は地域住民の生活と経済活動を支える上で不可欠です。今後も人口減少が進む中、世界情勢等に左右される原油価格の変動や、いわゆる暫定税料の廃止議論など、ガソリン価格を取り巻く環境の変化にも対応しつつ、その安定的な運営を図るために、地域住民や観光客など、消費者の目線に立った取組を進め、利用者の増加を図ることが何より重要であると考えます。

そこで、今回の補正予算案に計上した事業による狙いを含めて、地域の給油所の在り方について、生活環境部長に見解を伺います。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

今回の補正予算にあります地域あんしん給油所は、「地域を見守るあんしん」、「価格が見えるあんしん」、「おもてなしのあんしん」の三つの安心に取り組む給油所を登録する制度としたいと考えております。子どもの見守り、価格の店頭表示、そして、観光案内等で地域の安心と活性化を支えていただきたいと思っております。

給油所は、災害時も含め、生活に不可欠な燃料供給インフラであるとともに、子どもや高齢者の見守りなども行う地域に欠かせない存在であります。また、本県の観光客の8割が車を利用していることから、観光面でも重要でございます。

一方、本県では、ガソリン価格の店頭表示率が低く、県民や観光客から、価格が分かりづらく入りづらい等の声も聞かれます。

そこで、今回、地域あんしん給油所制度を創設いたしまして、三つの安心に取り組む給油所を広くPRするとともに、防犯カメラや価格表示板、トイレの整備等に対し補助し、給油所の取組を後押ししたいと考えております。

この取組を通じまして、県民や観光客に安心を提供することで、人口減少下においても選ばれる給油所として、経営の安定とともにより一層地域の生活や産業を支える存在となっていたくよう期待いたしております。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございました。

地域社会のインフラとして、給油所の存在は非常に重要です。一方、ガソリン価格の店舗表示については、価格競争の激化など、様々な課題があるといった声もお伺いしています。

そこで、ガソリン価格の店頭表示がされていない店舗、また、その表示ができていない理由、県として、そのような実態どのように把握されているのかお聞かせください。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 県では、毎年、年2回、5月と12月に価格の店頭表示などの調査を県内給油所の約半数に当たる200店舗、さきほど416店舗とおっしゃっておりました、そのう

ちの200店舗を対象に行っておりまして、直近のこの5月、令和7年の5月の調査では、非表示の店舗が123店舗、200のうちの123店舗ですので、61.5%が非表示ということになっております。また、今年、県のほうで、5月から6月にかけて、事業者に対して表示に関するアンケートを実施しております。その結果ですが、表示しない理由、これは複数回答でお答えいただいておりますが、最も大きいものが二つあります。一つは、掛け売りが多く、必要性を感じないというのが一つ、もう一つが、表示する設備がないという二つが最も多い回答で、3番目は、価格帯が複数のため困難というのが3番目にございます。そういう状況でございます。

ただ、価格表示は、あくまでも事業者の自主的な判断によるものでございますが、消費者側からしますと、非常に関心が高い必要な情報とも考えております。

このため、本県の消費者基本計画の中に目標指標の一つとして、この給油所の価格表示というものを掲げて、その働きかけを行っているところでございます。表示の在り方といたしましても、事業者団体でございます全国石油商業組合連合会のガイドラインに沿った、安全走行に配慮し、ドライバーから見やすく分かりやすい表示を期待いたしております。

鳴議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 セルフサービス、フルサービス、現金売り等々、販売形態の違い、また、都市部と町村では、もともと販売数量が違うわけであります。都市部の価格が独り歩きしてしまい、結果的に数少なくなっているガソリンスタンドが、過疎地域にガソリンスタンドがなくなってしまうことがないよう、今後も是非注意深く見ていただきたいというふうにお願いしたいというふうに思います。

それでは、次に、オーバードーズ防止対策について質問します。

県民の健康を守る取組も忘れてはなりません。近年、10代から20代の若い世代を中心に、不安やストレスから解放されることを目的とし

て、医薬品を過剰摂取するオーバードーズが社会問題となっています。昨年、都内においてオーバードーズ関連として補導された少年少女は前年の2倍に上り、中でも中高生が7割を占めるといった報道もありました。

特に薬局やドラッグストアで購入できる風邪薬やせき止め薬などの市販薬は入手しやすい上、SNS等でどのくらい飲めばどうなるといった体験談等も流布されているため、軽い気持ちでオーバードーズに手を出してしまった状況があると指摘されています。

国立精神・神経医療研究センターが、2021年に4万人以上を対象に実施した薬物使用と生活に関する全国高校生調査によると、過去1年以内において市販薬の乱用経験があると答えた生徒の割合は、全体の1.6%に上ったそうです。これは違法薬物の中で最も乱用率が高いとされている大麻の調査結果が0.16%であったことと比較して、10倍に相当することから、事態の深刻さがうかがえます。

大麻等の違法薬物乱用防止については、毎年6月26日の国際麻薬乱用撲滅デーに合わせて、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動が広く行われており、県においても、薬務室が中心となって街頭啓発活動などを取り組まれていることは承知しておりますが、市販薬のオーバードーズ防止対策については、まだまだ浸透していないように感じています。

市販薬のオーバードーズは、肝機能障害といった健康被害や薬物依存症はもちろん、場合によっては意識喪失、心停止といった、命に関わる重篤な急性中毒を起こす危険性があることから、県としても早急に乱用防止に向けたあらゆる対策を行っていく必要があると考えます。

そこで、オーバードーズの防止対策について、県としてどのように取り組んでいくのかお伺いします。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 オーバードーズ防止対策についてお答えいたします。

県のこころとからだの相談支援センターには、昨年度、市販薬のオーバードーズに関する相談

が9件寄せられまして、不安やつらさを傾聴し、必要に応じて医療機関を紹介しております。加えまして、保健所などが違法薬物などに関する正しい知識を普及する薬物乱用防止教室を実施しております。昨年度は、県内の小・中・高、大学など、合わせて145か所で開催し、参加した計1万7,450人に対して、市販薬のオーバードーズの危険性についても周知いたしました。

また、この問題の背景には、孤独感や社会的孤立の問題もありますことから、いのちの電話やひきこもり地域支援センターなどの相談窓口において、個別の相談に丁寧に応じております。

そのほか県では、乱用等のおそれがあります医薬品の販売規制が遵守されているかどうか、薬局やドラッグストア等に立入検査を実施し、年齢や複数購入理由の確認、陳列場所等について指導を行っております。

この販売規制については、来年度、法改正による厳格化が予定されておりまして、県の薬剤師会や登録販売者協会等を通じて周知を図ってまいります。引き続き、こうした取組により、市販薬のオーバードーズ防止対策に努めてまいります。

鳴議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございました。

このオーバードーズ、複雑な背景もあります。まずは、県内の子どもたちの、しっかり実態把握等にも努めていただきたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

大分県立病院の経営について質問します。

大分県立病院は、明治13年以来、145年の歴史を有しており、奉仕、信頼、進歩の三つの基本理念を掲げ、がんなどの高度・専門医療はもとより、基幹災害拠点病院、第一種感染症指定医療機関、地域医療支援病院の指定を受けた、県民医療の基幹病院として運営をされてきました。

この県立病院が、現在、大きな危機に直面しています。令和6年度の大分県病院事業会計決算を見ますと、純損失が13.1億円と2年連続の赤字であり、前年度から6.7億円も赤字

額が増加しています。加えて、事業の本業である医療活動に関する収支を示す医業収支に着目しますと、16.5億円の赤字であり、コロナ禍以降5年連続の赤字となっています。

もちろん感染症や救命救急、周産期、精神等の県民の健康を守る上で不可欠である一方で、採算を取ることが困難な政策医療分野等を担っていたとしていることは承知しておりますが、県としても、令和7年度当初予算では、一般会計からの繰出金を2.7億円増額した16.6億円とするなど、県立病院への支援を強化しているものと認識しています。

他方、六つの病院団体が合同で行った、2024年度診療報酬改定後の病院経営状況の調査によると、経常利益が赤字の病院が約6割に上るなど、公立病院に限らず、病院経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。

病院経営を考えますと、診療報酬の引上げが望まれるところですが、現役世代等の保険料や自己負担に跳ね返ることもあり、物価高騰に苦しむ国民の状況を鑑みると、大幅な引上げは難しいのではないかでしょうか。

こうした状況において、まずは、地方公営企業の独立採算の原則に基づき、病院局として収支を改善される取組が不可欠と考えます。

本年3月の第1回定例会では、我が会派の井上議員の質問に対し、アクションプランを策定し、8年度の収支均衡を目指すとの答弁をいたしております。具体的な目標指標はどうなっているのでしょうか。

こうしたことを踏まえ、大分県立病院の経営について、収支改善に向けた取組内容とこれまでの進捗について、病院局長にお伺いします。

鳴議長 佐藤病院局長。

佐藤病院局長 お答えします。

病院は、2年に一度改定される診療報酬によって運営されておりまして、物価高騰や賃金上昇の影響を価格転嫁できず、また、前回の診療報酬改定が十分でなかったために、全国的に経営環境が大幅に悪化しています。

こうした中、当院では、令和8年度までの収支均衡を達成するため、収益の確保と費用の削

減の両面で具体的な取組を定めた経営改善アクションプランを本年3月に策定いたしました。

この中で、収益の確保では、紹介患者、新規入院患者の獲得に向けた地域医療機関への訪問件数のほか、診療報酬の加算や指導料の算定件数など、取組ごとの目標指標を設定いたしました。また、費用の削減の面では、診療材料、薬品の調達方法の見直しなどによる購入費の削減額や、時間外勤務の削減率等を指標としております。これらの取組によって、2年間で13.9億円の収支改善を目指しております。

特に収益に直結する診療報酬の加算等の項目については、病院長自ら、診療科をはじめ、院内の全部局にヒアリングを行いながら、個々の部署の進捗状況を適宜確認しております。その結果、医業収支は、8月末時点では前年度に比べて3%増の見込みとなっております。

引き続き目標達成に向け、職員一丸となりまして取組を進めて、経営基盤の強化に努めていく所存です。

嶋議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 ありがとうございました。

県立病院に勤務されている方、コロナ禍においては苛酷な環境だったというふうに思います。また、県民に安心・安全な医療を提供するため、使命感を持って日夜従事してくださっていることに対して、心から敬意と感謝を申し上げさせていただく一方で、県立病院の経営基盤という点で、令和元年度まで医業収支が黒字で推移してきたことを踏まえますと、診療報酬制度に応じた病院経営、今、努力されておられますけれども、必要だというふうに思います。

例えば、医業収益に対する各費用の割合を当時と比べてみると、まず、給与費は、令和元年度46.2%であったものが、令和6年度は50.9%と4.7ポイント増加しております。一方、材料費は35.2%と2.6ポイント増えとどまっています。このように、給与費の増加の割合が大きくなっているかというふうに思います。

また、この間の病院局の条例定数、708名から768名と60人増加しています。加えて、

条例定数には計上されない会計年度任用職員も多くいるとお聞きしております。医師の時間外、休日労働上限規制への対応など、必要な職員数は確保すべきですが、総職員数を適切に管理することが給与費の適正化につながるのではないかでしょうか。

そこで、県立病院の経営基盤の強化に向けて、給与費の適正化にどのように取り組んでいくのか、再度、病院局長にお伺いしたいと思います。

嶋議長 佐藤病院局長。

佐藤病院局長 お答えいたします。

御質問の定数については、精神医療センターの新設や新生児集中治療室の増床、また、新興感染症への備えなど、県の医療政策に沿って対応してまいりました。

国の令和5年度の地方公営企業年鑑によりますと、会計年度任用職員を含む当院の100床当たりの職員数は203.9人で、同規模病院の平均216.6人を12.7人下回っておりまして、決して多くない状況と考えております。

また、多くの専門職種により医療サービスを提供している病院では、職員の配置は診療報酬上の施設基準によって定められておりまして、当院では、これまで診療報酬改定の都度、医療の質と経営改善の両面から人員体制を慎重に検討しまして、可能な限り効率的な病院運営に取り組んでまいりました。

そのため、現在の診療機能と医療の質を確保したまま、さらに職員数を削減するというのは、なかなか難しいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のように、経営基盤の強化に向けて、増加する総人件費を抑制するということは極めて重要な問題と捉えております。

そこで、現在、看護師を中心とした医療スタッフが手作業等で行っている各種の事務処理、こういう処理をロボット化する、あるいは、チーム単位で診療業務を行うなど、院内の職種ごとに業務の見直しや効率化を進めておりまして、医療の質を担保しつつ、かつ、超勤時間の縮減と業務能率の向上に取り組んでいるところでございます。

鳴議長 三浦正臣議員。

三浦（正）議員 策定されましたアクションプラン、達成、是非期待しております。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

鳴議長 以上で三浦正臣議員の質問及び答弁は終わりました。高橋肇議員。

〔高橋議員登壇〕（拍手）

高橋議員 30番、県民クラブの高橋肇です。今回、貴重な一般質問の機会をくださった会派の皆さん、ありがとうございます。また、今日傍聴に来てくれました皆さんもありがとうございます。

執行部の皆さんも、本日は4人目ということでお疲れだとは思いますが、どうか前向きな御答弁をお願いいたします。

では、最低賃金引上げのための中小企業における価格転嫁についてお尋ねします。

物価の高騰が続いている。会派の代表質問でもありましたように、米の値段をはじめ、生活に必要な食料品やガソリンなどの値上がりが私たちの生活を圧迫しています。ガソリンのいわゆる暫定税率については、与野党間で廃止が決まったものの、実施に至るまでにはまだ時間がかかり、その間の負担は大きいと言わざるを得ません。大分県としても、これまで県民や事業者等に対して支援策を講じてきましたが、やはり物価の上昇に賃金そのものが追いついていない現状が問題ではないでしょうか。

大分県の最低賃金は、2024年10月5日からは、時間給954円に改定されていました。これは前年の899円から55円の引上げで過去最大の引上げ幅でした。しかしながら、このときは全国のランキングでいえば38番目、全国ワースト10位であり、他県に比べると依然低い水準にあるため、より賃金が高い地域へ労働人口が流出する一因ともなっていました。深刻な人手不足が心配されている中で、最低賃金の地域間の格差を埋めて、誰もが安心して暮らすことができる社会をつくることが求められているのではないでしょうか。

政府が掲げる最低賃金を2020年代に全国

平均1,500円とする目標値を達成するには、今後、2029年度までの5回の改定で、少なくとも445円、平均すると、毎回90円近くの引上げが必要と言われています。その中で、8月4日に、厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会において、2025年度の最低賃金の引上げの目安が全国平均で6%、63円のアップで決着したとの報道がありました。そして、9月5日には都道府県ごとの引上げ額が出そろい、初めて全国都道府県で1千円を超えることになりました。大分県内の最低賃金も現行から81円引き上げ、1,035円とするよう、大分労働局長に答申がなされたところです。

今回の上げ幅は、熊本県に次ぐ全国2番目であり、時給で示すようになった2002年度以降最大となっています。物価高への対応を重視した形であり、労働者側としては歓迎するところですが、賃上げ原資の確保に苦しむ中小企業や小規模事業者に対する手厚い支援が欠かせません。

中小企業を代表する日本商工会議所によれば、企業が利益をどれだけ人件費に回したかを示す労働分配率は、大手企業がおおむね3割台なのに対し、中小企業は7割台で推移しているとされており、既に中小企業は限られた利益の中から、かなり高い比率で人件費を捻出している状況です。

最低賃金の引上げは中小企業にとって深刻な経営課題です。支払い能力を引き上げるには、大手企業やそのグループ企業など発注側が、中小企業の求める価格転嫁を受け入れることが一段と重要になってきます。

中小企業庁の3月時点の調査によると、価格転嫁率は52.4%にとどまっていて、増加分を全額反映できたのは25.7%にすぎないとされています。トランプ・アメリカ政権の高関税政策の影響による売上減少を懸念する中小企業も多く、政府主導で適切に価格転嫁できる環境の整備を急がねばなりません。中小企業において、最低賃金の引上げがスムーズに行えるよう、国に対し円滑な価格転嫁のための支援策等の強化

と拡充を強く求めるべきと考えます。

そこで、賃上げの原資の確保に苦しむ中小・小規模事業者に対して、大分県としてどのように価格転嫁の促進に取り組むつもりでしょうか、知事の御見解をお伺いいたします。

以下、対面席にて質問します。

[高橋議員、対面演壇横の待機席へ移動]

嶋議長 ただいまの高橋肇議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 高橋肇議員の中小企業における価格転嫁についての質問にお答えを申し上げます。

持続的な経済成長には、賃金と物価の好循環の創出が欠かせないところでございます。本県の最低賃金について、今月4日の大分地方最低賃金審議会では、国の目安を大きく上回る81円を引き上げて1,035円とするよう答申がなされました。

こうした中、県内雇用の大宗を占める中小企業や小規模事業者の賃上げに向けた環境づくりには、生産性の向上はもとより、円滑な価格転嫁が不可欠でございます。

この春の500社企業訪問調査では、価格転嫁が全部又は一部実施できた企業の割合が、昨年秋の63.3%から70.5%へと改善しております。一方で、18.4%の企業が価格転嫁ができていないと回答しております、さらなる取組が必要でございます。

県では、令和5年2月に、全国に先駆けて経済団体等と価格転嫁の円滑化に関する協定を締結したほか、本年1月の大分県政労使会議においても、労務費を含めた適切な価格転嫁に連携して取り組むこと等を宣言しております。また、県の補助金審査においても、価格転嫁パートナーシップ構築宣言企業に対する加点措置を設けているほか、貨物自動車運送業では、原価を明示して荷主と価格交渉を行う事業者へ支援金を交付し、その取組を後押ししております。

さらに、今定例会で提案しております補正予算案では、県が発注する委託業務における適切な価格転嫁を図るため、契約後の労務単価上昇を理由とした変更契約を可能とする賃金スライ

ド制度を導入することとしてございます。

このほか、国に対しても、価格転嫁対策など、中小企業が賃上げに踏み出せる環境整備について直接要望してきたところでございます。

本年5月には、サプライチェーン全体で構造的な価格転嫁を実現すべく、いわゆる下請法が改正されました。価格協議を適切に行わず、一方的に支払い額を決定して、受託者の利益を不当に害する行為の禁止や法の対象取引に運送委託を追加するなど、規制強化が図られております。来年1月の施行に向けて、来月には事業者向け説明会を開催し、周知徹底を図ってまいります。

今後とも、関係機関と連携をして、中小企業や小規模事業者が適切な価格転嫁を円滑に行える環境づくりに努めてまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

正に中小企業の賃上げがスムーズに進むためには、いかに価格転嫁がうまく回っていくかというところが重要になると思います。特に価格転嫁ができるないのが2割近くも、まだあるということで、これが非常にやっぱり大きな問題だというふうに思います。大分県は特に多く9割が中小・小規模事業者の従業員であるということですから、是非価格転嫁をきちんとできる、スムーズにできるように環境づくりをお願いしたいと思います。そうしなければ、逆に事業者が労働者を減らしたり首を切ったりというか、逆にもうとてもじゃないけれども、賃金払えないというようなことで事業をやめてしまうと、倒産件数が増えるんであれば、これはもう全くマイナスの話になるというふうに思いますが、是非生産性の向上、そして、適正な価格転嫁というために、一つは国に対する強い要望も必要になるというふうに思います。そういう持続的な賃上げが中小企業に対してもできるように、知事としても是非頑張っていただきたいというふうに思いますが、いま一度、その強い気持ちを何か言葉でお願いします。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 議員御指摘のとおりだと思いますの

で、価格転嫁が円滑に進められるように国にも要望してまいりたいと思いますし、また、引き続き、政労使会議等を通じて、大企業の皆さんにも働きかけをしてもらいたいというふうに考えております。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。労働者の方にも、また、それぞれの中小企業者の方にも力を尽くしていただければと思います。ありがとうございます。

では、続いて、先に進ませていただきます。

温暖化対策についてであります。

気候変動対策についてです。

ここ数年、毎年のように猛暑が日本を襲っております。今年は梅雨が極端に短かったこともあります。これまで以上に暑さを感じる夏でした。大分県でも、日田市をはじめ、猛烈な暑さを記録し、熱中症で病院に運ばれる人も増え、中には残念ながらお亡くなりになる人もございました。心よりお悔やみを申し上げます。

一方、この暑さと水不足による影響が、お米をはじめとした農作物に表れているところもあり、今後、市場価格へ反映される心配があります。また、漁業でも近年不漁が続き、これまで大量にとれていた魚がほとんど獲れなくなっているという声も聞きます。これもまた温暖化による影響だと言われていますが、このように、地球規模の気候変動が私たちの生活に与える影響は計り知れないものがあり、無視できるものではありません。

猛暑とともに、最近では、洪水を引き起こすような大雨もまた大きな被害を引き起こしております。大分県でも、過去何度も洪水により大きな被害を受けております。また、昨日も関東地方では大変な大雨ということで洪水も起こっております。

そのたびに多額の費用と時間を復旧にかけておりますが、何よりも被害に遭った県民の皆さんのに大きな影響が出ます。

国際的な枠組みであるパリ協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比べて2度より低く保ち、1.5度に抑えるように努めるこ

とを目標としています。それに基づき、政府は2025年2月18日に地球温暖化対策計画を改訂し、2035年度までに温室効果ガス排出量を2013年度比で60%、2040年度までに73%削減することを目指しています。再生エネルギーを増やし、省エネ対策を進めることや、森林などの植物を二酸化炭素の吸収源と捉え、健全な森林の整備や適切な管理、保全などを進めたり、業界団体ごとの自主行動計画を策定し、業種に対応した省エネ、省資源などを推進したりするとしています。

しかしながら、現在の気候変動の状況を見ると、その効果が出ているとは言えない気がします。この問題は、地球規模のものであり、日本や大分県だけのものではありませんが、近年の気候変動の激しい変化を見ても、一刻の猶予もないような状況ではないかと思います。政府に対し、より効果的な対策に早急に取り組むよう要請するとともに、国際社会に対しても取組の強化を訴えるべきだと考えます。

そこで、大分県として、温暖化や大雨、洪水といった気候変動に対し、取組を強化していくことが必要だと思いますが、気候変動対策をどのように行っていくのか、知事にお伺いいたします。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 気候変動対策についてでございます。

気候変動は、一地域、一国だけではなくて、世界全体で取り組むべき課題であります。同時に気候変動は、私たちの日々の活動が主な原因であり、地方公共団体には、住民や中小企業等にその理解を促して、対応を支援する役割が求められております。

県では、脱炭素推進策の強化を国へ要望するとともに、2030年度の温室効果ガスを2013年度比で36%削減する目標を掲げて、排出を削減する緩和策と、影響を回避、軽減する適応策を両輪にして取組を進めているところであります。

緩和策では、自家消費型の太陽光発電や高効率の給湯機、LED照明など、家庭や企業における再エネ・省エネ設備の導入を支援するとと

もに、吸収源となる森林の整備や県営林のJ-CREREDIT創出等に取り組んでおります。

加えて、今月からは金融機関と連携をして、県内企業の太陽光発電によるCO₂削減量を、まとめてクレジット化する事業を開始しました。さらにCO₂削減目標の達成と金利が連動する融資の枠組みも準備をしており、脱炭素に取り組む企業が社会から評価される仕組みづくりを進めております。

他方で、既に気温は上昇し、猛暑や大雨などの変化は避け難い状況にあり、適応策も不可欠となっております。猛暑による熱中症対策として、県民に涼み場を提供する一時休憩所やクーリングシェルターを拡大し、その利用を呼びかけています。そのほかにも、農作物の高温耐性品種への転換や、高水温化に対応した養殖手法の実証、頻発する大雨に備えた治水対策や土砂災害対策など、様々な角度から対応を進めています。

県では、現在、2040年の削減目標を含む第6期の地球温暖化対策実行計画の検討を開始しています。国の新目標など、昨今の情勢を踏まえれば、あらゆる省CO₂技術の活用に加えて、地熱や水素等の革新的技術の開発、社会実装など、これまで以上に推進していく必要があります。

大分県版カーボンニュートラルの実現に向けて、国の施策も活用しながら、官民一体となつた取組を進めてまいりたいと考えております。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

今日、昼休み、会派の仲間と、それから県内の各自治体の議員さんと一緒に、STOP! 地球温暖化のスタンディング行動を、実はその前の道路でやったんですけれども、ボードを持っている前をたくさんの車が行き交っている状況です。この気候変動対策というのは、自然が相手、対象でありますので、人間ができることっていうのは本当限られているというふうに思うんですね。その認識に立って、やはり自然環境をいかに大切にしていくかということが重要だというふうに思います。対応策で何とかして

いくというよりも、あらかじめそういう温室効果ガスをあまり出さない、そういう工夫が必要だと思いますし、それをやはり皆さんと県民全体、皆が周知をして取り組んでいくことが大事だと思いますので、是非今後とも取組をよろしくお願いしたいと思います。

では、それに関わって、熱中症対策についてお伺いいたします。

さきほど申し上げましたとおり、今年も猛暑日が多く、40度を超すような殺人的な猛暑も観測され、7月、8月の昼間は外で作業することが危険なほどであります。当然ながら熱中症にかかる方も多いですが、特に背丈が低く、頭が地面に近い幼児期の子どもたちや、体力や身体能力が低下する高齢者の方が熱中症になる危険性が高いことが指摘されております。気温の高い日中の外出や作業は控えることや、外出時の日よけ対策、また、水分補給の重要性など、熱中症対策に対する広報活動は十分なのでしょうか。

また、最近の物価高騰で電気代を節約するためにエアコンの使用を控えたりする家庭もあります。自宅以外でエアコンのある施設を利用される方もいらっしゃるようですが、そのような施設などが自宅の近くにあるか、また、利用するのに無料であるかなど、気がかりな点もございます。さらに、夜間は施設の利用はできないため、就寝中に熱中症にかかるという危険性も指摘しております。特にこうした状況は、低所得世帯や独り暮らしの高齢者などで発生しやすいために、現状をしっかりと把握し、必要な支援を実施すべきではないでしょうか。

こうしたことを踏まえ、低所得世帯や独り暮らしの高齢者などへの支援を含め、熱中症対策に今後どのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 熱中症対策についてお答えいたします。

本県における熱中症による救急搬送件数については、6割以上が高齢者であり、6月半ば頃から急増していることから、早い時期からの啓

発が重要と考えております。このため県では、本格的に暑くなる前の5月から、県のホームページで熱中症の予防方法や症状と対応策、高齢者や子どもに対する注意事項等について情報発信をしているところです。特に低所得世帯や独り暮らしの高齢者等は、電気代を気にしてエアコンの利用を控えることが懸念されますため、室内での適切なエアコン使用を呼びかけるとともに、節電のポイント等も周知しております。

加えまして、本県独自に、金融機関や薬局、コンビニなど830か所の協力を得まして、熱中症一時休憩所として、誰でも無料で利用できるようにしております、ホームページの地図上でも確認できるようになっております。

また、県内40か所の愛育班をはじめ、民生委員や老人クラブの訪問活動の中で、エアコンの使用や水分補給等の声かけも行われております。

今後もこうした取組を充実させるとともに、記者会見をはじめ、あらゆる広報媒体を活用した県民への情報提供を積極的に行うことで熱中症対策に努めてまいります。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

熱中症への対策としては、もう今現在、不要不急の外出を控えるとか、エアコンなどのそういう空調機を適宜うまく使用して、熱中症にかかるないということしか、もうないような状況ではあります。

しかしながら、さきほど言いましたように、そういう冷房設備の設置をするにしても、使用するにしてもやはり費用がかかると。それが非常に負担であると思っている家庭や個人もいらっしゃるわけで、そこをいかに県として支援していくかというところだというふうに思うんですが、そこら辺について、何か中長期的な取組の計画とかございますでしょうか。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

高齢者や低所得者世帯の方々が電気代等の気にされて利用を控えてしまうというようなことがないよう、さきほど申し上げたような声かけ

等も大事ですし、経済的な支援といたしましては、生活困窮者の自立支援事業なんかもございますし、そんな中で住居支援とか家計改善支援、就労支援といった、直接的はありませんけれども、そういう市町村の社協等で御支援できる部分もありますし、経済的な支援としての生活福祉資金等の制度もございます。また、電気代への直接的な支援というのは、今、国において、この物価高、あるいは熱中症予防という観点も踏まえて、この夏場の時期の電力小売事業者の補助を通じた一定の値下げっていうのも、今7月から9月までされているということも伺っております。こういった情報も含めて、しっかりと日頃の声かけの中で周知をしてまいりたいと考えております。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

また来年もどういう夏が来るか分かりません。今年だけの話ではありませんので、それも踏まえた、今後の対策をよろしくお願ひいたします。

それでは、教育行政の諸課題について、夜間中学校の開校に向けた準備についてお尋ねいたします。

今議会で県立学校の設置に関する条例の一部を改正する議案が上程されているとおり、来年度の県立夜間中学の開校に向けた準備が進んでおります。若いときに様々な事情で義務教育を満足に受けられなかった方や、外国から日本に来られた方、あるいは不登校などで学校に行けなかった方などへ学び直しの場所を提供したことは大変に意義があることであり、大いに評価できると思います。ありがとうございます。

特に、大分市、又はその近くに住んでいらっしゃる入学希望者以外のいわゆる遠隔地にお住まいの希望者のためのオンライン講座の開設や高校卒業であっても、入学の希望があれば、中学校での就学状況等を踏まえ、面談により入学を検討するなど、一定の配慮もうかがえます。

公募を経て校名候補も決まったということで、開校に向けて着々と準備が進められているようですけれども、オンライン講座では卒業証書が受け取れないなどの課題もあると聞いておりま

す。

そこで、まず、現在の入学希望者の状況と把握している課題についてお伺いいたします。そして、その課題の解決を含め、開校に向けた準備を今後どのように進めていくのか、教育長にお伺いいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

来年春の夜間中学開校に向け、7月から8月にかけて、県内6か所で入学相談会を実施するなど取組を加速した結果、8月末時点では相談件数は50件を超え、そのうち要件を満たす入学希望者は23名となっています。

現状における課題の一つは、若い世代や外国籍の方への周知不足です。このため、ひきこもりや不登校の支援団体等が開催する会議や外国籍の方が集まる催しなどでの説明に加え、SNSによる発信等を通じて、夜間中学の周知と併せ、学びの意義を広く伝えてまいります。

10月と1月には、実際の校舎で体験教室を開き、学ぶ魅力を実感できる機会も提供する予定です。

二つ目の課題は、議員御指摘のとおり、通学が困難な方への対応です。義務教育は、学力のみならず、他者と関わりながら人間性を育む役割も担うものであるため、夜間中学でも対面授業を原則としますが、通学が困難な方へもオンライン講座を活用しながら、学びの支援を行っていきたいと考えています。

今後は、一人一人に応じた教育課程の作成や学びを支援する学生ソポーターの募集を進めるなど、安心して学び、夢や願いをかなえられる学校づくりに取り組んでまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

夜間中学校の開校に向けた準備として、爽風館高校がその場所になったということであるんですけれども、爽風館高校は、今は通信制、定期制入っています。そこに夜間中学校という新しい部分が入ってくるわけですけれども、そこら辺の爽風館高校の職員との連絡調整というものが今どういうふうになっているのか。それか

ら、新しいその夜間中学、学びヶ丘中学の職員構成というものはどういうふうなことで今考えていらっしゃるのかということ。そして、さきほど来言っています、オンライン講座では卒業証書が出ないと、修了証書はあっても卒業証書は出ないというようなことを聞いているんですけども、そこら辺の対応は今後どうしていくのかお尋ねいたします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 3点御質問いただきました。

まず、1点目の爽風館高校との調整でございます。

現在、爽風館高校と開校に向けた協議を行っておりますし、普通教室や特別教室の利用関係、あるいは備品や機材の活用関係、それから、駐車場とか、様々調整が必要な課題がございます。現在、教育委員会と爽風館高校側とで、それぞれの意向を確認しながら調整しているところでございます。なるべく早く調整を済ませて、爽風館高校の先生方の不安の解消に努めたいと考えております。

それから、新しい学びヶ丘中学校の職員構成ですが、1年生から3年生まで3学級で、職員としては、校長が1名、それから、教頭、教諭が7名、養護教諭が1名、事務職員が1名の計10名を、それから、さきほど答弁で申し上げました学生ソポーターを募集して、外国人とも含めて様々な方が生徒としていらっしゃいますので、そういった学生ソポーター等の力も借りながら進めていきたいと考えております。

それと、卒業証書の件ですけれども、現行制度においては、さきほど申し上げましたように、義務教育段階では対面で授業を行うことが原則となっていると。例えば体調や仕事の都合で一時的にやむを得ず登校できないんで、そこをオンラインで埋めるというようなことは認められているんですが、最初から最後まで全部オンラインでということについては、義務教育段階では卒業認定はできないということになっております。ただ、生徒の皆さんのモチベーションを高めるために卒業証書に代えて受講証明書とか、受講認定書とか、何かそういう工夫も考えて

いきたいというふうに思っております。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

是非、爽風館高校の職員の皆さんとの連絡調整は密にして、不安解消とか、そういうところをお願いしたいというふうに思います。また、オンライン講座でのその卒業証書の問題について、何らかの文部科学省が変化があればいいんですけども、せっかく受けるんですから、何か、やった、卒業したんだっちゅうような、そういうふうな何かあればできるような工夫を今後ちょっと考えていただければというふうに思います。是非よろしくお願ひいたします。

それでは、続いて、学びの多様化についてお伺いいたします。

現在、不登校の子どもが増えております。文部科学省が昨年度公表した調査結果によると、小・中学生の不登校の子どもは過去最多の34万6,482人、高校生は6万8,770人で、小・中・高の合計では41万5,252人に上っています。不登校の背景には、保護者の意識の変化やいじめの問題、学校生活への不適応など様々な要因が考えられますが、今の学校教育そのものになじめない子どもたちが増えてきているのではないかと思います。また、発達障がいなどの支援が必要な子どもたちも増えてきている現状があります。公立学校の在り方が変わる時期が来ているなどというふうに感じます。

文部科学省は、不登校対策として、学びの多様化学校や校内教育支援センターの設置を促進するとしています。大分県内でも、玖珠町立くす若草小中学校が学びの多様化学校として、2024年4月に開校しました。直接聞き取り調査には行けていませんけれども、報道などで見る限り、子どもたちも先生方も生き生きとして楽しそうに学校生活を送っているなという印象でした。そこには別のいろいろな問題や課題があるでしょうが、少なくとも学校に行けなかった、学校になじめなかつた子どもたちが学校が楽しいと言っていることに安堵感を覚えました。

現在の学校は、学ぶ内容が多過ぎることもある

り、勉強についていけないと訴える子どもたちも一定数おります。教える先生たちも、学習内容が多過ぎて授業をこなすことで精一杯になり、一人一人の子どもたちの事情に配慮する余裕もないと聞いております。学ぶ内容を精選し、不登校をはじめとした支援が必要な子どもたちに応じた多様な学びの場への転換が必要ではないでしょうか。

そこで、学びの多様化について、現状をどのように認識し、どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

鳴議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

本県においても、令和5年度の不登校児童生徒数は小・中学校で3,158人と過去最多を記録し、高校でも701人と高止まりの状況にあります。不登校の背景に潜む様々な要因に対処するためには、従来の画一的な学校教育の在り方を見直す必要があると認識しており、国においても、次期学習指導要領に向けた議論が進んでいるところです。

不登校であった子どもたちが自分らしく主体的に学びに向かう、くす若草小中学校はその先駆けであり、注目しているところであります。

他の市町村においても、例えば大分市では、スロースタートプログラムとして、学期始めの授業時数の削減や学習進度の調整などの工夫を行って、児童生徒の心理的負担の軽減を図り、不登校の減少に一定の成果を上げています。県としても、習熟の程度に応じた指導や1人1台端末を活用して、児童生徒の興味や関心に沿った学習を提供するなど、個別最適な学びの充実を図っているところです。

今後は、各市町村の実情に応じた好事例の横展開を進めるとともに、一人一人の子どもに寄り添った学習支援や心のケアができるよう、教員の専門性向上に努めてまいります。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

勉強が楽しくないという子どもが増えている現状ということは、今の学校の在り方っていうのが、昔からのままの学校の在り方をやはり大

きく転換していく、今、時期ではないかなと思います。

学びの多様化というのは、決して自由奔放にするというわけではありません。やっぱり子ども一人一人の自主性とか意欲を大事にした学校を営んでいくということだろうというふうに思います。是非お願いしたいと思いますし、次の教職員の労働環境の改善ともまた関わりがありますので、そちらのほうに移らせていただきます。

学校の現場が、多様な背景、特性を持つ子どもへのきめ細やかな対応を求められている状況にもかかわらず、現場の教職員が不足しているという事態がずっと続いております。さらに輪をかけて教職員の早期退職者が全国的にも増えていると聞いています。定年は年々延長されているのに、40代、50代で職場を離れる教職員が多いようです。その理由としては、親の介護や看護といった個人的な事情など様々なようですが、もうこれ以上教員として仕事に頑張れないという、燃え尽き症候群もあるようです。また、採用から数年で退職する若年退職者も多くなっているようです。

教職員数が不足している今、教職員の不足解消に向けて、早期退職者や若年退職者への対策を含め、現場の声に寄り添った対応が求められています。

そこで、学校現場における教職員の労働環境の改善にどのように取り組むのか、教育長にお伺いいたします。

鳴議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

早期退職の主な理由は、40代、50代は自分自身の健康上の問題や両親の介護等であり、20代、30代は、出身県への転職や結婚による転居等が多くなっていますが、精神疾患による退職も増加傾向にあります。

これまで中高年層に向けては、生活習慣病対策など、きめ細かな健康管理を行うとともに、家庭と仕事の両立を支援するため、時差通勤制度や休暇制度を拡充しています。

若手教職員に対しては、キャリアステージに

応じた研修体系の整備やメンタルヘルスも含めた相談体制の拡充を行い、育成、定着を図っているところです。

今後は、給特法改正により策定が義務づけられた教員の業務量管理、健康確保措置に係る実施計画を真に実効性あるものとし、働き方改革を強力に進めてまいります。

また、早期退職を防ぐためには、教職員の働きがいやモチベーションを高め、長く教職に就きたいと思えるような魅力的な職場環境を整備することも重要です。そのため、管理職には、ふだんから職員への声かけや面談等を通じた風通しのよい職場づくりに努めるよう徹底し、教職員が日々生き生きと子どもたちに接することができる職場環境づくりに全力で取り組んでまいります。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

この問題は、もう私がこれまで何回も何回も質問に取り上げて、また、うちの会派でも何人も職場の改善ということで言っております。ただ、もうずっと言ってきてるんですけども、現場の教職員の皆さんには、現場でできることはもう精一杯今やっていると。でも、もうこれ以上はできないんだというようなことも言っております。

ですから、根本的に教育委員会として、もう少し具体的に、こういうふうな形で魅力ある職場というか、負担軽減とか、そういうことをやるということを言っていただきないと、現場でこれ以上、あれやれ、これやれと言っても、もうできることはないというふうな状況になると思うんです。是非教育長、ちょっと頑張るという決意のほどをお聞かせください。お願ひいたします。

鳴議長 山田教育長。

山田教育長 現場の教職員の皆様の努力というのは、私も現場に行って見せていただいて、本当に実感しているところであります。しかし、もうやれることはないということは決してないんじゃないかというふうに思っております。

今、国においても、働き方改革に向けて、学

校や教師でなければできない仕事であるかどうかという3部類のさらに見直し、業務の精選というものを行っておりますし、例えば中教審においても、次期学習指導要領の改訂に向けていろいろ検討が進んでおりますが、各学校で柔軟にカリキュラムを編成できるような調整授業時間数制度の創設とか、カリキュラムオーバーロードの解消に向けた学習内容の精選、こういったものが論点整理の中で挙げられているということです。

こういうことも含めまして、私どもといたしましても、さらに専門スタッフの充実とか、サポートスタッフの拡充とか、あるいはICTの活用もまだ緒に就いたばかりで、いろんな校務支援システム、あるいはテストの自動採点システムとか、そういったものもどんどん技術が進んできております。様々な工夫を凝らして現場の負担が解消されるように精一杯努力をしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

現場に行って、今、大分スタンダードというのがありますけれども、これは学力向上など一定の効果は認めるんですけれども、若い先生から、もう常にこうやって型にはめられたような授業がさせられるのが、もう私たち教員にとってはすごいストレスだというような話を聞いています。さきほどの学びの多様化でも言いましたけれども、今、子どもにあっても先生たちにあっても学校が息苦しい場所になっているんではないかなというふうに思っています。昔と変わらない学校の現状を根本から変えるべきときではないかなと思っております。

もっと学校の子どもたちとか、先生方の生の声を聞いていただいて、今後学校の改革を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、先へ進ませていただきます。

トンネルの老朽化対策についてあります。

道路や橋、上下水道管やトンネル、河川の護岸や港湾など、現在の公共インフラは高度経済成長期に建設されたものが多いと聞いておりま

す。できてから50年以上が経過し、コンクリートのひび割れや金属の腐食など、老朽化が目立ってきております。主な事故例を挙げると、2012年の中央自動車道笹子トンネルの天井板の崩落事故、2018年の東京都水道管破裂事故や西日本豪雨による広島県砂防ダムの決壊、2021年の和歌山県の水道橋崩落事故など、全国でも老朽化による事故が相次いでおります。最も近いところでは、埼玉県八潮市の下水道管破損による道路の崩落というのもあります。

また、最近では、自然災害が激甚化しているなど、環境の変化によって、より老朽化が進んでいるのではないかと懸念されます。

目につきやすい表面上の損傷は発見しやすいと思いますが、トンネル内部や地下の下水道管などは見えにくく、発見しにくいところです。また、河川の護岸も草が生えることでブロックが浮き上がり、崩れやすくなるということも確認しております。

しかしながら、依然として全国的に老朽化対策は進んでいないと思われ、国の予算でも、インフラ整備に関する公共事業費は減少しております。これは各地方自治体も同様で、技術者不足や予算確保の問題から十分な対策がなされていないのが現状ではないでしょうか。

そこで、大分県は、全国で最もトンネルの数が多い県であることも踏まえ、トンネルの破損や漏水、路面の老朽化対策について、長期的にどのように対応していくのか、土木建築部長にお伺いいたします。

鳴議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

笹子トンネルの事故等を契機として、公共インフラの安全性に対する一層の信頼確保が求められる中で、全国で最多の道路のトンネルを有する本県としましても、老朽化対策は重要な課題と認識しております。

このため県では、トンネル長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を導入することで、補修工事の平準化やトータルコストの縮減などに取り組み、持続的な機能の確保に努めているところです。

さらに深刻化する建設産業の担い手不足への対応や安定した財源確保も、今後ますます重要なになってくると思っております。

そこで、本年6月に改訂した計画では、施工ごとの損傷状態や路線の重要度から着手する優先順位を定めるとともに、A I や I C Tなど新技術を積極的に活用する方針を掲げ、老朽化対策の効率化、省力化を図っていきます。

また、計画を着実に実行するため、国が6月に策定した第1次国土強靱化実施中期計画に基づく予算の確保も国へ強く要望していきます。今後も利用者が安全・安心に利用できるよう、トンネルの適切な維持管理に努めてまいります。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

大分県はトンネルが多いということで、今トンネルのことを言いましたけれども、その他のいわゆる公共インフラ、道路、橋、水道管、それから、河川、護岸、港湾、こういったものに対する今後の補修の取組ですね、長期的な部分で何か計画があれば教えてください。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

土木社会インフラにおいて、主要施設においては、道路、河川、港湾、こういったもの全て長寿命化計画というものを策定しております、定期的な点検の下、必要に応じて補修をするという体制を取っております。

予算についても、さきほども言いましたけれども、当初の予算で老朽化対策の予算を確保するとともに、こういった強靱化実施地域計画に基づく予算についても今後見込まれますので、そこはしっかりと必要な額を取っていきたいというふうに考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、最後に県立病院の面会制限についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類になってから、今年5月で2年がたちました。しかしながら、多くの病院や介護施設で

は、依然として面会制限が続けられています。面会時間や面会人数が決められ、面会できる場所も制限されている例が見られます。また、年齢制限があり、小学生以下や中学生以下は面会できないというところも、いまだにあるようです。

私自身の入院中も面会者は限定され、子どもや孫たちが会いに来ても顔すら見ることができませんでした。また、コロナ前までは病室で面会できていたところが、コロナ禍により原則面会は禁止や、面会は待合室でと変更され、その後、変わらないまま今に至っております。

感染リスクの軽減という病院側の配慮も分からぬではありませんが、療養中の高齢者などにとって、子どもや孫に会えるかどうかは、心理的に大きな問題です。

コロナが5類になった後の2023年10月に、厚生労働省は医療機関向けに面会の重要性と感染対策の両面に留意し、患者及び面会者の交流の機会を可能な範囲で確保するよう、各医療機関で検討をお願いしますと記載されたリーフレットを示しています。

しかし、昨年秋、医師や福祉職員らでつくるコロナ後の医療・福祉・社会を考える会が、全国の大学病院や赤十字病院の状況を調べたところ、ほとんどが何らかの制限を設定しており、面会禁止もまだあったとしています。子どもに関しては、依然、面会不可が多いのですが、その対象は小学生以下、中学生以下とばらばらでした。

また、県内の状況を調べてみると、大分県立病院の面会時間は、平日、土日、祝日ともに14時から20時となっており、感染拡大防止のためということで、面会者は原則として13歳より上の御家族のみ、かつ15分以内となっています。大分大学医学部附属病院の場合は、面会時間は平日14時から20時、土日、祝日は10時から20時で、1日1回30分以内となっており、面会場所は原則個室又は面会室で、中学生以上の家族5名以内で可能な限り最小限としています。また、マスクの着用もお願いしております。

考える会は、欧米の主要な病院では、人数制限はあるものの、時間や子どもについては制限していないと報告しています。むしろ、患者にとって重要だとして、面会を勧めているとして、日本の対策が過剰であることを訴えております。

考える会の共同代表で静岡市立静岡病院の感染管理室長を務める岩井一也さんは、自身の病院の対応を挙げ、コロナ禍のときから、ごく一時期を除いて面会制限はしていなかったが、他の病院と比べて感染状況に差はないと言つておりました。岩井さんは、入院中の患者が大切な人と面会するには重要な権利、ただ、患者や家族は、お世話になっているという気持ちがあり、言いにくいと指摘しています。そのとおりだと思います。制限は徐々に緩和されているとは思いますが、病院側の裁量によるとなると、感染状況によっては、また厳しい形に戻る可能性があります。

こうしたことを踏まえ、県立病院の面会制限への対応について、病院局長にお伺いいたします。

嶋議長 佐藤病院局長。

佐藤病院局長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、入院中の患者さんの安心や精神的な支えとして、御家族との面会は極めて大切と考えております。

当院においては、コロナ禍で禁止していた面会を5類以降後、直ちに再開しまして、その後も感染症の流行の状況やほかの病院の面会制限なども参考に、面会の人数あるいは場所等について、それぞれ段階的に要件を緩和してまいりました。

一方で、重症化リスクが高い患者さんを数多く抱える当院としましては、院内感染を何としても防がねばならず、加えて、医療機能を維持するためにも、やむを得ず最低限の面会制限を継続しているところです。面会の重要性と感染対策の両方に留意しておりますことをどうか御理解いただくとともに、今後も患者さんと御家族が安心して面会できる環境を整えつつ、安全で質の高い医療の提供に努めてまいりたいと考えております。

嶋議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

この面会時の、例えば人数制限とか、大人数が一遍に病室にわあっと押しかけるということは、それはもうやっぱり避けるべきだらうと思うんですけれども、例えば時間が2時から5時までとか、2時から6時までというふうに制限されたり、あるいは小学生以下は駄目ですよとか、中学生以下は駄目ですよと、そういうふうな、子どもたちが面会ができないという何か根拠といいますか、そういうものは何かあるんですか。

嶋議長 佐藤病院局長。

佐藤病院局長 今議員御指摘の点は、二つに大きく分かれると理解させていただきました。

一つは、面会時間。面会時間に関しましては、昼間会うということと、24時間ということで感染率の違いはございません。当院で面会時間を設定しましたのは、コロナ禍と偶然問題が共有された、セキュリティーの面でという部分が加味されております。したがって、14時から20時という、今時間の範囲ですね、これはコロナの感染性とは無関係というふうにお考えいただいて構わないと思います。

一方の年齢制限ですけれども、年齢制限に関しましては、二つの面がございます。小児・乳児が感染した場合の呼吸症状の悪化という意味と、それから、小児・乳児の行動範囲の広さ、学校とか幼稚園とかを含めてですね。それによって、コロナウイルスを保菌してしまう率が、やはり成人よりも高い。また、成人はマスク等、用心を意識的にできますけれども、小児・乳児はマスクというわけにはいかない年齢もありますし、一度感染して、しかもそれが家庭に入つて、親御さんが気づかずに、御家族、お孫さんにということでお会いになるという時点で、知らず知らずのうちに、下手をすると、御家族も知らず知らずのうちにウイルスを持ち込んでしまうというリスクが指摘されたというのが、もともとの小児・乳児の面会制限の根拠です。そのポテンシャルは、もう減るわけではございませんけれども、面会制限を解除したことでの

リスクが上がっていないのか、上がったのかということに関しては、議員も、さきほど静岡病院の数字を挙げられましたけれども、ここは議論の余地があるといいますか、やはりリスクはやや今でも上がるのだというふうなことを主張しているような感染症の報告もございます。

したがって、この小児・乳児のリスク、これを年齢を下げるということでこれから緩和していくのか、一舉に撤廃するのかというのも、さきほど答弁させていただきましたように、他の病院、あるいは感染症の学会等の今後のエビデンスを見ながらということになつていこうかと思います。

鳴議長 高橋肇議員。

高橋議員 ありがとうございます。

やはり相手は目に見えない感染症と病原体ということですから、非常に病院としても神経を使うというところ、もう本当に理解はできるというところであります。

特に今、またコロナをはじめ、何か様々な感染症も少しづつはやっているということですので、そういう意味では、病院側の対応も非常に気を遣うところだろうなというふうに思います。

ただ、私もかつて病気で県病にお世話になりましたけれども、入院中は、やっぱり一人でいると何かしら気がめいったりとか、落ち込んだりとか不安になったりという部分、メンタル面でそういうものがあります。そんなときに、いわゆる家族とか友人とか、そういう方と本当に気兼ねなく面会できるということは、よし、また頑張って元気になって、みんなと一緒に何かしたいというふうな、そういうことで気持ちの上でも非常に大事だろうなというふうに思っております。

県病も、病気、感染がはやらないようになると同時に、患者側の気持ちに寄り添った対応を今後とも取っていただければというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

鳴議長 以上で高橋肇議員の質問及び答弁は終わりました。

お諮りします。

本日の一般質問及び質疑はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問及び質疑を終わります。

—————→…←—————
鳴議長 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

明13日から15日は県の休日のため休会とします。

次会は、16日定刻より開きます。

日程は決定次第通知します。

—————→…←—————
鳴議長 本日はこれをもって散会します。

午後2時55分 散会

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第5号）

令和7年9月16日（火曜日）

議事日程第5号

令和7年9月16日

午前10時開議

第1 一般質問及び質疑、委員会付託

第2 特別委員会設置の件

本日の会議に付した案件

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

日程第2 特別委員会設置の件

出席議員 42名

| | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 桝田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 文彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 將護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 人事委員会事務局長 | 井下 秀子 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時 開議

鳴議長 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

鳴議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、報告書の提出がありました。

なお、報告書は、お手元に配付しております。

また、第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、地方公務員法第

5条第2項の規定により、人事委員会の意見を聴取した結果、適當と考える旨、文書をもって回答がありました。

以上、報告を終わります。

鳴議長 本日の議事は、議事日程第5号により行います。

日程第1 一般質問及び質疑、委員会付託

鳴議長 日程第1、第71号議案から第102号議案までを一括議題とし、これより一般質問及び質疑に入ります。

発言の通告がありますので、順次これを許します。守永信幸議員。

〔守永議員登壇〕（拍手）

守永議員 33番、県民クラブの守永信幸です。先日、別府市で行われました県民スポーツ大会の総合開会式に参加してまいりました。選手の皆さん元気な入場行進とAPUの学生さんたちによるアトラクション、よきこいを踊ったのですが、その元気よさに圧倒させられました。彼らに負けずに、私たちも佐藤知事をはじめとする執行部の皆さんと協力しながら、笑顔あふれる大分県をつくっていきたいと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、早速、質問に入ります。

最初は平和行政、今日の平和観についてお尋ねします。

私の住んでいる大分市都留地区には、最後の特別攻撃隊の慰霊碑があります。大洲総合運動公園の敷地の一角にあるのですが、ここは大分空港の跡地で、以前は大分海軍航空基地があつたところです。ここから、1945年8月15日の午後4時30分に特別攻撃隊が出撃しました。毎年、この出撃した時間に、都留地区自治会連合会と都留公民館の主催で慰霊祭が行われています。最後の特別攻撃隊として出撃した司令官、宇垣中将の思いをどのように解釈するかはいろいろあるかもしれません、戦争が人々の思いや行動を狂わせ、特別攻撃隊のような作戦が展開されました。しかも日本が太平洋戦争の終結を決意したことを玉音放送によって知っ

ていながら、最後の特別攻撃隊を編制して飛び立ったのです。戦争をめぐる悲惨な出来事は、これだけではありません。各地域で慰霊式典等を行いながら、戦争による惨禍が繰り返されることのない日本をつくろうと、多くの方々が考えていると思います。

戦後から80年という時間は、私たちに何をもたらしたでしょうか。1946年、平和憲法を制定し、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認」し、第9条にあるように、「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国權の發動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」ことを世界に示しました。

しかしながら、現状を見ると、2022年2月にロシアがウクライナに侵攻し、紛争は今も続いている。また、ガザ地区における戦闘行為も、長く続く歴史的な背景を含めて、解決を目指さなければならない課題だと思います。世界各地にこのような紛争が繰り広げられている状況の改善に向け、日本が何らかの役割を果たさなければならないのではないかと思います。こうした平和への思いを日本国民が共有する原点は、80年前の終戦にあると考えます。今を生きる私たちにとって、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に語り継ぐことは大変重要な使命です。

戦後80年を迎えた今、改めて平和への思いを問い合わせ直す必要があると感じています。平和の理念は、国だけではなく、県政においても重要な指針となるべきものです。

そこで、まず今日の平和観について、知事のお考えをお伺いします。また、その平和観をどのように県政にいかしていくのか、併せて伺います。

次に、戦争体験の次世代への継承についてお尋ねします。

戦時中、そこに暮らす人々が機銃掃射を受け、町並みや集落が焼夷弾で焼かれ、恐怖の中で暮らす毎日、空襲警報が鳴って防空ごうに身を隠

しても、決して安全な状況ではない。日本国民一人一人が恐怖を感じながら暮らした日々を体験した方々が少なくなり、その方々の体験を身近に聞き取った子どもたちをはじめとする御家族も年を重ねられています。

私自身も父から、戦争に行き、乗り込んだ潜水艦が南方で撃沈され、数日間、海を漂流しているところを救助され、病院で療養中に終戦を迎えたという話を聞いたことがあるくらいです。その父は、私が小学校5年のときに交通事故で亡くなりましたので、戦争中の詳しい話を聞き出すことはできませんでした。様々な戦争中の話を見聞きする中で、父も苦しい思いをしながら、日々を過ごしたのだろうと想像することしかできません。

戦争体験者御本人にしっかりと話を聞いた御家族から伝え聞くことも、時がたてばできなくなります。戦後80年という節目を迎え、報道等でも様々な特集が組まれたりしています。報道等により取材されたものも、あちらこちらに散り散りに存在するのが現状だと思います。

話は少しそれますが、1995、96年に本県の事業で、県教育委員会が「ふるさとの仕事唄」として県下の民謡29曲を集めた映像記録を作成しています。本県は、地形が複雑であり、昔から地域間の交流も少なかったことから、各地域に独自の民謡が多く残されており、その民謡がどのように仕事唄として行われてきたかが、ビデオテープやDVDという形で今、私たちに受け継がれています。こうした取組と同様に、県内に在住する戦争体験者やその御家族等から、当時の出来事や感じしたことなどを聞き取り、それを記録し、次世代に継承できるよう歴史資料としてまとめ、残していく必要があると考えます。

そこで、戦争体験の次世代への継承についてどのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

あとは対面席から質問させていただきます。

[守永議員、対面演壇横の待機席へ移動]
嶋議長 ただいまの守永信幸議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 おはようございます。守永信幸議員の、今日の平和観についての質問にお答えを申し上げます。

戦後80年間、我が国は一貫して平和国家として歩み、世界の平和と繁栄に力を尽くしてまいりました。令和の時代を迎え、県民の8割以上が戦後生まれとなった今日、さきの大戦の実体験に触れる機会が年々少なくなっております。しかし、今を生きる我々一人一人が戦争の反省と教訓を改めて深く胸に刻み、命と平和の尊さを次の世代へ継承していくことが私たちに課された大きな使命だと考えております。

一方、昨今の国際情勢を見渡しますと、ロシアのウクライナ侵攻やガザをめぐる中東の対立など、長期化の様相を呈しており、大変心配な状況でございます。私たちは、いずれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないと深く固く信じております。

元来、人は、それぞれの人種、宗教によって異なる価値観を持ち、文化や生活様式、政治的背景なども様々あります。多様性を認め合う社会を目指すことこそが、争いのない平和な社会を築く第一歩となります。この考え方は、ビジョン2024に掲げた共生社会おおいたの基本目標に重なるものであります。この実現を目指すことが、社会全体の平和にもつながるものと考えております。

80年前の9月2日、降伏文書の調印式が行われた戦艦ミズーリ号の船上には、本県出身の先哲、政府全権代表の重光葵外相がいました。日本国民が敗戦に沈む中、日本の歴史的な再起の出発点に誇り高く臨み、毅然としてその使命を果たされました。

戦後日本の未永い平和を希求した郷土の先哲の矜持をしっかりと継承するとともに、県民一人一人が安心して暮らせる社会の実現を目指して、県政運営に当たってまいりたいと考えております。

その他の質問については、担当部局長から答弁をさせていただきます。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 私からは、戦争体験の次世代への継承についてお答えします。

戦争の記憶や教訓を後世に語り継ぐことは、平和な世界を維持していく上で極めて重要であり、教育行政の責務と認識しています。県教委では、県立図書館において、毎年、終戦の時期に合わせ、戦争や平和をテーマにした図書や資料の展示コーナーを開設し、県民が戦争について考える機会を提供しています。今年度は県立先哲史料館においても、終戦80年の節目に、さきほど知事の答弁にもありましたように、戦前、戦後の激動の時代に我が国の外交を担い、平和を希求した重光葵展を開催し、好評を博したところあります。一方で、戦争体験者の高齢化が進み、学校や公民館等で開催する語りべ活動などが困難になってきています。今後は後世に残すべき戦争資料をデジタルアーカイブ化し、公開するなど、戦争体験者の貴重な証言や資料に誰でもアクセスできる環境を整えていきたいと考えています。こうして、現存する図書や記録、歴史資料等を最大限有効に活用しながら、戦争の記憶を決して風化させることなく、次の世代へ継承してまいります。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。

平和を築き、その平和を続けていく、継承していくっていうことが大事だと思いますので、知事のその思い、しっかりと県政につなげていっていただければと思ってますが、今も日出生台のほうで日米共同訓練が行われておりますけれども、常に私たちが投げかけているのは日米地位協定の見直し、これによって沖縄でも様々な事件、事故が問題視されているわけありますけれども、日米地位協定の改定に向けても、是非、地方自治体、都道府県として県民を守るために、こうあるべきじゃないかという課題提案を投げかけていくというときも必要じゃないかと思いますが、それについてはどのように考えられるでしょうか。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 地位協定等、外交的な分野について、国が責任を持って取り組んでいるところでござ

いますけれども、私どももその内容を注視しまして、必要な発信というのはしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えております。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 是非県民の安全を守るというスタンスの中で取り組んでいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

さきほど話をしたように、報道機関の方々が多くの取材をされてきてます。県や自治体が報道機関に協力を要請して、歴史資料としてまとめるようなことをすべきではないかと思いますが、今後、デジタルアーカイブ等で誰でも接せられるような資料を作るというふうにおっしゃっていましたが、そういうた報道機関との協力というのはどう考えいらっしゃるのでしょうか。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 議員御指摘のとおり、今回、戦後80年を記念して、節目とした様々な報道、いろんな番組を私も拝見させていただきました。戦争の惨禍を直接体験した方の証言、記録というのは、本当に説得力のある貴重なものであるというふうに考えております。

県では、大分県に関する資料やデータ、これを集めまして、いつでも誰でもどこからでもアクセスできるようなデータベースをということで、県立図書館のホームページ上に、おおいたデジタル資料室という名称のデータベースを運営しているところでございます。現在、このおおいたデジタル資料室というデータベースには、古い公文書や文化関係の資料を中心に収集しておりますが、この中に、さきほどお話が出ましたような報道機関が所有する戦争関連の資料、データ、そういうものも収容して、広くこのプラットフォームを活用して県民に共有できるような、そういう環境ができればというふうに考えておりますが、いろいろ権利関係とか、報道機関が収集したものですので、そこの同意、了解が必要になると思います。今後、関係者と協議をしてみたいと思います。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 是非積極的にお取り組みいただきたいと思います。特に報道がされたものはもう既に見ているという部分あるんですけれども、その番組を作っていく中で取材をした、もう取材をしただけで終わってしまっている方々もいらっしゃると思いますので、そういったことに関しても公表できるような形を取れば一番いいだろうと思いますので、是非そういったことも考えながら取り組んでいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

次に、多文化共生についてお尋ねします。

さきに行われた第27回参議院議員選挙では、外国人が増えたから治安が悪くなった、日本人の生活を守るために規制が必要だなどといった外国人に対する排除や規制の主張がなされ、報道においても議論がされたことに対して大きな危機感を抱かざるを得ませんでした。

なぜなら、現在県内には、独自に統計を取り始めた2019年以降で最多の2万1千人余りの外国人の方が暮らしており、外国人材を受け入れ、多文化共生を推進し、違いを認め合う社会を築こうとしている中での発言だったからです。

本県では、企業等が必要とする外国人材を適正に受け入れ、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる地域社会の実現を目指し、日本語教育や相談体制の強化、就労環境等の整備を進めるため、今年の3月に、大分県外国人材の受入れ・共生のための対応策の改訂を行うなど、外国人に選ばれ、共生できる大分県づくりに取り組んでいます。また、本県は、多くの外国人留学生を受け入れており、大学で学ぶだけでなく、地域住民とも交流を図り、卒業後も大分県内に定住する外国人が増えていくことが期待されています。

人口減少が進む中、外国人との共生は必要なことであり、国籍や民族にかかわらず、誰もが一人の人間として尊重され、差別されず、平和に生きる共生社会をつくることが重要ではないでしょうか。

そこで、多文化共生について今後どのように取り組んでいくのか、知事のお考えを伺います。

嶋議長 佐藤知事。

佐藤知事 多文化共生についてでございます。

この3月に策定した第5期海外戦略では、多文化共生社会の実現を四つの柱の一つに位置付けております。本県には、135か国、地域から2万1,246人の外国籍の方が居住しております、この1年間で2,600人を超える大幅な増加となっています。技能実習や留学など、在留資格は様々ですが、県内で生活している外国人の方々は共に地域を支える大切な県民でございます。

一方で、全国的には、生活習慣の違いや不慣れな日本語によるコミュニケーション不足から、ごみ出しや騒音など、生活をめぐる近隣とのトラブルが時折報道されており、解決を求める声も聞かれます。そこで本県では、県内で暮らす外国人と地域の方々が相互に理解を深め、交流の促進につながるよう、三つの点に力を入れています。

一つ目は、支援団体と連携した地域交流であります。今年度から在大分県ベトナム人協会と連携して、8月に別府市で地域の方々と互いの文化の体験会を開催したほか、外国人へのボランティア活動を行うグローカルおおのの協力の下、日本の生活マナー講座なども実施しています。今後は協力いただける団体に、こうしたノウハウを共有しながら、支援の裾野を県内全域に広げてまいります。

二つ目は、日本語の習得機会の充実であります。現在、県内9市で21か所の日本語教室が運営されていますが、オンライン講座も活用して、全域で日本語を学ぶ機会を提供できるよう、市町村と連携しながら環境づくりを進めます。

三つ目は、外国人からの相談対応の充実であります。昨年度、多言語対応可能な県内5か所の相談センターでは960件の相談に対応していますが、県北地域を中心に設置されていることから、他の市町村にも協力をいただいて、県内全域の相談対応の充実を図ってまいります。

こうした取組に加え、現在、県内在住の外国人3千人を対象とした意識調査を行っており、今後、意見を集約、分析して、効果的な施策に

つなげていくこととしています。

引き続き外国人を含め、誰もが安心して元気に活躍できる共生社会おおいたの実現に向け、市町村と連携して取り組んでまいります。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。是非日本語教育に当たっては、大分県で習った日本語がよそで通じなかつたということのないように、方言には注意して指導をお願いしたいと思います。

弁護士の徳田靖之先生が、著書「感染症と差別」の中で、このように語っています。ハンセン病に関する偏見、差別の歴史や、その現在性を学ぶ中で、私が痛感したのは、国家によってつくり出された差別構造の中で、子どもたちを含む市民が犯してきた苛烈とも言うべき差別や排除の行動であり、これらが多くの場合、集団化、組織化されて、ハンセン病の罹病者や家族を社会から徹底的に排除してきた事実であると。この言葉は、国や自治体が行政施策の誤りによって新たな差別構造をつくり出す危険性を持っているということを指摘しています。

外国人や異文化に対して、日本人と異なる点を理解しようとせずに排除する行動へつなげてはならないことを意識して、大分県下に住む全ての皆さんのが幸せを感じながら暮らしていく環境をつくり出していただけるよう求めて、次の質問に移ります。

次に、太陽光発電施設の環境面への配慮についてお尋ねします。

再生可能エネルギーについては、風力発電や水力発電をはじめとして、バイオマス発電や太陽光発電など、多様な施設の整備が県内でも進んでいます。風力発電など、大型施設の整備に関しては環境影響評価を行い、問題があれば、計画の見直しを求める対応が取られています。県条例では、太陽光発電施設の場合は敷地面積20ヘクタール以上等で環境影響評価を行うこととされています。しかし、環境影響評価は計画そのものを否定するものではなく、環境への影響に代替策等を講じるものであり、必ずしも景観について十分な配慮がされるものではないため、認可を受けて設置された施設が景観を損

ねてしまうことにもなりかねないのが実態です。

そのような中、地球温暖化対策として脱炭素をうたって、様々な計画が行政に持ちかけられているのではないかと心配しています。佐藤知事は、県下を隅々までよく御覧になっていると思いますが、山々がよろいを着ているかのように、太陽光発電施設に覆われてしまっている光景を多く見かけるようになったと感じたことはないでしょうか。

太陽光発電施設を山や空き地に設置する際に、法的な規制は電気事業法以外には、農地法や森林法における林地開発などがあります。しかし、これらの規制も、景観保全という概念をもって規制をかけるものではありません。自然災害への備えなど、安全に関する実務的な課題について、施工主が解決策を盛り込んだ計画であれば、許可することが前提となります。

しかしながら、太陽光発電施設は、景観に大きな影響をもたらす上に、線状降水帯による集中豪雨が頻発する近年、パネルを設置した土地の外構の整備基準が、現状に即して見直されているかどうかにも不安に感じます。

県としては、再生可能エネルギーの導入を促進すべきとお考えだと思います。私も再生可能エネルギーは進めいくべきと考えています。しかしながら、大分県の自然環境、地域の景観は、県民の誇りや観光資源として価値を支える重要な要素であり、一度損なわれれば、回復には長い年月と多大な費用を要します。

そこで、景観の保全を含め、太陽光発電施設の環境面への配慮についてどのようにお考えか、生活環境部長にお伺いします。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

太陽光発電施設の設置に当たりましては、災害の防止と自然環境との調和が重要であり、開発規模や立地等に応じ、国及び県において、これまで様々な対応をしてきたところでございます。

まず、災害の防止については、令和4年に森林法施行令が改正されまして、林地開発許可の対象となる開発面積が1ヘクタールを超えるも

のから、0.5ヘクタールを超えるものに見直されております。また、近年の降雨形態の変化等に対応し、外構等の防災施設に係る審査基準も改正いたしております。

次に、自然環境との調和に向けては、令和3年に環境影響評価に係る県の規則を改正しまして、国立公園などを含んだ開発の場合は、面積要件を20ヘクタール以上から5ヘクタール以上にすることで、環境影響の低減を図っております。

御指摘の景観保全については、複数の市町村にまたがる景観を守り育てるために策定いたしました広域景観保全・形成指針に基づきまして、広域景観協議会を設置し、取組の強化をしていくところでございます。さらに、景観アドバイザーを派遣するなど、景観行政を主体的に担う市町村の取組を支援しております。今後も開発と自然環境及び生活環境との調和を図り、環境先進県おおいたの実現を目指してまいります。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。様々な規制の見直しが、そのときそのときの情勢に合わせて行われてきたというふうなことではありますけれども、やはり景観そのものを見て、それはどういうふうに規制するかというのは非常に難しい課題なんだろうなというふうに感じます。アドバイザーの方も、市町村と一緒に、景観保全に向けて御努力いただきたいと思いますので、是非またよろしくお願ひいたします。

では、再質問で1点ですけれども、太陽光発電所等の設置に関して、これまで地域住民から反対意見等があった事例はなかったでしょうか。

嶋議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 これまで、本県における太陽光発電事業に係る環境影響評価の実施件数は2件ございます。このうち1件について、市への意見照会に対する回答の中で、地域住民からの反対意見が反映されておりました。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。その反対意見に対してどのように対応したかというのは非常に気になるところですけれども、また後ほど

でも教えていただければと思います。

私自身が体験したことを少しお話しさせていただきますと、中山間地域に太陽光発電パネルが設置される要因として、地域の担い手不足というのが挙げられると思っています。ある太陽光発電所の設置に際して、周辺住民による反対運動が生じた事例があります。その反対運動の中心となったのは、都市部から1ターン等で移住された住民の方々でした。一方、太陽光パネルが設置された土地は、もともと地域住民が入会地として共同管理してきた場所でしたが、担い手不足により管理が行き届かなくなり、最終的に企業へ売却され、その結果、太陽光発電所として利用されるに至ったものです。もし地域に後継者が残っており、畜産等の営みが継続されていたならば、豊かな自然環境を維持しながら暮らしを営むことができ、移住された住民の方々も、その自然の中で生活できていたのではないかと考えます。

若者が地域に根づき、将来にわたり生活できる環境を整えることが何よりも重要です。その一方で、時代の変化に伴い、地域に新たな施設が整備されていくことも、ある程度は受け止めざるを得ない面もあります。しかしながら、私たちの子や孫たちが心豊かに暮らせる環境を、次世代に引き継ぐ責務があるということは言うまでもありません。県下の全ての山々がパネルで覆われてしまうことは避けなければならないのではないかでしょうか。そのような概念をもつて、今後とも対策の検討をお願いしておきたいと思います。

では、次に、建設キャリアアップシステムの活用についてお尋ねします。

建設業に従事する技能者は地域のインフラ整備等の担い手であり、災害発生時には最前線で地域社会の安全・安心を支える地域の守り手として、県民生活や地域経済活動を支える上で大きな役割を担っています。

近年、人口減少や高齢化が進む中で、建設現場においても労働者の高齢化が進んでおり、近い将来、高齢労働者の大量離職により、労働者不足が懸念されると言われて久しくなります。

そうした中で、建設現場において課題となっているのが、現場で働く方々の能力がきちんと評価されていないということです。

現場技能者のキャリア（実務実績）をしっかりと積み上げるシステムとして、国土交通省で建設キャリアアップシステムが整備されています。現場技能者のキャリアを把握した上で、一人一人が持てる能力に適合した評価と賃金水準を得られることが、このシステムを運用する上での大事なポイントになります。建設キャリアアップシステム事業本部の資料を見ると、システムに登録している技能者数の累計は全国で168万1,692人、大分県下では1万2,019人となっています。また、2020年度の国勢調査によると、建設業の就業者数は全国で485万7,375人、本県では4万5,275人となっており、登録割合は、全国では約3分の1、本県では約4分の1の状況です。

県では、公共工事の品質確保のため、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保、育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステムの活用工事を実施しています。本システムの中で技能者の待遇改善等に配慮するよう求めることにより、技能労働者の技能向上や労働意欲の向上につながることが期待されるところです。

そこで、県内における建設キャリアアップシステムの活用工事の実施状況を踏まえ、その成果と課題をどのように認識し、今後どのように活用していくのか、土木建築部長に伺います。

鳴議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

建設キャリアアップシステムは、建設技能者の保有資格や就業履歴などを登録、蓄積し、技能や経験に応じた客観的な評価により、待遇改善につなげる取組の一つです。県では、令和4年度からこのシステムを活用する工事を試行しているものの、これまでの実績は1件にとどまり、十分に活用されていないのが現状です。その理由として、建設業者からは、システムの導入費用が高い、システム操作が煩雑、導入による効果が期待できないという声を聞いています。

引き続き、システム導入に必要となるICカードリーダー等の購入費用を経費に計上するなど、対策を講じるとともに、関係団体とも、国の取組やシステムを活用した具体的な効果事例について情報共有を図っていきます。また、国に対しては、導入費用のさらなる軽減やサポート体制の充実など、機会あるごとに現場の声をしっかりと伝えていきます。今後も、持続可能な建設業の実現に向けて取り組んでまいります。

鳴議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。1件だけなんですね。よその県とか取組が進んでいるところでは、どのような状況かというのは把握されているんでしょうか。

鳴議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 ちょっと他県の状況というのは今、数字を持ち合わせておりませんが、国土交通省は、この建設キャリアアップシステム工事というのを基本原則実施するということになっておりまして、直轄工事では使われているものというふうに聞いております。

鳴議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。大手ゼネコンがする工事では活用されているという話は現場から聞いたことがあるんですけども、なかなかその実態というのが、全体としてどの程度の比率の方が見えないなというふうに感じております。是非このシステムを使うことによってどのような効果が現れているのかというものを調べていただきながら、働く方々がやりがいを感じて働く環境をつくり出すっていうのであれば、是非導入に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思います。建設現場で働く方々が働き続ける中で、どのように勤労意欲を向上させられるか、どのようにその現場で楽しく仕事ができるようになるか、それはやはりその能力が認められ、その能力に合った賃金基準が適用されているということが、まず第一だろうと思いますので、そのような建設工事現場の改善につながるように取り組んでいただければと思いますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

では、次の質問に入りますけれども、次に、

大分市内の新庁舎について伺います。

県は、大分市向井原西にある大分土木事務所と県庁舎別館にある中部振興局を移転、集約し、大分市明野地区のあけのアクロスタウンのそばに、仮称ですが、大分総合庁舎を新設する計画を発表しています。大規模な災害で本庁舎が機能しなくなかった場合には、災害対策本部を設置する代替施設としての活用も検討されるところで、県の災害時の対応力強化が期待されます。

大分土木事務所は、現状、津波の浸水想定区域内に位置し、発災時の初動対応に懸念があり、庁舎自体も築50年以上が経過し、老朽化が進んでいます。中部振興局の入る県庁舎別館は、複数の部局が同居して手狭になっていることから、中部振興局についても移転の必要性があると承知しております。

移転予定地については、土砂災害や津波の浸水想定区域外であり、高速道路のインターチェンジに近く、アクセスがよいことなどから選んだとしていますが、移転によっては、窓口を訪問する県民の利便性が損なわれるのではないかという懸念もあります。今回の移転予定地については、現状でも近隣に大分市役所の支所が置かれ、ある程度の交通の便是整備されているところです。大分土木事務所、中部振興局を訪問する機会は、市役所と比較すると少ないかもしれません、最寄りのバス停が整備されるなど、公共交通機関を利用して訪問できる環境は必要と考えます。

訪問する県民の利便性の確保を含め、大分市内の新庁舎の建設についてどのようなお考えを取り組んでいくのか、総務部長にお伺いします。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 大分市内の新庁舎についてでございます。

計画中の新庁舎は、災害時の対応力向上や管内からの交通アクセスなどを総合的に勘案しまして、予定地を選定したところであります。交通面では、徒歩3分の場所にバス停がございまして、必要な利便性を確保できるほか、庄の原佐野線が延伸されれば、さらなるアクセス改善も期待されるところです。

建設に当たりましては、災害時の初動対応に加え、災害対策本部機能を備えることで、大規模災害への対応力の強化を図ってまいります。あわせて、バス停からの動線や駐車場の確保など、県民の利便性や職員の働きやすさについても配慮してまいりたいと考えております。こうした考え方の下、今年度は庁舎の在り方を定める基本計画を策定することとしておりまして、引き続き庁舎建設に向け、適切に対応してまいります。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。バス停が3分程度のところにあるというふうなお話でしたけれども、高齢者にとって徒歩3分というのは結構な距離だと考えますので、またより利便性のよくなるような工夫ができれば、そういった工夫も図っていただければと思います。

また、職員の通勤に関してですけれども、自家用車を利用する方が多いとは思うんですが、職員の駐車場の確保についてはどのようにお考えでしょうか。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 職員の通勤のお尋ねでありますけれども、御指摘のとおり、車で通勤を希望する職員も多いだろうと想定しております。基本計画を今年度つくる中で、まずは県民の来庁者の方々でありますとか、公用車といったものを優先していく必要がありますが、職員の通勤のニーズについても、その必要数が確保できるように、これについては計画策定の中で努力してまいりたいと思います。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ぜひともよろしくお願ひ申し上げます。

では、次の質問に入ります。次に、県職員の働き方改革についてお尋ねします。

まずは、オフィス改革についてです。

コロナ禍以降、デジタル化や柔軟な働き方へのニーズの高まりを受け、省庁や自治体でもオフィス改革への取組が進められています。熊本県では、職員の勤務環境の改善を通じて業務の効率化や生産性の向上が図られるよう、全体計

画を策定してオフィス改革に取り組み、職員の席を固定しないフリーアドレスの導入を行っていると聞きます。また、奈良県でも、働き方改革の一環として、ウェルビーイングな執務環境の構築を目指し同様の取組を行っており、座席率を8割程度としたフリーアドレスも導入しているそうです。

本県においても、組織力や職員一人一人の能力を最大限に發揮できるよう、執務環境整備の一つとしてオフィス改革が進められています。

現在取り組んでいるオフィス改革では、壁やキャビネットを撤去し、ワンフロア化するとともに、新しい机や床を導入し、フリーアドレスにも対応できるよう、個人用の机の引き出しや脇机は廃止すると伺っています。古い簿冊等は書庫への移管や、ルールに沿った速やかな廃棄を行い、必要最低限の簿冊のみを執務室に置くこととし、創出された空間に打合せスペースを効果的に配置していくなど、より快適で効率的に働く環境を整えようとしているところだと思います。業務内容に応じたフリーアドレスの導入をはじめとする機能的な職場環境を目指し、今年度は本館7階、別館3階、新館7階で、先行して実施するそうですが、重要なことは、このオフィス改革により物理的にオフィスが変化するだけでなく、ペーパーレス化やデジタル化をさらに加速させ、職員それぞれが働き方を見直し、働き方改革を実践するということも同時に進めていかなければなりません。

今後、執務環境が変わることにより、簿冊や紙資料等の移動や処分、机や物品の移動といった準備作業が加わり、過度な業務負担が生じることと思います。また、新たな働き方の導入により、業務の在り方の見直しを迫られるなど、職員への心理的負担も懸念されるところです。

そこで、執務環境の変化にスムーズに対応できるよう、職員へのサポートを含め、今後どのようにオフィス改革を進めていくのか、総務部長にお伺いします。

次に、フレックスタイム制の導入について伺います。

人口減少や少子化が進む中で、優秀な人材を

確保し、県職員として長く活躍していただくことは、県政の持続可能性を支える極めて重要な課題です。そのためには、県庁自体が多様な人材にとって選ばれる職場となることが求められます。

中でも、働き方の柔軟性は人材確保と職員の定着を左右する大きな要素です。仕事と子育て、介護との両立を支援し、柔軟な働き方を実現する制度の整備は不可欠であり、その一つがフレックスタイム制です。始業、終業時刻を柔軟に設定できるこの制度は、子育て世代や介護を担う職員の就労継続を後押しするとともに、働きやすい職場を求める若手人材にとっても大きな魅力となります。

都道府県のフレックスタイム制については、茨城県や千葉県、兵庫県、東京都などで既に導入されており、柔軟な働き方の実現として広がりつつあるようです。また、フレックスタイム制の導入により、勤務時間の設定によっては、週休3日とすることもできる選択的週休3日制の導入も広がっています。

本県においては、さきの定例会で公明党の澤田議員の一般質問に対し、フレックスタイム制については、育児、介護はもちろんのこと、通勤混雑の緩和や自己研さんの時間確保、心身のリフレッシュなど、様々な効果が期待されている。また、ワーク・ライフ・バランスに寄与するとともに、職員の意欲向上につながるものとして、導入に当たっては適切な対応が求められることから、まずは制度を試行し、その結果を検証した上で適切な制度設計を進めていきたいと、知事が答弁をしています。

フレックスタイム制は、ワーク・ライフ・バランスの実現や公務職場の魅力向上、公務能率の向上につながる一方、勤務管理が難しく、職員間のコミュニケーションが取りづらくなる、職員個々に勤務管理能力が求められるといった心配事もあります。県民サービスの低下につながらないよう、制度設計に当たっては対象者を全職員とするのか、子育て中の職員とするのかといった対象者の設定や、窓口業務のある地方機関も対象とするのかといった対象職場の選定、

職員が必ず勤務しなければならない時間帯、いわゆるコアタイムの設定の在り方などを慎重に検討した上で試行していただきたいと考えます。

そこで、フレックスタイム制の導入に向けてどのように取り組んでいくのか、総務部長に伺います。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 まず、オフィス改革についてお答えいたします。

オフィス改革は、執務環境の老朽化や狭隘さを解消し、職員のやる気や生産性の向上、働きやすさを実現する取組でございます。実施に当たっては、御指摘のとおり、環境変化も大きいため、職員の理解と協力が重要であると考えております。これまでも全部局が参加するプロジェクトチームやアンケート調査、各所属の統括推進員への説明会などを通じて、職員の意向確認や情報共有を行いながら、円滑な進め方を検討してきたところです。具体的には今年度、三つのフロアにおいて、オープンフロア化やオフィス家具の更新等の執務環境整備に先行して着手しまして、来年度以降、他フロアについても順次、計画的に整備するとしています。また、必要となる紙文書等の整理にはマニュアルを共有し、十分な作業期間を確保するほか、オフィスの仮移転を不要とするなど、職員の負担にも配慮しているところです。加えて、働き方の見直しについても、職員向けのワークルールを作成、普及するなど、並行して進めているところであります。

今後も職場の実情を丁寧に把握するとともに、適宜情報共有しながら、快適で安心して働く活気あふれるオフィスの実現に向けて、着実に取り組んでまいります。

次に、フレックスタイム制の導入についてお答えいたします。

フレックスタイム制については、育児、介護時間の確保や職員の意欲向上など、様々な効果が期待される一方で、導入に当たっては、県民サービスに影響のないよう、適切な対応も必要と考えております。そこで、運用上の課題を事前に把握し、対処するため、今月末より来年3

月までの約半年間、制度を試行することとしております。試行に当たっては、各所属の意向やこれまでの時差通勤の運用実績を踏まえまして、公務の運営に支障がある一部の職場を除き、ほぼ全ての所属の職員を対象としております。コアタイムについては10時から15時までとし、その時間を活用して職員間の情報共有や業務管理等を行ってまいります。また、勤務体制については、職員から事前に4週間単位で利用希望を取ることにしており、必要に応じ、所属長において適宜調整の上、適切な公務運営体制を確保してまいります。年内にも職員アンケートを行うなど、職員の声も聞きながら、試行結果を検証した上で、本格実施に向けて適切な制度設計を進めてまいりたいと考えております。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。

一つ、出先庁舎について伺いたいのですけれども、先頃完成した別府総合庁舎についてもオフィス改革を意識した造りとなっているようです。別府総合庁舎では、新庁舎に新しいタイプの机が用意され、今、引っ越し作業の最中のようですが、どのような計画で進めてきたのでしょうか。また、さきほど大分総合庁舎の新築移転について触れましたが、この大分総合庁舎などを含め、出先庁舎についてはどのようにオフィス改革を進めていかれるのでしょうか。

嶋議長 若林総務部長。

若林総務部長 お答えいたします。

今年度、建て替えたしました別府総合庁舎については、御指摘いただいたとおり、機能的な家具でありますとかWi-Fi環境を整備したところでありますと、従来の狭隘な執務環境の改善でありますとかペーパーレス化が図られると考えており、これは、建て替えの検討の中で、このオフィス改革の考えをできる限り反映していこうという考え方で行ったものであります。今後整備予定であります、仮称ですが、大分総合庁舎でありますとか、その他の地方機関でございますけれども、それについては、それぞれ規模でありますとか執務環境、狭隘さといった執務環境の状況、あるいは今般建て替えをした

別府府庁舎における、いわゆるオフィス改革の効果、こういったものを見ながら、建て替えてございますとか、そういうタイミングに個別に検討してまいりたいと考えております。

嶋議長 守永信幸議員。

守永議員 ありがとうございます。別府の新庁舎、先日見てきたんですけれども、非常にフリースペースがきれいに整備されていたのですね、びっくりしました。なかなかもう働きやすさを考えた造りだなと思いました。職員の勤務、労働環境については、労働組合との議論もなされているとは思いますけれども、任命権者である佐藤知事には、職員がそれぞれの持つ能力を遺憾なく發揮できるようにしっかりと対応をお願いしておきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

嶋議長 以上で守永信幸議員の質問及び答弁は終わりました。中野哲朗議員。

〔中野議員登壇〕（拍手）

中野議員 皆様、こんにちは。自由民主党の中野哲朗でございます。貴重な発言の機会を与えていただきました会派の先輩議員、同僚議員の皆様にお礼を申し上げます。また、今回も傍聴席には、地元日田市から多くの皆様にお越しいただきました。平素からの御支援と併せまして心から感謝申し上げます。

それでは、質問に入ります。佐藤知事はじめ執行部の皆さん、よろしくお願ひいたします。

まず、魅力ある地域づくりについて質問します。

平成26年に安倍内閣の下で始まったまち・ひと・しごと創生、いわゆる地方創生の取組は、少子高齢化の進行に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくための施策を総合的かつ計画的に実施することが目的とされました。

こうした国の動きを受け、本県でも人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生大分県総合戦略を策定し、子どもを産み育てやすい環境づくりなどを通じた自然増対策と、魅力的な仕事づ

くりなどによる移住・定住の促進を通じた社会増対策を両輪とした人口減少対策に取り組んでこられたものと承知しています。

移住の状況を見れば、昨年度の移住支援策による本県への移住者数は1,746人と、5年連続で過去最多を更新しています。中でも私の地元、日田市では移住支援策による移住者数が平成28年以降、令和4年度、5年度を除き、県内第1位という成果を残すなど、移住者に寄り添った切れ目のないきめ細かな支援が成果を表しています。

しかし、これまでの人口推移を見てみると、残念ながら、思うように人口減少に歯止めがかかっているとは言えない現状です。

国勢調査を基に県が公表している人口推計によれば、本県の人口は平成7年以来、30年連続で減少を続けています。8月1日現在の人口は107万5,560人で、令和2年10月に実施された第21回国勢調査と比較すると、僅か4年10か月で約4万8千人、4%程度の人口が減少していることになります。昨年1年間の人口動態を見てみると、全国平均の社会増減率はプラス0.27%であるのに対し、本県ではマイナス0.01%と、2年連続で減少しています。これは、コロナ禍後、留学生などの外国人の増加が落ち着いたためであり、依然として社会動態、自然動態ともに減少が続いていると実感できます。

特に、本県から県外への転出者に目を向けると、ここ数年は年間、約2万5千人が転出しており、日田市の場合、県境という地理的な事情もあると考えられますが、1,500人前後で推移し、その約半数は福岡県に転出しているといった実態があります。

私は、住み慣れた地域に住み続けたいという地域住民の思いが定住の原点だと認識しており、転入の促進とともに転出の抑制、つまり、移住促進と併せて定住促進にもしっかりと取り組む必要があると考えています。

日田市も含めた周辺の地域では、特に若年層や女性の域外への転出が顕著となっています。こうした若年世代がしっかり地域に残り、将来

の地域を担う人材となってもらうためには、地域の魅力を高めるとともに、その特色や強みを発揮した定住支援等にも一段と取り組む必要があるのではないかでしょうか。

佐藤知事は就任以来、可能な限り県内各地に足を運ばれ、県政ふれあい対話を重ねるなど、地域の声を県政運営に反映しようと尽力されております。また、安心・元気・未来創造ビジョン2024では、地域の未来を担う人材の確保と魅力ある地域社会の形成を掲げられており、今後の取組にも大いに期待しているところです。こうしたことを踏まえ、若年世代の地域への定住促進を含め、魅力ある地域づくりに今後どのように取り組んでいくのか、知事の御見解をお伺いします。

以降の質問は対面席から行います。

〔中野議員、対面演壇横の待機席へ移動〕
嶋議長 ただいまの中野哲朗議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 中野哲朗議員の、魅力ある地域づくりについての質問にお答えを申し上げます。

ビジョン2024の策定に先駆けて行いました県内全ての高校生を対象としたアンケートでは、約8割が本県に愛着を感じ、ほぼ半数が県内に住み続けたいと希望しています。そのため、県内で生まれ育った若者たちが生涯にわたり、誇りを持って暮らせる地域づくりに向けて、次の三つに力を入れて取り組んでいるところであります。

一つ目は、魅力ある仕事の創出であります。企業立地や産業集積、DX等を活用した生産性向上を進めるとともに、多様な創業を伴走支援しております。また、農林水産業の成長産業化を進め、新規就業の拡大を図ります。さらに、今月、大分駅ビルに開設しましたおおいたジョブステーションも活用しながら、若者の県内就職を促進してまいります。

二つ目は、子育てや教育環境の整備であります。子育ての面では、第2子以降の保育料全額免除や医療費の高校生年代までの助成といった経済的支援に加えて、県営住宅の改修など、子

育てしやすい住環境づくりを推進しております。また、教育環境の面では、県立学校の給食費を無償化したほか、県内どの地域でも質の高い教育が受けられるよう、日田高校を含む4校を皮切りに、今年度から遠隔授業を開始したところであります。

三つ目は、地域の活力づくりです。総合補助金を活用し、コミュニティビジネスの立ち上げや交流イベントの開催、一次産業の振興や空き家の活用など、各地の魅力や特色をいかした地域活性化を応援いたします。現在開催中の大阪・関西万博においても、進撃の巨人やハローキティなど、世界的に人気のコンテンツを活用して、本県の魅力を国内外に発信したところであり、今後も交流人口の拡大につなげていきます。

加速する人口減少社会の中でこうした取組を進めて、持続可能で魅力ある地域を創出していく上では、市町村との連携が重要でございます。先月も新しいおおいた共創会議で、地方創生をいかに進めていくべきか、市町村長の皆さんと意見交換を行いました。

若い世代が経済的な豊かさを感じ、子どもの成長や子育ての喜びを実感しながら、地域に愛着を持てる、魅力ある地域づくりに、これからも全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

嶋議長 中野哲朗議員。

中野議員 ありがとうございました。

本日は傍聴席に、旧日田市内はもとより、旧郡部から多くの皆様にお越しをいただいております。市町村合併から20年、前津江、中津江、上津江では、人口が半分に減り、また、大山、天瀬においても4割以上の減少という実情でございます。そうした中、地域の魅力を次世代につなごうと、地域のお世話や伝統行事の継続等に尽力をされております熱い思いの皆様と一緒に地域を盛り上げていきたいと思います。

また、先月、佐藤知事は、日田旅館組合の皆様と対話をされました。約300年の伝統を誇り、日田の夏の伝統行事である祇園について、今以上に活発になれば、若い人たちの県外流出

を阻止する効果も出るのではないかといった御意見があったのを覚えていらっしゃるかと思います。知事からも熱心に御質問をいただきました。また、助言もいただきました。さきほど総合補助金というお話がございましたけれども、魅力ある地域づくりには振興局の果たす役割も非常に大きなものがあると思いますので、今後とも連携をお願いしたいと思います。

続きまして、聴覚障がい者の情報バリアフリーについて質問します。

平成18年の国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記されました。聴覚に障がいのある人が必要な情報に平等にアクセスできることは、情報保障の一環として必要不可欠な取組であり、中でも手話は独自の言語で、日常生活や社会生活を営む上で重要な意思疎通のための手段です。

本年6月には、手話に特化した初めての法律、手話に関する施策の推進に関する法律が成立し、同月25日に施行されました。この法律の目的は、手話の習得及び使用、手話文化の保存、継承及び発展に関する施策などに関する基本理念を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することにあります。また、第14条には、国民の間に広く手話に関する理解と関心を深めるようするため、9月23日を手話の日とするとの規定があります。

本県では、県議会に設置される政策検討協議会において、関係者からの意見聴取など、協議、検討及び調査を重ね、令和3年3月に議員提案の形で大分県手話言語条例を制定しています。

また、県議会として手話の普及を図るため、議員を対象とした手話講座を開催したと聞いておりますし、令和3年第4回定例会からは、ケーブルテレビとインターネット中継で手話通訳を導入しています。さらに令和4年3月には、手話言語法の制定を求める意見書を国に提出しています。

なお、県内では、平成28年6月の津久見市を皮切りに、16市町で条例が制定されており、

こうした自治体レベルでの取組も功を奏し、法律制定の原動力になったものと思います。

県では、普及動画の配信など、大分県手話普及プロジェクトを展開することで、積極的な普及啓発に取り組んだと承知しておりますが、どこまで浸透しているのかが気になるところです。あわせて、これまでの取組を検証し、法律制定に合わせた新たな取組が求められると思います。こうしたことを踏まえ、手話言語の普及啓発に関する検証や今後の方針を含め、聴覚に障がいのある人の情報バリアフリーについてどのように取り組んでいくのか、知事の御見解を伺います。

鳴議長 佐藤知事。

佐藤知事 聴覚障がい者の情報バリアフリーについてでございます。

障がい者活躍日本一の実現を目指す本県にとって、聴覚障がい者の円滑な意思疎通手段を確保することは重要な課題であります。中でも手話については、人材育成や普及啓発等に力を入れているところでございます。

人材育成の面では、主に日常生活の場面で手話通訳を行う手話奉仕員や、有資格者として高度な通訳を行う手話通訳者等を養成しており、昨年度末時点で546の方々に御活躍をいただいております。また、令和2年度からは、定例記者会見に手話通訳を導入するなど、聴覚障がい者への情報発信の拡充にも努めてまいりました。

普及啓発の面では、令和3年3月に制定した手話言語条例を契機として、県民が手話をより身近に感じることができるよう、啓発動画を25種類作成したほか、テレビCMやSNS等による広報を重点的に行いました。特に手話の魅力をバラエティー番組の形で発信した動画は1万回以上再生されており、多くの方々に御覧をいただいております。

さらに、令和4年度からは企業やこども園等に手話通訳者を派遣し、簡単な手話を学んでもらう講座を開催しております。これまで3千人以上の方が受講したところであります。

加えて、手話施策推進法で新たに制定された

手話の日であります今月23日には、大分駅前で手話体験等の啓発イベントも開催いたします。

他方、手話のみならず、ICT機器の活用により、聴覚障がい者が情報にアクセスしやすい環境づくりを進めることも大切であります。このため、昨年度、県聴覚障害者センターにICTサポートセンターを設置して、聴覚障がい者がパソコンやスマートフォンを利用する上での困り事など、157件の相談にきめ細かく対応したところであります。あわせて、ICT機器の体験会を県内各地で計13回開催し、相手の話す言葉をリアルタイムで文字起こしするアプリ等を92人が体験いたしました。

今後とも、こうした取組を通じて、手話をはじめとした聴覚障がい者の情報バリアフリーの推進に努めてまいります。

鳴議長 中野哲朗議員。

中野議員 全日本ろうあ連盟によると、これまでに約600に上る自治体で手話言語に関する条例が制定されているようで、私の地元、日田市では、令和4年3月に制定されております。そして9月5日から8日にかけては、第73回全九州ろうあ者大会並びに第52回全九州手話通訳者研修会が大分市で開催されたと伺っております。手話が言語として、身近なものとして県民に広く浸透するように、今後の取組にも反映していただきたいと思います。

続きまして、子育てにおける諸課題のうち、まず児童家庭支援センターについて質問します。

児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法の改正により設置され、家庭等への助言、児童相談所からの受託による指導、関係機関との連絡調整などを総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を目的とした児童福祉施設です。県内では、大分市、別府市、中津市の3か所に加え、令和3年度に日田市の陽と佐伯市のHOPEが新設されたことにより、5か所の児童家庭支援センターが開設されています。昨年、県が策定したビジョン2024の安心分野には、児童虐待への早期対応に係る主な取組として、児童家庭支援センターによる地域に密着した、きめ細かな相談支援が掲げられたところであります。

県では、児童福祉司の拡充や児童相談所の施設整備など、子どもたちを守るために対応力の強化に努めていると理解しています。また、児童家庭支援センターは、児童相談所の補完機能的な位置付けであるとされており、児童相談所が遠い日田と佐伯のセンターの機能の充実と強化は極めて重要だと考えます。

2年前の県議会福祉保健生活環境委員会の県内所管事務調査では、日田市の陽の運営面での課題を調査項目の一つとして、現地視察を行いました。令和3年度の開設以来、スタッフの皆さんの真剣かつ積極的な対応により、今ではすっかり認知度が浸透し、昨年度の相談件数は2千件に迫るなど、地域に頼られる存在となっています。

一方、陽の建設と運営に当たっては、日本財団の家庭養育推進自治体モデル事業の助成を受けていますが、この助成期間は令和7年度までとなっていることから、来年度以降の運営について非常に心配しているところです。

こうしたことを踏まえ、県は児童家庭支援センターの役割をどのように評価しているのか、福祉保健部長にお伺いします。また、児童家庭支援センターの安定的な運営のため、県としてどのように対応していくのか、併せて福祉保健部長にお伺いします。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

本県の児童家庭支援センターは、昨年度5か所合わせて1万4,880件の相談に対応しているほか、児童相談所からの指導委託を受けた101人の子どもとその家庭に対し、支援を行っております。また、家庭での養育が一時的に困難になった場合の短期の預かりに加えまして、今年度からはヤングケアラーが気軽に相談できるサロンも開催しているところです。さらに、里親の養育負担を軽減するため、専任の職員が里子を預かる本県独自のレスパイト支援においても不可欠な存在であり、昨年度は延べ180人に利用されております。このように、児童家庭支援センターは、支援が必要な子どもや家庭に対し、専門的な知識と技術に基づいた助言や

援助等を行う重要な役割を担っておりまして、地域に欠かせない児童福祉施設であると認識しております。

今後とも、全ての児童家庭支援センターが安定的な運営を継続し、その役割をしっかりと果たしていくよう、国の制度の活用も含めまして、支援の在り方を検討してまいります。

鳴議長 中野哲朗議員。

中野議員 もう1問、質問させていただきます。

日田市の児童家庭支援センター陽の隣接地では、生活習慣の形成や学ぶ意欲の向上の支援、心理的支援、保護者支援を事業内容とする子ども第三の居場所が運営されており、こちらも令和7年度までを期間とした日本財団の助成を受けております。令和6年度の利用実績を調査したところ、開設日数257日、利用延べ人数2,597人、1日当たりの利用者は約10人で、子どもとの1対1の関係を重視した取組が行われており、子育て支援拠点として大きな役割を担っております。こちらの来年度以降の運営についても、県としてどのような対応を考えているのか、福祉保健部長に伺います。

鳴議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

子ども第三の居場所、日田ひなた拠点については、隣接する児童家庭支援センター陽と連携して、食事の提供や生活支援の指導、学習支援などを行っておりまして、家庭環境の事情などにより、支援が必要な子どもたちの大切な居場所であると、役割を果たしていると認識しております。今後も陽を含めました県内の同様の取組が安定的な運営を継続できるよう、国の事業の補助制度の活用も含めて、支援の在り方を検討してまいりたいと思っております。

鳴議長 中野哲朗議員。

中野議員 ありがとうございました。

先日の日田市議会の一般質問では、児童家庭支援センターと子ども第三の居場所についての議論がありました。日田市としても、両施設が子育て支援に当たり、相互に密接な役割を果たしており、表面化しにくい子育て家庭の様々な課題を発見し、適切な支援につなぐという大変

重要な役割を担っているとの認識を示し、来年度以降の運営については、県との連携をという言葉があったと確認しております。今日の質問の趣旨であります今後の安定的運営のため、さきほど部長の答弁にもありましたように、国の補助の検討ということもございましたが、大分県と日田市の緊密な連携が図られますようにぜひともお願いを申し上げ、次の質問に移ります。

県営住宅の子育て世帯向け住戸について質問します。

令和5年12月に閣議決定されたこども未来戦略では、子育て世帯に対する住宅支援強化の具体施策として、立地や間取りなどの面で、子育て環境に優れた公営住宅等の公的賃貸住宅を対象に、子育て世帯等が優先的に入居できる仕組みの導入を働きかけ、今後10年間で子育て世帯等の居住に供する住宅約20万戸を確保することが示されています。

また、子育て満足度日本一の実現を目指す本県においても、こどもまんなかまちづくりを推進するに当たり、安心して子育てできる住環境づくりは欠かすことのできない要素であると考えます。

ビジョン2024では、県営住宅における子育て世帯向け住戸整備として、子育てしやすい間取り、設備への改修に取り組むこととしており、土木建築部の羅針盤でありますおおいた土木未来（ときめき）プラン2024でも、この整備を県内全域に拡大することをうたっております。当初予算ベースでは、既設県営住宅改善事業の一環として、令和6年度は約2億3千万円、令和7年度は約4億9千万円が計上されており、県の積極的な姿勢が伝わってきます。

県では、この取組を開始した平成30年度から令和5年度までに、家事をしながら子どもの見守りがしやすいLDKの間取りや、3点給湯への改修による子育て世帯向け住戸30戸の整備を進めてきました。また、現在の改修計画では、築後20年以上経過した住棟で3階以上の空き住戸、1キロメートル以内に小学校がある住棟などを整備対象とし、令和6年度からの3か年で90戸の整備を行うとした上で、ビジョ

ン2024においては、令和15年度までに500戸の整備を目標として掲げております。

現在の具体的な改修対象となる団地を示した改修計画は、来年度まで決まっているようですが、子育て世帯のニーズや地域の状況に応じた大分県版こどもまんなかの県営住宅の改修について、令和9年度以降の整備に関する方針を早く示していただきたいと考えます。

そこで、今後の方針を含め、県営住宅における子育て世帯向け住戸の整備についてどのように進めていかれるのか、土木建築部長にお伺いします。

鳴議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

県では、誰もが快適に暮らせる住環境の維持や施設の老朽化に対応するため、ビジョン2024に基づき、県営住宅の計画的な改修や建て替えに取り組んでいます。令和6年度から実施している子育て世帯向け住戸改修は、大分市をはじめ別府市など9市町において、当初の計画どおり、8年度までに90戸の整備が完了する見込みです。また、現在、建て替え中の県営明野住宅においては、子育て世帯向けとして、3LDKと4LDKの広い間取りの住戸を中心に、60戸の整備を行っているところです。令和9年度以降の整備計画については、空き住戸の状況を計画に反映する必要もあり、前年の8年度中におおむね3か年の整備箇所や戸数などを定める予定です。

なお、策定に当たっては、ビジョン2024の目標指標である整備戸数500戸の達成に向け、着実に前進する計画にしていきます。今後も子育て世帯が安心して暮らせるよう、ライフスタイルの変化やニーズの把握をしながら、住環境づくりに取り組んでまいります。

鳴議長 中野哲朗議員。

中野議員 今定例会には、報告第34号大分県長期総合計画の実施状況が提出されております。これを拝見しますと、令和6年度の県営住宅の子育て世帯向け住戸整備戸数は、目標値50に対して実績値30、達成度60%で、著しく不十分と評価され、取組強化が必要な施策とされ

ておりました。ただ、これは技術者不足等による入札不調で工事の着手が遅れたことなど、理由がはっきりしていると思いまして、そのように理解をしておりますので、今後の取組も必要な確認ができるようござりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

今日のこの質問ですけれども、こどもまんなかまちづくりの推進の一つの施策を取り上げましたが、明確なビジョンなくしてその実現にはつながらないと考えております。今、答弁ありましたけれども、実務的にも、既に令和9年度以降の計画策定の時期に入っているという思いもありまして、質問させていただいたところでございます。そして、この整備については、県内全域への拡大がうたわれておりますので、そうした部分への配慮もお願いしながら、時代に合った施策の充実を期待しております。

子育てにおける諸課題の最後となります。子どもたちの情報活用能力の向上について質問します。

本年6月に閣議決定された骨太の方針2025には、教育DXに関する項目があります。子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びの一体的な実現及び教職員の負担軽減に向け、国策として推進するGIGAスクール構想を中心に、生成AIの活用も含めて教育DXを加速するとの政策の方向性が示されて、端末更新、ICTの活用、子どもたちの情報活用能力の育成に向けた好事例の創出など、ハード、ソフトの両面から教育環境の充実を目指すものとなっております。

また、次期学習指導要領に向けた検討を進めている中央教育審議会では、小学校、中学校、高校を通じた情報活用能力の抜本的向上を重点的に議論しており、それは9月5日に示された論点整理の資料からも明らかになっております。

子どもたちが将来、グローバル社会を舞台に、他者と協働しながら未来を切り開く人材となるために、情報活用能力が不可欠であることを裏づけております。

本県においては、GIGAスクール構想により導入された県立学校のタブレット端末が更新

時期を迎え、今定例会には、それに係る物品取得の議案が提出されています。また、自民党大分県連は、令和7年度の予算の編成に当たり、昨年11月、佐藤知事に、地域の高校を中心としたどの地域でも多様で質の高い教育を提供することを要望しました。本年3月に示された大分県立高等学校未来創生ビジョンには、遠隔授業システムの構築を推進することが盛り込まれ、4月には遠隔教育配信センターが開設されました。今年度は、日田高校はじめ佐伯鶴城高校、臼杵高校、宇佐高校の計4校が対象となり、その成果にも大いに期待しています。

1人1台タブレット端末の導入とその利活用、遠隔教育の整備など、急速に進む情報技術の発展を鑑みると、これまで以上に児童生徒の情報活用能力向上を目指した取組が急務であり、特に生成AIなどの先端技術の効果的な活用の推進については、最新情報もしっかりと反映しながら、さらなる充実が求められるのではないかでしょうか。

そこで、子どもたちの情報活用能力の向上を図るための取組について、本県における現状と課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いします。

嶋議長 山田教育長。

山田教育長 お答えします。

現代社会は、情報にあふれ、絶えず変化し、将来の予測が困難な時代を迎えています。こうした中で、未来を担う子どもたちは、生成AIなどの先端技術を活用し、自ら課題を発見し解決する能力や、新たな価値をつくり出す力を身につけることが求められています。

本県では、論理的思考力の育成を図るため、専門家による遠隔授業をプログラミング教育に導入しており、今年度から小学校にも拡大したところです。こうした取組は、1人1台端末の整備と併せ、早期からの学びを支える基盤となっています。

一方、急速に進化する生成AIについては、授業での活用経験のある教員は19%にとどまっており、今後、どのように教育活動へ取り入れていくかが課題となっています。

そこで、本年7月に生成AIガイドラインを改訂し、校務や授業での積極的な活用を促しています。また、国指定のパイロット校である情報科学高校において、全教科で実践している生成AIの活用事例を他校にも共有し、横展開を進めているところです。あわせて、情報モラルやセキュリティに関する指導も行っており、児童生徒がイノベーションを担う人材として情報を正しく見極め、創造的に活用できる力を育んでいきたいと考えております。

嶋議長 中野哲朗議員。

中野議員 プログラミング教育等の話がございましたけれども、私は母校であります日田市立三芳小学校の学校運営協議会の委員を10年来務めておりまして、学校現場での1人1台タブレットの活用の授業風景を見せてもらったことがあります。子どもたちの生き生きとした様子、また、一方的ではない参加型、一体型、双方向型の授業が非常に印象的でございました。こうした取組を通じた情報活用能力の向上に期待をしております。

質問の中で触れさせていただきました遠隔教育については、先日の我が会派の森議員が代表質問の中で述べられました、県内のどの地域の高校であっても生徒が自らの可能性を最大限に伸ばせる環境を整えていくということについては、県政の大きな課題だと私も認識しております。

では、次に農林水産業における諸課題について、まず、新たな担い手の確保について質問します。

昨年9月に策定された大分県農林水産業振興計画は、自ら考え、動き、みんなで実現する元気な農林水産業を基本目標とし、農業、林業、水産業ともに基本施策の1番に担い手の育成確保を掲げています。私も、元気な農林水産業の成長産業化の実現と持続発展のためには、担い手の確保と育成が大変重要だと認識しています。そして、元気な担い手が地域を牽引し、収益性の高い元気な産地を形成することに大きな期待を寄せています。

第2回定例会の農林水産委員会に示された資

料によれば、令和6年度の新規就業者は472人で過去最多となり、このうち女性の新規就業者も過去最多の95人だったことが報告されました。また、外国人についても、技能実習生の受入れにより増加傾向と聞いており、昨年9月には林業職種が新たに技能実習2号、3号への移行対象職種に追加されています。

このように、新たな担い手の確保には女性や外国人などの多様な人材の活躍が注目されており、継続した確保のためには働き手のニーズに対応した環境づくりが重要になると考えます。

例えば、女性就業者については、スマート農業等を活用した省力化、効率化による労働時間の短縮が子育てとの両立に役立つと思いますし、外国人就業者については、言語や文化の違いへの配慮などが挙げられると思います。

こうしたことを踏まえ、外国人材などの確保も含め、今後の農林水産業における新たな担い手の確保についてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長に伺います。

嶋議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

農林水産業の従事者が今後大きく減る中、新たな担い手の確保は本県農林水産業の持続的発展に不可欠です。これまでファーマーズスクールなどの研修の充実や活躍する生産者の姿をはじめとした魅力の発信、そして就業フェアなどによりまして、県内外から多くの就業者を呼び込んできたところです。

中でも、産地の元気づくりに本当に欠かせません女性就業者の確保については、体験バスターーやセミナーなどの開催のほか、例えばシャワー室や軽量草刈り機の導入支援など、働きやすい環境づくりも進めてきたこともあります。議員からも御紹介ありましたけれども、昨年度はこれまで最も多くの方に就業をしていただきました。

議員御指摘のとおり、子育てとの両立等、働き方改革につながる労働時間の短縮もとても大切です。このため、これからますます重要なになってきますスマート技術等を活用したサービス事業体の利用促進や、福祉事業所との連携など

も一層進めてまいります。

また、増加する外国人労働者にも継続して選ばれる環境づくりが必要です。翻訳機の導入によりますコミュニケーションの促進や通勤用自転車の導入など、生活面からの支援もしてまいります。

そして、昨年から技能実習の対象範囲が拡大されました林業においては、加えて、受入れ事業体の安全装備の購入等の支援を行っているほか、海外の大学等との連携も促進してまいります。

このほか、今後の育成就労制度への移行も広くしっかりと周知をしてまいります。

引き続き、今述べましたこうした取組をしっかりと行ってまいりまして、新たな担い手の確保に努めてまいります。

嶋議長 中野哲朗議員。

中野議員 よろしくお願ひいたします。

農林水産業における諸課題について、もう一つ、鳥獣被害対策についてであります。

昨年の第1回定例会で、大分県市議会議長会からの要望等を踏まえ、猶期内のイノシシ捕獲の県費補助についてお尋ねしました。今回は、それを踏まえつつ、少し視点を変えて質問したいと思います。

本年6月10日、大分県鳥獣被害対策本部の会議が開かれ、令和6年度の農林水産物の鳥獣被害額が1億5,700万円だったことが報告されました。平成25年度以降、減少を続けてきた被害額は、前年度から1,600万円の増加に転じたこととなりました。

被害額の内訳を見てみると、農業が1億3,100万円、林業が1,700万円で、加害鳥獣別ではイノシシが9,600万円、鹿が3,600万円となっております。

農業への被害は、イノシシによるものが9,500万円を占め、水稻への食害が最も多いようです。米の価格高騰が社会問題として取り上げられる中、ワイヤーメッシュ柵を設置した水田であっても、イノシシが柵を押し上げて侵入し、また修繕しても別の箇所から侵入し、収穫直前の水稻が食害に遭うため、農家の方からは

被害が集中する今の時期から収穫期の10月にかけての捕獲を喫緊の課題として取り組んでほしい、来年も作付するか迷っているといった深刻な声を聞くこともあります。重要かつ急務と言え、そのような取組も必要だと考えます。

一方、林業への被害は、鹿によるものが1,400万円です。地域による濃淡はあるようですが、鹿の生息密度は高くなっています。鹿ネットを設置した現地であっても、植栽木に被害が発生するケースもあると聞いております。

農業被害と異なりまして、山奥で被害が発生していることから、森林所有者が被害を把握しにくい現状もあるようで、循環型林業を確立する上で対策を強化する必要があると考えます。

こうしたことを踏まえ、農林水産業の成長産業化を目指す上で、鳥獣被害対策にどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にお伺いします。

嶋議長 渕野農林水産部長。

渕野農林水産部長 お答えいたします。

本県では、これまで学識経験者の知見に基づきまして、予防、捕獲、狩猟者確保、獣肉利活用の四つの対策を総合的に展開し、成果を得てきているところでございます。

特に、被害の8割強を占めますイノシシと鹿については、その生態に応じた対策が必要と考えます。

イノシシは多産のため、捕獲のみで被害を減らすことは難しく、予防対策を最優先に、毎年約400キロメートルもの農地防護柵の設置を支援してきているところです。また、効果的、効率的な捕獲に向けて、ICTを活用したわな等によるスマート捕獲も推進しています。

一方、昨年度の被害は柵の設置が不十分な集落で新たに発生しております。そのため、設置支援に加えまして、今年度より被害が大きい集落へ専門家チームを派遣し、効果的対策の提案などの支援を新たに始めたところです。

鹿については、年1頭出産のため、捕獲対策が効果的です。報償金の増額など捕獲対策を強化し、令和5年度は北海道に次ぐ2番目の約4

万頭を捕獲しました。加えて、今年度県全域で生息密度調査を実施することとしておりまして、その調査結果を踏まえ、今後、密度の高い地域での集中捕獲や予防効果の高いスカートつきの鹿ネットの設置を進めていきます。

これらの対策に加えまして、若手狩猟者の確保対策やジビエ商品の開発支援による需要拡大等にもしっかりと取り組み、被害のさらなる低減に努めてまいります。

嶋議長 中野哲朗議員。

中野議員 この質問に当たり、関係者と意見交換を行いました。一部を紹介させていただきますと、イノシシの捕獲対策ではワイヤーメッシュ柵を新設あるいは補強した上で、柵を押し上げて侵入されにくい、より頑丈な柵の設置など工夫、改善も必要ではないか。高齢化、減少傾向にある捕獲班員の方々のマンパワーを考えると、捕獲活動の集中には限界があり、年間を通じて一定の捕獲活動を維持しながら加害獣の捕獲総数を増やすことも考える状況ではないか。林業被害では、集落の近くに植えられたクヌギの新芽が鹿に食べられてしまい、今後、シイタケのほだ木を安定的に確保できるのか心配している。大分県の代表的な特産品であるシイタケ生産を支える上で、クヌギの鹿被害防止についても対策の強化をお願いしたいとの声をお聞きいたしました。

また、林業関係団体と自民党県議団との意見交換では、鳥獣対策の充実と併せてノウサギによる森林被害が増加しているという指摘がございまして、新たに対策強化の要望があったことをお伝えしたいと思います。

こうした御意見を踏まえながら、森との共生推進室を中心に、鳥獣被害対策には引き続きしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、最後の項目であります大規模災害に備えた道路啓開について質問します。

近年、全国各地で大規模な自然災害が毎年のように発生していますが、中でも地震は、昨年1月の能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報が初めて発表された昨年8月の日向灘地震、そして本年6月から多発しているトカラ列島付近

での地震など、頻発している状況です。

また、本年1月には、政府の地震調査委員会が、マグニチュード8から9クラスの南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を80%に引き上げたと発表するなど、発生のリスクが高まっていると感じざるを得ません。

そのような中、本年7月には、国が南海トラフ地震防災対策推進基本計画の見直しを発表し、防災対策を強化する推進地域に日田市と玖珠町が追加で指定されました。これにより、県内全ての市町村が推進地域に指定され、南海トラフ地震が発生した際には県内各地で甚大な被害が想定されることから、どのように対応するのかを事前に決めておくことはとても重要です。

他方、昨年1月の能登半島地震では、救命・救援ルートを確保するための道路啓開計画が策定されておらず、被害の大きかった地域の救援活動等の遅れにつながったのではないかとも指摘されており、道路啓開計画を事前に準備し、平時における訓練等を通じて災害時対応の実効性を向上させることの重要性が改めて認識されました。

本県では、平成23年3月の東日本大震災を教訓として、平成27年6月に大分県道路啓開計画が策定されました。また、本年3月に、計画策定後10年が経過したことや、能登半島における課題を参考にして、計画が改定されております。

計画の実効性を高めるためには、道路啓開の関係者が、大規模災害発生後に、何を、どのタイミングで、何に留意して行うかといった具体的な行動を確認しておくことが非常に重要なと考えます。

こうしたことを踏まえ、大規模災害に備えた道路啓開にどのように取り組んでいくのか、土木建築部長に伺います。

嶋議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

昨年度改定した道路啓開計画では、新たな防災拠点や中津日田道路等を追加した道路ネットワークに更新するとともに、発災時の初動に混乱が生じることのないよう、県の災害対策本部

に指揮命令系統の一元化を明記しました。また、能登半島地震では孤立集落支援の遅れが課題となつたことから、孤立発生時の対応方針や支援ルートの確保についても追記しています。

適切かつ円滑な啓開作業を実行するには、地域の特性を踏まえ、市町村や警察、消防、建設業者等の役割分担の明確化、資機材の確保等が重要です。

このため、今年度、県内を7地区に分け、啓開路線の優先順位や作業に必要な人員、資機材数を記載した地区別実施計画の改定作業を進めしており、関係機関と共有しながら啓開体制の再構築を図ります。さらに、実践的な啓開訓練を実施し、相互の意識を高め、連携を強化していきます。また、啓開時の課題であった放置車両対策についても、本年7月にレッカー協会4団体と災害協定を締結し、実効力を確保したところです。

今後も関係機関との連携を密にし、道路啓開が確実に実行されるよう取り組んでまいります。

嶋議長 中野哲朗議員。

中野議員 答弁の中にもありましたように、今年度は地区別の実施計画が見直されると、緊急輸送体制の実効性を一層強化することに大きく寄与すると思いますので、またよろしくお願ひいたします。

そして、地区別実施計画でございますが、西部地区では、道路啓開計画が策定される前の話ではありますが、平成24年7月の九州北部豪雨の際、大分県と福岡県をつなぐ大分自動車道が通行止めとなり、筑後川左岸の国道210号と右岸の国道386号がともに冠水したという事例がありました。いずれも道路啓開計画の中でステップ1の最優先啓開ルートやステップ3の啓開ルートに指定をされておりましたから、緊急車両の通行確保、被災地への救援ルートの確保である道路啓開に私は強い関心を持つことになり、今回質問させていただきました。

また、8月のお盆前の大雨では、日田市内の複数の県道で法面崩壊による通行止めが発生しましたが、地域の守り手である建設業者さんの啓開作業がとても迅速で、改めて感謝を申し上

げたいと思います。

第1回定例会で質問させていただきました建設人材の確保、育成は、重要な課題だと重ねて認識したところでもあります。持続可能な建設産業の構築には、県としても施策にしっかりと反映していると思いますが、私も建設業界の友人と意見交換をさせていただきながら取り組んでいきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上で私の今回の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

鳴議長 以上で中野哲朗議員の質問及び答弁は終わりました。

暫時休憩します。

午前11時40分 休憩

→…←

午後1時 再開

大友副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問及び質疑を続けます。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕（拍手）

堤議員 皆さん、こんにちは。日本共産党の堤でございます。今日は傍聴ありがとうございます。

早速一般質問に入らせていただきます。

まず、日出生台等での日米共同訓練及び大分分屯地での弾薬庫についてであります。

9月11日から25日にかけて、全国では1万9,200人、日出生台では自衛隊約4千人と米海兵隊約500人、十文字原では自衛隊600人と米海兵隊約50人が参加し、合計5千人を超える規模に加えて、日米のオスプレイ4機も投入され、日米共同訓練レゾリュートドラゴン25が実施されています。

今回の訓練では、日米指揮機関訓練や対艦戦闘訓練、対空戦闘訓練など、実弾を用いた訓練も行われています。これまで日出生台等では日英や日米での共同訓練、米海兵隊による実弾射撃訓練など、枚挙にいとまがなく軍事訓練が繰り返されてきました。こうした状況は、そこでなりわいを営む畜産農家や湯布院の観光業などに大きな不安を与えており、その中止を強く求める声が上がっています。

さらに、今回の訓練や湯布院駐屯地での第2特科団、ミサイル連隊の発足、敷戸弾薬庫での長射程ミサイル弾薬庫の建設、別府港における実質的な空母に当たる護衛艦「かが」の一般公開、大分空港でのF2戦闘機離着陸訓練など、正に大分県が軍事基地化されようとしています。

共産党県議団は8月26日に、防衛省に対し訓練等の中止を強く求めてきました。また、9月2日には、日出生台各界連が県に中止を要請しています。

そこで、以下について答弁を求めます。

まず、県はこれまで、日出生台での米海兵隊の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練について、縮小・廃止を求めてきました。しかし、これまでの訓練の在り方等から拡大の一途としか考えられませんが、どのように廃止を求めていくのでしょうか。また、今回の日米共同訓練は、さきほど申しました米軍実弾射撃訓練ではないにしても、九州防衛局との日出生台演習場の米軍使用に関する協定書では、人員は最大でも300人強などと規定がされています。しかし、今回の訓練はそれを大幅に超える規模で行われており、拡大以外の何物でもありません。こうした状況をどう受け止めているのでしょうか。

次に、敷戸弾薬庫で計画されている長射程ミサイル等の大型弾薬庫建設についてです。この地域は、住宅や文教施設、病院等が多く、紛争時には真っ先に攻撃対象となる危険があります。安全性を著しく損ない、ジュネーブ条約の軍民分離原則に反すると考えられますが、建設、配備中止を求めるべきではないでしょうか。

次に、2020年、防衛省は、自衛隊の火薬庫の特別検査についてで、敷戸弾薬庫と湯布院駐屯地の保安距離不足を公表しています。長射程ミサイルの保管となれば火薬量は莫大になると考えられますが、保管距離基準との関係で国に確認したのでしょうか。

次に、住民への情報公開が原則であり、住民から要望があれば住民説明会を開催する考えはあるのでしょうか。

最後に、軍事力増強による抑止ではなくて、憲法9条をいかした東アジアを中心とする平和

外交こそが日本が取るべき姿勢と考えますけれども、知事の答弁を求めます。

以下、対面にて。

[堤議員、対面演壇横の待機席へ移動]

大友副議長 ただいまの堤栄三議員の質問に対する答弁を求めます。佐藤知事。

[佐藤知事登壇]

佐藤知事 堤栄三議員の日出生台での訓練及び大分分屯地の弾薬庫についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練に対する本県の基本的な姿勢は、将来にわたる縮小・廃止であり、その考えに変わりはありません。国家間の合意に基づく訓練ではありますが、粘り強く要請してまいります。

今回の日米共同訓練などの陸上自衛隊が主体となる訓練については、人員等を制限する定めはありませんが、地元住民をはじめ県民の負担が大きくならないよう、九州防衛局長並びに西部方面総監へ申入れをしているところでございます。

次に、大分分屯地の保管物の詳細については防衛上の機密として説明されていませんが、地域住民の安全確保にあたっては、国際条約の加盟国として、国においてその責務が果たされる、履行されるものと承知しております。

次に、大分分屯地、湯布院駐屯地の火薬庫の保安距離については陸上自衛隊から是正したと聞いておりまして、現在建設中の火薬庫においても厳正に運用しているとの説明を受けているところでございます。

次に、住民への情報公開については、実施主体である国の責任において行われるべきものであります。地域住民の不安の軽減に向け、引き続き丁寧な説明や様々な形での情報提供を求めてまいります。

最後に、平和への思いは、全ての国民にとってひとしく不変なものであると考えております。恒久平和の実現に向けて、国には最大限の努力してもらいたいと考えているところでございます。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 再質問を数点行います。

まず一つは、知事は9月2日の記者会見で、今回の訓練について、実感として増えていると思うというふうな感想を述べております。その考え方方は私たちも一緒にそういうふうに思っておりますし、先日、この訓練が始まって、与那国島、あそこ新しい町長に代わりましたけれども、その町長の下、高輝度ハイマースやオスプレイの訓練は行わないと、訓練の縮小が実施されたんですね。これ正に地方自治体によってそういう声を出していけば、いくら国の専管事項であったとしても、その訓練の縮小はできるという、これは実証です。

こういうふうな立場で、今度、日出生台と十文字原で訓練があり、またオスプレイが、しょっぱなから十文字原に飛んできておりますけれども、そういう点で、そういう縮小も含めて、やっぱりきっちと自治体の長としてそういうことを求め、今回の訓練に対して求め、また拡大しているのではないかという気持ちがあり、結局拡大しているんであれば、それを求めるべきだというふうに思いますし、もしそれが拡大していると思わなければ、国の専管事項だからといってそれを放置するのか。どういう形で今回の訓練を縮小を求めていくのかということを再度聞きます。

もう一つ、保安距離の問題について、これは約40年前の国会の中で、その当時の防衛庁が、TNT火薬に換算して、敷戸の場合には1千トンの火薬が保管されているというふうな国会の答弁があるんですね、国の答弁が。これを考えてみると、これ、火薬取締法の中で保安基準第一と第二とか第三、第四種の保安基準というのは決められているんですけども、例えば病院とか学校は第一保安基準。これで距離を計算してみると、大体2.0から2.7キロメートル、人家からは1.5キロメートルぐらいの距離基準になっているんですよ。あそこの弾薬庫というのは、敷戸の小学校まで800メートルぐらいしかないんですね。鶴野小学校からも800メートルぐらいしかない。だから非常に身近にある、近接しているわけ。今回、長射程ミサイ

ルがあそこに保管されるとされていますけれども、となれば、弾薬量というのは非常に莫大になってくるわけです。今まで平成2年に保安距離基準が間違っていましたよと是正して、火薬庫減らしているんですよ。それにもかかわらず、今回はどれぐらいの量が来るか分からんけれども、莫大な量が来るわけです。そうなると、保安距離がもともとからもおかしくなってくるというのは当たり前のことなんだけれども、これは子どもが考えても誰が考えても当たり前のこと。こういうことに対して国にきちっと距離基準を、距離を、どれぐらい人家まであるんかということは、やっぱり県として、県民の安全を図るためにには、それをきちんと国に要請すべきだというふうに思います。その点について、2点目として、それを聞きます。

3点目として、情報公開、情報開示、オスプレイの問題なんですけれども、今回の訓練で早速オスプレイが訓練に使用されていますけれども、オスプレイの運用に当たっては事前に十分な説明をするというふうになっておりますけれども、この9月2日の知事の記者会見の中でも、県民に説明し、必要な情報を開示することを求めるといふうに言っていますけれども、オスプレイ等についてはそういう説明をきちんと受けたんでしょうか。また、今後そういう説明を受ける予定があるんでしょうか。それについてお伺いいたします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 まず、記者会見について、最近の訓練が増えているかどうかについて御質問がありましたので、増えていると思いますと答えました。それはやはり、現下の国際情勢の中で必要性が出てきているという国の判断に基づいて増えてきているのではないかと。ただ、住民の負担も増えてきますので、住民に対するしっかりとした説明を求めていきたいということを御説明しました。

さきほど与那国島の御質問ございましたけれども、すみません、これについては詳細を承知しておりませんが、國のほうはもちろん自治体からの要請も踏まえてとは思いますが、

それぞれの訓練計画をつくるに当たりましては、やはり世界情勢でありますとかアジア情勢を踏まえて、必要な訓練をしていくという、そのような国の側における訓練の必要性を基に計画を立てているのではないかというふうに推察いたします。

私どものほうからは、さきほど申しましたとおり、引き続き住民の負担、そして懸念を少しでも解消するべく、必要な要請をしてまいりたいというふうに考えております。

二つ目の御質問でありますけれども、駐屯地の火薬類取締法の関係でございます。これについては、堤議員も御存じのとおりかと思いますけれども、通常は火薬類取締法は県の行政事務でございますけれども、自衛隊が行う場合には経済産業省の大臣の承認ということで、権限が国に、経済産業大臣に移っております。ということでありまして、火薬庫の設置については私どものほうから、これは防衛局に対してでありますけれども、しっかりとした検査、そして経産大臣の承認が取られているのかどうかについての確認を行っておりますので、それにつきまして、火薬取締法に基づきまして関係法令に基づいて国が適切に対応しているというふうに返事をもらっておりますので、そのところは対応しているものというふうに承知している次第でございます。

そして、三つ目はオスプレイですね。オスプレイにつきましては、まず情報の提供をするべきであるという要請を行ってきております。それにつきまして、住民の不安がやはりオスプレイの使用については大きいということで、安全の確保がまず重要であるというふうに考えておりますけれども、これ自身、国がオスプレイの使用については適切に判断をして、訓練の一環でございますので、判断をすべき事項だというふうに考えておりまして、県民の安全確保のためにも徹底した安全対策を求め、そして地元住民の日常生活に配慮した運用を行うよう、国に対しまして要請を行ってきているという状況にございます。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 拡大していると思うという気持ちの裏の中に、結局、国の問題で、国が情勢がこういう複雑になってきてているのはしようがないんだと、さきほどからそういうふうなことしか聞こえないんですよね。だから、県民の負担がやっぱり増えている、正にこれが重要だと思うんですね。だからこそ、拡大している。だからそれについてやっぱり縮小を求めていくというのが本来、与那国の大島新町長がやったやり方なんですよ。だから、そういう立場に、私はやっぱり是非これは立つべきだというふうに思います。

オスプレイの危険性というのは昨年の11月に屋久島沖で同型機が墜落して、8人海兵隊員亡くなったんですね。あれと全く同じ機種が今来ているわけですね。だから、そういう点では非常に危険性のあるオスプレイを、大分県の上空を訓練のために飛んでいくという、これはやっぱり県民の安全を求める知事としては、そういう立場に僕は立つべきだというふうに思いますし、最後に、9月5日に先遣隊が到着しましたよね。そのときも、早速夜、出ていましたよね、その先遣隊の一部がね。そこら辺について、事前に九州防衛局のほうから連絡あって、こういう形で出していくよというようにあったのか、それとも、今後こういう勝手な行動をどういうふうにされているのかということを、再度これは聞きます。

大友副議長 藤川防災局長。

藤川防災局長 答えさせていただきます。

九州防衛局からは、地元のほうに対しましても、外出に際してはレンタカーやタクシーを使うという説明がされておりました。そういった中で、徒歩での外出ということで、我々のほうも情報が入り次第、九州防衛局のほうに確認しました。九州防衛局のほうもしっかりとその状況を把握していて、我々が確認した時点では、もう既にアメリカの兵隊の捜索のほうに行っておりまして、実際の行動としては、買物する人はちょっとその場に残したんですけども、終わってた人についてはタクシーで連れ帰ったというような行動を取っております。

その後、そういった事件というか、そういう

たことも起きておりませんので、引き続き九州防衛局のほうには外国の方の外出に際しては十分注意をしていただくようにということで要請しているところであります。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 県民の安全が第一ということを念頭にやっていただきたいと思います。

次に、中小企業支援について伺います。

中小企業の賃上げ支援についてですけれども、最低賃金について、中央最低賃金審査会では、全国加重平均で63円の引上げ目安が示されて、大分県中央最低賃金審議会では1,035円の答申となりました。物価高騰に比べれば依然として低水準と言わざるを得ません。

さらに問題なのは、来年1月実施ということです。物価高騰は庶民の暮らしを疲弊させており、一日も早い賃上げが待たれていますが、その実施時期についてどのように考えているのでしょうか。

そして、中小事業者の支援なくして、最低賃金の引上げを実現することは困難です。その対策の一環として、今回の補正予算では、中小企業等業務改善支援事業として3,750万円が計上され、既決予算と合わせて1億350万円となります。これは、生産性向上による持続的な賃上げの実現を図るため、国の業務改善助成金の採択を受けた中小企業等に対し支援するものです。これに対して、第2回定例会において猿渡議員に対する質問の中でも、上乗せ助成とか県制度融資の創設などで後押しなどを実施しているという答弁をされておりますけれども、しかし、2024年度の助成金の実績は、申請が181件で支援総額4,139万円となっています。県内の中小企業者数3万1,967社に比べれば、圧倒的多数の事業者が業務改善支援金を活用できていないのが現状です。

他県では、国の制度にとらわれず、独自に賃上げ支援を行う事例もあります。例えば群馬県では、従業員の賃金を5%以上引き上げた中小企業に対して1人当たり5万円を支給するぐんま賃上げ促進支援金が、予算規模27億円で始まっています。また、岩手県でも、物価高騰対

策賃上げ支援金として、19億円規模の事業を進めています。県内企業の99%を占める中小企業に対して独自の助成制度を創設することこそ、地域内循環を促し、地域経済の底上げにつながるのでないでしょうか。また、国に対しては、中小企業支援として社会保険料の企業負担分軽減や光熱費、家賃等の固定費の補助を求め、賃上げの環境整備を行うべきじゃないでしょうか、答弁を求めます。

また、中小企業白書によれば、中小企業の労働分配率は8割を人件費に充てているとされています。賃上げを進めるには、仕入価格等の上昇分を販売価格に適切に転嫁することが不可欠です。しかし、取引段階種別で見ると、下層下請の転嫁率は35%程度となっています。県の500社訪問調査では、価格転嫁はできていると答えた事業者は7割に上っているのですが、飲食・宿泊業では2割以上が転嫁できていないと回答しており、業種ごとの偏りが明らかです。この分野への対策が必要と考えますが、どのような対策を取るのでしょうか、答弁を求めます。

さらに、下請二法の改正やパートナーシップ構築宣言による是正が進められているとはいえ、現実には下請企業が元請に価格転嫁を求めることができないという力関係が依然として存在しています。県としてこうした弱い立場の事業所が適切に価格転嫁できるよう指導を一層強化すべきと考えますけれども、答弁を求めます。

最後に、冒頭で最低賃金について述べましたが、今回の引上げから考えると、今後県職員の給与も改定を検討することになると思いますが、その率や実施時期についてはどのように考えているのでしょうか。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 中小企業への賃上げ支援についてでございます。人手不足の中で中小企業等がビジネスの維持発展に必要な人材を確保していくには、一過性ではない持続的な賃上げの実現が必要であります。このため県では、中小企業等が生産性を高め、賃上げに踏み出せる環境整備を進めております。国の業務改善助成金に上乗せ

する県独自の奨励金の申請は年々増加しており、これまで628件、約1億2,800万円となっております。提案中の補正予算案では、重点枠を新たに設けて、本県の最低賃金改定幅を超えて賃金を引き上げた中小企業等に対する補助率を3分の2に引き上げることとしております。また、県の補助事業における賃上げ枠を今年度から12事業に拡大したほか、経営力強化を通じて継続的な賃上げを目指す中小企業等向けの県制度資金により、金融面からの下支えも行っています。

こうした複層的な取組を通じて、中小企業等が収益を確保し、持続的な賃上げに踏み出せる環境づくりを進めてまいります。

なお、新たな最低賃金の発効日は、中小企業等が賃上げ対応に要する必要な準備期間を考慮し、大分地方最低賃金審議会が判断されたものと承知しております。

また、社会保険料の軽減支援については、社会保険料等の給付と負担の在り方に関わるものであり、公平性の観点からも国レベルでの慎重な検討が必要なものと認識しております。

国に対しては、光熱費等の物価高への支援や中小企業等が賃上げに踏み出せる環境整備、交付金等による国、県の様々な取組への後押しなど、賃金と物価の好循環の実現について要望していきたいというふうに考えております。

その他の質問については、担当部長から答弁をさせていただきます。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 中小企業の価格転嫁の促進について回答いたします。

春の500社企業訪問調査では、価格転嫁が実施できていないと回答した企業の割合は、飲食業と宿泊業で2割を超え、最も高くなっている一方で、昨年の秋の前回調査から両業種とも割合が減少しており、改善傾向にございます。引き続き、そのほかの業種も含め、価格転嫁しやすい環境づくりに努めています。

県では、令和5年に経済団体等との価格転嫁の円滑化に関する協定を締結しているところでございます。本年1月の県政労使会議では、労

務費を含めた適切な価格転嫁に連携して取り組むことなどを宣言したところでございます。国に対しても、価格転嫁対策など中小企業が賃上げに踏み出せる環境整備について要望してきたところでございます。

また、サプライチェーン全体で価格転嫁を促進するいわゆる下請法が本年5月に改正する規制強化などが図られているところでございまして、関係省庁と連携した説明会開催により周知徹底を図っていきたいと、こう考えております。

今後とも関係機関と連携しまして、中小企業や小規模事業者への適切な価格転嫁に向けた環境づくりに努めてまいります。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 県職員の給与改定についてでございます。

地方公務員法においては、職員の給与決定原則として、情勢適用の原則、均衡の原則、条例主義等の規定が置かれております。また、人事委員会においては、県内の民間給与や生計費の状況を調査し、国や他県の状況等を考慮した上で、給与改定についての報告、勧告を行うこととされております。

県としましては、こうした法の規定、また趣旨に照らし、これまで人事委員会勧告を尊重する姿勢の下、議会の審議も経て給与改定を行ってきたところでございます。

今年度の給与改定の内容やその実施時期についても、まずは今後行われる人事委員会の報告、勧告を待ちまして、適切に対応してまいりたいと考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 500社訪問の中で、7割が価格転嫁できていると。しかし、45.7%が一部価格転嫁できていると答えているんよね。転嫁できていないという回答が18.4%あるわけですよね。つまり、こういう100%転嫁できれば大体売上利益というのは変わんないけれども、一部分又はできていないとなると、利益かなり減るわけですよね。そうすると、県内の中小零細事業者というのは本当に疲弊している状況の中で、なおさら疲弊してしまうわけですね。だ

から、これをきちっと100%転嫁できるような体制をつくる、そのための下請法の改正がされたけれども、これは、しかし魂を入れなければ、実際にそれを使って価格転嫁できるような状況をつくらなければ絶対これは駄目なんだ。だから、そういう点で、今でも中小企業Gメンというのがあったでしょう、下請Gメンがね。実際自主的にはこれはなかなか運営が厳しかったんだな。だから、そうならないように、県としてどこまでその部分で指導を強化していくのか、下請法の徹底とか価格転嫁についての上乗せとかね。そういうところについて再度お伺いいたします。

それと、人事院勧告で、大体これ最賃法では30日後というふうに決まっているわね、答申からね。30日後ということは、仮にこれ10月1日とかぐらいになるんだけれども、1月1日ですか、4か月かな。これさっき知事が言ったような形だとは思うんだけれども、法律上は30日後というふうになっているんだけれども、その法律とのそごはどういうふうに考えているかということを再度聞きます。

大友副議長 小田切商工観光労働部長。

小田切商工観光労働部長 まず、下請法の関連ですけれども、本年5月の改正で、事業所管省庁の庶務大臣に委託事業者に対する指導・助言機能が付与されたところでございますが、一方で県には同様の権限は付与されていないという状況でございます。

価格転嫁自体については、県が指導するとかモニターをするような機能というのではないところではございますけれども、県としては価格転嫁の円滑化に関する協定を通じまして、国が行っているパートナーシップ構築宣言の促進を図っていきたいと思っていますし、さらには県の補助金について、宣言企業には加点措置という対策なども講じていきたいというふうに考えております。

また、県としては、来月の30日に公正取引委員会と九州経済産業局と共に説明会などに改正内容の周知徹底を図って、価格転嫁と取引の適正化にも取り組むと、こういうような取

組を複層的にやっておりますので、そのような取組を進めまして、このような状況を改善していきたいというふうに思っております。

大友副議長 若林総務部長。

若林総務部長 2点目についてお答え申し上げます。

御指摘の最低賃金に係る、いわゆる最低賃金法の各規定については、地方公務員法によりまして地方公務員は適用しないという規定になってございます。地方公務員法に規定する給与決定に関する原則は、さきほど答弁したとおりでございますので、私どもとしては、その制度に沿って適切に対応していくことが肝要かと考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 是非、取適法という下請二法開始されて、その徹底って、国だけじゃあ絶対駄目だから、県もそういう点では一緒になって価格転嫁ちゃんとできるというふうな姿勢を、やっぱり見ていくことは大事だと思います。その点は徹底的にお願いしておきます。

次に行きますね。消費税とインボイスとの関係であります。

参議院選挙の最大の争点となった物価高騰対策では、野党がそろって消費税の減税・廃止を公約に掲げました。これに対し、消費税を守り抜くと主張した自民党は大敗しました。8月に実施された共同通信社の世論調査でも、石破政権は消費税減税を受け入れるべきだとの回答が61.5%に上っています。

庶民の暮らしは、依然として続く物価高騰の中で厳しさを増しており、実質賃金がピークだった1996年と比べて、平均年収で74万円も減少しています。私がお話を伺った零細事業者は、仕入や経費に10%の税金がかかり、価格を引き上げることもできず、売上げは減っている。せめて5%に減税してほしいという切実な声を上げています。さらに、売上げ1千万円以下の零細事業者には、インボイス制度によって新たに消費税負担が発生し、身銭を切って納税している状況です。

参議院選挙の結果を踏まえて、県は国に対し

て消費税の廃止を求めるべきと考えます。そして、緊急に消費税減税とインボイス制度の廃止を求めるべきと考えますけれども、答弁を求めます。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 現下の経済情勢厳しい中で、米国の通商政策等への対応、あるいは物価高騰に負けない持続的な貨上げなど、いろんな取組をしておりますけれども、今御質問のありました消費税については、国の制度の中での対応であります、またこれからいろんな議論が行われてくるものというふうに考えております。

今までの国の説明によりますと、引上げによる增收分の全額を社会保障財源に充てることとされておりまして、幼児教育・保育の無償化、医療・介護保険制度の改革等に活用されて、全世代を通じた社会保障の充実につながっているという説明になっておりますけれども、これからいろいろな議論がされるということかと思います。

また、消費税収の約4割は地方税財源でございます。その減収は地方団体の財政運営に大きな影響を与えます。これがひいてはサービスの質と量を大きく低下させるということも懸念されますので、そういうところも見据えて、いろんな意見、提言を言っていくことが必要ではないかというふうに考えております。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度の確立、安定財源の確保、それから将来にわたって過重な負担を先送りしないというふうなことも、消費税の廃止、減税については、やはり重要なポイントの一つではないかというふうに考えております。

また、インボイス制度でありますけれども、複数税率でなければ必要なかったわけですが、複数税率の下で税制の公平性あるいは透明性を確保するために必要な制度であると、複数税率を入れる以上は、やはりこの制度が必要であるということだと思います。

県といたしましては、県民の暮らしを守り、また地域経済を持続的に成長させるために、県民生活や中小企業の事業活動を全力でしっかり

支えて、賃金と物価の好循環の実現に向けてしっかりと取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 知事の御答弁のとおり、もともと消費税の導入のときの法律というのは、直間比率の見直しによってということがもともと大きかったね。税率を引き上げるときに、結局、社会保障の財源云々という言葉に変わってきたんですね。社会保障の財源というのは当然ですよね。ただ、問題なのは、今の直接税、これ国会でも議論されているんだけれども、直接税で賄ってきたわけですね。それが今度消費税という、一応間接税という形でずらされるというような状況になっているだけであって、本来直接税でやったとしても十分賄えるわけですね、これまで賄ってきたわけだから。

そういうふうな立場に是非立っていただきたいということと、やっぱり、さきほど知事もおっしゃったように、複数税率でなければ単一税率でもいいわけですね。今、国の説明は、だから公平性を図るためにインボイスが必要なんだと言っている。ただ、そうなったときに、実際に納税するのは1千万以下の本当に小さな零細事業者なんですよ。彼らというのは、1千万円以下というのは、本当に消費税というのはお客さんからもらっていない、それを身銭を切って納める。これ預り金でも何でもありませんから、直接納める。中小業者は、例えば直接税みたいなもんなんですよ、消費税というのはね。そういうふうな感じにやっぱりなるわけですから、是非消費税の廃止含めて、地方税収が若干減るとしても、景気対策という、5%の値段が下がるんだから、税収は増えてくるわけですよ、住民税がね。だから、そういうふうな立場で総合的に考えて、やっぱり景気対策として5%の減税は本当に必要だというふうに思うんだけども、そこら辺の認識を再度問います。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 直間比率の見直しというところは、やはり消費税入れるときに観点として入ってきてると思います。例えば法人税の引下げで産

業の空洞化を防ぐとか、企業が雇用や設備投資の拡大を図るというようなことも一つの目標ではなかったかというふうに思います。

そして、消費税の引上げによる增收分というのは、その全額を社会保障財源とするということは法律上明記されておりますので、法律上も何に使われるかというところは、国会といいますか、法律上しっかりと述べられているということではなかろうかというふうに思います。

税制の在り方自身は、国で議論されるべき課題でございまして、それ自身は、やはりさきの選挙でも大きな論点となりましたし、これからも議論されると思いますので、それを注意深く見守ってまいりたいというふうに思います。

また、片方で知事会なんかでも、その変化が直に地方財政にも影響を与えるということで、それについては意見を言っていかないといけないだろうという議論がされております。そういうふうな観点からも、しっかりと議論を見守っていきたいというふうに考えております。

そのような意味で、税というのは、やはり国の全体の負担をどうしていくかとか、在り方をどういうふうにしていくかって非常に重要な課題でございますので、しっかりと議論を見守ってまいりたいというふうに、注視してまいりたいというふうに考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 国全体の税の問題を俯瞰的に見る、これ大事なことだと思います。俯瞰的に見たときに、例えば安保保障の関係で5年間で43兆円のお金使うと。来年度の概算要求で8.8兆円でしょう。一方で、社会保障というのは削減されてきたと。これ俯瞰的に見てどう感じますか、財源構成として。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 国の施策において国防も、また例えば社会的インフラも、またその中で非常に、やはりこれからまた少子高齢化が進むことによりまして、社会福祉を充実していくかなければならない。それに対応する予算が増えていくのも、これもまた確かにございますので、そのような全体のそれぞれ施策のニーズ、必要性が

あります。それをしっかりとバランスを取りながら、これは国の予算でありますので、国の国会の議論の中で、しっかりと民意を反映して予算を組んでいただきたいというふうに考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 今の答弁としてはそういうことでしょ
うが、俯瞰的にやっぱり社会保障を充実させて
いくというところに、是非力点を置いていただきたいとい
うふうに思います。

では、次に行きますね。医療提供体制の整備の問題です。

今回の補正予算には、医療提供体制緊急支援事業として、病床数の削減を行う病院や診療所に対し1床当たり約410万円を給付する事業が計上されております。これは病床数の適正化を図ると称しながら、実際には国が医療費を抑制するため、患者を入院から在宅や介護施設へ誘導する地域医療構想に基づき、2025年度をめどに病床を減らす施策です。

コロナ感染症拡大時には、コロナ禍で入院や医療にかかることができなくて死亡した事例が多数あり、必要な病床、スタッフがあれば救えた命があったという痛切な教訓がありました。にもかかわらず、国はその教訓を忘れたかのように補正予算を組み、さらなる病床数削減を進めようとしています。

コロナ禍や物価高騰で疲弊する病院等にとって、410万円というのは喉から手が出るような給付金です。国が本来取り組むべき病床数は、削減ではなくて慢性的な赤字に苦しむ病院等への経営支援、スタッフの待遇改善による医療体制の強化の課題です。

そこで、以下の3点について答弁を求めます。

一つ目、今回の補正事業によってどの程度の病床削減が見込まれているのでしょうか、また、これまでに地域医療構想に基づき病床数の削減はどの程度あるのでしょうか、答弁を求めます。

次に、今後、コロナ感染症や他の疾病等でパンデミックが発生した場合、入院できない状況を繰り返してはなりませんが、今回の病床削減はその危険性と矛盾するのではないでしょ

うか。入院できない状況は生じさせないと断言できるのか、答弁を求めます。

最後に、国に対して病床削減反対を申し入れるとともに、診療報酬の引上げやスタッフの待遇改善のための予算措置を求めるべきと考えますけれども、答弁を求めます。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

まず、1点目については、今回の補正予算案で計上しております給付金の対象となる削減予定病床数は119床でございます。

また、地域医療構想に基づく病床数の削減については、構想の策定時の病床数が1万7,709床、直近の昨年7月1日時点の報告では1万6,997床となっておりまして、差し引きしますと712床の減少となっております。

次に、2点目についてですが、新興感染症の発生時の入院病床については、医療機関との医療措置協定の締結に基づきまして、現時点で目標の525床を大きく上回ります658床を確保済みでございます。

この確保病床は、今回の補正予算案で計上しております緊急支援事業の削減対象とはしておりません。

最後に、国に対しましては、地域の医療提供体制の確保に必要な財源措置のほか、物価や賃金の上昇に応じた臨時的な診療報酬の改定、あるいは緊急的な財政支援を求める要望を行っているところでございます。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 一つは、全国知事会が8月に提出している2026年度国の施策並びに予算に関する提案・要望というのがあるんですけれども、この中で、感染症対策と医療対策の強化として、医療体制の整備や人材確保などの体制づくりへの財政支援を求めていました。この提案からしても、病床数を大分県では119床ですか。そういうふうな削減というのは、やっぱり地域そのものに混乱を招くんではないかと。やはりコロナのときの教訓というのは、結局入れなくて自宅待機してくれと。それで亡くなって家族も会えないという、そういうふうな状況がずっと

続いてきた中で、地域医療構想だけは独自に進んできたわけでしょう。それによって病床数の削減が進んできたわけですよ。そういうような教訓を忘れたかのようなやり方というのは、やっぱり県として、それは待ったをかけるべきだというふうに思いますし、県、全国知事会が求めているように、地域の混乱を招かないようにというふうに地域医療構想の中でも言われていますけれども、そういう病床削減そのものというのは、そういう全国知事会の提案又は医療構想の中での混乱を招かないというのに矛盾すると思うんですね。それについて、県としてどのような立場、どのような考えを持っているんでしょうか、再度聞きます。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 病床削減については、地域医療構想で必要な医療提供体制が確保できるようにということで、急性期から回復期への転換などの病床機能の転換を進めながら、必要最小限の形で、限られた医療資源の中で効率的な持続可能な医療提供体制の確保を目指すという考え方で進めておりまして、病床削減ありきではないというスタンスで進めております。

また、コロナ禍のピーク時で入院患者数、コロナ病床の入院患者数が425人というピーク時の数字がございますけれども、それを大幅に超える658床を確保して、万全の備えを期しているということで、それ以外に薬やマスク、医療用のマスクや手袋などの備蓄や実動訓練や高齢者施設向けの研修なども行いながら、コロナ禍の経験を踏まえた対策を講じているところでございます。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 結局、地域医療構想と二次医療圏内で必要な病床数を再編、構築するとされていましたね。さつき言った急性期の問題とか慢性期とか、いろいろそういうような性期ごとによって病床の数を決定していくと。地域の声を反映させてそれを決めていくというふうになっていますよね。だから、そういう点で、だけ、コロナのピーク時以上、425床以上の600床以上を確保しているから大丈夫だじゃなくて、

あのときだって、結局、3年前、4年前でも同じような状況でしょう。だから、それを繰り返さないためには、410万というのは今の病院にとってみれば非常にやっぱり必要なわけですよ。そういうベッドを削減するんじゃなくて、スタッフの待遇をよくするとか、仮に余剰ベッドを一つ持つておればそれについて例えばですよ、500万のベッド余剰対策費用とかさ、そういうのを出すべきだというふうに思うんですよね。それを、僕は国に対して県として言うことが、県民の命を守るためにつながってくると思うんですけども、そういう立場にやっぱり立つべきだというふうに思うんだけれども、どうでしょうか。病院が医療をやって経営が成り立つという、ここにやっぱり一番の眼目を置いて、県として施策をせないかんと思うんだけれども、そこら辺について再度聞きます。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 病床数の削減について、今回の緊急支援事業で410万円という事業については、赤字経営で苦しんでいる医療機関に対して入院医療を継続できるようにということで支援を行っているものであります、一方で地域医療構想については、これまでの限られた医療資源を効率的に持続可能なものにしていくという観点から体制を構築するために進めてきているものということでございまして、コロナのような緊急時、有事の際に、きちんとした医療提供体制が構築できるような部分というのは、別にきちんと確保病床として確保できるようにして、さきほど申し上げたように万全を期して準備をしているということでございまして、平時における効率的な医療体制と緊急時の有事のコロナのような新興感染症時の対策というのはきちんと切り分けて、それぞれが矛盾しないような形で両立させていくというスタンスで対応ていきたいというふうに考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 最近、大分県でも新型コロナ感染症が拡大しているというマスコミにも出ていましたね。全国でも、7月中旬から2倍近い勢いで増えているというのが今の現状なんですよ。それ

で、万全の対策を講じるというふうに言われました。そうなると、仮にパンデミックが、コロナだけではなくてもいいんですよ。ほかの部分についても今後パンデミックが来たときに十分賄えるというふうなことを県として太鼓判を押して、それは任せなさいというように言える、断言できますね。再度聞きます。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 コロナの経験を踏まえて、その症状に応じて入院医療をしっかりと確保することに加えて、コロナの場合は宿泊療養施設や外来での自宅療養、あるいは高齢者施設への療養など様々な形で対応してきたということで、今回新たな計画では、そういうた宿泊療養や自宅療養、高齢者施設での療養等に医療が支援できるような体制も確保するというような格好で準備を進めておりまし、新型コロナと同様の感染症、新興感染症が発生した場合には必要な入院体制は確保できておりますし、十分必要な医療提供体制は整えられるというふうに想定した準備をしております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 それじゃあ、二の舞にならないように、是非そういう万全の体制を取っていただきたいというふうに思います。

では最後に、降下ばいじんの問題についてお伺いします。

日本製鉄九州製鉄所大分地区が排出する降下ばいじんについては、これまで県議会で度々取り上げてきました。先日は国に対して規制強化の要請も行ってまいりました。ばいじん公害をなくす会大分というのがありますけれども、この皆さんのが昨年4月から5月に実施した住民アンケートでも、妻がぜんそくになった、よくなつてほしいが大分市においては無理です、こんなに海が近くよいところなのに窓を開けられず困っている、マンションの価値も下がります、県や市は早急な対策をといった切実な声が寄せられています。

住民の皆さんの取組等によって、以前に比べれば降下ばいじんの量は減少しております。日本製鉄や行政の対応についても一定の評価はで

きます。しかし、依然としてアンケート結果のような被害の声が絶えないのが現状です。

公害防止に関する細目協定では、敷地境界線における降下ばいじん量の管理目標値を一月1平方キロメートル当たり6トン以下と定めており、さらに、第2コークス炉が完成する10月以降は、それを5.5トン以下とするなど、一層の排出抑制に努めているところです。であれば、その実効性をどう担保するのかが問われます。

そこで、降下ばいじんゼロを目指した具体的な取組のロードマップを示すべきではないでしょうか。また、県としても国に対し、背後地住民の被害実態を直接聞く懇談会等を開催するよう求めるべきと考えますけれども、答弁を求めます。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 お答えいたします。

県は、降下ばいじんの低減を目指しまして、大分市と事業者との3者で、管理目標値を定めた公害防止協定を締結しております。

事業者は、この管理目標値を実施するため、粉じん対策計画を3年ごとに策定し、ハード対策やソフト対策に取り組んでおります。県、大分市は、計画の実効性を担保するため、事業者と構成する降下ばいじん検討会において進捗状況及び降下ばいじんの測定結果を四半期ごとに確認しております。

地域住民の御意見については、事業者が環境モニターを委嘱し、いただいた声を環境対策に反映する取組を行っております。行政においても、住民から寄せられた苦情相談のほか、市民団体が実施したアンケートなどを県、市で共有した上で、必要に応じ事業者を指導しております。

引き続き、このような手法で降下ばいじん対策に取り組むこととしておりまして、御指摘された懇談会の開催について、国に対して要請することは考えておりません。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 このばいじん問題についても、8月の26日に経産省と環境省に直接行って規制強化

を求めてまいりました。そのときにやっぱり公害防止協定を6トンから、今度は5.5トンに10月以降下げますよね。確かにこれは一步前進だと思うんですよ。ただ、5.5トンですからね、トンですよ。これがやはり背後地住民のところに降ってくるわけです。私もそうすけれども。それをやはり公害防止協定を結んでいる大分県としても、大分市と一緒にになって地域住民の健康被害だとか、また住環境被害、これについて、さらなる規制強化というのは低減につながると思うんですよね、強化をしていくべきだというふうに思うんだけれども、さきほどの四半世紀の中で、検討会か、四半世紀ごとに検討されているというようなお話をありましたけれども、そういう中で、さらなる規制強化について検討はされているのかどうか。10月は無理ですよ。10月以降についてどうなのかということを再度聞きます。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 さきほど申しました粉じん対策の計画というのは、3年ごとにローリングをかけております。ですから、今回の、今、ちょうど令和5年から7年にかけての計画を実施している最中ですが、この計画の中では五つ対策を講じることとしております。そのうちの、今、三つほどが完成予定、ほぼ完成が見えている状況になっていまして、残り二つを7年度末までにかけてやるというような計画になっています。もちろん、7年度が終わりましたら、7年度までの測定の結果を踏まえて、また新たな、より降下ばいじんの下げられるような有効な対策を探って、次の3年間の計画に盛り込んでいくという形を取っております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 五つの対策で三つ完成と、あと二つを令和7年度ということなんだけれども、規制強化、つまり公害防止協定の管理目標値の6トンとか5.5トン、これについても、その見直しの中に数値的にどういうふうに将来的にするかというのも含まれているかどうか、再度聞きます。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 現在の協定の細目の中には、第2コークス炉の完成後、5.5トンという管理目標値が今最低ですので、それ以降については、まだ、対策の結果を見た上で数値がどういう経過を取っているか、それを見た上でないと決められませんので、現在は管理目標値は5.5トンということが明記されているのみです。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 降下ばいじんの被害というのは、私も中津留に住んでいますから、雨が降ると車に真っ黒なやつがつくんですよね。それ、なかなか拭いても取れないんだけれども、あれ、結局住環境、それが結局健康被害、当然毎日そこで生活しているわけだから、そういう健康被害にもつながってくる危険というのはあるわけですね。だからこそ、公害防止協定、細目協定の中でから管理目標値というのは決めて規制強化をしていくようになっているわけだから、本来いうと、ゼロにせないかんのですよね、降下ばいじんを、本来は。そのための設備投資、集じん機だとか、又は防じんネットのやり替えとか、散水も含めて、あと原料ヤードの密閉化とか、いろんなやつが検討されるわけですよ。そういうのも含めて、背後地の住民が住環境でからそれだけやっぱり被害を受けておる。実際に毎日暮らしている中でからそういうことを感じていることに対して、やっぱり県としてもそこら辺は真摯になって検討せないかんと思うんやね、そこら辺はね。

そういう点を再度県として背後地住民の健康被害、また住環境被害について認識をどうされているかということと併せて、もう一個聞きたいのは、ばいじん公害をなくす大分というのは、8月28日に大分市に対してばいじん排出の規制強化等を求める要請を行っております。これは市、県、企業間の協議による規制強化を求めているんですね。この切実な要望を、公害防止協定を締結している県としても実施する方向で検討すべきだというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

また、県として、大分市と連携して背後地住

民との懇談会を開催して、実態を聞くようにすることもしたらどうかというふうに思うんですけれども、さきほど国に対してはそういう要請をしないというふうに言っていましたけれども、では県とか市がそういう住民の方々との意見を聞く場というのを持つべきだと思うんですよね、生の声をね。だから、そういうふうな立場に立てるかどうかということを再度聞きます。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 背後地住民の方々の状況ということで、県としてもそういうこともありますし、一義的には大気汚染防止法の所管については大分市でございますが、県も大分市と並列の形で協定を結んで、この問題に主体的に関わっております。

その関係で、背後地住民の方々の声は常に聞きたいということで、担当課に担当者を設けて、窓口も設けております。過去の苦情・問合せ件数も、例えば過去3年でいいますと、令和4年が大分県に6件、大分市に11件、令和5年が大分県に3件、大分市に9件、昨年度は大分県に2件、大分市に8件ということで声も寄せられております。こういう声を、また県と市で定期的に会合を開いて、お互いの苦情等の意見のすり合わせも行っております。そうした上で事業者と協議して、次の計画若しくは次の対策を3者で協議しているということでございますので、今後もそのような対応をしていきたいと考えております。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 その対応はすごくいいんだけども、結局、そういう懇談会について県及び市について一緒に地域住民と、自治会でもどこでもいいんだけども、そういう直接やっぱり電話で声かけてくるよりか、実際にその場所においてどういう声があるかというのを直接聞くことは、僕は住民サービスの向上のための一つ大きなプラスになると思うんですね。そういう生の声を聞くことによって、3者、県、市、企業と懇談する中でこういう声がやっぱり出てきたよと、こういうような対策を取るべきじゃないのというふうなことが本当の声として出てくると思うん

ですよね。だから、そういう点では、電話で苦情が来ている件数も大事なんだけれども、それにとどめなくて、そういう懇談会を市と県で共同してやればいい。市が第一義的だからじゃなくて、公害防止協定を並列的に頑張っているというふうにさきほど答弁されたからね。だから一緒にになって懇談会を開けばいいと思うんだけども、再度それについて、聞くかどうかというのも含めてちょっと聞きましょう。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 繰り返しになって恐縮ですが、一義的には大分市が大気汚染防止法の所管をしておりますので、もしそのような声があれば、大分市と協議して検討ということをしてまいりたいと思います。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 第一義的に大分市という枕詞を使わなくていいと思うんよね。だって、公害防止協定を結んでいるわけだから。だから、そういう点で、大分市にそういう声があったら県として協議するんじゃないなくて、今こういうふうな議論しているわけだから、県として大分市に、こういう議会の中で問題があったよと、懇談会しませんかというのを県として出してみたらどうですか。そこでから懇談会も含めて、することが僕は第一歩だと思いますよ、認識することの、県としてね。つまり、自分のことを自分として認識するということです、ばいじん問題を、我々が毎日しているようにね。そういうような立場に立つべきだというふうに思うんだけども、それについてはどう。第一義的とは言わなくていいから。

大友副議長 首藤生活環境部長。

首藤生活環境部長 大変恐縮ですが、あくまでもやはり法律に基づいて権限を有するのは大分市でございます。私どもは、協定に基づいた指導権限を持っておりますので、まずは、やはり法律に基づく権限を持つ大分市と協議させていただきたいと思います。

大友副議長 堤栄三議員。

堤議員 法律上じゃなくて、公害防止協定を結んでいるのは県で、おまけに大分市民であろう

と大分県民ですよ、だから住民ですよ。住民がやっぱり困っている声を県として直接声を聞くのは、大気汚染防止法とか関係なく、県としてやるべきだからというふうに思います。そのことを強く要望して終わります。（拍手）

大友副議長 以上で堤栄三議員の質問及び答弁は終わりました。清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕（拍手）

清田議員 一般質問最後となりました。9番、自由民主党、清田哲也でございます。

今回も一般質問の機会をいただきました会派の皆さんに感謝を申し上げます。また、毎回欠かさず傍聴にいらしていただく市議会議員時代の先輩お二方、ありがとうございます。

正に貴重な一般質問の機会でありまして、1月は私、質問の機会がございません。少し早いですが、11月28日、知事、お誕生日おめでとうございます。今年も同じ日に誕生日を迎えること、うれしく思います。

それでは、歓迎、お祝いムードの中、質問に入ってまいります。

まずは、造船業の振興についてであります。

大分市、臼杵市、佐伯市に立地する造船業は、地域における雇用、経済を担う基幹産業として、地域経済の牽引役を担っております。

船舶の建造による経済波及効果は建造費の約3倍とも言われ、造船・舶用工業等の海事産業クラスターを形成する地域に大変大きな経済効果をもたらしております。

最近、米国関税交渉において話題に上ることの多かった造船業でありますけれども、改めて現状を見ますと、2024年の新造船竣工量、世界全体で7,040万総トンとなっております。総トン数ベースにおける世界シェア、これは中国が54.7%、韓国28.1%、我が国日本12.8%と、この3か国で世界の95.6%を占めております。1990年代頃までは世界シェアの4割を我が国日本が占めておりましたけれども、現時点で10%台にとどまっている。しかしながら、日本造船工業会では、このシェアを2割まで引き上げることを目標とし、日本の造船業の再生、復興が進められている道

半ばでございます。

しかしながら、以前も指摘しましたが、中国と韓国の両政府は、WTO補助金協定に抵触する可能性のある公的支援を行っており、公正な受注競争環境とは言い難い状況の中で、我が国の造船業は戦わなければならない現状があります。さらに、先般、韓国は米国と関税交渉において、造船分野への協力を含め合意しました。ただ、米国への投資により利益を受けるのは韓国の造船会社になるとの見方もあり、日本の造船業界にとって競争がより激化するとも予想されております。

また、国内造船業においては、技術者の高齢化などによる人材確保も課題であり、自動化やデジタル化も遅れがちであります。鋼材価格の高騰は、米国の鋼材に対する関税強化により世界の鉄鋼市場が不安定化する影響も懸念されるなど、国内造船業を取り巻く環境は引き続き厳しさを増しています。

造船業は、本県にとっても大切な主要産業であると認識していますが、国政が解決すべき課題も含め、県としても造船業に対する理解をさらに深め、しっかりと後押ししていくべきだと考えております。

また、県内造船業が取り組むカーボンニュートラルへの挑戦に対しても、後押ししていただきたいと思います。水素をはじめとしたクリーンエネルギーによる船舶建造技術開発に対する支援などにより、競争力の強化を図っていただきたいと考えております。

こうしたことを踏まえ、県内造船業の振興に県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

以降、対面席で行います。

〔清田議員、対面演壇横の待機席へ移動〕

大友副議長 佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 清田哲也議員の造船業の振興についての御質問にお答えを申し上げます。

県南地域を中心に多数の関連企業が集積する造船業は、長年にわたり地域経済や雇用に大きく貢献している本県の重要なものづくり産業の

一つであります。

他方、中国や韓国との国際競争の激化に加え、鋼材価格や労務費の上昇が製造コストを押し上げるなど、その経営環境は近年大きく変化していると認識しております。

県内の造船各社への聞き取りによれば、鋼材価格は2020年比で4割以上高騰しており、一定程度の価格転嫁はできているものの、利益を圧縮する要因になっているとのことです。また、米国の追加関税措置については、各社とも米国への輸出がなく、直接的な影響はありませんが、資材費の高騰など国際情勢に伴う影響について、今後も注視していく必要があります。

こうした経営環境の中で、議員御指摘のとおり、ベテラン技術者の退職等に伴う人材不足が顕著な課題となっております。このため県では、大学生等とのマッチング機会の提供や大分地域造船技術センターが行う技術者の育成研修への支援に取り組んでいるところであります。加えて、小・中学校や工業系高校向けには、造船業を含め、県内ものづくり産業の魅力をまとめた「おおいたものづくり発見ブック」を配布し、将来の職業選択の参考になるよう、今後も啓発活動に努めてまいります。

また、造船各社が競争力を維持し、今後も安定的に受注していくためには、デジタル化や自動化により生産性向上を図ることが重要となっております。そのため、溶接の品質向上に向けたデジタルツールの導入や大型構造物の3次元測定システムの導入等への支援に加え、デジタルに精通したものづくり人材の育成支援等、引き続き行ってまいります。

さらに、競争力強化に向けては、カーボンニュートラルへの対応も重要であります。そこで県では、大分県エネルギー産業企業会を通じて、水素等を利用する次世代燃料船の開発に取り組んでいる県内企業への支援も行っているところであります。

引き続き、国や地元自治体と緊密に連携して、造船業を取り巻く環境、各社の置かれた状況や課題等に応じた支援を行い、今後も造船業の振興を図ってまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 知事、ありがとうございます。

ここ何年間か、非常に支援メニュー増えたなど実感しておりますし、現場の声も非常に好評をいただいていると思います。

言うまでもなく、我が国の物流ですね、海外物流、その99%以上が海上輸送であるということ。そしてまた、我が国の領土・領海、国民の安心・安全を守る防衛警戒態勢においても、海上自衛隊、海上保安庁の艦船は全て国内造船所で製造、そしてメンテナンスも国内で全て行われておる。正に経済安全保障、そして安全保障上欠かせないのが造船業でありまして、正に我が国の存続、屋台骨を担っているという状況であります。

また、さきほども少し触れましたけれども、米国との関税交渉、こちらの中でも、経済安全保障上重要な九つの分野について、強靭なサプライチェーン、これを米国内に構築していくこととされています。その中には当然造船も含まれておりますし、この動向も注視していかなければならぬ、そのように思っております。

正に執行部の皆さん、知事はじめ皆さんの御努力で造船県大分も全国でかなり定着してきてまして、温泉県、造船県、この二つのPRをもっともっと進めていただいて、温泉に入って造船ろうというぐらいのトップセールスを是非これからも知事にお願いしまして、次の質問に参ります。

続いて、ツール・ド・九州についてであります。

いよいよ来月10月ですね、国際サイクルロードレース、ツール・ド・九州2025が佐伯市で開催されます。今回は大会初となります宮崎県との共同開催で、延岡市をスタート、佐伯市をゴールとする2県をまたぐコース設定となっております。過去2回の大会では、沿道から多くの観客の皆さん方が熱い声援を送り、コース沿線の観戦スポットでパブリックビューイングや様々なイベントが開催され、飲食ブースも大盛況で、大きな経済波及効果があったと伺っております。また、YouTubeによりレース

が中継されるなど、世界に向けての本県のアピールという場でも大いに活用できたのではないかと思います。

今回、宮崎・大分ステージは、蒲江・米水津の海岸線を走る絶景のルートに加えまして、レース終盤は佐伯の中心市街地を周回し、さいき城山桜ホール前でフィニッシュするコースが予定されております。佐伯市全体が盛り上がり、大きな成功が期待されております。

一方で、今年の大会では、新たに長崎県、宮崎県、この2県が加わりまして、九州地域戦略会議においてラグビーワールドカップ2019のレガシー継承として始めたこの大会であり、将来的には九州・山口全域での開催を目指していると伺っています。

しかし、国際自転車競技連合が認定する公式大会であるにもかかわらず、県内における認知度は決して高いとは言えないと感じております。一層の機運醸成や情報発信が必要ではないでしょうか。

また、物価高騰もあいまって、この大会の開催に係る経費は年々増加しております、県や市町村など開催自治体の財政負担が大きくなっているとも伺っています。将来的に大会を継続することが困難になるのではないかとの懸念もございます。

ツール・ド・九州は、単なる一過性のスポーツ大会ではなく、地域のスポーツ振興やスポーツツリーズムなど多面的な効果をもたらします。今後、さらに九州・山口全域を舞台に広域的な観光誘客や地域ブランドの向上にも大きく貢献するものと期待しております、そのためにも、県としてしっかりと後押しをお願いしたいと思います。

以上のこと踏まえまして、今後も持続可能な大会となるよう、ツール・ド・九州に関して県としてどのように取り組んでいくのか、知事にお伺いいたします。

大友副議長 佐藤知事。

佐藤知事 ツール・ド・九州でございます。九州の官民が一体となって取り組んでいる国際自転車ロードレース、ツール・ド・九州に、本県

は初回から3回連続参加しております。過去2回の大会では、県内外から多くの観戦客が訪れ、力強く疾走する選手を沿道から応援するなど、いずれも大いにぎわいました。

本県としましても、この大会をサイクルスポーツのさらなる普及はもとより、世界に向けて豊かな自然に恵まれる大分県の魅力を発信し、県内への誘客促進につなげていきたいというふうに考えております。

一方で、この大会が九州・山口の全域で持続的に発展するためには、開催自治体の財政負担が過度に大きくならないように十分配慮しなければなりません。

今年の宮崎・大分大会は、ツール・ド・九州では初となります複数県での共同開催とすることになりました。費用分担によるコスト削減効果が見込まれ、また宮崎県からは、初参加の開催県にとっても望ましい手法であったというふうに伺っております。

現在、九州地域戦略会議においても、持続可能な大会運営の在り方について活発に議論が行われておりますが、こうした共催による効果やメリット等もしっかりと提言してまいりたいと考えております。

大会の認知度向上に向けたさらなる機運醸成も重要でございまして、3大会連続で出場予定のスパークルおおいたと連携して、走行コースや沿線の観光施設等を紹介する動画を今回初めて作成し、幅広く情報発信をしているところでございます。

加えて、今大会の前日には、長い歴史を誇るツール・ド・佐伯が、佐伯市の主催で開催されます。自転車を愛するサイクリストが佐伯市に数多く集いますので、にぎわいの相乗効果を創出していくたいと思います。

また、これまでの大会は、日田市や佐伯市など5市町での開催となっていますが、今後は未開催市町村にも参加を呼びかけて、県全域での認知度向上につなげていきたいと考えているところであります。

引き続き、ツール・ド・九州を通じて国内外との交流人口の拡大を図り、九州全体が元気に

満ちあふれる姿を目指して、開催県や参加市町村等と共に持続可能な大会の実現に努めてまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 佐伯市では交通規制の看板等もかなり多く立ちまして、いよいよ始まるんだなということで市民の間でも話題になっております。正に企画振興部、工藤部長筆頭に、南部振興局、佐伯市、関係者の皆さんのお努力に感謝申し上げるとともに、大成功を期待しておるところであります。

ただ、正にツール・ド・佐伯にも付加価値がつきますし、今後、大会終わった後のレガシーをいかに活用するかという点、いかに観光振興につなげていくかというのも、これ佐伯市の課題であろうと思いますので、ちょっと観光振興にいかにつなげるかというところを、渡辺観光局長にもちょっと見解を伺いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

大友副議長 渡辺観光局長。

渡辺観光局長 お答えいたします。

ツール・ド・九州には、大会関係者、選手をはじめ、選手のサポートチーム、そして熱烈なファンの皆さんなど、大勢の方々が訪れます。宿泊、飲食、土産物購入などによる観光消費の拡大に期待しているところです。

また、今年もレースの模様はY o u T u b e 等を通じて国内外に配信される予定だと聞いております。

こうした現地への訪問や映像配信によりまして、日豊海岸を中心とした風光明媚な景色、佐伯市の食や文化などについて世界中の人人が知る絶好の機会になると考えております。

今回の開催を契機に、国内外に県南のサイクリルートや食、歴史をはじめとしたすばらしい観光資源をアピールすることは大変重要だと考えております。サイクル愛好者にとどまらず、多くの観光客が佐伯市を訪れ、景色や食を楽しんでもらえるよう、広域周遊コースの設定や観光消費を増やす仕組みの構築など、受け入れ体制の強化について、市や観光まちづくり佐伯など関係機関と一緒にやって取り組んでいきたいと

考えております。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。大成功を心より祈念いたしまして、私もゴールを見に行くようにしておりますので、よろしくお願ひいたします。

続いて、医療政策のほうに入ってまいります。

まず、R S ウィルス感染症の予防についてであります。

R S ウィルス感染症は、ウィルスの感染によって引き起こされる呼吸器感染症です。インフルエンザなどと同じく、感染症法上の5類感染症に規定されており、小児科定点把握対象疾患でもあります。生後1歳までに約50%以上が感染、2歳までにほぼ100%が感染します。症状としてはほぼ風邪と同様で、成人はほとんどが重症化することなく終わりますが、生後6か月未満では重症化しやすく、肺炎、無呼吸、急性脳症なども引き起こし、その後の気管支ぜんそくとの関係性も指摘されています。

日本では、年間12から14万人もの2歳未満の乳幼児がR S ウィルス感染症と診断され、そのうちの約3万人が入院を必要としています。基礎疾患の有無にかかわらず、重症化する乳幼児も多く、かつ、近年では流行期も定まっていないことなどから、その感染予防が求められています。

こうした状況から、国の開発優先度の高いワクチンに指定されてはいますが、乳幼児に有効なワクチン開発はなされていないというのが現状です。そこで、乳幼児に対する特効薬もない中、予防するために有効な手段として注目されているのが、妊婦さんに接種する母子免疫ワクチンです。臨床試験においても良好な結果が出ており、希望する妊婦さんは今でも産婦人科で接種できるそうです。

せっかく授かった大切な命を守ることはもちろん、安心して子どもを産み育てられる環境づくりという観点から、病院局とも連携を図りながら、R S ウィルス感染症に対する知識や予防するための母子免疫ワクチン接種の普及啓発に取り組むべきと考えます。

そこで、ワクチン接種の促進を含め、RSウイルス感染症の予防に県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

RSウイルスは、基礎疾患を持つ子どもなどが感染した場合には重症化のおそれがありますので、その予防や感染拡大防止が重要と考えます。このため県では、毎週、県内の発生動向を他の感染症と併せて公表しております、マスコミの協力もいただきながら県民への情報提供を行っております。

また、RSウイルス感染症に関する症状や感染経路、予防策、治療法などの情報を県のホームページに掲載いたしまして、広く周知しているところです。

平成30年度からは、県の医師会や小児科医会と協議の上、本県独自に流行期入りの基準を定め、医療機関や県民に向けて注意喚起を行っております。

御紹介のありました母子免疫ワクチンについては、昨年1月に薬事承認されたことを受けまして、ホームページで情報提供を行っているところです。

今後とも、こうした取組を通じまして、RSウイルス感染症の予防対策に努めてまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 まだまだこの病気そのものの存在知らない妊婦さんとか、当然お父さんのほうも知るべきだと思うんですけども、もうちょっと啓発は必要なのかなというふうに感じております。

そこで、RSウイルス感染症の特徴や、またこの母子免疫ワクチンの有用性、そして現場の状況というところを産婦人科専門医である佐藤病院局長にも見解をお伺いいたします。

大友副議長 佐藤病院局長。

佐藤病院局長 お答えいたします。

RSウイルス感染症は、今、議員御指摘いただきましたように、特に生後6か月未満で感染しますと、肺炎、急性脳症に発展しまして死亡あるいは重篤な脳後遺症、呼吸器系の合併症と

しましては長引くぜんそくということに結びついてくる疾患です。日本では年間20から80人が死亡しております、これは乳幼児ですけれども。人工呼吸器治療を要した乳幼児は約1,300人と、それから入院した乳幼児のうち約10%が集中治療を要するという報告がございます。

新生児、乳児への治療としましては、早産時、あるいは心臓病、免疫異常などの疾病を有する、いわゆる適応がある子どもさんにはモノクローナル抗体という治療があるんですけども、そもそも新生児や乳児、特に生後6か月未満という部分、この時期への感染の予防というのは、理論的にも妊娠婦さんにワクチンを接種して、出生した段階で、既に免疫機能が子どもさんに備わっているという状況にしたほうが理論的に正しいですし、大変重要な考え方を持っています。

このワクチンは、予防効果、あるいは母親、胎児への安全性、また生後の治療と比べた医療費という面からも、各学会、関連学会ですね、新生児学会、小児科学会、産科婦人科学会等々からは、妊娠婦へのRSウイルスワクチン接種は安全かつ有効な手段として提唱されておりまして、各学会で広報、啓発をしているという状況でございます。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 局長、ありがとうございます。

ちょっと部長に再質問をさせていただきます。約440万人、患者さん登録しました国内の病院請求データを用いて、RSウイルス感染症について調査した結果ですが、5歳までの間に感染して入院した患者さんが6,811人、そのうち1歳未満が3,899人で57.2%。入院平均費用、1歳以上が約29万円、それに對しまして1歳未満では約42万円となっていました。現在使用されている母子免疫ワクチン、アブリスボと言うそうですけれども、この接種費用の平均が全国平均、税込みでおよそ2万9,700円、約3万円であります。これは決して安いとは言えない金額でありますけれども、大切な命と健康を守るという最重要課題の解決、

そして大分県の医療費抑制という観点からも、普及啓発による母子免疫ワクチンの接種促進が必要と考えます。正に子育て満足度日本一の大分県として、本ワクチン接種に対する助成というものを、調査研究始めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

R Sウイルスに対する母子免疫ワクチンについては、現在、国の審議会において定期接種化を検討しているワクチンとして審議が継続中でございます。ワクチンの有効性や安全性については、さきほど病院局長の見解にもありましたように、一定程度の知見が得られているところと承知しております。

そして、今後ワクチンが定期接種に位置付けられました場合には、各市町村において実施体制を整備し、接種費用についても公費で負担されるという運びになることが見込まれております。

県といたしましては、この定期接種化に向けた国の審議が進行しているという現状も踏まえまして、その動向を注視していきたいというふうに考えております。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 積極的な調査研究をお願いしたいと思います。

今はまだ全国で17市町村の助成、約半額の助成を行っております。県として行っているというところはちょっとデータで私、見ないんですけども、既に17市町村が独自の半額支援というのを行っているという現状ありますので、しっかり国との情報を取りながら、よくよく考えていただきたいなと思います。お願ひいたします。

次の質問に行きます。人生会議の普及啓発であります。

本県では、令和2年7月8日に、豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例が施行されました。人生会議とは、もしものときに備えて、自分が望む医療やケアについて前もって考え、信頼できる人たちと話し合

い、共有する取組のことです。正式にはアドバンス・ケア・プランニングと呼ばれております。

例えば、突然の病気、事故で自分の意思が伝えられなくなったとき、家族や医療チームが、あなたならこう望むだろうと判断できるように、元気なうちから何げない時間に大事な方々と語り合っておく、そういうちょっと命に関わる重たいテーマでありますけれども、ただ、これは避けては通れないというところでございます。正に自分と家族の意思確認を行うということは、残される人たちのためにこそ、とても大切なことであると考えております。

県では、動画やリーフレット、記録シートを作成するほか、各地域でのセミナー開催などを通じ、普及啓発に努めていることは承知しておりますが、一方で、本年第1回定例会における麻生議員への答弁にもありましたように、県民における人生会議の認知度は非常にまだ低いなど、そのような現状がございます。

そこで、改めて条例を読み返しますと、第4条では、市町村職員等の人材育成に関することが定められています。これは、地域における普及啓発を効果的に進めるに当たり、市町村との連携を重要と捉えたものです。また、第5条、市町村等がおのれの創意工夫した普及啓発を行うよう努めるとされておりまして、県との連携はもとより、市町村の独自の普及啓発ということを期待しての条例であります。

この二つの条文が表しますように、より広範に各世代に普及啓発を行うには、市町村職員の理解の深まり、そして広がり、そして、各市町村が独自の普及啓発施策を展開することが望ましいわけですが、より一層県民への浸透を図るために、市町村での取組状況が条例の期待したものとなっていることが重要であると思います。

そこで、市町村とどのように連携し、人生会議の普及啓発を進めていこうと考えているのか、福祉保健部長にお伺いします。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 人生会議の普及啓発についてお答えいたします。

まず、人材育成については、令和4年度に市町村職員向けのセミナーを開催いたしまして、34人が参加したところです。また、昨年度からは医療・介護関係者を中心に設立されました人生会議を考える大分県民の会と連携いたしまして、現場での実践者や研修講師を養成する講座を開催しております。昨年度は大分市と臼杵市で実施いたしまして、市町村職員を含め51人を養成したところであり、今年度も4市町で実施しております。

次に、普及啓発については、令和3年度から毎年、県民向けセミナーを開催し、昨年度はオンラインと三つの市の会場のハイブリッド形式で計99人が参加いたしました。加えまして、県内全ての市町村が創意工夫した普及啓発に取り組んでいます。昨年度は、佐伯市がみどりに関する講演や寸劇などを盛り込みましたフォーラムを開催するなど、県全体では95回の啓発行事が実施され、延べ約3千人が参加いたしました。今年度は、県民の会を中心に、人生会議を学ぶ県民向け研修プログラムを作成中でございまして、各市町村の啓発事業等で活用する予定です。

今後とも、こうした取組を通じまして、市町村や関係機関と連携しながら人生会議の普及啓発を進めてまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。

当時、政策検討協議会で、この条例制定のときのメンバーだったんですが、どう進行状況をチェックするかという議論がありまして、それはそのときのメンバーがおのの、適時いいタイミングで一般質問等でチェックしたらいいんじゃないかと、そういう話もありましたので今回させていただきました。また時期が来ましたらほかのメンバーがするかもしれませんので、よろしくお願ひいたします。

続いて、病院薬剤師の確保についてあります。

県においては、病院勤務並びに行政機関勤務の薬剤師を確保するため、今年度より薬剤師確保対策事業を展開しております、その内容は

次の二つの支援策から成っています。一つは、薬剤師確保のための奨学金返還制度を既に運用している医療機関又は新設する医療機関に対して、その返還財源の一部を補助するものです。もう一つは、薬学部へ来春進学する生徒又は薬学部在学中の学生に対する修学資金ですが、これは貸与期間の1.5倍の年数、県内の医療機関等に勤務することを条件に、その返還を免除することとされています。

薬剤師不足は都市圏を除く全国で生じており、特に本県は県内に薬学部を有する大学がないことなどもあり、各医療機関での薬剤師不足は顕著な状況となっております。この状況に対して、薬剤師会、医師会からも、かねてより要望をいただいている中で、また我が会派からも要望させていただいた中で、実効性のある施策として本事業が今年度より展開されることは、県内の医療体制を維持、発展させていくためにも、将来にわたり重要な決断であり、心よりうれしく思っておると同時に、この場をお借りしまして、佐藤知事はじめ執行部の皆様、担当者の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございます。

本事業は、制度内容の性格上、利用者イコール薬剤師の確保数となる正に実効性のある施策であり、現在、医療機関、薬学部生からの申請がどれだけ寄せられているのか、非常に気にかかるところであります。また、多くの薬剤師を確保するためには、薬学部への進学を目指している高校生をいかに増やしていくかが大切であり、そのための幅広い周知策も重要であります。

そこで、本事業の利用状況及び利用者の増加に向けた取組を含め、薬剤師確保についてどのように進めていくのか、福祉保健部長に伺います。

大友副議長 首藤福祉保健部長。

首藤福祉保健部長 お答えいたします。

まず、奨学金返還支援制度については、現在26の病院が本制度を活用し、求職者へのリクルートを行っているところです。

今年度は4月に採用されました薬剤師2名が利用予定であります、来年度の採用予定者に

についても、既に2名の利用が見込まれております。

次に、修学資金貸与制度については、現役の薬学生が対象となります今年度分の貸与枠5名に対しまして、現時点で6名の申請を受け付けておりまして、今後面接等を通じまして11月頃に貸与者を決定する予定でございます。

高校3年生が対象となります来年度分についても、既に6件の申請相談を受けているところです。

制度の周知については、リーフレット等を全国の薬学部設置大学や県内の高校に配布いたしますとともに、直接出向いての説明も行っております。加えまして、県内就職をさらに促進するため、病院見学ツアーに併せ今年度から就職フェアも実施したところ、薬学生20名が参加いたしました。今後、福岡での学生向けイベントなども予定しております。

また、薬剤師の魅力発信に向け、新たに薬剤師不足が顕著な豊肥・西部地域において、高校生向けの仕事見学ツアーを開催しているところです。

こうした取組を通じまして、病院薬剤師の確保に努めてまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 非常に活用されている状況がうかがえました。できましたら、ちょっと中学生のほうも市町村教委とかと連携しながら周知していただくといいなと思うんですけども、最近の子しっかりしていますんで、結構早めに進路を決める子も多いと伺っていますし、正に中学生にも夢を諦めないで済むという環境があるよということの周知、お願いしたいと思います。

続いて、社会資本整備における諸課題であります。

まず、下水道の維持管理でございます。

今年1月28日に発生しました埼玉県八潮市における道路陥没事故、下水道管の破損が起因と言われております。犠牲となられたドライバーの方の救出ができないばかりか、御遺体を搬出できたのも事故発生から3か月後と、大変大規模な災害がありました。

この事故を契機に、国土交通省では検討委員会の設置、そして全国で約5千キロメートルあるとされる管口径2メートル以上の大口径管路の重点調査を行うことが決定されました。また、来年4月からは、道路の地下に管路を埋設した下水道事業者に対し、定期的に安全性を確認し、道路を維持管理する自治体に報告するよう義務づけるなど、下水道の管理状況などの情報を関係者間で共有し、事故の未然防止につなげるとしています。

下水道の整備は、市町村が事業主体であります。国道や県道に敷設する際は、道路を管理する国や県から占用許可を得る必要があります。今回の改正によりまして、管路の安全を確認するため、占用許可の期間を更新する際のほか、5年に1回、管路の安全性を確認した旨を報告させることとし、例えば本県の県道の下に市が敷設した場合、市は県に報告する義務が生じます。

改正前の省令では、適切な時期に点検や修繕など適切な維持管理を行うことを求めてはいましたけれども、点検結果の具体的な共有方法は定めていませんでした。そもそも地中に埋設された管路の老朽化は、上水、下水、雨水を問わず全国的にかねてより問題視されてきていましたけれども、そのほとんどの管理主体が市町村であることから、財源不足により点検すらもままならず、漏水や陥没など問題が生じてから更新するという現状がありました。

来年度から、この改正により、県が管理する道路に埋設されている全ての管路について、各管理者から報告を受けるようになりますけれども、適正な点検に基づいた報告となっているかどうかをはじめ、広域的な調整役としての重責を県が担うようになるものと考えます。

そこで、下水道の維持管理における県の役割についてどのようにお考えなのか、土木建築部長にお伺いいたします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

県内の下水道管は全長約4千キロメートルで、そのうち約36%の1,444キロメートルが

敷設30年を経過しており、今後、一層の老朽化が見込まれるため、その対策が急務です。

埼玉県の道路陥没事故を受けた全国特別重点調査では、大分、日田、中津の3市を対象に、現在急ぎ調査を進めているところです。

また、本年7月に一部改正された道路法施行規則では、占用物の安全性に関する報告体制が強化されるなど、事故を未然に防ぐためには下水道管の適正なマネジメントと道路管理者との連携が重要と認識しています。

そのため、市町村向け担当者会議を開催し、定期点検の確実な実施による腐食状況の把握や計画的な維持修繕を改めて要請したところです。加えて、点検調査結果の活用方法や水中ドローンなど先端技術を活用した維持管理の導入等、適宜、指導、助言を行っています。

他方、国や市町村などとつくる大分県道路メンテナンス会議内に、新たに地下占用物連絡会議を設置しました。こうした中で点検や補修履歴を共有し、下水道管の変状に早期に対応し、道路陥没防止につなげていきます。

今後も、国や市町村と連携を図りながら、水道管の適切な維持管理に努めてまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 大変、地中に埋まっているもんですから、まずどれだけ傷んでいるかという調査というのも大変なのも私も承知しております。また、管内のカメラも、そんなにどの業者も持っているわけではありませんし、管更生、管そのものをまたそのまま新しいものに更生していくという工法も、工法はたくさんありますけれども、実際施工する業者となるとそんなに多くはないという現状もございますので、ちょっと役割が増えるという部分でマンパワー等も心配ですけれども、取組のほうよろしくお願ひいたします。

次の質問にまいります。佐伯港の振興についてであります。

さきの第2回定例会において、佐伯港女島埠頭背後地拡充のための用地取得契約議案が上程され、可決していただきました。長年にわたる佐伯市と港湾関係団体の皆様の背後地の拡充を

求める要望が実りまして、大分県が用地を取得し、ヤード不足解消に向け大きな前進を見ることになり、佐伯港の将来に明るい光が差したかのようであります。御尽力いただいた佐藤知事はじめ、執行部、担当職員の皆様には、この場を借りて感謝申し上げます。ありがとうございました。

九州でも数少ない水深14メートル岸壁を擁する女島埠頭は、原木、バイオマス燃料を中心に需要が高まる中、貨物を仮置きする背後地に余裕がなく、本来であれば女島岸壁から出荷すべき貨物が他の港に回っていた現状がありました。多くは、宮崎県日向市の細島港に行っていたようですけれども。また宿毛佐伯フェリー航路が随分前に休止したということに加えまして、コロナの影響で、クルーズ船の誘致もしていたんですけどもクルーズ船の寄港もままならず、女島岸壁を中心に、佐伯港が持つポテンシャルを十分に生かし切れていない現状が長く続いております。

こうした中、今回、背後地が拡充されまして、貨物ストックヤードが整備されることにより、従来の原木やバイオマス燃料に加え、新たな貨物需要も期待でき、港湾事業者の活性化につながることはもとより、港を中心に発展してきた佐伯経済全体の底上げに期待する声も小さくありません。こうした効果の早期発現に向け、取得した用地の早期整備が求められます。

そこで、背後地の整備や活用の予定、クルーズ船誘致の見込みなど、佐伯港の振興に向け、どのように取り組んでいくのか、土木建築部長にお伺いします。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えします。

佐伯港は、九州有数の水深14メートル岸壁を有し、近年はバイオマス燃料の輸入や原木の輸出に利用されるなど、国際物流を担う重要な港湾です。

今回の用地取得により、埠頭全体の利便性が向上し、県南部の物流拠点として、より重要な役割を果たすものと期待しています。

今年度は、港湾関係者の意見を伺いながら、

取得した用地の造成設計を急ぎ進め、埠頭用地拡張工事の早期着工を目指します。

完成後は、原木置場等の既存利用にとどまらず、県や市、地元関係者で構成する佐伯港利活用促進部会を通じて新たな貨物需要の掘り起こしにも取り組み、産業面での一層の活用を進めていきます。

また、クルーズ船について、佐伯港では、過去最大となる約5万トンの飛鳥Ⅱが昨年9月に初寄港し、乗客770名の多くが市内を観光したところです。さらに大きな約11万トンのクルーズ船の寄港要請も受けており、今年度は出入港や係留に必要な安全対策を検討する予定です。引き続き、市の誘致活動を支援し、観光面での活用を図ってまいります。

今後も、市や地元関係者と歩調を合わせ、多面的な活用を図りながら佐伯港の振興に取り組んでまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 早期整備という言葉をいただきまして、大変安心しております。この用地の取得が決まって、大変喜んだ港湾関係者の皆様からはすぐに、いつから使えるんやと、すぐそういう話が来ていまして、それを今度一般質問するのでちょっと待ってくださいというところであります。大変早期着工ということを聞いて安心しました。ありがとうございます。

それでは、最後の質問にまいります。防災・減災機能を備えた道路整備についてであります。

佐伯港佐伯インターチェンジ連絡道路は、本県の広域道路ネットワーク計画路線に指定されている道路です。一方、佐伯弥生バイパスに未供用部分が残っており、現計画では佐伯港から津波被害想定の大きい市街地区域へのアクセスが脆弱なため、緊急輸送道路としての機能が発揮しにくいほか、大雨時の冠水被害や地震時の液状化が懸念される佐伯駅前を経由するようになっており、災害時に課題が残ります。

また、佐伯インターチェンジと佐伯市の防災拠点が隣接する佐伯堅田インターチェンジの間には、番匠川を渡る橋梁区間があり、地震によってこの区間が通れなかった場合の代替ルート

を確保しなければなりません。市街地から堅田インターチェンジに向かうには、必ず番匠川を渡らなければなりませんけれども、大型車両の通行が予想されるのは3橋。そのうちの県道佐伯蒲江線と接続する佐伯大橋は、経年劣化により、現在、佐伯市が架け替え事業に着手しているところであります。

現在の道路整備に関する計画は様々な課題が残る状況ではありますが、このことを悲観的に捉えるのではなく、現計画が、現在の社会情勢が求める防災・減災機能を備えた道路の役割を満たすものになっているかどうか、今こそ見直すチャンスだと思っております。

例えば、佐伯市の地域防災拠点は、堅田インターチェンジに隣接する佐伯市総合運動公園となっています。南海トラフ地震の特別強化地域に指定されている佐伯市の特性を考慮しますと、重要港湾である佐伯港と堅田インターチェンジをつなぐという発想もあり得ます。佐伯港と堅田インターチェンジの間には、津波被害が想定される市街地区域がございます。ルート次第では盛土施工により路体を高くすることにより、地域住民の垂直避難場所として、人命救助の機能はもとより、被災市街地への緊急輸送路としての機能を発揮するとともに、路体自体が防波堤の役割を果たすということも可能であります。

また、さきほど申し上げました佐伯市が架け替え事業を進めている佐伯大橋は、渡った先が県道佐伯蒲江線に接続しておりまして、こちらも、市街地から堅田インターチェンジに至る現状での最短ルートであります。架け替え事業が完了すれば番匠川を渡る最も安全な橋となることから、県道佐伯蒲江線においても、盛土施工により路体を高くすれば地域住民の垂直避難場所として活用できますし、浸水被害の影響を受けずに防災拠点と市街地をつなぐ、正に防災・減災機能を備えた道路ネットワークが構築されます。盛土施工には、東九州自動車道の4車線化工事で発生する残土の有効活用という利点もございます。

こうしたことを踏まえまして、佐伯市内における防災・減災機能を備えた道路整備を検討し

ていただきたいと考えますけれども、土木建築部長のお考えを伺います。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

佐伯港から国道217号、佐伯弥生バイパスを経由し、佐伯インターチェンジまでのルートは、大規模地震時の円滑な救援活動などを目的とした道路啓開計画の中で最優先啓開ルートに位置付けられ、緊急輸送体制を早期に確保することとしております。一方で、議員御提案の佐伯港と佐伯堅田インターチェンジを結ぶルートは、国道217号、佐伯弥生バイパスを補完し、災害時には重要な役割を果たすネットワークと考えています。

このため、本ルート上の番匠川に架かる橋梁については、定期的に健全度を調査し、必要に応じ補修工事を行うなど、災害に強い道路ネットワークの強化に努めているところです。

また、現在、橋の高さを上げるなど、防災上の観点も踏まえた佐伯大橋の架け替え設計を市が進めておりまして、県道佐伯蒲江線との円滑な接続についても連携して進めてまいります。

さらに、県道佐伯蒲江線は、その先の佐伯堅田インターチェンジへつながっており、道路幅が狭く、歩道の未整備区間も残るなど、現道にも課題があるため、その整備の在り方について検討していきます。

引き続き、佐伯地区の防災・減災機能向上に向けて、道路ネットワークの強化に取り組んでまいります。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 先般、佐伯市議会の建設経済常任委員会が地元選出の県議と意見交換をしたいということで行ってまいったんですが、その中で一番主要な点と私は捉えたんですけども、合併時からずっと要望している中で1ミリも動いていない事業が二つあって、一つは今日はあえて言いませんけれども、一つが番匠川河口橋であります。それは正直、私がそのとき市議会の皆さんと市の執行部にも申し上げたんですが、いわゆるB／Cを満たさないんと。そして、あるならばどうするかと。確かに、でもそこ

の橋は、部長、佐伯土木事務所長でいらっしゃったんでよくよく御存じだと思いますけれども、茶屋ヶ鼻橋も補完する道路で非常に重要ではあるんですけども、正に今私が提案させていただいたような前後の路線にちゃんとストーリーを持たせて、その機能がこうだからこの橋がいるんだと、そういう要望の仕方に変えないと、とにかく今の社会情勢に合わせて、多少位置は変わることもあるけれども、少し上流にずらして、前後の路線がこんだけ重要だから一体的な整備をお願いしたいというような発想の下、しっかり県、国と意見を交わして、市として主体的に動くべきじゃないですかというお話をさせていただきました。

それともう1点、今言ったのはある意味新規路線であります。さきほど言ったのが、今、大橋の架け替え事業をする。こちらは実際県道、佐伯蒲江線があります。地区からは、十数年前から池田トンネルをどうにかしてほしいと要望が出ていまして、実は佐伯蒲江線を防災機能を高めて池田トンネルもどうかしてくださいよという要望書を、今月の25日に佐伯土木事務所長に区長会と共に出しに行くようになっています。そういう動きを今、市とか地域とか、もっともっと積極的に、市として主体的にやってほしいことを国、県と議論して、共に前に進めていくような動きを市としてしたらどうですかというお話をやっと今始めたところであります。

以上のこと踏まえまして、佐伯土木事務所長時代から佐伯のことをしっかり取り組んできていた大友副議長に、今後、市として道路ネットワークいかに実現していくか、佐伯市にとって必要なことであるとか、今の部長というお立場で思うことであるとか、そういうことに關しての見解があればお聞かせ願いたいと思います。

大友副議長 小野土木建築部長。

小野土木建築部長 お答えいたします。

まず、番匠川河口橋についてでございますが、議員御指摘のとおり、事業規模が大きいこと、それから事業化に必要な費用対効果の確保が現在、今時点できていないことということで、

事業化早期着手する見込みが立っておりません。しかしながら、現在、現道の拡幅、例えば梶寄浦佐伯線の灘工区であるとか吹浦工区、そういった整備を進めているところであります、まずはそこを早期完成を努めていきたいというふうに考えております。

それから、さきほど道路の計画についてのお話がございました。社会インフラ、特に道路計画展開する上では、私も国や市町村との連携が極めて重要だと考えております。例えば交通ネットワークの構築においても、国県道に加えてやはり市道が機能してこそ、初めて利用者の満足度の向上につながっていくというふうに考えます。

このため、道路整備と社会インフラを計画する場合には、その利便性、経済性等は十分に精査いたしますが、あわせて、関係自治体と十分に情報共有を図りながら進めていくことが重要と考えています。

県といたしましても、今後もしっかりと国、市町村と連携を図りながら、利用者の目線に立ってインフラ整備を進めていきたいと考えております。

大友副議長 清田哲也議員。

清田議員 ありがとうございます。

県、国はもっと来てくれよという気持ちがあると伺っていますし、実際あんまり市のはうからは積極的に行っていなかったなという御意見も序内からも聞きますし、しっかり市議会も巻き込んで、道路ネットワークの整備に国、県、市で取り組んでいくよう私も尽力してまいりますので、今後も御指導のほうよろしくお願ひ申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

大友副議長 以上で清田哲也議員の質問及び答弁は終わりました。

これをもって一般質問及び質疑を終わります。

ただいま議案となっております各案のうち、第71号議案から第88号議案まで及び今回受理した請願2件は、お手元に配付の付託表及び請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

なお、他の委員会にも関連のある案については、合い議をお願いいたします。

—————→…←—————

| 付 託 表 | | |
|----------|--|--|
| 件 名 | | 付 託 委 員 会 |
| 第 71 号議案 | 令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号） | 総務企画 福祉保健生活環境 商工観光労働企業 農林水産 土木建築 文教警察 |
| 第 72 号議案 | 令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号） | 土木建築 |
| 第 73 号議案 | 工事請負契約の変更について | 総務企画 |
| 第 74 号議案 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第 75 号議案 | 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について | 総務企画 |
| 第 76 号議案 | 大分県使用料及び手数料条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第 77 号議案 | 大分県税条例の一部改正について | 総務企画 |

| | | |
|----------|---------------------------------------|----------|
| 第 78 号議案 | 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第 79 号議案 | 大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正について | 総務企画 |
| 第 80 号議案 | 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について | 福祉保健生活環境 |
| 第 81 号議案 | 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正について | 福祉保健生活環境 |
| 第 82 号議案 | 工事請負契約の変更について | 土木建築 |
| 第 83 号議案 | 損害賠償請求に関する和解をすることについて | 土木建築 |
| 第 84 号議案 | 物品の取得について | 文教警察 |
| 第 85 号議案 | 大分県立学校の設置に関する条例の一部改正について | 文教警察 |
| 第 86 号議案 | 工事請負契約の締結について | 文教警察 |
| 第 87 号議案 | 大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正について | 文教警察 |
| 第 88 号議案 | 警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について | 文教警察 |

日程第2 特別委員会設置の件

大友副議長 日程第2、特別委員会設置の件を議題とします。

特別委員会設置要求書

次のとおり特別委員会を設置されるよう会議規則第66条の規定により要求します。

記

1、名称

決算特別委員会

2、目的

令和6年度決算審査のため

3、期間

令和7年9月16日から令和7年12月31

日まで

4、付託する事件

第89号議案から第102号議案まで

5、委員の数

21人

令和7年9月16日

発議者 大分県議会議員 御手洗吉生

〃 〃 志村 學

〃 〃 中野 哲朗

〃 〃 阿部 長夫
〃 〃 森 誠一
〃 〃 井上 明夫
〃 〃 古手川正治
〃 〃 麻生 栄作
〃 〃 吉村 尚久
〃 〃 木田 昇
〃 〃 二ノ宮健治
〃 〃 玉田 輝義
〃 〃 戸高 賢史

大分県議会議長 嶋 幸一 殿

大友副議長 御手洗吉生議員外12名の議員から、お手元に配付のとおり特別委員会設置要求書が提出されました。

お諮りします。要求書のとおり決算特別委員会を設置し、第89号議案から第102号議案までを付託の上、期間中、継続審査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、要求書のとおり決算特別委員会を設置し、第89号議案から第102号議案までを

付託の上、期間中、継続審査に付することに決定しました。

- …←
- 第 89号議案 令和6年度大分県病院事業会計利益の処分及び決算の認定について
第 90号議案 令和6年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について
第 91号議案 令和6年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
第 92号議案 令和6年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について
第 93号議案 令和6年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について
第 94号議案 令和6年度大分県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 95号議案 令和6年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について
第 96号議案 令和6年度大分県中小企業設備導入資金特別会計歳入歳出決算の認定について
第 97号議案 令和6年度大分県流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第 98号議案 令和6年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
第 99号議案 令和6年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について
第100号議案 令和6年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第101号議案 令和6年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第102号議案 令和6年度大分県港湾施設整

備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

→…←

大友副議長 お諮りします。ただいま設置された決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の委員氏名表のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した21名の議員を決算特別委員に選任することに決定しました。

→…←

決算特別委員会委員氏名表

| | | |
|---|----|-----|
| 志 | 村 | 学 |
| 樹 | 田 | 貢 |
| 穴 | 見 | 憲 昭 |
| 岡 | 野 | 涼 子 |
| 首 | 藤 | 健二郎 |
| 今 | 吉 | 次 郎 |
| 阿 | 部 | 長 夫 |
| 森 | 誠 | 一 次 |
| 木 | 付 | 親 次 |
| 三 | 浦 | 正 臣 |
| 麻 | 生 | 栄 作 |
| 阿 | 部 | 英 仁 |
| 御 | 手洗 | 朋 宏 |
| 福 | 崎 | 智 幸 |
| 吉 | 村 | 尚 久 |
| 若 | 山 | 敏 昇 |
| 木 | 田 | 昇 広 |
| 澤 | 田 | 友 広 |
| 戸 | 高 | 賢 史 |
| 猿 | 渡 | 久 子 |
| 佐 | 藤 | 之 則 |

→…←

大友副議長 なお、決算特別委員会は、委員長及び副委員長互選のため、本日の本会議終了後、引き続き議場において委員会を開催願います。

→…←

大友副議長 以上をもって本日の議事日程は終わりました。

お諮りします。17日、18日及び19日は常任委員会のため、22日は議事整理のため、それぞれ休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

大友副議長 御異議なしと認めます。

よって、17日、18日、19日及び22日は休会と決定しました。

なお、20日、21日及び23日は、県の休日のため休会とします。

次会は、24日定刻より開きます。日程は、決定次第、通知します。

――――→…←――――
大友副議長 本日は、これをもって散会します。
お疲れさまでした。

午後2時57分 散会

令和7年第3回大分県議会定例会会議録（第6号）

令和7年9月24日（水曜日）

議事日程第6号

令和7年9月24日

午前10時開議

- 第1 第71号議案から第88号議案まで及び
請願12、13
(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、
採決)
- 第2 第103号議案、第104号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決)
- 第3 議員提出第9号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、採
決)
- 第4 議員派遣の件
- 第5 閉会中の継続調査の件

本日の会議に付した案件

- 日程第1 第71号議案から第88号議案まで
及び請願12、13
(議題、常任委員長の報告、質疑、
討論、採決)
- 日程第2 第103号議案、第104号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決)
- 日程第3 議員提出第9号議案
(議題、提出者の説明、質疑、討論、
採決)
- 日程第4 議員派遣の件
- 日程第5 閉会中の継続調査の件

出席議員 42名

- | | |
|---------|-----------|
| 議長 嶋 幸一 | 副議長 大友 栄二 |
| 志村 学 | 御手洗吉生 |
| 舛田 貢 | 穴見 憲昭 |
| 岡野 涼子 | 中野 哲朗 |
| 宮成公一郎 | 首藤健二郎 |

| | |
|-------|-------|
| 清田 哲也 | 今吉 次郎 |
| 阿部 長夫 | 小川 克己 |
| 太田 正美 | 後藤慎太郎 |
| 森 誠一 | 木付 親次 |
| 三浦 正臣 | 古手川正治 |
| 元吉 俊博 | 麻生 栄作 |
| 阿部 英仁 | 御手洗朋宏 |
| 福崎 智幸 | 吉村 尚久 |
| 若山 雅敏 | 成迫 健児 |
| 高橋 肇 | 木田 昇 |
| 二ノ宮健治 | 守永 信幸 |
| 原田 孝司 | 玉田 輝義 |
| 澤田 友広 | 吉村 哲彦 |
| 戸高 賢史 | 猿渡 久子 |
| 堤 栄三 | 末宗 秀雄 |
| 佐藤 之則 | 三浦 由紀 |

欠席議員 1名

井上 明夫

出席した県側関係者

| | |
|--------------|-------|
| 知事 | 佐藤樹一郎 |
| 副知事 | 尾野 賢治 |
| 副知事 | 桑田龍太郎 |
| 教育長 | 山田 雅文 |
| 公安委員長 | 久家 里三 |
| 人事委員長 | 和田 久継 |
| 代表監査委員 | 長谷尾雅通 |
| 総務部長 | 若林 拓 |
| 企画振興部長 | 工藤 哲史 |
| 企業局長 | 渡辺 淳一 |
| 病院局長 | 佐藤 昌司 |
| 警察本部長 | 幡野 徹 |
| 福祉保健部長 | 首藤 丈彦 |
| 生活環境部長 | 首藤 圭 |
| 商工観光労働部長 | 小田切未来 |
| 農林水産部長 | 渕野 勇 |
| 土木建築部長 | 小野 克也 |
| 会計管理者兼会計管理局長 | 馬場真由美 |

| | |
|-----------|-------|
| 交通政策局長 | 嶋川 智尉 |
| 防災局長 | 藤川 将護 |
| 観光局長 | 渡辺 修武 |
| 労働委員会事務局長 | 一丸 淳司 |
| 財政課長 | 小野 宏 |
| 知事室長 | 姫野 智代 |

午前10時 開議

鳴議長 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

→…←

諸般の報告

鳴議長 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

去る16日に設置した決算特別委員会の委員長に森誠一議員が、副委員長に阿部長夫議員が互選されました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、8月の例月出納検査の結果について、文書をもって報告がありました。

なお、調書は朗読を省略します。

以上、報告を終わります。

→…←

鳴議長 本日の議事は、議事日程第6号により行います。

→…←

日程第1 第71号議案から第88号議案まで及び請願12、13

(議題、常任委員長の報告、質疑、討論、採決)

鳴議長 日程第1、日程第1の各案件を一括議題とし、これより各常任委員長の報告を求めます。福祉保健生活環境委員長今吉次郎議員。

[今吉議員登壇]

今吉福祉保健生活環境委員長 おはようございます。

福祉保健生活環境委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案3件及び請願2件であります。

委員会は、去る17日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分については、賛成多数をもって、第80号議案児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について及び第81号議案大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正については、全会一致をもって、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願12最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出について及び請願13高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めることについては、いずれも賛成少数をもって不採択とすべきものと決定いたしました。

以上をもって福祉保健生活環境委員会の報告といたします。

鳴議長 商工観光労働企業委員長小川克己議員。

[小川議員登壇]

小川商工観光労働企業委員長 おはようございます。

商工観光労働企業委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る17日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと賛成多数をもって決定いたしました。

以上をもって商工観光労働企業委員会の報告といたします。

鳴議長 農林水産委員長森誠一議員。

[森議員登壇]

森農林水産委員長 おはようございます。

農林水産委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案1件であります。

委員会は、去る17日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって農林水産委員会の報告といたします。

鳴議長 土木建築委員長阿部長夫議員。

〔阿部（長）議員登壇〕

阿部（長）土木建築委員長 おはようございます。

土木建築委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案4件であります。

委員会は、去る18日に開催し、部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分について、第72号議案令和7年度大分県港湾施設整備事業特別会計補正予算（第1号）、第82号議案工事請負契約の変更について及び第83号議案損害賠償請求に関する和解をすることについては、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

以上をもって土木建築委員会の報告といたします。

鳴議長 文教警察委員長清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田文教警察委員長 おはようございます。

文教警察委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案6件であります。

委員会は、去る18日に開催し、教育長及び警察本部長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分、第84号議案物品の取得について、第85号議案大分県立学校の設置に関

する条例の一部改正について、第86号議案工事請負契約の締結について、第87号議案大分県警察の警察官等に対する支給品及び貸与品に関する条例の一部改正について及び第88号議案警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正について、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定いたしました。

なお、第85号議案については、総務企画委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にいたしました。

以上をもって文教警察委員会の報告といたします。

鳴議長 総務企画委員長太田正美議員。

〔太田議員登壇〕

太田総務企画委員長 おはようございます。

総務企画委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会で審査いたしました案件は、今回、付託を受けました議案8件であります。

委員会は、去る9月18日に開催し、部局長ほか関係者の出席説明を求め、慎重に審査いたしました結果、第71号議案令和7年度大分県一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会関係部分、第73号議案工事請負契約の変更について、第74号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、第75号議案職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について、第76号議案大分県使用料及び手数料条例の一部改正について、第77号議案大分県税条例の一部改正について、第78号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について及び第79号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正については、原案のとおり可決すべきものと、いずれも全会一致をもって決定しました。

なお、第75号議案については、福祉保健生活環境委員会、商工観光労働企業委員会、文教警察委員会に、また、第76号議案については、土木建築委員会に合い議し、その結果をも審査の参考にいたしました。

以上をもって総務企画委員会の報告といたします。

ます。

嶋議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結し、これより討論に入れます。

発言の通告がありますので、順次これを許します。堤栄三議員。

〔堤議員登壇〕

堤議員 おはようございます。日本共産党の堤でございます。

今回、第71号議案2025年度大分県一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

今回の9月補正予算案には、賃上げ及び人手不足対策としての予算も計上されており、賛成できる部分もありますが、病院の病床削減を推進するための予算等が含まれていますので反対いたします。

補正予算案には、県発注の委託業務において労務単価の上昇に応じて賃金を引き上げる賃金スライド制度の導入や、地域あんしん給油所推進事業など、労働者の賃金引上げや地域の利便性維持のための予算等も含まれています。また、中小企業等業務改善支援事業として3,750万円の補正予算も組まれていますが、私が一般質問でも指摘したように、圧倒的な中小企業にはその事業が使いにくく、これまで僅かな申請等となっています。県独自の助成額を講じて支援することが必要であり、その拡充を求めるものであります。

しかし、問題なのは、一般質問でも指摘しましたが、地域医療構想の下、病床数の削減を行うことです。

国は2014年、看護師配置が手厚く医療費のかかる高度急性期・急性期病床を削減し、また、入院から在宅や介護施設へ誘導することで安上がりの医療体制にすることを目的とした制度を導入し、都道府県に地域医療構想を策定させています。2025年度末を目標に、病床全体で2015年の125万床から119万床に、高度急性期と急性期では、合わせて76万5千

床から53万1千床に減らすべく進めています。

2025年には、病床全体の削減目標は達成見込みとされていますが、高度急性期・急性期病床は思惑どおりには減らず、2023年度時点で、なお15万4千床の削減が迫られています。さらに慢性期病床も1万9千床の削減が必要とされる一方で、回復期病床は必要量の54%しかなく、17万床の増床が必要とされています。

診療報酬の抑制により、病院の約6割が赤字経営に陥り、半数は破綻懸念先とされる中で、病院の統廃合は進み、地域医療の崩壊が深刻化しています。ここで自公維新が進める11万床もの大規模削減を強行すれば、医療崩壊は一層加速しかねません。急性期医療の削減も強く危惧されます。

現在、全国的に病床削減を行う医療機関に対し、削減1床当たり400万円超を給付する病床数適正化支援事業への申請が殺到しており、対象が5万4千床に上っています。赤字病院にとって、経営難を乗り切るために喉から手が出るような金額で、国の想定の7.7倍という申込み状況です。病床削減によって地域医療を切り縮める政策を中止し、むしろ拡充こそ転換すべきであります。

また、決算剰余金の一部を財源に、企業立地促進等基金積立金として10億円が補正計上されています。企業誘致は必要と考えますが、令和4年から6年度にかけて、大企業に34件、8億3,093万円、中小企業に35件、8億7,493万円の助成が行われています。体力のある大企業に助成することはやめて、疲弊している県内の中小企業にこそ支援策としての事業を組むべきであります。決算剰余金は不用額と節減の結果でもありますが、事業を精査し、無駄なものは予算化せず、暮らしや中小事業者支援にこそ回すべきと求め討論とします。

以上、補正予算に対する討論を終わります。

(拍手)

嶋議長 猿渡久子議員。

〔猿渡議員登壇〕

猿渡議員 日本共産党の猿渡久子です。賛成の

立場から討論を行います。

まず、第74号議案行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正については、個人番号を利用する独自利用事務等について、主務省令で定められたことにより重複することとなった事務等を条例から削除するものです。主務省令で規定されることにより、個人番号の利用・情報連携を可能とする内容です。

また、第79号議案大分県住民基本台帳法施行条例の一部改正については、住民基本台帳ネットワークシステム利用事務について、さきほどと同様に省令で定められた事務を条例から削除するものです。

両議案とも個人情報が外部に流出しないよう厳重な管理と操作を行うことを要望し、賛成といたします。

続いて、二つの請願について、委員長から不採択との報告がありましたが、採択を強く求める立場から討論を行います。

まず、請願12最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出についてです。

今年6月27日、最高裁判所は、2013年から2015年にかけて行った生活保護法の生活扶助費の引下げは、違法であるとの判決を言い渡しました。それから3か月が経過しようとしていますが、厚生労働大臣は、いまだ謝罪すらしていません。本請願は、一刻も早い解決に向け、生活保護基準を引下げ前の2012年時点に戻すことなどを求めるものです。

にもかかわらず、専門委員会を設置し、あたかも結果を先送りするかのような対応は、三権分立を揺るがす前代未聞の事態です。しかも、結論は未定とする無責任な態度では、12年間にわたり全国31件の訴訟で苦労を重ねてきた原告の努力は一体何だったのかと言わざるを得ません。

さらに、生活保護基準は、最低賃金や就学援助、地方税の非課税限度額など、およそ50もの制度と連動しており、生活保護受給者にとどまらず、多くの国民生活に大きな影響を及ぼし

ています。こうした点を十分に考慮し、本請願を採択いただくよう求めます。

次に、請願13高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求めることがあります。

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度は、今年8月15日時点で全国475市町村において実施されています。この時点で助成制度を実施する市町村が一つもない県は、本県を含む4県にとどまります。現在開会中の豊後高田市議会では、高齢者の補聴器購入費への補助事業が提案されていることですが、本県において助成事業の導入が遅れているからこそ、県として取組が必要だと考えます。

国際アルツハイマー会議において、ランセット国際委員会は、認知症の約35%は予防可能な九つの要因により起こると考えられる。その中で、難聴が最大の危険因子であると発表しています。また、厚生労働省が2015年に策定した認知症施策推進総合戦略においても、難聴は危険因子の一つに位置付けられています。私たち日本共産党県議団は、8月26日に上京し、厚生労働省と本件について協議しました。その際、厚生労働省の担当者からは、加齢性を含む難聴者が適切に補聴器を使用し、日常生活や社会生活を自立して送れるようにすることは重要であるとの回答を得ています。

外出や、人との交流を通じたコミュニケーションは、介護予防の観点からも重要です。本県も通いの場を重視して取り組んでいますが、その前提として、片耳でおおむね15万円から30万円と高額な補聴器に対し、公的補助を実施し、聞こえることを保障することは欠かせません。これは、住民の福祉の増進を図ることを基本とするという地方自治法の理念にも沿うものです。

以上の理由から、本請願を採択いただくよう求めます。（拍手）

嶋議長 以上で通告による討論は終わりました。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

まず、第72号議案から第88号議案までに

について採決します。

各案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は、委員長の報告のとおり可決しました。

次に、第71号議案について、起立により採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鳴議長 起立多数であります。

よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願12について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鳴議長 起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

次に、請願13について、起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります、採択について採決します。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

鳴議長 起立少数であります。

よって、本請願は、不採択とすることに決定しました。

————→…←————
日程第2 第103号議案、第104号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

鳴議長 日程第2、第103号議案及び第10

4号議案を議題とします。

————→…←————
第103号議案 監査委員の選任について
第104号議案 土地利用審査会委員の任命について
————→…←————

鳴議長 提出者の説明を求めます。佐藤知事。

〔佐藤知事登壇〕

佐藤知事 おはようございます。

ただいま上程されました人事議案について説明申し上げます。

第103号議案監査委員の選任については、長谷尾雅通氏の任期が来る9月30日で満了するため、同氏を再任することについて、第104号議案土地利用審査会委員の任命については、同委員の任期が来る10月31日で満了するため、足立高行氏、亀野辰三氏、木上雄二氏、栗屋しおぶ氏及び長紗恵子氏を再任し、安藤善之氏及び佐藤裕子氏を新たに任命することについて、それぞれ議会の同意をお願いするものでございます。

何とぞ慎重御審議の上、御賛同いただきますようにお願い申し上げます。

鳴議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

鳴議長 別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。各案は、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、各案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入れます。

各案は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、各案はこれに同意することに決定し

ました。

日程第3 議員提出第9号議案

(議題、提出者の説明、質疑、討論、採決)

鳴議長 日程第3、議員提出第9号議案を議題とします。

議員提出第9号議案 私学助成制度の充実強化等を求める意見書

鳴議長 提出者の説明を求めます。清田哲也議員。

〔清田議員登壇〕

清田議員 ただいま議題となった議員提出第9号議案私学助成制度の充実強化等を求める意見書の提案理由を説明します。

私立学校は、建学の精神に基づき、時代や社会の要請に応じた特色ある質の高い教育を展開し、公教育の発展に大きな役割を果たしています。

現在、私立学校は、少子化の急速な進行など様々な課題を抱えています。

そのような中、教員の維持・確保に必要な経費の増大、障がいのある生徒の介助者やＩＣＴ支援員などの充実、ＩＣＴ環境の整備に加え、学校施設の耐震化・高機能化や学校運営への多様なニーズへの対応、グローバル人材育成への対応など様々な課題解決を迫られており、支援の拡充が必要であるとともに、就学支援制度の拡充、とりわけ中学生に対する就学支援制度の創設により、保護者負担を軽減する必要があります。

こうした課題の解決には、国による全面的な財政支援及び制度の整備が不可欠であります。

よって、国会及び政府に対しまして、私学助成に係る国家補助制度をはじめとする様々な支援の一層の充実強化を図るよう、強く要望するものです。

案文はお手元に配付していますので、朗読は省略します。

以上で説明を終わります。御賛同いただきま

すようよろしくお願ひいたします。

鳴議長 以上で提出者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

別に御質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結し、これより採決に入ります。

議員提出第9号議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議員派遣の件

鳴議長 日程第4、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣

その1

1 目的

出前県議会出席のため

2 場所

竹田市

3 期間

令和7年10月17日

4 派遣議員

中野哲朗、宮成公一郎、清田哲也、今吉次郎、小川克己、森誠一、大友栄二、若山雅敏、木田昇、守永信幸、玉田輝義、吉村哲彦、猿渡久子、佐藤之則、三浦由紀

その2

1 目的

議員出前講座出席のため

2 場所

国東市

3 期間

令和7年11月6日

4 派遣議員

木付親次、猿渡久子

→…←
鳴議長 お諮りします。会議規則第125条第1項の規定により、お手元に配付のとおり各議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付のとおり各議員を派遣することに決定しました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容について、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第5 閉会中の継続調査の件

鳴議長 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題とします。

→…←
閉会中における常任委員会、議会運営委員会の継続調査事件

総務企画委員会

- 1、職員の進退及び身分に関する事項について
- 2、県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項について
- 3、市町村その他公共団体の行政一般に関する事項について
- 4、条例の立案に関する事項について
- 5、デジタル政策の推進に関する事項について
- 6、学事に関する事項について
- 7、県行政の総合企画及び総合調整に関する

事項について

- 8、国際交流及び文化振興に関する事項について
- 9、広報及び統計に関する事項について
- 10、地域振興及び交通対策に関する事項について
- 11、出納及び財産の取得管理に関する事項について
- 12、他の委員会に属さない事項について
福祉保健生活環境委員会
- 1、社会福祉に関する事項について
- 2、保健衛生に関する事項について
- 3、社会保障に関する事項について
- 4、県民生活に関する事項について
- 5、環境衛生、環境保全及び公害に関する事項について
- 6、男女共同参画及び青少年に関する事項について
- 7、災害対策、消防防災及び交通安全に関する事項について
- 8、県の病院事業に関する事項について
商工観光労働企業委員会

- 1、商業に関する事項について
- 2、工・鉱業に関する事項について
- 3、観光に関する事項について
- 4、労働に関する事項について
- 5、先端技術に関する事項について
- 6、電気事業及び工業用水道事業に関する事項について

農林水産委員会

- 1、農業に関する事項について
- 2、林業に関する事項について
- 3、水産業に関する事項について

土木建築委員会

- 1、道路及び河川に関する事項について
- 2、都市計画に関する事項について
- 3、住宅及び建築に関する事項について
- 4、港湾その他土木に関する事項について

文教警察委員会

- 1、市町村教育委員会への助言に関する事項について
- 2、県立学校の施設及び設備の充実に関する

事項について

- 3、教職員の定数及び勤務条件に関する事項について
- 4、義務教育及び高校教育に関する事項について
- 5、へき地教育及び特別支援教育の振興に関する事項について
- 6、社会教育及び体育の振興に関する事項について
- 7、文化財の保護に関する事項について
- 8、治安及び交通安全対策に関する事項について

議会運営委員会

- 1、議会の運営に関する事項について
- 2、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
- 3、議長の諮問に関する事項について

→…←

鳴議長 各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

鳴議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

→…←

鳴議長 以上をもって今期定例会に付議された諸案件は全て議了しました。

→…←

鳴議長 これをもって令和7年第3回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前10時32分 閉会

| 請願 | | | |
|--|----------|---|----|
| 受理番号 | 受理年月日 | 提出者の住所及び氏名 | |
| 12 | 令和7年9月2日 | 大分市古ヶ鶴1丁目4番3号 全国生活と健康を守る会大分県連合会 会長 福間健治 | |
| 件名及び要旨 | | | |
| 最高裁判決に従い生活保護制度の充実を求める意見書の提出について | | | |
| <p>令和7年6月27日、最高裁判所は、生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟において、厚生労働大臣が平成25年から平成27年にかけて行った生活保護法の生活扶助費の引下げは違法であるとの判決を言い渡した。しかし、生活保護利用者の十余年にわたる困苦はすぐに解消されることにはならないため、一刻でも早い解消に向けた行政上の措置を求める。</p> <p>生活扶助費は平均6.5パーセント、最大10パーセントと大幅な減額となり、その影響が十余年間続いた上に、現在の物価高騰及び猛暑の激化で生活保護利用者の生活は非常に困難になっている。その結果、長期にわたって生存権が侵害され続けており、もはや放置することは許されない。</p> <p>生活保護基準は、保護基準を第1・十分位層（所得階層を十等分して一番低い層）との比較を考慮して決めるとなれば、際限のない基準引下げとなることは明らかである。令和10年の基準改定に向けて、早期に論議を開始して、叡智を集めた方式となるように求める。</p> <p>よって、次の事項について国に意見書を提出していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護基準引下げ処分取消等請求訴訟において、原告勝訴判決を受け入れ、基準を引下げ前の平成24年時点に戻すこと。 2 近年の物価高騰に見合う10パーセント以上の大幅な基準引上げを行うこと。 3 次回基準改定は、際限のない基準引下げを招く第1・十分位と消費支出を比較する手法は改め、健康で文化的な生活水準を保障することのできる新たな方法で行うこと。 | | | |
| 紹介議員氏名 | 付託委員会 | 結果 | 備考 |
| 猿渡久子 堤栄三 | 福祉保健生活環境 | 不採択 | |

| 請願 | | |
|---|-------------------|--|
| 受理番号 | 受理年月日 | 提出者の住所及び氏名 |
| 13 | 令和7年9月4日 | 大分市古ヶ鶴1-4-1 大分県医療生協内 大分県高齢期運動連絡会 会長 河村哲夫ほか2人 |
| 件名及び要旨 | | |
| 高齢者の聴力検査・検診及び加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める ことについて | | |
| <p>少子高齢化社会に突入した日本社会の活性化には、これまで以上に高齢者の社会参加が必要である。しかし、加齢性難聴は、日常生活が不便になりコミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす要因となり、鬱状態や認知症の危険因子となっている。</p> <p>日本の難聴者率は欧米諸国と大差はないが、補聴器の普及率については、既に補聴器購入に対する公的補助制度が確立している欧米諸国に比べて極めて低い。2022年に日本補聴器工業会が行った調査によると、イギリス53%、フランス46%、ドイツ41%に比べて日本は15.2%にすぎず、普及率の低さは、補聴器価格が片耳当たりおおむね10万円から30万円と高額で、保険適用がなく全額自己負担であることが原因として考えられる。</p> <p>高齢になっても生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごすことができれば、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる。については、以下の事項を要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 加齢性難聴は本人が気づきにくいため、聴力検査・検診制度を創設すること。 2 補聴器を使い続けるための支援策として、耳鼻咽喉学会が認定した補聴器相談医を大分県内全ての市町村に配置するとともに、相談医に受診できるよう周知すること。 3 加齢性難聴者の補聴器購入に対する大分県独自の公的補助制度を創設すること。 4 国に対して、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を要請すること。 | | |
| 紹介議員氏名 | | |
| 猿渡久子 堤栄三 | 付託委員会 福祉保健生活環境 | 結果 不採択 |
| 備考 | | |